

平成 7 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

我が国の消防は、昭和23年に消防組織法の施行により自治体消防として発足して以来、半世紀近い年月が流れましたが、この間、その組織、施設、装備の充実が図られ、活動も火災予防、警防はもちろん、救急、救助から地震、風水害への対応まで広範囲にわたり、国民生活の基盤となる安全の確保に大きな役割を果たすとともに、海外への国際消防救助隊の派遣など、国際協力にも寄与してきている。

その一方で、平成6年10月の北海道東方沖地震、12月の三陸はるか沖地震、平成7年1月には戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災など大規模な災害の発生は依然として後を絶たず、また、地下鉄サリン事件でも見られたように、災害の態様は複雑多様化の一途をたどっている。

こうした中で、防災に対する国民の関心はかつてないほどの高まりを見せており、消防防災体制の充実等、災害に強い安全なまちづくりに積極的に取り組むことが強く求められている。

今年の白書は、第1部において、阪神・淡路大震災の被害の実態と消防機関等の活動状況及び震災を踏まえて講じた措置と今後の課題について記述し、また、第2部においては、火災をはじめとする各種の災害の実態や消防防災行政の現況と課題等について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成7年12月

消 防 庁

目 次

第 1 部 阪神・淡路大震災について

第 1 章 災 害 の 概 要	1
第 1 節 被害の実態	1
1 人 的 被 害	2
2 建 物 被 害	4
(1) 住 家 被 害	5
(2) 非住家建物等	5
3 交通機関等の被害	6
(1) 交 通 機 関	6
(2) ライフライン	6
(3) そ の 他	6
4 危険物施設の被害	7
5 液状化による被害	7
6 火 災	7
(1) 火 災 原 因	8
(2) 焼 失 面 積	8
第 2 節 消防庁の対応	9
第 3 節 消防機関等の活動	11
1 被災地域の消防本部の活動	11
(1) 初動期の状況	11

- (2) 消 火 活 動.....11
- (3) 救 助 活 動.....11
- (4) 救 急 活 動.....12
- 2 消防広域応援活動.....12
- 3 広域航空消防応援活動.....13
- 4 消防団の活動.....13
- 5 石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動.....13
- 6 自主防災組織の活動.....13
- 7 ボランティア活動.....14
- 第4節 被災地への緊急支援活動**.....15
 - 1 初 動 状 況.....15
 - 2 各都道府県の協力に関する窓口の設置.....15
 - 3 応 援 調 整.....15
 - (1) 物資等の搬送.....16
 - (2) 人 的 応 援.....17
 - 4 緊急輸送車両.....18
 - 5 二次災害防止対策.....19
 - 6 被災者の受入れ.....20
 - 7 被災地域への応援等に係る財政措置.....21
 - (1) 特別交付税.....21
 - (2) 消防広域応援交付金.....21
- 第2章 震災を踏まえて講じた措置と今後の課題**23
 - 第1節 講じた措置**.....23
 - 1 法 律 の 整 備.....23
 - (1) 災害対策基本法の一部改正.....23
 - (2) 地震防災対策特別措置法の制定.....23
 - 2 防災基本計画の修正.....24
 - 3 地域防災計画の見直し.....24

- 4 消防施設・設備の整備.....25
- 5 緊急消防援助隊の創設.....25
- 第2節 今後の課題**.....26
 - 1 防災基盤等の整備.....26
 - 2 消防力の充実・強化.....27
 - (1) 消防力の充実.....27
 - (2) 消防水利の多様化.....27
 - (3) 消防団の活性化.....27
 - 3 情報通信体制の充実.....27
 - 4 初動体制の整備.....28
 - 5 広域応援体制の整備.....28
 - 6 自主防災活動の推進とボランティアの育成等.....28
 - (1) 防災意識の高揚と防災訓練への参加促進.....28
 - (2) ボランティア活動の環境整備.....28

第2部 消防防災行政の現況と課題

- 第1章 火災等の災害対策**.....31
 - 第1節 火災予防**.....31
 - [火災の現況と最近の動向]31
 - 1 出 火 状 況.....33
 - (1) 出火件数は増加、1日当たり173件出火33
 - (2) 全火災における建物火災の割合は54.5%.....34
 - (3) 春季に火災が多い.....34
 - (4) 出火率は5.134
 - (5) 火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消火用具36
 - 2 死 者 の 状 況.....37

- (1) 1日当たりの火災による死者は5.2人38
- (2) 死者発生率は、1.64人（人口10万人当たり）38
- (3) 火災による死者は冬と夜中に多い39
- (4) 死因は火傷が49.2%、中毒・窒息が39.5%44
- (5) 建物火災による死者の死者総数に対する割合は増加44
- (6) 逃げ遅れによる死者が約7割44
- (7) 建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災1件
当たり1.22人44
- (8) 建物火災による死者の約9割が住宅火災で発生44
- (9) 住宅火災による死者は依然として多い45
- (10) 1件で3人以上の死者を出した火災50
- (11) 放火自殺者は減少、死者総数の32.9%50
- 3 損 害 額51
- 4 出 火 原 因53
 - (1) 「たき火」による火災が第1位、「火あそび」による火
災は減少53
 - (2) 「たばこ」による火災は増加55
 - (3) 「放火」及び「放火の疑い」による火災は3年連続の
1万件台55
 - (4) 「こんろ」による火災は減少56
 - (5) 「ストーブ」による火災は1件当たりの損害額増加58
 - (6) 着火物は前年同様「枯草」が首位58
- 5 火災種別ごとの状況58
 - (1) 建 物 火 災58
 - (2) 林 野 火 災67
 - (3) 車 両 火 災68
 - (4) 船 舶 火 災69
 - (5) 航 空 機 火 災71
- 6 平成7年上半期における火災の発生状況71

- [火災予防行政の現況]73
 - 1 防火管理制度73
 - (1) 防 火 管 理 者73
 - (2) 共同防火管理73
 - 2 消防用設備等の規制76
 - (1) 防火対象物の実態76
 - (2) 消防用設備等の設置の現況76
 - (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者80
 - (4) 防 炎 規 制81
 - 3 防火基準適合表示制度84
 - (1) 「適マーク」交付状況84
 - (2) 表示基準への適合の状況87
 - ～「適マーク」って何？～87
 - 4 消防同意及び予防査察等88
 - (1) 消防同意の実態88
 - (2) 予 防 査 察88
 - (3) 違反状況の改善89
 - 5 消防用機械器具等の検定等95
 - (1) 検 定95
 - (2) 自 己 認 証96
- [火災予防行政の課題]96
 - (1) 違反対象物への違反是正指導の推進96
 - (2) 消防用設備等の維持管理の徹底96
 - (3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策98
 - (4) 自動通報システムの構築98
 - (5) 建築物の大規模化・高層化に対応した総合的な防火安全
対策の推進98
 - (6) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等に
おける防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火

安全対策の推進.....99

(7) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進100

(8) 住宅防火対策の推進101

第2節 危険物施設等における災害対策102

[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]102

1 火 災.....102

(1) 火災件数と被害102

(2) 火災の発生原因及び着火原因103

(3) 無許可施設の火災103

(4) 危険物運搬中の火災104

2 危険物漏えい事故104

[危険物行政の現況]106

1 危険物規制106

(1) 危険物規制の体系106

～水をかけると火災になる危険物～106

(2) 危険物施設108

(3) 危険物取扱者110

(4) 事業所における保安体制の整備111

(5) 保安検査112

(6) 立入検査及び措置命令112

(7) 危険物に関する意識の高場114

2 石油パイプラインの保安115

(1) 石油パイプライン事業の保安規制115

(2) 石油パイプラインの保安115

[危険物行政の課題]115

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた安全対策の推進115

(2) 危険物施設における保安体制の確立116

(3) 危険物施設の地震対策116

第3節 石油コンビナート災害対策117

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]117

1 災害件数と被害117

2 災害の特徴118

(1) 特定事業所区分別災害件数118

(2) 特定事業所の業態別事故発生件数119

[石油コンビナート災害対策の現況]120

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況121

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況121

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況121

2 防災体制121

(1) 石油コンビナート等防災本部121

(2) 消防本部等123

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備123

3 自衛防災組織等123

(1) 自衛防災組織等の現況123

～阪神・淡路大震災における自衛防災組織の活躍～124

(2) 自衛防災体制の充実125

(3) 防災要員に係る教育訓練の充実126

4 事業所のレイアウト規制126

(1) レイアウト規制対象事業所の実態126

(2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況126

[石油コンビナート災害対策の現況と課題]127

(1) 石油コンビナート防災体制127

(2) 石油備蓄基地への対応128

第4節 林野火災対策129

[林野火災の現況と最近の動向]129

[林野火災対策の現況]129

1 林野火災特別地域対策事業129

- (1) 林野火災特別地域対策事業の実施129
- (2) 林野火災用消防施設等の整備130
- 2 広域応援体制の整備130
 - (1) 広域応援体制の整備130
 - (2) 空中消火の実施状況131
 - ～林野火災と空中消火～131
- 3 出火防止対策133
 - (1) 出火防止対策の徹底133
 - (2) 林野火災に係る調査研究133
- [林野火災対策の課題]134
- 第5節 風水害対策**135
- [風水害の現況と最近の動向]135
 - (1) 平成6年中の災害135
 - (2) 平成7年上半期の災害137
- [風水害対策の現況]137
 - (1) 防災体制137
 - (2) 災害危険箇所に対する措置138
 - (3) 警戒避難体制の確立138
 - (4) 二次災害防止対策の強化139
- [風水害対策の課題]140
 - (1) 防災体制の整備140
 - (2) 土砂災害対策の推進140
- 第6節 火山噴火災害対策**142
- [火山噴火災害の現況と最近の動向]142
 - 1 雲仙岳噴火災害142
 - 2 その他の火山の災害143
- [火山噴火災害対策の現況]143
 - (1) 地域防災計画144
 - (2) 関係機関との連携144

- (3) 広域的な連絡・協力体制144
- (4) 避難体制145
- (5) 観光客対策145
- (6) 防災訓練の実施145
- [火山噴火災害対策の課題]145
- 第7節 震災対策**147
- [地震災害の現況と最近の動向]147
 - (1) 平成6年中の災害147
 - (2) 外国の災害147
- [震災対策の現況]148
 - 1 震災対策の推進148
 - (1) 地震防災対策強化地域における震災対策150
 - (2) 南関東地域における震災対策151
 - (3) その他の地域における震災対策152
 - (4) 総合防災訓練の実施153
 - (5) 震災対策に関する研究154
 - 2 地方公共団体における震災対策154
 - (1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況154
 - (2) 避難場所・避難路の指定状況155
 - (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況155
 - (4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況156
 - (5) 震災対策施設等の整備事業156
 - (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況158
- [震災対策の課題]158
 - (1) 震災予防体制の整備159
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化159
 - (3) 津波対策の推進160
 - ～耐震性貯水槽について～160
- 第8節 サリン等災害対策**162

- 1 サリン等による災害の概況162
 - (1) 地下鉄駅構内におけるサリン発生事件（「地下鉄サリン事件」）162
 - (2) 地下鉄駅構内における青酸ガス発生未遂事件162
 - (3) その他の刺激臭発生事件163
- 2 サリン等災害対策の現況と課題163
 - (1) サリン等災害対策の現況163
 - (2) サリン等災害対策の課題164
- 第9節 特殊災害対策**166
- [ガス災害対策]166
 - 1 ガスによる災害の現況と最近の動向166
 - (1) 事故の発生件数166
 - (2) 事故による死傷者数168
 - (3) 自損行為によるガス事故169
 - 2 ガス災害対策の現況169
 - 3 ガス災害対策の課題170
- [原子力災害対策]170
 - 1 原子力災害の現況と最近の動向170
 - 2 原子力災害対策の現況170
 - (1) 原子力発電所等の防災対策170
 - (2) 放射性物質輸送の安全対策171
 - 3 原子力災害対策の課題172
- [海上災害対策]172
 - 1 海上災害の現況と最近の動向172
 - 2 海上災害対策の現況と課題173
- [航空機災害対策]174
 - 1 航空機災害の現状と最近の動向174
 - 2 航空機災害対策の現況175
 - 3 航空機災害対策の課題176

- [地下施設等の災害対策]176
 - 1 鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策176
 - 2 大深度地下空間の防災対策177
 - 3 消防活動阻害物質の災害対策178
- 第2章 消防防災体制**179
- 第1節 消防体制**179
 - 1 消防組織179
 - (1) 常備消防機関179
 - (2) 消防団182
 - 2 消防施設183
 - (1) 消防機械等183
 - (2) 消防水利184
 - (3) 消防通信施設185
 - 3 教育訓練等187
 - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助187
 - (2) 消防学校における教育訓練190
 - (3) 救急救命士養成のための教育訓練193
 - (4) 全国消防救助技術大会の実施194
 - 4 消防職団員の活動状況と処遇194
 - (1) 活動状況194
 - (2) 公務災害の状況195
 - (3) 安全衛生体制の整備195
 - (4) 処遇198
 - (5) 消防表彰等204
 - 5 消防財政206
 - (1) 市町村の消防費206
 - (2) 市町村消防費の財源207
 - ～海水利用型消防水利システム～210

(3) 都道府県の消防防災費	212
(4) 国の消防費	213
6 消防体制の整備の課題	213
(1) 消防力の重点的整備	213
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇	217
(3) 消防職員の高齢化対策の推進	218
(4) 消防団の活性化対策の推進	218
～北淡町消防団の活動～	219
第2節 航空消防防災体制	221
1 航空消防防災体制の現況	221
2 航空消防防災体制の課題	222
第3節 救急体制	224
1 救急業務の実施状況	224
(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況	224
(2) 医療機関別搬送人員の状況	225
(3) 傷病程度別搬送人員の状況	228
(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況	228
(5) 収容所要時間別搬送人員の状況	228
(6) 転送の状況	228
(7) 救急隊員の行った応急処置の状況	229
2 救急業務の実施体制	229
(1) 実施市町村	229
(2) 救急隊数及び救急隊員数	233
(3) 救急自動車	233
(4) 高速自動車国道等における救急業務実施体制	233
3 救急医療体制	234
4 救急体制の整備の課題	235
(1) 救急隊員の教育訓練の推進	235
～救命効果を高める救急救命士～	236
(2) 救急用資機材等の整備	237

(3) 医療機関との連携の強化	237
(4) 住民に対する応急手当の普及	237
(5) 救急業務における感染防止対策	238
(6) 患者等搬送事業の指導育成	238
(7) 救急搬送におけるヘリコプターの活用推進	239
第4節 救助体制	240
1 救助活動の実施状況	240
(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	240
(2) 事故種別救助活動の状況	240
2 救助活動の実施体制	242
(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村	242
(2) 救助隊数及び救助隊員数	242
(3) 救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材	242
(4) 救助隊員の教育訓練	243
3 救助体制の整備の課題	244
第5節 防災体制	245
1 防災組織	245
(1) 地方防災会議	245
(2) 災害時の体制	246
(3) 平常時の体制	246
2 地域防災計画	247
(1) 地域防災計画	247
(2) 地域防災計画の修正	248
3 防災訓練の実施	249
4 防災情報通信体制	249
(1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網	250
(2) 都道府県防災行政無線網	250
(3) 災害に対する初動体制を確立する画像伝送システムの整備 促進	251

～画像伝送システム～251

(4) 市町村の消防・防災無線網252

(5) その他の防災通信253

5 防災体制の整備の課題254

(1) 地方防災会議の機能の充実強化254

(2) 地域防災計画の見直しの推進254

(3) 防災情報通信体制の充実強化256

第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制259

1 防災意識の高揚259

(1) 火災予防運動259

～火災予防運動の始まり～261

(2) 防災知識の普及啓発262

(3) 119番の日263

2 自主防災体制263

(1) 地域の自主防災体制263

(2) 事業所の自主防災体制266

(3) 災害時のボランティア活動268

～地方公共団体とボランティア～269

第7節 広域応援体制270

1 消防の広域応援体制270

(1) 消防の相互応援協定270

(2) 消防広域応援体制の整備270

2 広域防災応援体制271

3 広域航空消防応援体制の整備273

4 緊急消防援助隊の整備273

～緊急消防援助隊～275

第3章 規制緩和への対応277

1 規制緩和をめぐる動き277

(1) 緊急経済対策277

(2) 今後における行政改革の推進方策について278

(3) 今後における規制緩和の推進等について〔規制緩和推進要綱〕278

2 規制緩和推進計画とその対応279

(1) 規制緩和推進計画279

(2) 規制緩和推進計画への対応279

第4章 国際協力の推進と地球環境の保全293

[国際協力・国際交流]293

1 国際協力・国際交流の現況293

(1) アジア諸国等消防職員の研修293

(2) 諸外国からの研修員受入れ293

(3) 諸外国への専門家派遣293

(4) 国際交流297

2 国際協力・国際交流の課題299

[国際消防救助隊]300

[国際防災]301

1 国際防災の現況301

(1) 国連等の動き301

(2) 我が国の対応302

(3) 消防庁の対応303

2 国際防災の課題303

[基準・認証制度]304

1 基準・認証制度の現況304

2 基準・認証制度の課題305

[地球環境の保全]305

1 ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進305

2 クリーンエネルギー自動車の導入に伴う給油取扱所の技術
基準の整備等306

第5章 消防の科学技術の研究307

[研究活動]307

1 特別研究307

(1) 火災安全技術の高度化に関する研究307

(2) 消防活動技術の高度化に関する研究309

(3) 危険物災害の防止に関する研究309

2 経常研究309

3 緊急研究310

[外部の研究機関等との協力]311

1 国際協力311

(1) 国際共同研究311

(2) 外国研究者の受入れ312

2 大学、自治体消防機関及び民間企業との共同研究312

(1) 大学との共同研究312

(2) 自治体消防機関との共同研究313

(3) 民間企業等との共同研究313

3 自治体消防機関との協力等314

(1) 自治体消防機関による消防科学技術の研究314

(2) 自治体消防機関との協力等315

[消防の科学技術研究の課題]315

第6章 今後の消防防災行政の方向317

— 図表索引 —

第1部 阪神・淡路大震災について

第1章 災害の概要

第1表 地震の概要 2

第2図 現地調査による震度7とみられている地域の分布 3

第3表 府県別死者・行方不明者の状況 4

第4表 府県別負傷者の状況 4

第5表 府県別住家被害の状況 5

第6表 府県別火災発生状況 7

第7表 本部等の設置、応援部隊の開始、解散月日一覧 9

第8表 生活関連物資等の搬送状況（都道府県調整取りまとめ分） 17

第9表 兵庫県南部地震に関する緊急のお知らせ 18

第10表 地方公共団体による人的支援の状況 19

第11表 被災者受入れ状況（25府県・政例市取りまとめ分） 20

第2部 消防防災行政の現況と課題

第1章 火災等の災害対策

第1節 火災予防

第1-1図 火災の傾向 31

第1-2表	火災の概況	32
第1-3表	1日当たり及び1件当たりの火災の概況	33
第1-4表	火災種別出火件数の構成割合	34
第1-5表	火災種別出火件数の推移	35
第1-6表	四季別出火状況	35
第1-7表	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	35
第1-8表	都道府県別出火率	36
第1-9表	覚知方法別出火件数	37
第1-10表	初期消火器具等の使用状況	37
第1-11図	火災による死傷者の推移	38
第1-12表	都道府県別の死者の状況	39
第1-13図	月別死傷者発生状況	40
第1-14図	時間帯別火災による死者の発生状況	40
第1-15表	死因別死者発生状況の推移	41
第1-16表	火災種別死傷者数	41
第1-17表	死に至った経過と年齢別死者発生状況	42
第1-18表	火災種別ごとの死者発生状況	45
第1-19表	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	46
第1-20表	建物構造別・死因別死者発生状況	47
第1-21図	住宅火災における年齢階層別死者発生状況	47
第1-22表	住宅火災の発火源別死者数	48
第1-23表	住宅火災の着火物別死者数	49
第1-24図	住宅火災における時間帯別死者数	49
第1-25図	住宅火災の建物構造別死者数	50
第1-26表	1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	50
第1-27表	1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	51

第1-28図	放火自殺者の年齢別・性別発生状況	52
第1-29図	損害額の推移	52
第1-30図	出火原因別出火件数	53
第1-31図	出火原因別の出火件数と損害額	54
第1-32表	たき火及び火あそびによる火災の損害状況	54
第1-33表	たばこによる火災の損害状況	56
第1-34表	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	57
第1-35図	放火及び放火の疑いによる火災出火時刻別件数	57
第1-36表	こんろによる火災の損害状況	59
第1-37表	ストーブによる火災の損害状況	60
第1-38表	主な着火物別出火件数	61
第1-39図	建物火災の月別出火件数	61
第1-40表	建物火災の火元建物用途別の損害状況	62
第1-41表	火元建物の構造別損害状況	63
第1-42表	建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	64
第1-43図	建物火災の主な出火原因と経過	65
第1-44表	建物火災の1件当たりの焼損面積	66
第1-45表	建物火災の放水開始時間別焼損状況	67
第1-46図	建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	68
第1-47図	林野火災の月別出火件数	69
第1-48表	林野火災の焼損面積段階別損害状況	69
第1-49図	林野火災の主な出火原因と経過	70
第1-50図	車両火災の主な出火原因と経過	70
第1-51図	船舶火災の主な出火原因	71
第1-52表	平成7年上半期における火災の発生状況(概数)	72
第1-53表	全国の防火管理実施状況	74
第1-54表	全国の共同防火管理実施状況	75

第1-55表 防火対象物数……………77

第1-56表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況……………78

第1-57図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移……………79

第1-58表 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況……………79

第1-59表 消防設備士の数……………81

第1-60表 防災規制の対象となる防火対象物（防災防火対象物等）の数及び防災物品の使用状況……………82

第1-61表 防災製品の認定件数及び販売件数……………83

第1-62表 表示制度の実施状況……………85

第1-63表 点検項目別適合率……………86

第1-64表 消防同意事務処理状況……………89

第1-65表 火災予防査察実施状況……………90

第1-66表 防火管理に関する命令等（消防法第8条及び第8条の2）の状況……………91

第1-67表 消防用設備等に関する命令等（消防法第17条の4）の状況……………92

第1-68表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況……………94

第1-69表 特定違反對象物の改善状況の推移……………95

第1-70表 検定申請状況……………97

第2節 危険物施設等における災害対策

第2-1図 危険物施設における火災件数と被害状況……………102

第2-2図 危険物施設別火災発生件数……………103

第2-3図 出火原因物質別火災発生件数……………104

第2-4図 危険物施設における漏えい事故発生件数……………105

第2-5図 危険物施設別漏えい事故発生件数……………105

第2-6図 危険物施設数の状況……………109

第2-7表 危険物施設数の推移……………109

第2-8図 危険物施設の規模別構成比……………110

第2-9図 危険物取扱者試験実施状況……………111

第2-10表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳……………112

第2-11表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移……………113

第2-12図 危険物施設に対する立入検査の実施状況……………113

第2-13表 危険物施設等に関する措置命令等の推移……………114

第3節 石油コンビナート災害対策

第3-1表 石油コンビナート災害件数の推移……………117

第3-2表 主な石油コンビナート災害……………118

第3-3表 特定事業所区分別災害件数……………120

第3-4表 業態別事故発生件数……………120

第3-5図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況……………122

第3-6表 レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況……………127

第4節 林野火災対策

第4-1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況……………130

第4-2表 空中消火の実施状況……………131

第5節 風水害対策

第5-1表 風水害等による被害状況……………135

第7節 震災対策

第7-1表 大震火災対策施設等の整備状況……………149

第7-2表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）……………151

第7-3図 東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域152

第7-4表 市区町村における避難場所の指定状況155

第7-5表 市区町村における震災訓練の実施状況156

第7-6表 主な備蓄物資の状況157

第7-7表 単独事業として実施した震災対策施設等整備事業157

第7-8表 震災時相互応援協定の締結状況158

第7-9表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況158

第9節 特殊災害対策

第9-1図 ガス事故の態様別発生件数166

第9-2図 ガス事故の発生場所別発生件数167

第9-3図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数168

第9-4図 ガス事故による死傷者数169

第9-5図 原子力発電所立地図171

第9-6表 主要港湾における消防機関の出動状況173

第9-7図 民間航空事故等の推移175

第9-8図 トンネルにおける火災事故の推移177

第2章 消防防災体制

第1節 消防体制

第1-1表 市町村の消防組織の現況179

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移180

第1-3図 消防職団員数の推移180

第1-4表 消防団員の年齢構成183

第1-5表 消防機械の保有数184

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数185

第1-7図 消防通信施設等の状況186

第1-8表 教育訓練課程188

第1-9表 教育訓練の実施状況189

第1-10表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況192

第1-11表 初任教育期間別消防学校数192

第1-12表 新規採用者の初任教育受講状況192

第1-13表 消防学校教職員数193

第1-14表 消防職員及び消防団員の活動状況196

第1-15表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数196

第1-16表 消防団員報酬等の地方交付税算入額200

第1-17表 消防団員の公務による死傷者数の推移201

第1-18表 補償基礎額改定状況201

第1-19表 消防協力者等の死傷者数の推移202

第1-20表 退職報償金支給額202

第1-21表 消防基金の公務災害補償費の支払状況203

第1-22表 消防基金の福祉施設の実施状況204

第1-23表 消防関係者の表彰者数等205

第1-24表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移206

第1-25表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移207

第1-26表 市町村消防費決算額の財源内訳208

第1-27表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移208

第1-28表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移212

第1-29表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移213

第1-30表 平成7年度消防庁関係予算主要事項別一覧214

第2節 航空消防防災体制

第2-1表 ヘリコプターの保有状況.....222

第3節 救急体制

第3-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移.....224

第3-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合.....225

第3-3表 医療機関別搬送人員の状況.....225

第3-4表 傷病程度別搬送人員の状況.....226

第3-5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況.....226

第3-6表 収容所要時間別搬送人員の状況.....229

第3-7表 転送回数別搬送人員の状況.....230

第3-8表 医療機関別転送理由の状況.....230

第3-9表 救急隊員の行った応急処置の状況.....231

第3-10表 救急業務実施市町村数の推移.....232

第3-11表 救急業務実施形態の内訳.....232

第3-12表 救急隊数の推移.....233

第3-13表 救急病院及び救急診療所の推移.....235

第4節 救助体制

第4-1表 救助活動件数及び救助人員の推移.....240

第4-2表 事故種別救助出動及び活動の状況.....241

第4-3表 救助隊の設置状況.....242

第4-4表 救助隊数及び救助隊員数.....243

第4-5表 救助隊が乗車する車両及び主な資機材.....243

第4-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況.....244

第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制

第6-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況.....262

第6-2表 防災まちづくり事業による防災センター整備事業実績.....265

第7節 広域応援体制

第7-1表 消防広域応援交付金制度適用事例.....272

第7-2表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績.....274

第3章 規制緩和への対応

第1表 規制緩和推進計画個別施策（消防庁分）.....280

第2表 規制緩和推進計画に盛り込まれた事項のうち、平成7年7月までに実施されたもの.....290

第4章 国際協力の推進と地球環境の保全

第1表 消防行政管理者研修受講状況.....294

第2表 救急救助技術研修受講状況.....295

第3表 消火技術研修受講状況.....296

第4表 火災予防技術研修受講状況.....297

第5表 防災技術研修受講状況.....298

第6表 国際消防救助隊派遣実績.....302

第5章 消防の科学技術の研究

第1表 自治体の消防防災研究部門の概要.....314

附属資料

[第1部]

1 市町村別人的被害の状況（兵庫県分）.....327
2 市町村別人的被害の状況（大阪府分）.....328
3 市町村別人的被害の状況（その他の府県分）.....329
4 市町村別住家被害の状況.....331
5 市町村別火災発生状況.....333

[第2部]

1 平成6年度の法令の制定335

2 平成6年中の主な火災337

3 都道府県別火災損害状況340

4 月別火災損害状況348

5 出火原因別火災損害状況350

6 主な出火原因の推移350

7 用途別の主な火災事例352

8 昭和21年以降の火災損害状況354

9 昭和21年以降の火災損害比較358

10 昭和21年以降の大火記録360

11 自然災害による都道府県別被害状況362

12 関東大地震以後の主な地震災害367

13 東海地域に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域
直下の地震対策に関する大綱対象地域368

14 昭和21年以降の風水害等の記録370

15 都道府県の防災訓練の実施状況372

16 都道府県別市町村消防組織一覧374

17 消防機関数と消防職団員数の推移376

18 政令指定市町村数の推移377

19 自主防災組織の都道府県別結成状況378

20 事業所の自主防災組織の状況380

21 危険物施設数の推移382

22 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数384

23 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材
等の整備状況386

24 都道府県別救急業務実施状況390

25 都道府県別事故種別救急出場件数392

26 都道府県別事故種別救急搬送人員394

27 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状
況一覧396

28 都道府県別救助活動件数及び救助人員398

29 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況400

30 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況402

第 1 部

阪神・淡路大震災について

第 1 章

災 害 の 概 要

第1部 阪神・淡路大震災について

第1章 災害の概要

平成7年（1995年）1月17日5時46分頃、兵庫県淡路島北部で、震源の深さ14km、マグニチュード7.2の地震が発生した。この地震は「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名された。後の気象庁による現地調査で一部の地域で震度7とみられているが、これは気象庁が昭和23年（1948年）以降新たに震度階級を追加して以来初めての「震度7」である。被害の甚大さから、日本国内はもとより世界中にその被害の状況が報道され、後に「阪神・淡路大震災」と通称されることが閣議了解された。

本地震は、平成6年（1994年）に発生した北海道東方沖地震（M8.1）や三陸はるか沖地震（M7.5）と比較して、地震の規模は小さいものの、震源が都市の直下であったことから、その被害は大きく、ライフラインの寸断や交通システムなど都市機能を壊滅状態にする典型的な都市型災害となった。

また、発震があと数時間遅く、人々の活動が開始されていれば、通勤通学の電車は満員であり、高速道路上も多くの自動車が走行しており、更に被害が拡大していたと考えられる。なお、地震の概要は以下のとおり（第1表）（第2図）。

第1節 被害の実態

この地震では、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感地震が観測され、その被害は、兵庫県を中心に2府13県におよび、人的被害は死者5,500人を超え、負傷者約41,000人、建物被害も住家では全壊約10万棟、半壊約10万棟で、昭和23年（1948年）の福井地震の被害（死者3,848人、負傷者22,203人、家屋被害36,184棟）を超える戦後最大の被害をもたらした。

第1表 地震の概要

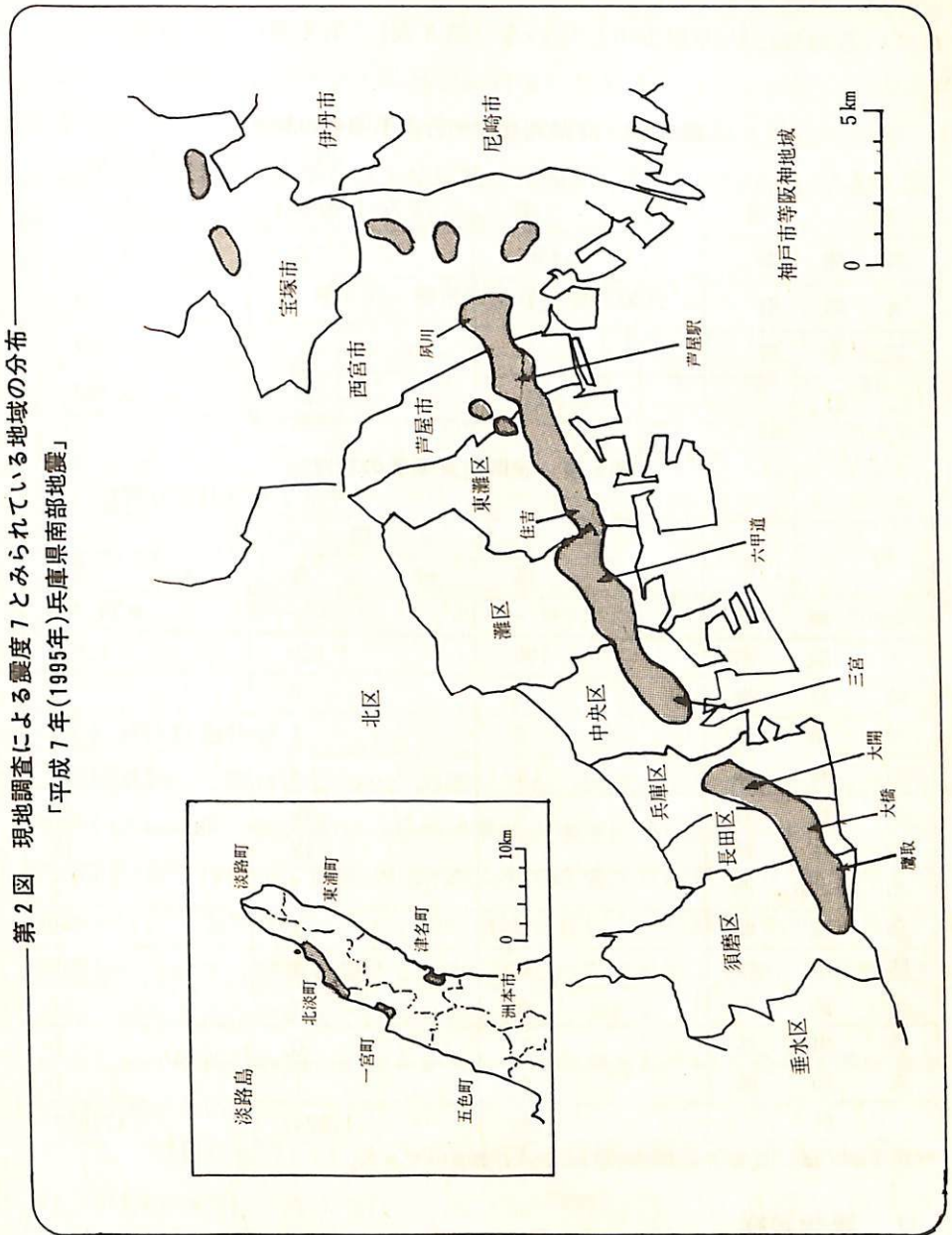
日 時	平成7年(1995年)1月17日 5時46分頃
地震名称	平成7年(1995年)兵庫県南部地震
震央地	淡路島(北緯34度36分、東経135度03分)
震源の深さ	14km
地震規模	マグニチュード7.2(推定)
津波	この地震による津波はなし
各地の震度	<p>震度6 神戸、洲本</p> <p>震度5 京都、彦根、豊岡</p> <p>震度4 岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴 大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知 境、呉、奈良</p> <p>震度3 山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、 松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分</p> <p>震度2 佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、 松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城 軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉</p> <p>震度1 福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮 前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山</p> <p>(注) 気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度7とみられている。 神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部</p>

(気象庁発表)

1 人的被害

発災が冬季の未明であったことから、多くの人々が就寝中であった。強烈な地震動により老朽木造住宅が全壊あるいは1階部分が完全に潰れたり、また固定されていない家具類の転倒により、多くの圧死者を出した。鉄筋コンクリート造の建物でも、中層階が潰れ、死傷者を出した。

第2図 現地調査による震度7とみられている地域の分布
「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」



特に、震源に近い神戸市を起点に活断層に沿って東の方向に震度7とみられている地域に被害が集中している（第3表）（第4表）。

第3表 府県別死者・行方不明者の状況

平成7年5月23日現在（人）

府 県	死 者	行方不明者	計
兵 庫 県	5,480	2	5,482
大 阪 府	21	—	21
京 都 府	1	—	1
計	5,502	2	5,504

第4表 府県別負傷者の状況

平成7年5月23日現在（人）

府 県	負 傷 者		
	重 傷	軽 傷	小 計
兵 庫 県	—	—	※39,488
大 阪 府	100	1,829	1,929
岐 阜 県	2	0	2
三 重 県	0	1	1
滋 賀 県	1	8	9
京 都 府	2	46	48
奈 良 県	0	12	12
和 歌 山 県	0	7	7
鳥 取 県	0	1	1
岡 山 県	0	1	1
徳 島 県	9	12	21
香 川 県	1	6	7
高 知 県	0	1	1
計	(115)	(1,924)	41,527

※兵庫県では、負傷者の受傷程度について調査中である。

2 建物被害

過去に例を見ない強烈な揺れにより、多くの木造家屋が倒壊し、鉄筋コン

クリート造の建物も剪断破壊等による被害が生じている。

(1) 住家被害

老朽木造家屋の全壊及び1階部分が倒壊した事例が多く、一方、外見上の損傷が無くとも基礎部分を含む主要構造部が致命的な損傷を受けている。

家屋の倒壊は、神戸市から海岸に沿って東側に集中しており、人的被害の発生と地域をほぼ同じくしている（第5表）。

第5表 府県別住家被害の状況

平成7年5月23日現在（棟）

	全 壊	全 焼	半 壊	半 焼	計
兵 庫 県	92,280	7,119	101,135	340	200,874
大 阪 府	875	1	6,833	7	7,716
京 都 府	3	0	3	0	6
徳 島 県	4	0	84	0	88
計	93,162	7,120	108,055	347	208,684

(2) 非住家建物等

倒壊建物は、(社)日本建築学会の調べでも、神戸市の須磨海岸から西宮市に至る約25kmの間の幅約200~300mの帯状の地域に集中している。

昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建築された鉄筋コンクリート造の建築物は、中層階及びピロティ階の崩壊が著しく、兵庫県内では、多くの公共建物についても被害を受けている。特に神戸市役所2号館では6階部分が潰れ、神戸市西市民病院では5階が潰れるなどした。

また、1階部分の間口が大きかったり、店舗としている場合に押し潰されている例が多い。

一方、昭和56年（1981年）の新耐震基準以降に建築された建物については、軽微な被害にとどまった。

3 交通機関等の被害

(1) 交通機関

道路、鉄道は、至るところで寸断し、都市の交通動脈が完全に麻痺状態となり、市民生活に重大な影響を及ぼした。

道路は、地割れ、路肩の崩れ、液状化等による陥没などによるほか、倒壊建物、橋梁、鉄道高架橋の落下等による通行の障害なども多数発生した。高速道路については、高架橋となっている部分に被害が集中しており、阪神高速道路第3号神戸線（神戸市東灘区）のように、橋脚が破壊され横倒しになったり、海岸線寄りの地域では、橋桁の落下などもみられた。

鉄道被害についても高速道路と同様に高架橋に被害が集中しており、特に橋脚の破壊が著しい。ポートライナーなどの新交通システムにおいても落橋などの被害が生じている。また、道路と鉄道が立体に交差したところでは、落橋により相互に障害が生じている。地下鉄では、駅の鉄筋コンクリート柱の破壊によって真上を走る国道28号に陥没が生じたり、線路部に被害を生じている。

(2) ライフライン

ライフライン被害では、住民生活に著しい影響を与え、ピーク時には、停電約260万戸、ガス供給停止約86万戸、水道断水約129万戸、工業用水の受水企業への断水251社、電話不通30万回線超であった。

(3) その他

崖崩れは、全体で367箇所が発生し、特に、兵庫県西宮市では、大規模な土砂崩れにより多数の死傷者が出た。

港湾地区においても、岸壁やケーソンの破壊やクレーンの倒壊などがあり、国内有数の貿易港である神戸港も被害を受けた。

また、石油コンビナート区域内の液化プロパンタンクの配管部が地震により損傷し、液化プロパンの漏洩が激しくなったため、18日に、一時周辺住民約7万人が避難した。

4 危険物施設の被害

危険物施設においては、屋外貯蔵タンクの不等沈下に伴う傾斜や配管からの漏えい、防油堤に亀裂や割れが生じる等の被害が発生したが、火災や大規模な漏えい等の大きな被害は発生しなかった。

5 液状化による被害

この地震により、神戸市沿岸を中心に大規模な液状化が発生した。液状化により、地盤沈下、港湾の被害、ライフライン等の埋設物被害、橋脚の損傷等が発生している。特に、神戸市のポートアイランドや六甲アイランドなどの埋め立て地及び臨海地区においては、液状化による噴砂現象がいたるところで発生し、あたり一面、黄土色の水を含んだ泥砂で覆われた。その他、道路、堤防、下水道等に液状化による被害が生じた。

6 火災

この地震によるものと報告されている火災は、兵庫県、大阪府、京都府、奈良県で発生しており、地震直後から290件を超える火災が発生した。1月17日の地震発生当日だけでも100件以上の火災発生が報告されたほか、数日後まで火災の発生が報告されている。なお、当時の気象は、神戸海洋気象台の記録によれば、1月17日6時現在、気圧1014hPa、気温3.4℃、相対湿度

第6表 府県別火災発生状況

平成7年5月23日現在

府 県	火災発生件数	焼失面積 (㎡)
兵 庫 県	260	656,719
大 阪 府	32	2,419
京 都 府	1	20
奈 良 県	1	2
計	294	659,160

54%、北東の風、風速4.6m/sであった。

(1) 火災原因

火災の発生原因としては、現在引き続き調査中であるが早朝から火気を使用する市場関係や商店などでの出火、建物の倒壊による出火、電気設備、器具からの出火などが報告されている。

(2) 焼失面積

神戸市内では、街区がまとまって焼失したところもある。全体では、焼損棟数は約7,500棟、面積は65万㎡以上となった(第6表)。

第2節 消防庁の対応

消防庁においては、6時05分に気象庁から地震情報を受信し、直ちに関係府県に対し、適切な対応と被害報告を行うように連絡し、情報収集を開始した。以降、継続して被害状況の把握に努めるとともに、消防組織法第24条の3に基づく応援の要否について兵庫県に対して打診した。また並行して、他の都道府県及び消防本部に対して、出動の可否について確認し、消防広域応援の準備を連絡した。

第7表 本部等の設置、応援部隊の開始、解散月日一覧

	名 称	本 部 長	開 始 月 日	解 散 月 日
消 防 庁	消防庁兵庫県南部地震災害 対策連絡室	消防庁 次 長	1月17日 8:00	災害対策本部 へ移行
	消防庁阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)災害対 策本部	消防庁 長 官	1月17日 9:00	継続中
	消防広域応援(陸上部隊) 広域航空消防応援(ヘリ)		1月17日 10:00	3月31日 全て引揚
	消防庁現地連絡調整本部	消防大学校 副校長	1月17日	3月31日
	消防庁兵庫県南部地震災害 対策本部「各都道府県の協 力に関する窓口」		1月18日	3月31日
自 治 省	自治省兵庫県南部地震災害 連絡会議	議 長 自治大臣	1月17日 10:30	対策本部へ移 行
	自治省阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)災害対 策本部	自 治 大 臣	1月22日 10:30	継続中

8時00分には、消防庁兵庫県南部地震災害対策連絡室（室長：消防庁次長）を設置し、9時00分には、消防庁兵庫県南部地震災害対策本部（本部長：消防庁長官）を設置して対処した。（その後、2月14日の閣議の口頭了解を受けて、本震災を「阪神・淡路大震災」としたことから「消防庁阪神・淡路大震災災害対策本部」と名称を変更した。）

以後、被災者保護のための生活関係物資の支援調整、人的応援の調整等を行うための窓口の設置等、各種の対策を講じた（第7表）。

第3節 消防機関等の活動

1 被災地域の消防本部の活動

（1）初動期の状況

地震発生直後から、各被災地元消防本部に119番通報が殺到し、飽和状態となり、通信指令や情報連絡体制が混乱したところもあった。通報は、救助を求めるもののほか、安否情報や地震の情報に関する問い合わせも多かった。火災通報は、しばらくたってから増加した。また、消防署所に救助を求める市民が駆け込んできたことから、応急的に車庫内に救護所を開設して対応したところもある。

神戸市消防局では、地震発生時警備体制にあった消防職員が直ちに消火、救急・救助活動に出動した。また、同様に西宮市消防局、芦屋市消防本部、淡路広域消防事務組合消防本部等の地震動が大きかった地域の消防機関も直ちに活動を開始している。更に、要員の確保のため、いずれの消防本部においても非番職員の非常参集を行い、活動人員の増強を図った。

（2）消火活動

倒壊した建物のがれき等で道路が寸断した箇所が多く、これらの地区では、消防車の通行に支障が生じた。

特に、神戸市では、地震による断水等により、消火栓はほとんどが使用できない状態であり、消火用水の確保に困難を極めた。このため、防火水槽、プール、河川水等を利用しており、長田区を中心とする火災に対しては、長田港から神戸市消防局の消防艇を用い、数台の消防ポンプ自動車の中継送水し、海水による消火活動を実施した。

また、芦屋市、西宮市、尼崎市においても同時多発火災が発生し、困難な状況の中で、消防団等との協力により消火活動を行った。

（3）救助活動

消防隊が現場に到着すると、住民から生き埋めの情報等が次々に寄せら

れ、消火活動と並行して救助活動を行うこととなった。消防団員との連携や付近住民の協力を得るとともに、自衛隊等関係機関との緊密な連絡を取りながら救助活動を行った。

耐火建物の床の破壊が必要で時間を要する救助活動が多かったこと、損傷した建物の倒壊の危険性に留意する必要があること等もあり、救助活動は非常に困難なものとなった。削岩機等の救助用資機材を要する救助活動については消防の救助に期待される場合が多かったため、発災当日から多くの隊員が救助活動に従事した。

なお、スイス災害救助隊等による搜索犬を用いた救助活動等海外からの支援活動も行われた。

(4) 救急活動

発災直後から多数の負傷者が各消防署に駆け込んで来たため、急遽、応急救護所を設置し、応急処置を行った。しかし、負傷者の絶対数が多く、救急隊員がこの応急処置に追われたことなどもあり、救急搬送業務に従事する隊員が不足することもあった。

また、被災地域内のライフラインが途絶し、医療機関の機能が低下したため長距離搬送を余儀なくされたうえに、道路事情が極めて悪化しており、救急自動車の緊急車両としての優先通行が確保されず、搬送時間に長時間を要した例もあった。

なお、救急搬送の用に供するためヘリコプターを発災当日から待機させる態勢を取り、広域救急搬送を実施した。

2 消防広域応援活動

1月17日10時00分に兵庫県知事から消防庁長官への応援要請を受け、直ちに全国的に都道府県を通じて、兵庫県以外の消防本部に対し出動を要請した。また、順次応援要請による増強を行った。まず、大阪市消防局10隊50名が交通渋滞の中出動し、13時40分に長田区に到着し、直ちに消火活動を開始した。以降24時まで陸上部隊約170隊約900人が到着した。翌1月18日にも約1,000人が到着し、1月25日までに2,000人以上の応援体制を維持した。その

後、徐々に体制を縮小しながら3月末までに、41都道府県、451消防本部、延べ7,602隊、車両7,628台、約32,400人の消防職員が応援活動を実施した。

3 広域航空消防応援活動

消防・防災ヘリコプターによる広域航空消防応援活動は、15団体から延べ379機、人員2,471名が出場し、96名の負傷者を搬送したほか、情報収集や救助・救急、物資・人員搬送等の多岐にわたる活動を行い、その機動性により重要な役割を果たした。

4 消防団の活動

消防団については、団員の多くが自らも被災者であったにもかかわらず、地震直後から、地元消防本部と連携し、消火活動、倒壊家屋の下敷きになった人々の検索・救助活動、住民の避難誘導活動、被害状況の調査、救援物資の搬送、給水活動、被害地の警戒活動等、幅広い活動に従事した。

特に、地域住民の生活状況を日頃から把握している消防団にあっては、倒壊家屋のどの場所で誰が生き埋めとなっているかを察知でき、救出活動に目ざましい活躍をした。

これらの消火活動や救援活動に従事した消防団員は、被災地周辺からの応援も含め、延べ7万1千人以上となり、被災者にとって力強い心の支えとなった。

5 石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動

阪神・淡路大震災においては、火災等の被害が著しく、石油コンビナート区域の液化プロパン漏洩事故も発生したため、消防庁からの要請に応じて、県外の石油コンビナート区域を含め、被災地外の17事業所の自衛防災組織から大型化学消防車等14台、延べ91人が広域応援活動を行った。

6 自主防災組織の活動

地震発生直後から地域住民による応急活動が行われている。特に、神戸市

の長田区、東灘区、灘区など、火災の発生した地域においては、住民によるバケツリレーや地域企業の自衛消防隊の防災資機材を用いた消火活動により、火災の延焼が防止されている。

7 ボランティア活動

発災直後から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営、炊き出し、医療介護、運送、通訳等様々な分野で重要な役割を担った。

兵庫県の調べでは、発災から1月間の1日あたり約2万人、4月18日までの3月間で延べ117万人が活動していたものと推計されている。

関係地方公共団体では、こうした動きに対応して、ボランティアの受け付け窓口の設置や連絡等の業務に当たるなど、その活動が効果的に実施されるような様々な取り組みを行った。

第4節 被災地への緊急支援活動

今回の震災では、全国の都道府県、市町村の積極的な応援活動が展開されたが、消防庁では、発災当初から連絡調整を行い、1月18日には「消防庁阪神・淡路大震災災害対策本部」内に、「各都道府県の協力に関する窓口」を開設して対応した。

1 初動状況

消防庁では、兵庫県に対して応援の内容について打診するとともに、発災当日午後から、近隣府県に対し緊急に必要な生活関連物資で応援可能なものについて照会し、毛布、乾パン等の搬送、給水車の派遣を要請した。

また、安定した通信回線の確保のため、香川県に衛星地球局車載局の淡路島への出動を要請し、発災から2日間情報の収集を行った。

2 各都道府県の協力に関する窓口の設置

1月18日の全国都道府県総務部長会議において、自治事務次官が各分野における職員の応援、物資の救援について、各都道府県、市町村の積極的な協力を要請するとともに、消防庁の災害対策本部内に「各都道府県の協力に関する窓口」を開設した。この窓口は、被災地の地方公共団体と応援側都道府県との連絡調整を行うことを目的としたものである。

窓口には、消防庁と全国の都道府県消防防災主管課との連絡用に消防防災無線専用電話機、NTT回線を増設した。

また、地域衛星通信ネットワークにより情報収集伝達を行い、無線網が大きな力を発揮した。

3 応援調整

窓口では、被災地で不足している物資の品目や量、応援が必要な職員の分野や人員についての情報を収集し、各都道府県に連絡した。発災当初は、具

体的な要請内容を把握することは困難であったため、被災地のニーズを推定し、物資等の搬送を行った。

また、各都道府県に対し、日持ちのする食糧、日用品等については、即座に対応できるものから被害の大きい兵庫県内の9市町に搬送を依頼した。また、団体・個人からの申し出については被災地における仕分作業の労力を考慮し、各都道府県の搬送計画に組み込み、円滑な輸送体制が実施できるように配慮した。

さらに、1月19日開かれた、全国都道府県消防防災主管課長会議において、消防庁長官から、積極的な人的・物的支援を強く要請するとともに、今後対応可能な物資や被災地のニーズの把握に努めた。

(1) 物資等の搬送

消防庁が各都道府県を通じて調整し、搬送された生活関連物資については、3月31日までの数量としては、毛布約60万枚、乾パン約125万食、飲料水約157万本(1.5ℓペットボトル換算)となっている。なお、この数量には、応援側都道府県及び市町村からの供出分に加え、これらの地方公共団体に申し出のあった民間の協力によるものも含まれている。

また、被災地及び厚生省の協力要請により、1月19日及び20日には、ヘリコプターによる緊急空輸が行われた。医薬品については、1月21日以降も要請に応じ、ヘリコプターによる空輸が行える体制がとられた。

1月21日からは、緊急非常用物資の搬送から被災地ニーズ対応型の応援に移行することとし、各都道府県に対しこの旨を連絡した。被災市町も機能が回復し、不足する物資の把握及び問い合わせも可能となってきたことから、これらの情報を収集し、各都道府県への情報提供を行った。

なお、各都道府県から自主的な物資の提供の申し出も多く、この場合は、品名、数量、搬送方法及び搬送可能日に関する情報を随時被災市町に提供した。

1月30日、今後の物的支援協力や個人等からの支援物資等に関する問い合わせに対する対応及び調整を全国の市町村に依頼した。

全国・地方新聞等74紙(1月29日～31日)においても留意事項(“被災者の

必要なものを必要とする場所へ・詳しくは各都道府県、市町村に問い合わせる”)を広報した。

これは、個人等からの支援物資の集中による被災地の混乱を避けるため、極力各地方公共団体において、適切な調整が行われることを期待したものである(第8表)(第9表)。

第8表 生活関連物資等の搬送状況(都道府県調整取りまとめ分)

(平成7年3月末までの累計)

品 目	数 量	品 目	数 量
肌着(枚)	524,110	粉ミルク(kg)	33,959
タオル(本)	995,040	ジュース(缶)	4,309,735
カンパン(食)	1,253,642	簡易トイレ(台)	9,008
おにぎり(食)	2,180,961	米(t)	378
カップ麺等(食)	876,442	食品(食)	
飲料水(本)		(レトルト、缶詰、アルファ-米)	2,857,507
(ペットボトル)	1,573,132	防水シート(枚)	74,346
水缶(缶)	1,475,803	毛布(枚)	600,662

(2) 人的応援

各種の応急活動の応援を行うため、各地方公共団体から多くの職員が派遣された。3月31日までに、都道府県職員(警察職員を除く)延べ約7万4千人、市町村職員(消防職員を除く)延べ約12万2千人が神戸市を中心に活動した。なお、4月以降においても長期対応のため人的応援が行われている(第10表)。

第9表 兵庫県南部地震に関する緊急のお知らせ

(政府広報：平成7年兵庫県南部地震非常災害対策本部)

<p>被災地周辺への自動車の乗り入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地周辺の道路は、大変混雑しています。被災地への救援物資を円滑に輸送するため、一般の方は自動車の乗り入れを控えてください。 救援物資等の緊急輸送のため、緊急輸送ルートを設定し、一般車両の通行制限をしています。被災地への緊急輸送ルート及び標章(ステッカー)の取扱い等については、全国の警察署にお問い合わせください。 道路交通に関する情報は、全国の道路交通情報センターにお問い合わせください。 <p style="text-align: center;">警察庁</p>	<p>献血にご協力を</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液は、毎日、必要となりますが、被災地において、採血業務を行える状態になるには、相当の期間を要すると考えられます。輸血用血液製剤は皆様の善意の献血によりつくられています。必要な血液が確保できるよう、皆様の献血へのご協力をお願いします。 日本赤十字社では、全国の血液センターによる支援体制を確保して、献血を受け付けております。 <p style="text-align: center;">厚生省</p>	<p>救助用郵便物の料金免除と災害義援金の送金サービスについて</p> <p>全国の郵便局では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助等を行う団体にあつた救助用・見舞用の現金を内容とした現金書留 被災者の救助等を行う団体にあつた救助用の寄贈品を内容とした小包郵便物 被災者救助のための災害義援金の郵便振替による送金サービスを、いずれも無料で取り扱っております。 <p>救助用郵便物の送付先、引受条件及び救助団体等の振替口座番号等はお近くの郵便局でお尋ねください。</p> <p style="text-align: center;">郵政省</p>
---	---	--

<p>被災地への支援物資の送付について</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資の送付にあたっては、皆さまの善意を的確に被災者の元へお送りするため、 ①被災者の必要とする物 ②必要とする数量 ③必要とする場所 <p>の3つの事項が重要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの情報については、消防庁を通じて各都道府県にお知らせしていますので、最寄りの市町村、都道府県にご相談のうえ、ご送付いただけますようお願いいたします。 <p style="text-align: center;">消防庁</p>	<p>大学入試日程の変更情報について</p> <p>兵庫県南部地震による国公立私立大学の入試日程の変更については次の方法でお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学入試センター ハロー電話 ☎03-3465-8600 (土日を含む午前9時から午後9時まで受付) 被災地域専用電話(フリーダイヤル) ☎0120-8600-16 (土日を含む午前9時から午後9時まで受付) 大学入試センター ハートシステム(キャプテンシステム) なお、ハートシステムの端末機を兵庫県教育委員会高校教育課内(兵庫県庁舎3号館9階)に設置しましたので近隣の方はご利用ください。 <p style="text-align: center;">文部省</p>
---	--

4 緊急輸送車両

1月19日午後8時より約1か月間、兵庫県公安委員会により災害対策基本法第76条による交通規制が行われ、全国の都道府県知事及び都道府県公安委

員会が緊急輸送車両であることを確認し、標章及び証明書の交付を行った。

このため、各都道府県に規制路線情報を提供するとともに、標章等交付取扱いに当たっては、物資の内容、搬送先、輸送体制等について十分確認するように指示した。

第10表 地方公共団体による人的支援の状況

(平成7年3月末まで) (のべ人)

	都道府県職員	市町村職員	累 計
防 災	1,450	—	1,450
生 活	10,087	23,351	33,438
病 院	18,732	10,869	29,601
水 道	16,321	43,935	60,256
建 築	5,270	5,229	10,499
衛 生 環 境	6,338	15,490	21,828
土 木	5,581	5,547	11,128
そ の 他	10,181	18,035	28,216
累 計	73,960	122,456	196,416

(注) 1 都道府県職員には警察職員を含んでいない。
2 市町村職員には消防職員を含んでいない。

5 二次災害防止対策

1月22日夜半から23日にかけて兵庫県南部に30~40ミリのまとまった雨が降るとの予報を受け、関係府県に対し土砂災害警戒避難体制の強化を通知するとともに、ビニールシートの緊急確保を10府県に依頼し、約1万6千枚が22日夜までに現地へ届けられた。

この外、在日米軍の協力を得て、野外避難者用にテント、ビニールシートを尼崎市、神戸市に配布した。

6 被災者の受入れ

兵庫県下には1月21日をピークとして、31万人を超える避難者が、大阪府下では1月18日をピークとして3,600万人を超える避難者が避難収容施設における不自由な環境での生活をしており、また、長期化が懸念されたことから、大阪府、京都府など近隣8府県に対し、公営住宅、宿泊施設、その他体育館等による受け入れを要請した。その際、被災地から受け入れ先への移送手段の確保も併せて依頼した。1月20日には、自治省から、転入・転出に当たっての住民基本台帳処理事務の円滑かつ柔軟な取扱いについて通知した。1月25日、近畿（兵庫を除く）・中国・四国各府県知事、政令指定都市市長による「兵庫県南部地震対策緊急知事・市長会議」を開催し、自治大臣から、被災者の受け入れ、仮設住宅の建設用地の確保、被災者の他団体への転入手続の簡素化等を中心に協力を依頼するとともに、あわせて職員派遣などの人的支援、物資の応援、火葬場の確保を依頼した。

これを受け、1月26日には、近畿7府県2市、中国5県1市、四国4県に加え、中部5県1市による各ブロック別救援対策調整本部が設置された。27日には神戸市内5箇所、28日には西宮市及び芦屋市内に各1箇所の受付現地窓口が設置された。ここでは被災者からの入居申込みを直接受け付けるとともに、入居希望者の移送手段等の調整事務が行われた。その結果3月31日までに約6万人の受け入れ可能な施設が確保された（第11表）。

第11表 被災者受入れ状況（25府県・政令市取りまとめ分）

（平成7年3月末）

種 別	状 況	提 供	受入決定	うち、現地本部 による受入件数
公 営 住 宅		7,837戸 (47,022)人	3,675戸	388件
公 共 施 設 等		13,276人	525人	
計		60,298人		

（注）公営住宅については、1戸あたりの収容人員を6人として換算した。

7 被災地域への応援等に係る財政措置

（1）特別交付税

消防庁長官、兵庫県知事等の要請に基づき、被災地方公共団体への応援等を行った地方公共団体の応援に要した経費、被災者の受け入れに要した経費については、応援側地方公共団体に対して特別交付税による財政措置を講じた。

（2）消防広域応援交付金

市町村振興宝くじの収益金の一部を原資として市町村の災害対策や各種の市町村振興事業を行っている財団法人全国市町村振興協会では、消防庁長官の要請により都道府県の区域を越えて消防広域応援を行った440の消防機関等に対し、総額5億円の消防広域応援交付金を交付した。

第 2 章

震災を踏まえて講じた措置と今後の課題

第2章 震災を踏まえて講じた措置と今後の課題

第1節 講じた措置

政府としては、関係法令の整備をはじめ、税制改正財政措置等の各種の施策を実施してきたが、これらのうち、消防関係に関連の深いものを挙げれば、以下のとおりである。

1 法律の整備

(1) 災害対策基本法の一部改正

阪神・淡路大震災では、災害応急対策に係る車輛の通行が著しく停滞したことから、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、消防吏員、警察官、自衛官による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を図るため、災害対策基本法を改正した。

この中で、消防用緊急通行車両の通行の確保については、警察官がその場にはいない場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うことができるとされている。

(2) 地震防災対策特別措置法の制定

この法律は、議員提案により成立をみたものであり、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図ることを目的としている。主な内容としては、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊

急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとされた。

また、同計画に掲げる施設のうち消防防災関連（消防庁関係分）として①消防用施設のうち、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、海水等利用型消防水利システム、救助工作車・救急自動車等人命の救助のため特に必要なものとして自治大臣が定めるもの、②防災行政無線施設・設備、③給水車、電源車、④備蓄倉庫、⑤テント、担架等自治大臣が定めるもの、については補助率のかさ上の対象となる。

2 防災基本計画の修正

防災基本計画は、昭和38年（1963年）に作成され、昭和46年（1971年）に一部修正されたが、この度の阪神・淡路大震災をはじめとする大規模な災害が発生し、また、社会経済情勢に変化が見られることから、防災機関の初動対応の充実、防災関連計画の実践的な見直し等を推進すべく全面的な修正が平成7年（1995年）7月に行われた。

3 地域防災計画の見直し

今回の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる地域防災計画が、発災時に迅速かつ適切な応急対策の実施ができる実践的なものとなるように、平成7年2月6日付け消防庁次長通知「地域防災計画の緊急点検の実施について」において、早急な見直しを指導したところである。

地域防災計画の点検に当たっては、①被害想定、②職員の動員配備体制、③情報の収集・伝達体制、④応援体制、⑤被災者の収容・物資等調達、⑥防災施設の整備、⑦消防団・自主防災組織の育成強化、⑧防災訓練、⑨災害弱者対策に関して点検・見直しを行い、職員にも内容を周知徹底し、大規模災害時に適切な対応が図れるようにするとともに、地域住民に対しても広報に努めることとされている。

また、防災基本計画の見直しに伴い、地域防災計画の具体的、かつ、実践

的な見直しの推進を図るよう、平成7年7月18日付けで中央防災会議事務局次長である消防庁次長より通知した。

なお、消防庁では、地域防災計画のあり方とその運用方法について、地震防災に関連の深い社会学、都市工学、土木工学等の学識経験者からなる「地震防災対策検討会（予防対策）」と防災行政機関の職員からなる「地震防災対策検討会（応急対策）」を設け、それぞれの専門的立場から議論をいただき、その概要を検討会開催の都度各地方公共団体に速報した。

4 消防施設・設備の整備

阪神・淡路大震災で被害を受けた消防防災施設等の復旧を図るとともに、大規模災害に対応できる全国的な消防防災体制の整備を促進する観点から、平成6年（1994年）度2次補正及び平成7年（1995年）度1次補正予算において所要の措置を講じたところである。

平成6年度2次補正予算においては、消防防災施設設備の災害復旧事業費として、12億45百万円を措置し、また、平成7年度1次補正予算においては、消防防災施設設備の災害復旧事業費15億24百万円に加えて、消防の広域応援体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、多様な水利の確保を図る観点から、消防ポンプ自動車、緊急消防援助隊関係資機材、画像伝送システム、耐震性貯水槽等の整備を促進することとし、総額152億44百万円を措置したところである。

5 緊急消防援助隊の創設

国内で大規模災害が発生した場合における広域応援による人命救助活動等をより迅速、的確に行うため、全国の消防機関による緊急消防援助隊を創設した。緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、指揮支援部隊等、総計1,267隊（交替要員を含め約17,000人規模）から構成される。

第2節 今後の課題

阪神・淡路大震災は、国民にいつでも、どこでも大規模な地震が発生し得るという思いを与え、防災、安全に対する関心を一挙に高めた。

このことを短時日のうちに風化させることなく、国民の防災に対する関心を持続させ、「自分で守る」という意識をさらに高めていく必要がある。

もとより、防災のためには防災意識だけでなく、地域のインフラストラクチャーを災害に強いものにしていくことが重要である。建物や都市施設等の耐震化など、各般にわたる防災基盤の強化が必要である。同時に、消防力の強化・広域応援体制の整備等、消防としての対応についてもさらに格段の充実が望まれる。

以上のような課題をさらに個別に述べれば次のとおりであり、これらを地域防災計画の見直し等において十分配慮していく必要がある。

1 防災基盤等の整備

阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊や木造密集地域での延焼、交通網の寸断、ライフラインの機能停止など大規模な被害が発生したところであり、その教訓を踏まえて災害に強い安全なまちづくりを推進する必要がある。

とりわけ急務と考えられるのが、耐震化の促進であり、避難地となる公共施設や災害対策の拠点となる公用施設・公共施設、公立学校、福祉施設などの耐震化や道路橋梁などの公共基盤、通信、水道などライフラインの耐震性の確保を図っていくことが重要である。

また、ヘリポートや防災情報通信施設など大規模災害に重要な防災基盤等の整備を進めるとともに、普段は防災研修や住民の憩いの場となり、災害時には防災活動の拠点となる防災拠点等の整備を推進し、地域の防災機能の向上を図る必要がある。

さらに、燃えにくい街路樹による都市の緑化や延焼の防止に配慮した道路

整備など多種多様な観点から、防災に配慮したまちづくりを推進することが求められるところである。

2 消防力の充実・強化

(1) 消防力の充実

地域の第一線における消防活動を行う消防職員については、今後とも地域の実情に即して人員配置を行うとともに、資機材の充実、機動力の強化に努め、さらに教育訓練を充実していく必要がある。

(2) 消防水利の多様化

阪神・淡路大震災では、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に困難を極めたことから、今後、消防水利を整備するに当たっては、河川水・海水等を活用した自然水利の開発、耐震性貯水槽、防火水槽、海水利用型消防水利システムの整備など多様な水利の確保を推進するとともに、少量水による消火方法を開発していく必要がある。

(3) 消防団の活性化

今回の大震災において地域の安全を守るための要としての消防団の重要性が一層強く認識されることとなった。地域の防災力を向上させ、地域住民の安全を確保するため、今後とも消防団の育成強化及び装備の充実を図るとともに、青年層・女性層の加入を促進するなど消防団の活性化を促進することが重要である。

3 情報通信体制の充実

災害応急対策を迅速に実施するためには、被災地域の被害情報を早く収集することが最も重要である。このため、被害予測システム等を活用した被害状況の推定を行い、初動体制の迅速化を図ることが必要である。また、高所監視カメラやヘリコプターテレビ電送システム等を整備し、この画像伝送による情報収集を行うなど、多面的な対策が求められている。

通信は情報収集のために欠かせないものであり、震災時は通常の電話回線以外に防災行政無線、消防防災無線電話、地域衛星通信ネットワークなどを

活用し、通信途絶や混乱を回避するための通信手段の多ルート化を図る必要がある。

4 初動体制の整備

防災拠点となる施設が機能できない場合をも想定した防災応急活動の実施方策、防災関連施設・設備のバックアップ体制の確保、夜間・休日等における職員動員方策等についての検討を行い、初動体制の整備を図る必要がある。

5 広域応援体制の整備

地方公共団体の広域応援については、迅速かつ的確な判断と円滑な手続きが行える体制を整備しておかなくてはならない。

特に、震災時の広域応援は、人的・物的支援等が迅速かつ効果的に実施されなくてはならないことから、各地方公共団体は広域応援協定の締結を更に推進し、地域防災計画において広域応援に関する計画を明らかにしておく必要がある。

6 自主防災活動の推進とボランティアの育成等

(1) 防災意識の高揚と防災訓練への参加促進

発災直後においては、地域住民・事業所の自主的な防災組織による救出・救護、消火、避難誘導等の活動が重要である。

そこで、今後も地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成を促進し、訓練の充実・強化を図っていく必要がある。

また、地震後の火災発生を防止するため、地震火災の発生原因を究明し、防止対策を講ずるとともに、住民等に対して火を出さないよう意識の高揚を図り、併せて家庭用消火器、対震自動消火装置付ストーブ等の機器の普及を促進していく必要がある。

(2) ボランティア活動の環境整備

大規模災害にあっては、ボランティア活動への期待が大きい。

例えば、消防機関の行う応急手当の普及講習を修了した者のうち、負傷者に対する応急手当を行うボランティアとして協力する意志のある者を事前に登録し、災害時において効果的な活動が行えるような体制の整備が求められている。

そこで、災害時においてボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアとの連携方策の検討を行い、ボランティア活動の環境整備を図っておく必要がある。

第 2 部

消防防災行政の現況と課題

第 1 章

火災等の災害対策

第2部 消防防災行政の現況と課題

第1章 火災等の災害対策

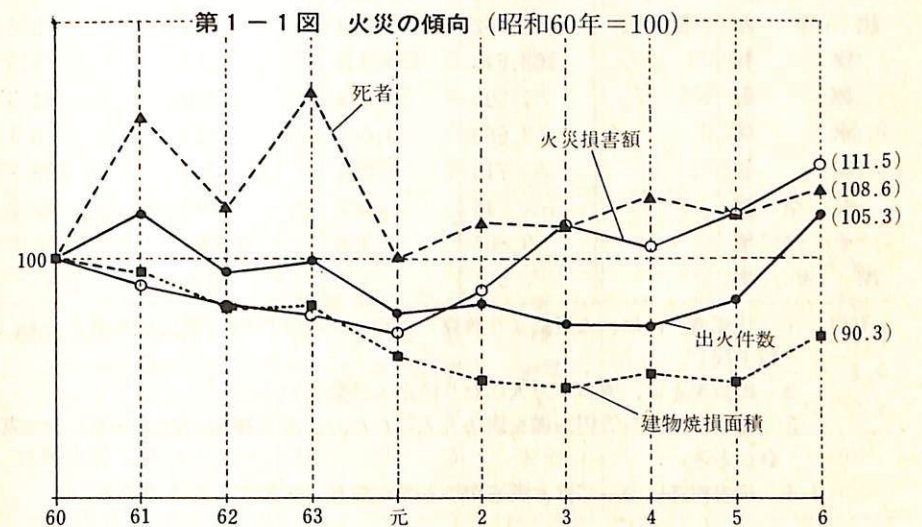
第1節 火災予防

[火災の現況と最近の動向]

この10年間の火災の動向をみると、減少傾向にあった出火件数は増加に転じつつあり8年ぶりの6万件台となったが、建物焼損面積はおおむね減少傾向にある。また、火災による死者数及び火災損害額はここ数年やや増加の傾向にある（第1-1図）。

平成6年中における火災の概況をみると、出火件数、焼損棟数、建物焼損面積、死者及びり災世帯数等は前年に比べ増加しているが、林野焼損面積は減少している（第1-2表）。

平成6年中の火災の概況の特徴は、建物火災の出火件数が微増にとどまっ



第1-2表 火災の概況

区 分	単 位	平成6年 (A)	平成5年 (B)	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
出火件数	件	63,015	56,700	6,315	11.1
建物		34,315	33,608	707	2.1
林野		4,534	3,191	1,343	42.1
車両		6,765	6,498	267	4.1
船舶		136	121	15	12.4
航空機		3	2	1	50.0
その他		17,262	13,280	3,982	30.0
焼損棟数	棟	47,980	46,124	1,856	4.0
全焼		12,185	11,269	916	8.1
半焼		4,111	3,934	177	4.5
部分焼		31,684	30,921	763	2.5
建物焼損面積	m ²	1,795,118	1,668,483	126,635	7.6
林野焼損面積	a	277,582	326,001	△ 48,419	△ 14.9
死者	人	1,898	1,841	57	3.1
負傷者	人	7,007	6,895	112	1.6
り災世帯数	世帯	32,560	32,045	515	1.6
全損		8,519	8,300	219	2.6
半損		2,881	2,825	56	2.0
小損		21,160	20,920	240	1.1
り災人員	人	92,768	91,825	943	1.0
損害額	百万円	172,692	163,494	9,198	5.6
建物		162,849	154,334	8,515	5.5
林野		1,595	2,864	△ 1,269	△ 44.3
車両		3,680	4,005	△ 325	△ 8.1
船舶		715	351	364	103.7
航空機		46	202	△ 156	△ 77.2
その他		3,807	1,738	2,069	119.0
出火率		5.1	4.6	0.5	-

- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。
以下同じ。
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
3 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。
4 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。

ている一方で、林野火災とその他火災の出火件数が前年に引き続き増加した
ことである。また、出火原因別ではたき火とたばこの増加が目立つ。これ
は、夏季において記録的な高温と少雨が続いたことによる影響が大きいと考
えられる。

また、死者の傾向をみると、放火自殺者を除いた死者数は前年に比べやや
増加している。また、死者総数のうち高齢者、乳幼児等の割合は、他の年齢
層に比べ依然として高い状況が続いている。

1 出火状況

(1) 出火件数は増加、1日当たり173件出火

平成6年中の出火件数は6万3,015件で、前年の5万6,700件に比べ6,315
件(11.1%)増加しており、昭和61年(6万3,272件)以来8年ぶりに6万件

第1-3表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	平成6年	平成5年	
全火災1日当たり	出火件数	件	173	155
	損害額	百万円	473	448
	焼損棟数	棟	131	126
	建物焼損面積	m ²	4,918	4,571
	林野焼損面積	a	760	893
	り災世帯数	世帯	89	88
	り災人員	人	254	252
	死者	人	5.2	5.0
	負傷者	人	19.2	19.0
全火災1件当たり	損害額	万円	274	288
建物火災1件当たり	損害額	万円	475	459
	建物焼損面積	m ²	52	50
	焼損棟数	棟	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	人	2.7	2.7
	損害額	万円	35	90
	林野焼損面積	a	61	102

を越えた。これを火災種別ごとにみると、林野火災が4,534件で前年に比べ1,343件(42.1%)、路上や空地における火災などのその他火災が1万7,262件で前年に比べ3,982件(30.0%)増加している。また、1日あたりの出火件数も173件で、前年に比べ18件増加している(第1-2表、第1-3表)。

(2) 全火災における建物火災の割合は54.5%

火災は6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の54.5%で最も高い比率を占めている(第1-4表)。

次いで、その他の火災(道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

最近の火災種別出火件数の推移をみると、建物火災は昭和61年(38,121件)をピークに減少傾向にあり、平成6年中は3万4,315件で昭和61年に比べ約10%の減となっている。一方、林野火災は最近でのピークである昭和61年(4,838件)に比べ約6%減少し、4,534件となっている。また、車両火災は、この10年間で約36%増加し6,765件となっている(第1-5表)。

(3) 春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、記録的な高温と少雨が続いた夏季の出火件数が特に増加しており、春季と夏季で総出火件数の55.1%(前年53.2%)を占めている(第1-6表)。

(4) 出火率は5.1

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.1と前年と比べ

第1-4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	平成6年	平成5年
建 物 火 災	54.5	59.3
林 野 火 災	7.2	5.6
車 両 火 災	10.7	11.5
船 舶 火 災	0.2	0.2
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	27.4	23.4
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下各図表において同じ。

第1-5表 火災種別出火件数の推移

(昭和60年=100)

区分 年別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航空機		その他	
	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数
60	36,879	100	4,155	100	4,988	100	160	100	7	100	13,676	100
61	38,121	103	4,838	116	5,179	104	173	108	3	43	14,958	109
62	36,515	99	4,120	99	5,272	106	111	69	5	71	12,810	94
63	37,090	101	3,589	86	5,591	112	134	84	5	71	13,265	97
元	35,186	95	2,894	70	5,744	115	138	86	4	57	11,797	86
2	34,768	94	2,858	69	6,173	124	148	93	4	57	12,554	92
3	34,263	93	2,535	61	6,207	124	123	77	3	43	11,748	86
4	33,532	91	2,262	54	6,281	126	139	87	1	14	12,547	92
5	33,608	91	3,191	77	6,498	130	121	76	2	29	13,280	97
6	34,315	93	4,534	109	6,765	136	136	85	3	43	17,262	126

第1-6表 四季別出火状況

年別 季別	平成6年				平成5年			
	出火件数 (件)	割 合 (%)	損害額 (百万円)	割 合 (%)	出火件数 (件)	割 合 (%)	損害額 (百万円)	割 合 (%)
春季(3月~5月)	17,571	27.9	45,342	26.2	19,825	35.0	52,790	32.3
夏季(6月~8月)	17,157	27.2	39,999	23.2	10,297	18.2	29,842	18.3
秋季(9月~11月)	13,182	20.9	34,345	19.9	11,249	19.8	32,406	19.8
冬季(12月,1月,2月)	15,105	24.0	53,006	30.7	15,329	27.0	48,456	29.6
計	63,015	100.0	172,692	100.0	56,700	100.0	163,494	100.0

第1-7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	平成6年	昭和60年	増減率(%)
出 火 率	5.1	5.0	—
出 火 件 数 (件)	63,015	59,865	5.3
うち建物火災	34,315	36,879	△ 7.0
人 口 (人)	124,322,801	120,007,812	3.6
世 帯 数	43,665,843	38,457,479	13.5

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

て0.5ポイント増加しているが、昭和60年と比べるとほぼ同じである（第1-7表）。

これを、都道府県別でみると、最高は島根県の8.4、広島県の7.0、最低は富山県の2.3、次いで京都府の3.0となっている（第1-8表）。

（5）火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消火用具

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、火災

第1-8表 都道府県別出火率

（平成6年中）

都道府県	出火件数	人口	出火率	都道府県	出火件数	人口	出火率
1 北海道	2,212	567	3.9	25 滋 賀	640	126	5.1
2 青 森	655	151	4.3	26 京 都	769	254	3.0
3 岩 手	619	143	4.3	27 大 阪	4,244	854	5.0
4 宮 城	1,315	229	5.7	28 兵 庫	3,679	546	6.7
5 秋 田	456	123	3.7	29 奈 良	440	142	3.1
6 山 形	556	126	4.4	30 和歌山	438	109	4.0
7 福 島	1,022	213	4.8	31 鳥 取	312	62	5.0
8 茨 城	1,775	294	6.0	32 島 根	647	77	8.4
9 栃 木	1,081	197	5.5	33 岡 山	1,113	194	5.7
10 群 馬	801	199	4.0	34 広 島	1,995	286	7.0
11 埼 玉	2,677	661	4.0	35 山 口	900	156	5.8
12 千 葉	2,791	572	4.9	36 徳 島	471	84	5.6
13 東 京	6,739	1,157	5.8	37 香 川	537	103	5.2
14 神奈川	2,658	810	3.3	38 愛 媛	792	153	5.2
15 新 潟	1,073	248	4.3	39 高 知	487	83	5.9
16 富 山	261	112	2.3	40 福 岡	2,905	485	6.0
17 石 川	417	117	3.6	41 佐 賀	416	88	4.7
18 福 井	287	82	3.5	42 長 崎	986	156	6.3
19 山 梨	438	87	5.0	43 熊 本	920	186	4.9
20 長 野	1,180	218	5.4	44 大 分	551	124	4.4
21 岐 阜	1,335	209	6.4	45 宮 崎	671	118	5.7
22 静 岡	2,017	372	5.4	46 鹿 児 島	1,097	179	6.1
23 愛 知	4,112	671	6.1	47 沖 縄	513	127	4.0
24 三 重	1,015	183	5.5	計	63,015	12,433	5.1

（注）人口は平成6年3月31日現在の住民基本台帳による。

報知専用電話（119番）による通報が77.7%と圧倒的に多い（第1-9表）。

また、初期消火器具等の使用状況をみると、消火器及び簡易消火用具を使用したものが39.9%となっているが、初期消火をしなかったものが33.5%となっている（第1-10表）。

2 死者の状況

平成6年中の火災による死者数は1,898人で、前年（1,841人）に比べ3%増加し、平成元年以来の過去6年間で最も多い。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,274人で、前年（1,194人）に比べ80人増加している。また、放火自殺者は624人で、前年（647人）に比べ23人減少している（第1-11表）。

第1-9表 覚知方法別出火件数

（平成6年中）

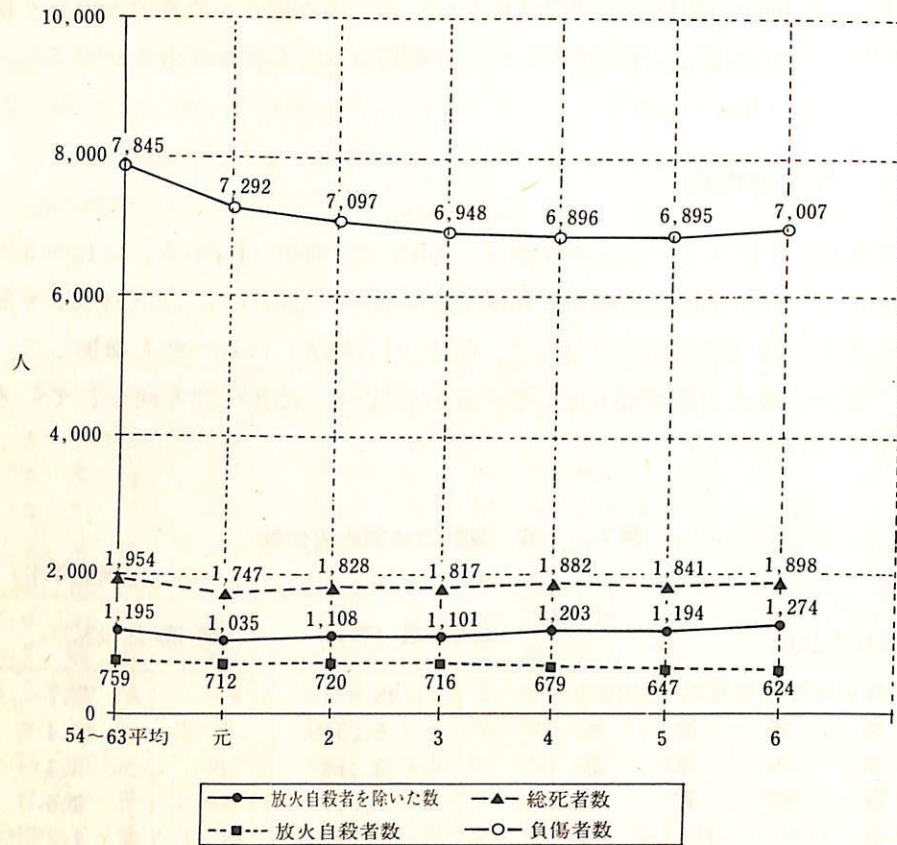
覚知方法別	区分	出火件数 (件)	構成比 (%)
火災報知専用電話 (119番)		48,972	77.7
事後聞知		6,534	10.4
加入電話		3,418	5.4
警察電話		1,644	2.6
駆けつけ通報		771	1.2
火災報知機		331	0.5
望楼発見		6	0.0
その他		1,339	2.2
計		63,015	100.0

第1-10表 初期消火器具等の使用状況

（単位：件、%）

区別	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
昭和60年	10,362	17.3	15,952	26.6	932	1.6	14,957	25.0	17,662	29.5
平成6年	9,365	14.9	15,767	25.0	766	1.2	16,001	25.4	21,116	33.5

第1-11図 火災による死傷者の推移



(1) 1日当たりの火災による死者は5.2人

平成6年中の火災による死者を一日当たりの死者数で見ると、5.2人で、前年(5.0人)に比べ0.2人増加している(第1-3表)。

過去6年間の傾向をみると、放火自殺者は依然減少傾向にあるものの、放火自殺者を除いた死者数はおおむね横ばいから上昇している。

(2) 死者発生率は、1.64人(人口10万人当たり)

都道府県別に死者の発生状況を見ると、人口10万人当たりの死者数の割合では、全国平均は1.64人で、昨年より0.15人増加し、最も高い鳥取県(2.76人)と最も低い佐賀県(0.23人)では、2.53人の差がある(第1-12表)。

(3) 火災による死者は冬と夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成6年中においても1月から4月及び12月の月ごとの死者数は、年間の月平均(158人)以上の数となっており、こ

第1-12表 都道府県別の死者の状況

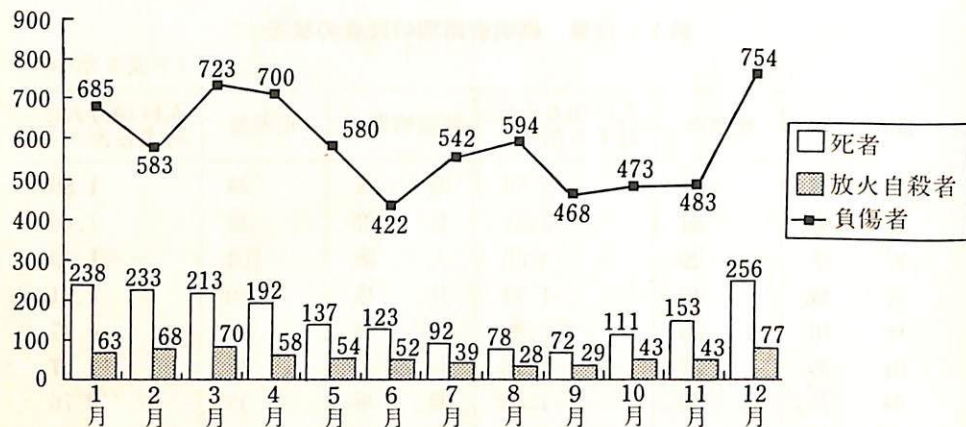
(平成6年中)

都道府県名	死者数	人口10万人に対する割合	都道府県名	死者数	人口10万人に対する割合
北海道	87	1.53	滋賀	24	1.89
青森	34	2.31	京都	38	1.46
岩手	29	2.05	大阪	104	1.19
宮城	40	1.74	兵庫	89	1.61
秋田	29	2.39	奈良	11	0.77
山形	27	2.15	和歌山	17	1.57
福島	39	1.83	鳥取	17	2.76
茨城	61	2.08	島根	12	1.56
栃木	37	1.88	岡山	27	1.39
群馬	37	1.86	広島	49	1.70
埼玉	89	1.33	山口	17	1.09
千葉	81	1.41	徳島	11	1.33
東京	140	1.19	香川	28	2.73
神奈川	115	1.41	愛媛	27	1.79
新潟	37	1.49	高知	22	2.70
富山	17	1.52	福岡	68	1.39
石川	14	1.19	佐賀	2	0.23
福井	13	1.57	長崎	26	1.68
山梨	13	1.50	熊本	32	1.73
長野	45	2.07	大分	21	1.70
岐阜	40	1.91	宮崎	16	1.36
静岡	50	1.34	鹿児島	35	1.96
愛知	94	1.38	沖縄	6	0.48
三重	31	1.70	計	1,898	1.64

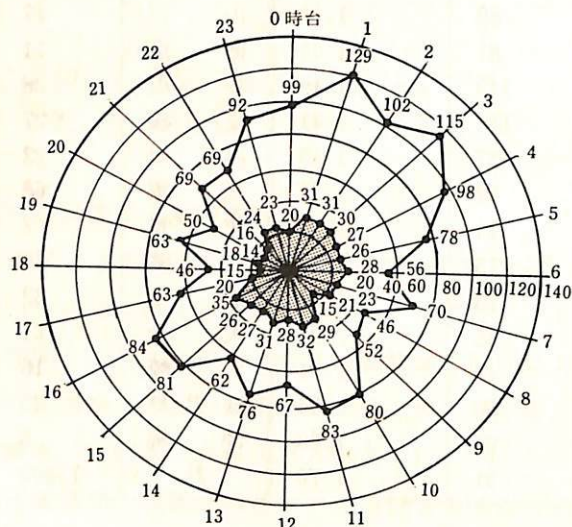
の5か月間に死者総数の59.6%に当たる1,132人の死者が発生している。(第1-13図)。

時間帯別に死者の発生状況をみると、夜中の1時台が129人で最も多く、

第1-13図 月別死傷者発生状況



第1-14図 時間帯別の火災による死者の発生状況



(注) 1 死亡時刻不明者68人を除く。
2 斜線部分は放火自殺者を示し内数である。

次いで3時台 (115人)、2時台 (102人) となり就寝時間帯に多くの死者が発生している。一方、死者の発生が少ないのは、朝方と就寝前の時間帯で、8時台、18時台が46人、次いで20時台 (50人)、9時台 (52人) となっている (第1-14図)。

第1-15表 死因別死者発生状況の推移

区分 年別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	総計
平成2年	467 (42.1)	540 (48.7)		36 (3.2)	65 (5.9)	1,108 (100.0)	720 〔39.4〕	1,828
平成3年	441 (40.1)	532 (48.3)	7 (0.6)	52 (4.7)	69 (6.3)	1,101 (100.0)	716 〔39.4〕	1,817
平成4年	506 (42.1)	570 (47.4)	2 (0.2)	44 (3.7)	81 (6.7)	1,203 (100.0)	679 〔36.1〕	1,882
平成5年	464 (38.9)	606 (50.8)	4 (0.3)	40 (3.4)	80 (6.7)	1,194 (100.0)	647 〔35.1〕	1,841
平成6年	503 (39.5)	627 (49.2)	7 (0.5)	45 (3.5)	92 (7.2)	1,274 (100.0)	624 〔32.9〕	1,898

(注) () 内は構成比を示し、単位は%である。また〔〕は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第1-17表において同じ。

第1-16表 火災種別死傷者数

(平成6年中)

火災種別	死者	割合	負傷者	割合
建物火災	1,323人	69.7%	6,020人	85.9%
林野火災	17	0.9%	216	3.1%
車両火災	207	10.9%	251	3.6%
船舶火災	1	0.1%	14	0.2%
航空機火災	1	0.1%	12	0.2%
その他の火災	349	18.3%	494	7.0%
計	1,898	100.0%	7,007	100.0%

(4) 死因は火傷が49.2%、中毒・窒息が39.5%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は、火傷による死者が627人(49.2%)であり、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が503人(39.5%)となっている(第1-15表)。

(5) 建物火災による死者の死者総数に対する割合は増加

火災種別ごとの死者数をみると、建物火災による死者が前年に比べ65人増加し、1,323人となっており、死者総数に対する割合も69.7%(前年68.3%)とやや高くなっている(第1-16表)。

(6) 逃げ遅れによる死者が約7割

死に至った経過をみると、逃げ遅れが881人で放火自殺者を除く死者総数(1,274人)の69.2%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが最も多く、放火自殺者を除く死者総数の25.8%を占めている。

また、放火自殺者を除く死者総数のうち、年齢別では、65歳以上の高齢者が556人(43.6%)、乳幼児が67人(5.3%)を占めている。また、死に至った経過では、熟睡が185人(14.5%)、病気又は身体不自由の者が183人(14.4%)を占め、二大要因となっている(第1-17表)。

(7) 建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災1件当たり1.22人

建物火災による死者1,323人について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が783人(死者の出た火災1件当たり1.22人)、部分焼の場合が357人(同1.09人)、半焼の場合が183人(同1.13人)となっている(第1-18表)。

(8) 建物火災による死者の約9割が住宅火災で発生

建物火災の死者1,323人について、建物用途別の発生状況をみると、専用住宅での死者が1,022人(77.2%)、併用住宅での死者が142人(10.7%)で両者をあわせた住宅火災による死者(1,164人)が建物火災の死者の約9割を占めている。

また、階層別では、1階と2階における死者が1,190人で建物火災による死者の89.9%を占めている(第1-19表)。

第1-18表 火災種別ごとの死者発生状況

(平成6年中)

区分	計	建物火災			林野 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他 火災
		全焼	半焼	部分焼					
死者数(人)	1,898	783	183	357	17	208	0	1	349
割合%	100	69.7			0.9	11.0	0.0	0.1	18.3
死者の出た火災 件数(件)	1,685	640	162	329	17	191	0	1	345
割合%	100	67.1			1.0	11.3	0.0	0.1	20.5

(注) ここでは、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

さらに建物構造別では木造建物における死者が855人(64.6%)で最も多く、死因別では火傷と一酸化炭素中毒、窒息による死者が983人で建物火災による死者の74.3%を占めている(第1-20表)。

(9) 住宅火災による死者は依然として多い

住宅火災による死者は、1,164人であり、このうち、放火自殺者(心中の道づれを含む。)が205人、失火等による死者が959人となっている。

ア 死者発生率は高齢者層で著しく高い

住宅火災における死者数(放火自殺者を除く。)について、年齢階層別と同階層の人口10万人当たりの死者発生率をみると、最も死者発生率が高いのは、高齢者層で、年齢が高くなるに従い死者発生率も著しく増加しており、81歳以上の階層では、最も低い16歳から20歳の階層に比べ約50倍となっている(第1-21図)。

イ 死者の2割がたばこから出火した火災によるもの

住宅火災で死者(放火自殺者を除く。)が発生した火災原因を発生源別にみると、たばこによるものが195人(20.3%)で最も多く、次いでライター等97人(10.1%)、暖房器具92人(9.6%)となっており、これらをあわせると死者総数の約40%を占めている。

また、65歳以上の高齢者についてみると、たばこ、暖房器具となっており、死者総数の約30%を占めている(第1-22表)。

第1-19表 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

区 分	併 用 住 宅											計	不明	計	平成5年		
	一般住宅	共同住宅	商店舗待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	劇場	遊戯場						
1階	620	59	24	3	8	8	5	6									
2階	175	80	34	7	9	2	9	8									
3階	4	18	10	2	2		2	1									
4階		17															
5階		14						1									
6階		8						1									
7階		5						5									
8階		3						1									
9階以上		1						1									
計	832	204	68	11	19	11	16	0	17								
(割合%)	100	24.5	8.2	1.3	2.3	1.3	1.9	0.0	2.1								
平成5年	1,258																
(割合%)	100																

(平成6年中)

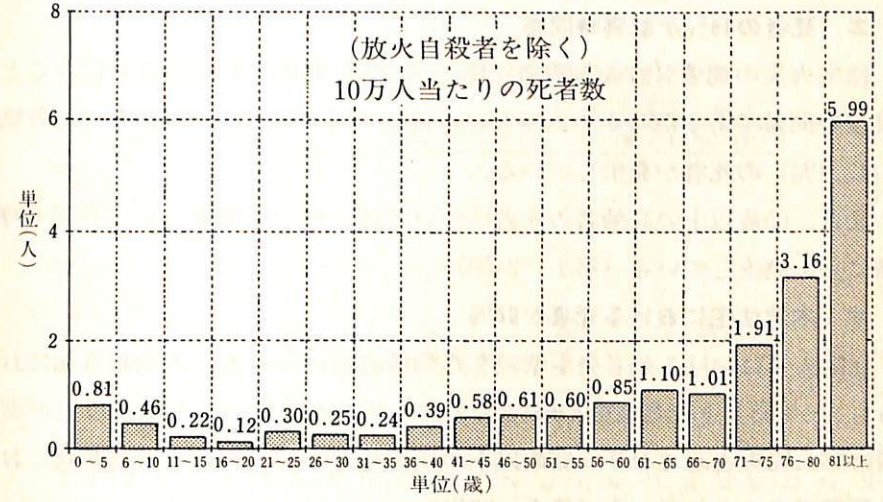
(単位:人)

第1-20表 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成6年中)

死 者 数	建物構造別	区 分							合 計	構 成 比
		一酸化炭素中毒窒息	火 傷	打撲・骨折等	その他	不明	小 計	自 殺		
	木 造	302	339	1	23	54	719	136	855	64.6
	防 火 造	62	83	0	5	9	159	42	201	15.2
	準耐火(木造)	18	9	0	1	1	29	8	37	2.8
	準耐火(非木造)	44	36	3	2	2	87	21	108	8.2
	耐 火 造	44	27	2	0	2	75	21	96	7.3
	そ の 他	12	7	0	1	0	20	6	26	2.0
	計	482	501	6	32	68	1,089	234	1,323	100.0

第1-21図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況



第1-22表 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者を除く。）

発火源	死者数		65歳以上	
	数	割合	数	割合
たばこ	195	20.3%	82	18.1%
ライター等	97	10.1%	35	7.7%
暖房器具	92	9.6%	56	12.3%
調理器具	49	5.1%	27	5.9%
電気器具	44	4.6%	25	5.5%
ローソク	12	1.3%	9	2.0%
こたつ	11	1.1%	9	2.0%
その他	459	47.9%	211	46.5%
合計	959	100.0%	454	100.0%

ウ ふとん、衣類に着火した火災での死者が多い

住宅火災で死者（放火自殺者を除く。）が発生した火災の着火物をみると、ふとん、衣類に着火した火災による死者が死者総数の約28.2%を占め、65歳以上の高齢者についても同様に、ふとん、衣類に着火した火災による死者が65歳以上の死者総数の約30.4%と高い比率を示している（第1-23表）。

エ 死者の48%が就寝時間帯

住宅火災の死者（放火自殺者を除く。）の発生状況を時間帯別にみると、就寝時間帯である22時から24時及び0時から6時において455人（死者総数の47.4%）の死者が発生している。

また、65歳以上の高齢者の死者については、他の年齢層と比べ昼間の時間帯に多く発生している（第1-24図）。

オ 木造住宅における死者が68%

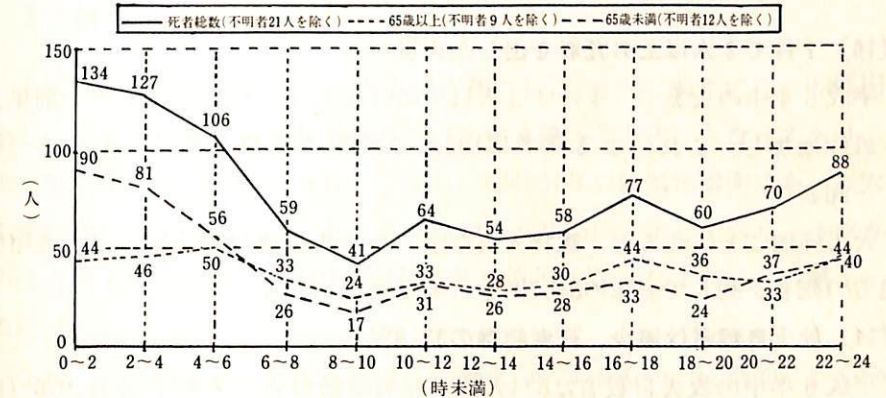
住宅火災における死者発生状況を建物構造別にみると、木造建築物におけるものが653人と死者総数の68.1%を占めている。そのうち65歳以上の高齢者は55.1%を占めており、65歳以上の死者総数の79.3%が木造建築物における死者で占められている（第1-25図）。

第1-23表 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者を除く。）

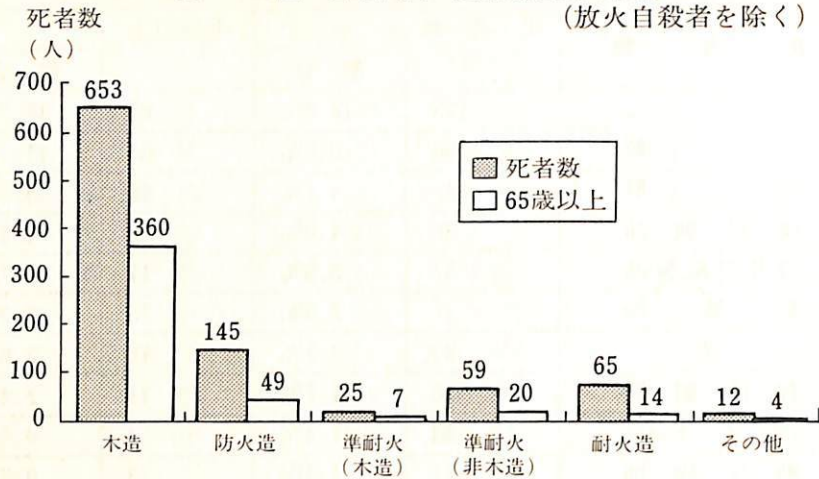
着火物	死者数		65歳以上	
	数	割合	数	割合
ふとん	175	18.2%	85	18.7%
衣類	96	10.0%	53	11.7%
紙屑	45	4.7%	19	4.2%
繊維製品	38	4.0%	22	4.8%
袋及び紙製品	37	3.9%	17	3.7%
鉱物油	27	2.8%	13	2.9%
畳	20	2.1%	12	2.6%
合成樹脂	16	1.7%	11	2.4%
ガソリン	13	1.4%	4	0.9%
動植物油	11	1.1%	3	0.7%
ゴミ屑	8	0.8%	3	0.7%
上敷	7	0.7%	5	1.1%
電線被類	7	0.7%	4	0.9%
木材	7	0.7%	4	0.9%
その他	452	47.2%	199	43.8%
合計	959	100.0%	454	100.0%

第1-24図 住宅火災における時間帯別死者数

（放火自殺者を除く）



第1-25図 住宅火災の建物構造別死者数
(放火自殺者を除く)



第1-26表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況
(平成6年中)

区分	計	3人	4人	5人	6人	8人
計(件)	37(133)	25(75)	6(24)	4(20)	1(6)	1(8)
建物火災	全焼	28(105)	17(51)	5(20)	4(20)	1(6)
	半全焼	6(19)	5(15)	1(4)		
	部分焼	3(9)	3(9)			

(注) ()内は死者数を示す。

(10) 1件で3人以上の死者を出した火災

平成6年中の火災で、1件で3人以上の死者を出した火災は37件で前年より11件増加し、これによる死者は133人で前年より43人増加している(第1-26表)。

火災種別ごとにみると、建物火災が全てを占め、建物用途別では、専用住宅での死者が86人で全体の64.7%を占めている(第1-27表)。

(11) 放火自殺者は減少、死者総数の32.9%

平成6年中の放火自殺者は624人で、死者総数に占める割合は32.9%(前年35.1%)となっており、前年(647人)より23人減少しており過去10年間

第1-27表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況
(平成6年中)

出火件数	計	死者数								
		一般住宅	共同住宅	店舗	工場作業所	寄宿舎	工場・作業所	旅館・ホテル	その他	
		専用住宅		併用住宅						
計	37	133	68	18	21	3	11	4	5	3
1階	29	34	27	2	5					
2階	4	82	41	10	10	3	11	4		3
3階	1	6		3	3					
5階	1	3		3						
6階		5							5	
不明	2	3			3					

では平成元年(950人)をピークにここ数年減少傾向を示している。

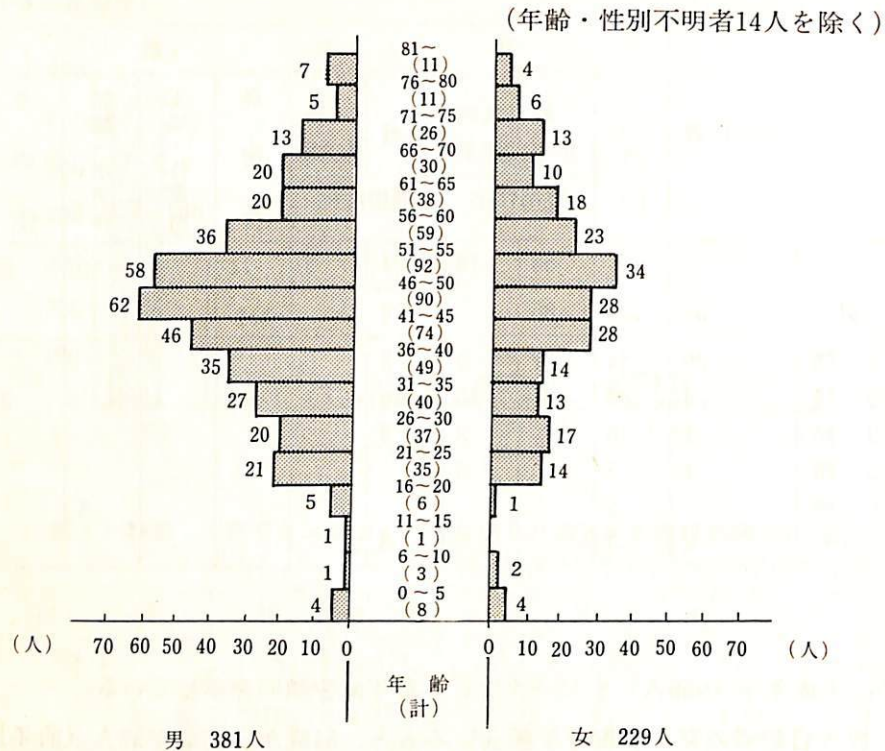
放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、51歳から55歳が92人(前年100人)と最も多く、全体の14.7%を占めている。性別では男性58人、女性34人となっている(第1-28図)。

3 損害額

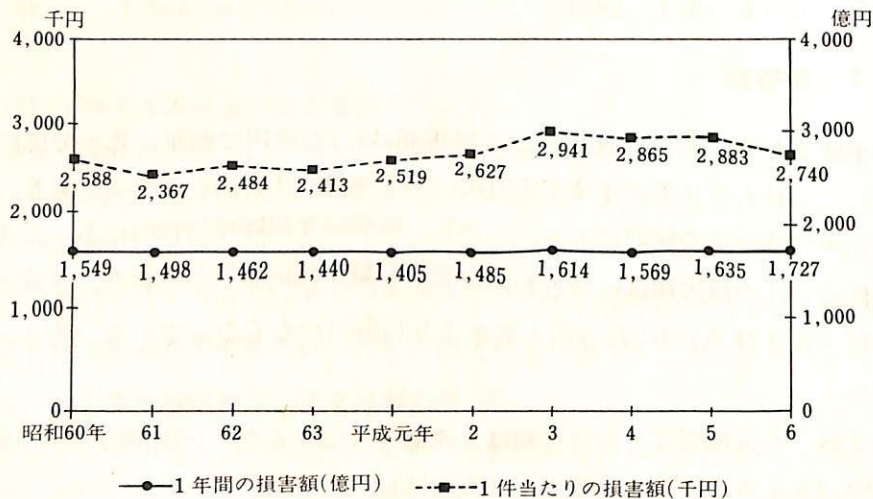
平成6年中における火災による損害額は1,727億円で前年に比べ92億円増加し、一日あたりでは4億7千万円(前年4億5千万円)となっており、平成元年以降増加の傾向にある。しかし、昭和61年以降増加傾向にあった火災1件当たりの損害額は、最近わずかながら減少傾向を示しており、平成6年中は火災1件当たり274万円と前年より14万円少なくなっている(第1-29表)。

なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の94.3%を占めている(第1-2表参照)。

第1-28図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況 (平成6年中)



第1-29図 損害額の推移



4 出火原因

総出火件数 6万3,015件のうち、失火による火災が4万2,380件 (全体の67.3%) で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している (第1-30図)。

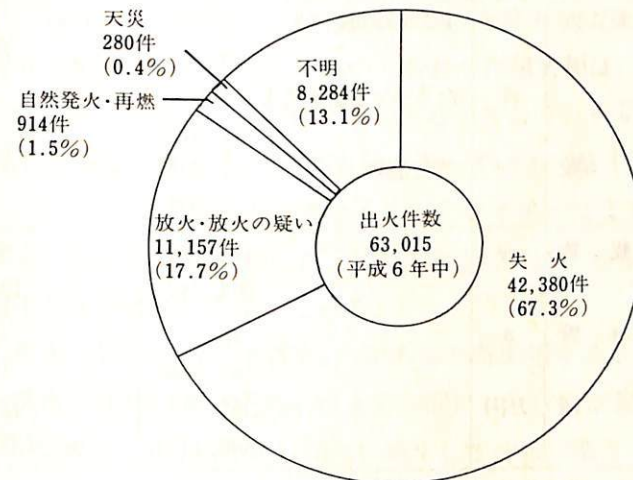
(1) 「たき火」による火災が第1位、「火あそび」による火災は減少

たき火による火災は、前年に比べ2,905件 (57.4%) 増加して7,964件 (全火災の12.6%) と大幅に増加している。しかし、損害額をみると、前年に比べ2,004万円 (0.5%) 減少しており、1件当たりの損害額では、約28万円減少している (第1-31図)。

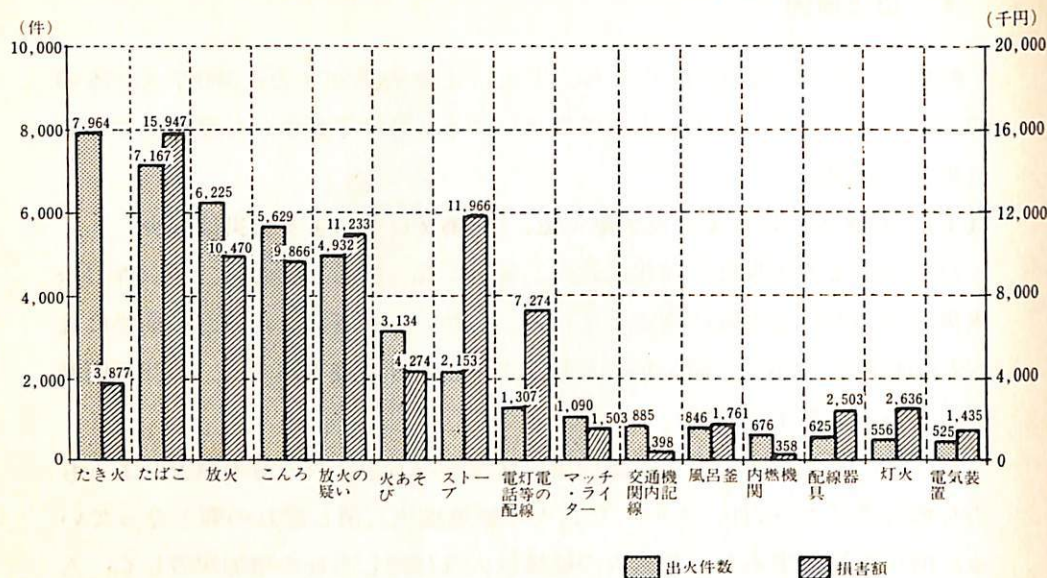
たき火による火災の主な経過別出火状況を見ると、火の粉の飛火によるものが最も多く2,767件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている。前年と比較すると、たき火の延焼拡大及び消し忘れの増加が著しく、人的な要因が伺える (第1-32表)。

次に、火あそびによる火災は、前年に比べ256件 (7.6%) 減少し3,134件となっているが、火遊びによる火災の損害額をみると5億5,407万円 (14.9

第1-30図 出火原因別出火件数



第 1-31 図 出火原因別の出火件数と損害額 (平成 6 年中)



第 1-32 表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(平成 6 年中)

区分	単位	たき火	火あそび
出火件数	件	7,964 (5,059)	3,134 (3,390)
主な経過(発火源)別	件	火の粉の飛び火 2,767 (2,117)	ライター 1,472 (1,534)
		たき火の延焼拡大 2,674 (1,519)	マッチ 559 (686)
出火件数		消し忘れ 1,202 (589)	花火 210 (122)
焼損面積	建物	m ² 74,774 (64,742)	50,737 (54,383)
	林野	a 46,757 (82,860)	3,603 (6,592)
損害額	万円	387,711 (389,715)	427,362 (371,955)

(注) () 内は、平成 5 年度中の状況を示す。

%) 増加しており、1 件当たりの損害額では 27 万円増加している。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く 1,472 件、次いで、マッチ、花火の順となっている (第 1-32 表)。

(2) 「たばこ」による火災は増加

たばこによる火災は、前年に比べ 981 件 (15.9%) 増加し 7,167 件で、全火災の 11.4% を占めている。

たばこによる火災の主な経過別出火件数をみると、投げ捨てによるものが 6 割近くを占め、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。

たばこが原因の火災による損害額は、前年に比べ 8 億 4 千万円増加しているが、火災 1 件当たりでは 223 万円、前年より 21 万円減少している (第 1-33 表)。

(3) 「放火」及び「放火の疑い」による火災は 3 年連続の 1 万件台

放火による出火件数は、前年に比べ 337 件 (5.1%) 減少しているが、放火の疑いによるものは 57 件 (1.2%) 増加し、放火及び放火の疑いは合わせて 1 万 1,157 件 (全火災の 17.7%) で、前年に比べ 280 件 (2.4%) 減少しているものの、平成 4 年以降連続して 1 万件を超えている。

放火による損害額は、前年に比べ 16 億 2,244 万円 (13.4%) 減少し 104 億 6,963 万円となっているが、放火の疑いによるものの損害額が前年より 20 億 2,700 万円 (22.0%) 増加して 112 億 3,303 万円と放火による損害額を上回っている。この結果、放火と放火の疑いを合わせた損害額は、前年に比べ 4 億 434 万円 (1.9%) 増加し 217 億 266 千万円となっており、火災 1 件当たりの損害額は前年より約 9 万円増え約 195 万円となっている (第 1-34 表)。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが 3,713 件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっており、前年と同様の傾向を示している。

また、放火 (放火の疑いを含む) があつた時間帯をみると、前年同様、夜間から深夜 (20 時以降翌朝の 6 時までの間) にかけてが最も多くなっており、この時間帯に、6,806 件 (61.0%) 発生している (第 1-35 図)。

第1-33表 たばこによる火災の損害状況 (平成6年中)

区 分	単 位	た ば こ
出 火 件 数	件	7,167 (6,186)
うち 建 物 火 災		3,833 (3,636)
林 野 火 災		722 (487)
車 両 火 災		332 (306)
船 舶 火 災		5 (5)
そ の 他 の 火 災		2,275 (1,752)
主な経過別出火件数	件	
投 げ 捨 て		4,203 (3,348)
火 源 の 転 倒 ・ 落 下		1,422 (1,363)
消 し 忘 れ		373 (398)
焼損面積 (建物 林野)	m ² a	141,936 (132,516) 125,830 (32,906)
損害額	万円	1,594,669 (1,510,893)

(注) () 内は、平成5年中の状況を示す。

(4) 「こんろ」による火災は減少

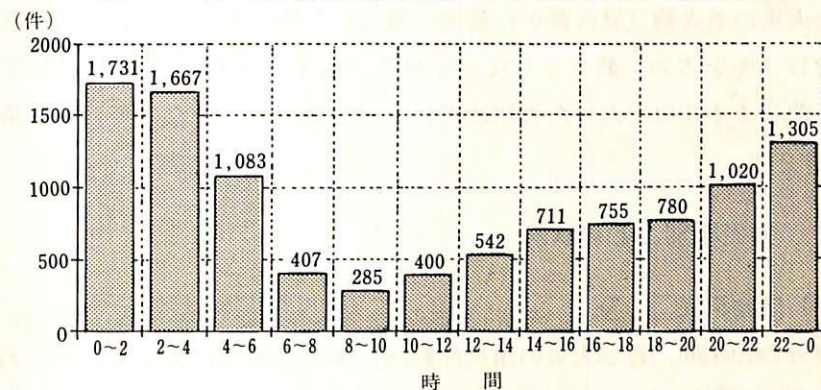
ガスこんろ、電気こんろなどのこんろによる火災は、前年に比べ119件減少し5,629件(全火災の8.9%)となっている。こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く5,293件で、全体の94.0%と大半を

第1-34表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況 (平成6年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	6,225 (6,562)	4,932 (4,875)	11,157 (11,437)
うち ライターによるもの		2,188 (2,217)	1,525 (1,554)	3,713 (3,771)
マッパによるもの		433 (501)	107 (152)	540 (653)
たきつけによるもの		70 (54)	154 (148)	224 (202)
焼損面積 (建物 林野)	m ² a	74,434 (88,365)	84,457 (75,122)	158,891 (163,487)
林 野		282 (511)	3,240 (3,103)	3,522 (3,614)
損 害 額	万円	1,046,963 (1,209,207)	1,123,303 (920,625)	2,170,266 (2,129,832)

(注) () 内は、平成5年中の状況を示す。

第1-35図 放火及び放火の疑いによる火災出火時刻別件数



(出火時刻不明471件)

占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、78.3%に当たる4,408件が消し忘れによるものである。

また、こんろが原因の火災による損害額は、前年に比べ7億3,102万円(6.9%)減少し98億6,570万円となっており、火災1件当たりの損害額は約175万円で、前年より約9万円少なくなっている(第1-36表)。

(5) 「ストーブ」による火災は1件当たりの損害額増加

ストーブによる火災は、前年に比べ131件減少して2,153件発生している。ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,482件で、ストーブによる火災の68.8%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火・ふく射によるものが325件と最も多く、次いで、可燃物の接触・落下、使用方法の誤りの順になっている。

また、ストーブが原因の火災による損害額は、前年に比べ2億2,072万円(1.9%)増加して119億6,604万円となっている。このため、火災1件当たりの損害額は約556万円で、前年よりも約42万円増えている(第1-37表)。

(6) 着火物は前年同様「枯草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数は、枯草が全体の17.0%を占め、最も多くなっており、前年と同様の順位を示しているが、前年まで10位であった衣類に代わって落葉が10位となっている(第1-38表)。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

最近の10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるものの、おおむね3万4,000件から3万8,000件程度で、平成6年の建物火災は3万4,315件で、前年より2.1%増加しているが、過去10年間のピークである昭和61年の3万8,121件に比べ10.0%減少している(第1-5表参照)。

第1-36表 こんろによる火災の損害状況

(平成6年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	5,629 (5,748)
うち 建 物 火 災		5,574 (5,686)
林 野 火 災		2 (0)
車 両 火 災		24 (31)
船 舶 火 災		3 (0)
そ の 他 の 火 災		26 (31)
出 火 件 数 うち ガ ス こ ん ろ	件	5,293 (5,363)
電 気 こ ん ろ		199 (237)
石 油 こ ん ろ		78 (77)
主 な 経 過 別 出 火 件 数		
消 し 忘 れ	件	4,408 (4,497)
使 用 方 法 の 誤 り		201 (222)
ふ く 射		145 (147)
建 物 焼 損 面 積	m ²	119,552 (122,568)
損 害 額	万円	986,570 (1,059,672)

(注) () 内は、平成5年度中の状況を示す。

第1-37表 ストープによる火災の損害状況

(平成6年中)

区 分	単 位	ス ト ー プ
出 火 件 数		2,153 (2,284)
うち 石油ストーブ		1,482 (1,548)
電気ストーブ	件	486 (533)
ガスストーブ		83 (94)
まきストーブ		98 (102)
石炭ストーブ		4 (7)
主な経過別出火件数		
引火・ふく射	件	325 (510)
可燃物の接触・落下		312 (621)
使用方法の誤り		304 (309)
消し忘れ		108 (116)
調整不良		95 (105)
建物焼損面積	m ²	136,517 (134,043)
損 害 額	万 円	1,196,604 (1,174,532)

(注) () 内は、平成5年度中の状況を示す。

ア 建物火災は1日に94件、15分ごとに1件

これを1日当たりの出火件数で見ると94件となり、15分に1件の割合で出火していることになる。

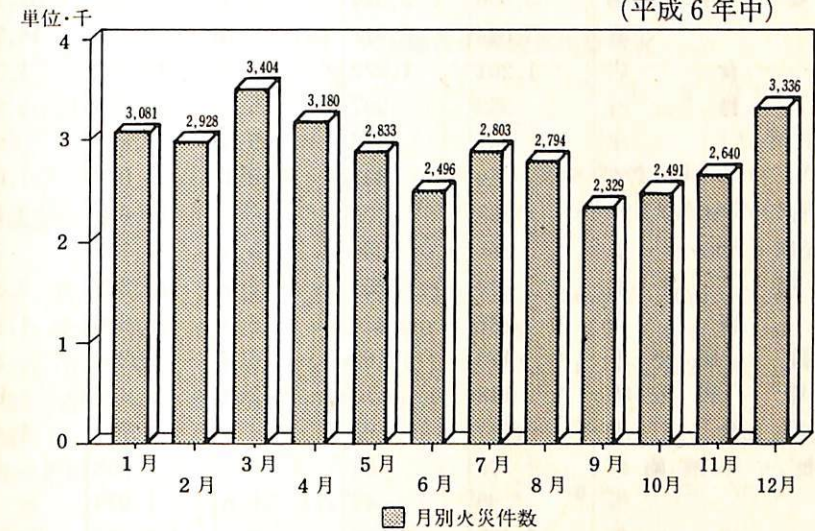
第1-38表 主な着火物別出火件数

着 火 物	平 成 6 年		平 成 5 年	
	出火件数 (件)	総出火件数に 占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に 占める割合 (%)
枯 草	10,701	17.0	6,884	12.1
動植物油	4,498	7.1	4,588	8.1
合成樹脂・成形品	3,441	5.5	3,392	6.0
紙くず・わらくず	3,296	5.2	3,336	5.9
袋・紙製品	3,112	4.9	3,324	5.9
寝 具	2,592	4.1	2,729	4.8
ガ ソ リ ン	2,006	3.2	2,155	3.8
織 維 製 品	1,870	3.0	1,960	3.5
電 線 被 類	1,809	2.9	1,551	2.7
落 葉	1,591	2.5	1,260	2.2

(注) 着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

第1-39図 建物火災の月別火災件数

(平成6年中)



■ 月別火災件数

また、月別の出火件数をみると、冬から春（1月～4月及び12月）にかけて多く発生し、全体の46%を占めている。また、昨年に引き続き3月の出火件数が最も多くなっている（第1-39図）。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、居住建物の出火件数が最も多く、全体の49%を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店、事務所となっており、これら5用途で全体の74.7%を占めている。

火災1件当たりの焼損面積でみると、養畜舎が233.9㎡で最も多く、次いで工場・作業場、神社・寺院、倉庫、旅館・ホテルの順となっている。また、火災1件当たりの損害額でみると、神社・寺院が1,208万円で最も多く、次い

第1-40表 建物火災の火元建物用途別の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		平成6年 (件)	平成5年 (件)	増減率 (%)		
居	住	16,824	17,007	△ 1.1	696,806	61,022
工場・作業場		3,600	3,320	8.4	380,056	37,159
倉庫		3,044	2,918	4.3	250,125	18,961
飲食店		1,201	1,222	△ 1.7	40,102	4,366
事務所		953	907	5.1	30,918	5,985
車庫		367	348	5.5	11,808	687
学校		360	327	10.1	10,072	1,083
旅館・ホテル		268	300	△ 10.7	19,852	2,125
百貨店・マーケット		265	266	△ 0.4	3,749	744
神社・寺院		240	250	△ 4.0	19,335	2,899
養畜舎		238	224	6.3	55,666	1,322
病院・診療所		173	162	6.8	2,258	235
劇場・興業場		118	110	7.3	4,488	644
官公署		117	94	24.5	4,797	1,412
福祉・保険施設		109	83	31.3	2,358	181
浴場		30	42	△ 28.6	1,074	65
その他		6,408	6,028	6.3	257,244	23,726
計		34,315	33,608	2.1	1,790,708	162,616

(注) 延焼建物の損害は含まない。

で官公署、工場・作業場、旅館・ホテルの順となっている（第1-40表）。

ウ 木造建物の火災が半数

建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物からの火災が17,277件で、50.3%を占め、次いで、準耐火非木造、防火造、耐火造、準耐火木造の順となっている。

火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を構造別にみると、木造建物の場合が最も多く、出火件数の26.9%が別棟に延焼している。以下、防火造、準耐火木造、準耐火非木造、耐火造の順となっている。

また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、全建物火災平均は52.2㎡となっている（第1-41表）。

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が1万9,583件で全体の57.1%、焼損面積50㎡未満の出火件数が2万5,629件で全体の74.7%をそれぞれ占め、建物火災の過半数は小火災であることがうかがえる。また、前年に比べ損害

第1-41表 火元建物の構造別損害状況

年別 構造別	出火件数				平成6年				
	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	出火件数	延焼率 (%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造	17,849	17,433	17,179	17,005	17,277	26.9	26,982	68.5	4,840
耐火造	5,823	5,973	5,898	6,301	4,095	5.2	4,431	21.9	2,429
防火造	4,869	4,738	4,427	4,314	4,317	16.7	5,763	33.0	3,916
簡易耐火造	3,916	3,878	3,753	3,659					
準耐火木造					1,589	12.3	1,913	59.0	6,852
準耐火非木造					5,282	6.8	5,879	37.6	6,022
その他・不明	2,311	2,241	2,275	2,329	1,755	49.9	2,372	47.0	5,385
全建物火災	34,768	34,263	33,532	33,608	34,315	20.4	47,340	52.2	4,739

額10万円未満の火災は減少しているが、10万円以上の火災はいずれも増加している（第1-42表）。

オ 建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いで、たばこ、放火、放火の疑い、ストーブの順となっている。

また、放火と放火の疑いを合計すると5,444件となり、原因第1位のこんろに次ぐものとなっている（第1-31図参照）（第1-43図）。

主な経過をみると、こんろによる火災のうち消し忘れによるものが79.0%、たばこによる火災では投げ捨てが35.5%などとなっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油（天プラ油等）による火災が4,375件で、こんろによる建物火災の78.5%と大半を占めている。

カ 3DKの住戸2万7,617戸相当分が焼損

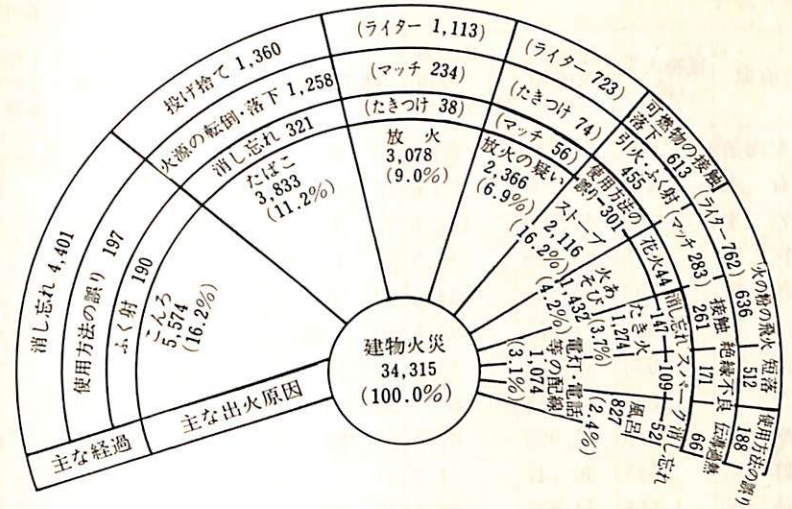
建物焼損面積は、前年に比べ12万6,635㎡（7.6%）増加し1,795,118㎡となった。この面積は3DK（65㎡）の住宅が2万7,617戸焼損したことに相当する。

第1-42表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

（平成6年中）

損害額（万円）	出火件数	焼損面積（㎡）	出火件数
10未満	14,430	50未満	25,629
10～50 "	5,153	50～100 "	3,225
50～100 "	2,167	100～200 "	3,236
100～500 "	5,964	200～300 "	1,108
500～1,000 "	2,821	300～500 "	720
1,000～2,000 "	2,105	500～1,000 "	287
2,000～3,000 "	717	1,000～2,000 "	86
3,000～5,000 "	516	2,000～3,000 "	12
5,000以上	442	3,000以上	12
計	34,315	計	34,315

第1-43図 建物火災の主な出火原因と経過（平成6年中）



都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で、93,612㎡、次いで愛知県、福岡県の順となっており、一方、最小は前年同様沖縄県の7,402㎡、次いで石川県、鳥取県、滋賀県の順となっている（第1-44表）。

キ 1件当たりの焼損面積は約50㎡

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、全国平均は52.3㎡で前年に比べ2.7㎡（5.4%）増加している。全国平均を上回るのは、岩手県の127.6㎡を最高に、秋田県124.5㎡、奈良県98.1㎡など35府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の16.4㎡を最低に、神奈川県28.0㎡、大阪府28.8㎡など12都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している（第1-44表参照）。

ク 建物火災の4割は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況を見ると消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は20,369件（建物火災の59.4%）で、このうち覚知から放水開始までの時間が、5分以内のものは7,071件（放水し

第1-44表 建物火災1件当たりの焼損面積

(平成6年中)

都道府県	建物火災 (件)	建物焼 損面積 (㎡)	1件当 たりの焼 損面積 (㎡)	都道府県	建物火災 (件)	建物焼 損面積 (㎡)	1件当 たりの焼 損面積 (㎡)
1 北海道	1,607	93,612	58.3	25 滋賀	299	12,862	43.0
2 青森	475	38,299	80.6	26 京都	509	27,821	54.7
3 岩手	360	45,953	127.6	27 大阪	2,675	76,963	28.8
4 宮城	678	45,056	66.5	28 兵庫	1,610	66,516	41.3
5 秋田	283	35,245	124.5	29 奈良	295	28,944	98.1
6 山形	347	27,967	80.6	30 和歌山	249	23,080	92.7
7 福島	633	55,825	88.2	31 鳥取	196	13,942	71.1
8 茨城	856	54,958	64.2	32 島根	223	17,165	77.0
9 栃木	619	41,983	67.8	33 岡山	594	39,008	65.7
10 群馬	512	36,747	71.8	34 広島	867	45,396	52.4
11 埼玉	1,558	74,935	48.1	35 山口	402	23,413	58.2
12 千葉	1,431	57,067	39.9	36 徳島	270	17,468	64.7
13 東京	3,851	63,089	16.4	37 香川	301	19,761	65.7
14 神奈川	1,561	43,732	28.0	38 愛媛	452	27,532	60.9
15 新潟	623	52,883	84.9	39 高知	314	18,010	57.4
16 富山	196	14,986	76.5	40 福岡	1,563	83,444	53.4
17 石川	221	12,738	57.6	41 佐賀	201	18,073	89.9
18 福井	165	16,060	97.3	42 長崎	458	23,970	52.3
19 山梨	233	18,537	79.6	43 熊本	474	36,470	76.9
20 長野	625	40,414	64.7	44 大分	340	26,679	78.5
21 岐阜	607	29,110	48.0	45 宮崎	390	30,014	77.0
22 静岡	979	48,793	49.8	46 鹿児島	639	46,499	72.8
23 愛知	1,886	88,955	47.2	47 沖縄	218	7,402	34.0
24 三重	470	27,742	59.0	計	34,315	1,795,118	52.3

た建物火災の34.7%)、10分以内のものは17,102件(放水した建物火災の84.0%)となっている(第1-45表)。

覚知から放水開始までの時間ごとの1件当たり建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第1-45表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成6年中)

区分 覚知から 放水開始 まで	出火 件数			焼 損 面 積 (㎡)		一放 台 件 水 当 た り ボ ン ブ 数 (台)		延 焼 率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	7,071	4,146	2,925	65.5	81.2	3.5	3.8	31.4
5~10 "	10,031	5,764	4,267	76.2	103.5	3.8	4.3	31.9
11~15 "	2,170	1,210	960	99.3	120.1	3.9	4.3	31.9
16~20 "	608	331	277	131.8	136.0	4.3	4.1	37.0
21分以上	489	240	249	129.6	124.6	7.9	7.9	30.7
放水した建物火災	20,369	11,691	8,678	77.4	99.4	3.8	4.2	31.9
全建物火災 (放水しなかった 火災を含む。)	34,315			52.3		2.4		20.4

ケ 建物火災の約6割は放水開始後30分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後11分から20分までに鎮火したものが4,229件で最も多く、30分以内に鎮火した件数は1万1,859件で放水した建物火災の58.2%となっている。また焼損面積については、鎮火所要時間90分まではゆるやかに推移し、90分を超えると大きく延焼拡大していることが伺える(第1-46図)。

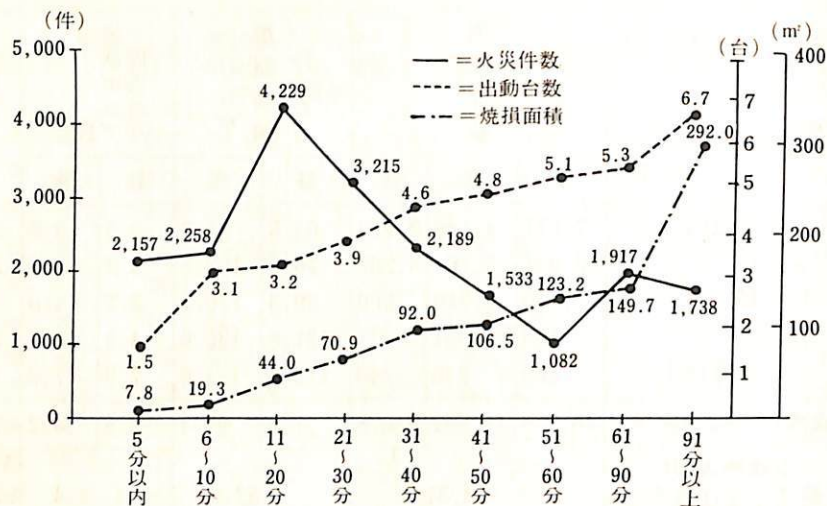
(2) 林野火災

平成6年中の林野火災の出火件数は、4,534件で、前年に比べ1,343件(42.1%)増加した。しかし、焼損面積は2,776haで前年より484ha(14.8%)減少しており、また、損害額も15億9,456万円で前年より12億6,921万円(44.3%)減少している。平成6年中の林野火災による死者は17人で、前年より1人増加している。

都道府県別の焼損面積をみると、岡山県が、640haで最も大きく、次いで広島県、福岡県、沖縄県、熊本県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成6年中は4月及び8月に多く発

第1-46図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況 (平成6年中)



生した (第1-47図)。林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,506件で全体の99.4%を占めている (第1-48表)。

林野火災の出火件数は、たき火によるものが1,791件で全体の39.5%を占め最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火 (疑いを含む) の順となっている (第1-49図)。

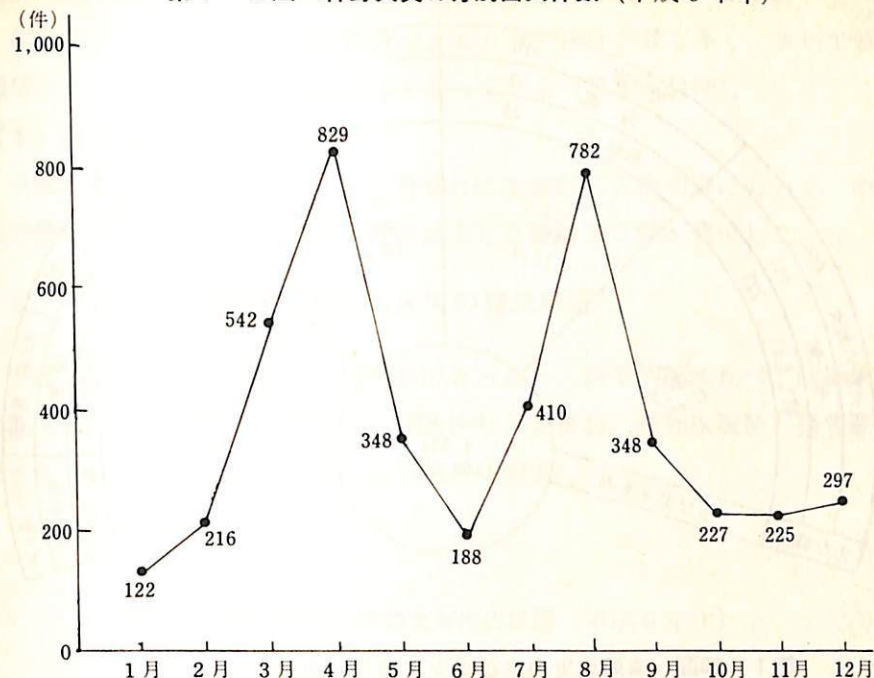
(3) 車両火災

平成6年中の出火件数は、6,765件で前年に比べ267件 (4.1%) 増加した。最近数年間の車両1万台当たりの出火件数は、0.8件程度で大きな変化はないが、車両数が増加していることに伴い、車両火災件数も増加する傾向にある。

一方、車両火災による損害額は36億7,960万円で前年と比べ3億2,509万円 (8.1%) 減少しており、車両火災による死者も207人で前年に比べ3人 (1.4%) 減少している。

車両火災の出火原因は、放火によるものが1,630件 (24.1%) と最も多く、

第1-47図 林野火災の月別出火件数 (平成6年中)



第1-48表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成6年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数 (件)	4,506	13	4	2	0	9	4,534
焼損面積 (ha)	1,094	195	92	63	0	1,333	2,776
損害額 (千円)	617,487	85,632	41,978	28,421	0	821,045	1,594,563

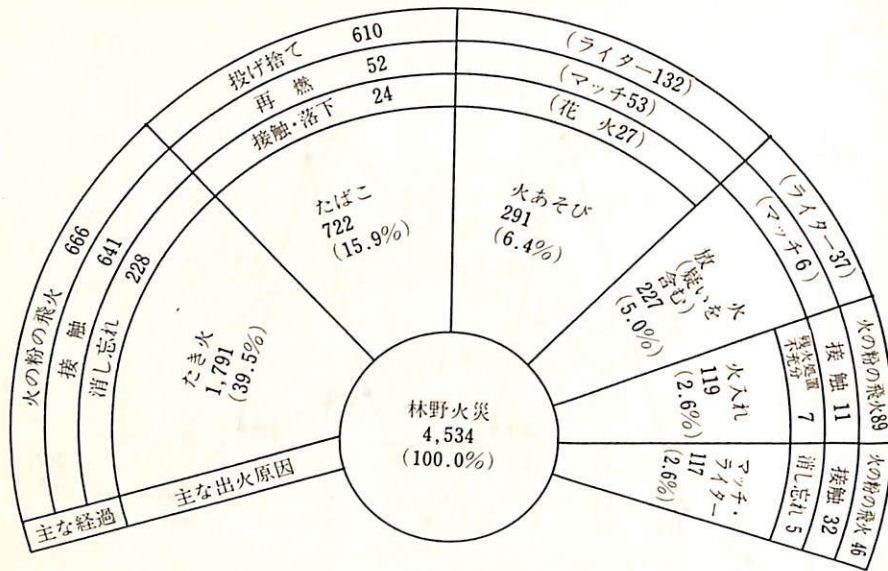
(注) 焼損面積は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

次いで交通機関内配線、内燃機関、排気管の順となっている (第1-50図)。

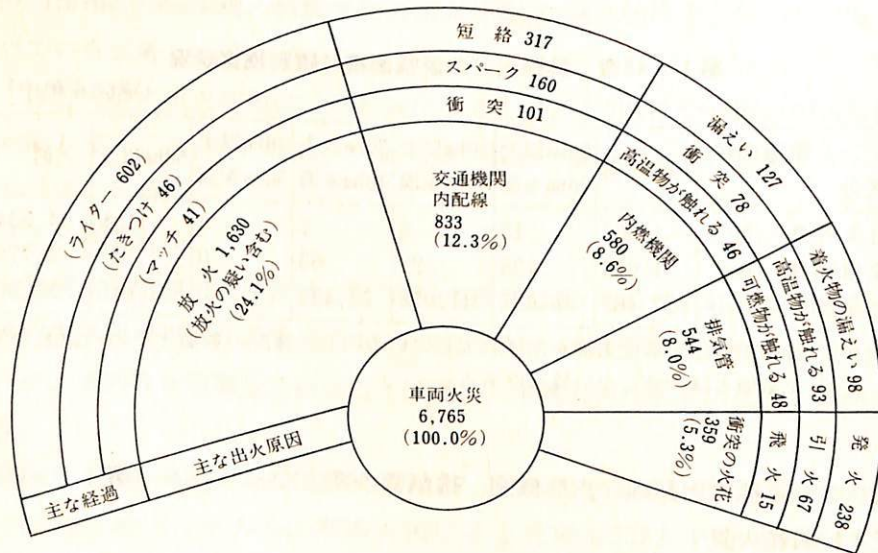
(4) 船舶火災

平成6年中の出火件数は前年に比べ15件 (11.0%) 増加し、136件となっている。また、損害額は前年より3億6,408万円 (103.7%) 増加し、7億

第1-49図 林野火災の主な出火原因と経過 (平成6年中)



第1-50図 車両火災の主な出火原因と経過 (平成6年中)



1,519万円となっている。船舶火災による死者は1人となっている。

船舶火災の出火原因は、溶接機によるものが18件と最も多く、次いで電気機器放火、電灯電話等の配線の順となっている (第1-51図)。

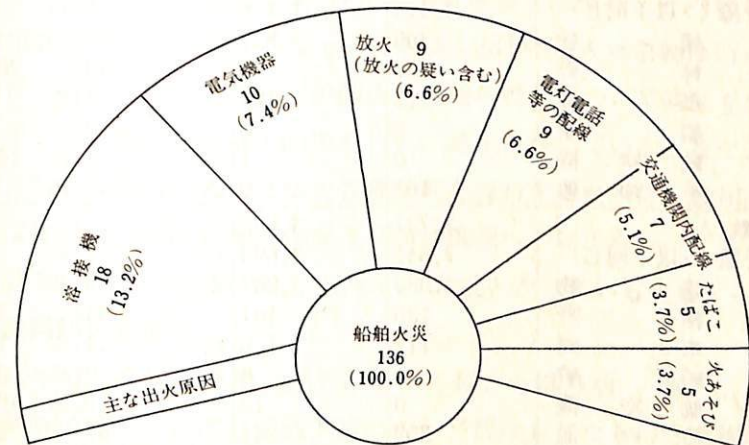
(5) 航空機火災

平成6年中の航空機火災は、4月26日に愛知県名古屋空港において、中華航空機が着陸に失敗し、墜落、飛散炎上した事故等3件が発生した。

6 平成7年上半期における火災の発生状況

平成7年上半期における火災の概況をみると、前年同期に比べ、建物火災件数、車両火災件数、航空機火災件数、り災世帯数、建物床面積、損害額、死者数、負傷者数は減少している (第1-52表)。

第1-51図 船舶火災の主な出火原因 (平成6年中)



第1-52表 平成7年上半期における火災の発生状況(概数)

	平成7年 上半期(A)	平成6年 同期(B)	対前年増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)÷(B)×100
総出火件数(件)	32,236	31,355		
(爆発を除く・以下同じ)	32,134	31,355	779	2.5%
建物	17,891	17,922	△ 31	0.2%
林野	2,426	2,245	181	8.1%
車両	3,199	3,221	△ 22	0.7%
船舶	55	52	3	5.8%
航空機	1	3	△ 2	66.7%
その他	8,562	7,912	650	8.2%
焼損棟数(棟)	30,736	25,305	5,431	21.5%
り災世帯数(世帯)	16,884	17,527		
(爆発を除く)	16,852	17,527	△ 675	3.9%
焼損面積				
建物床面積 (㎡)	942,281	969,899	△ 27,618	2.8%
建物表面積 (㎡)	97,463			
林野焼損面積 (a)	131,448	98,238	33,210	33.8%
損害額(千円)	86,973,856	88,472,941		
(爆発を除く)	85,720,273	88,472,941	△ 2,752,668	3.1%
死者数(人)	1,117	1,136		
(放火自殺者数)	324	365	△ 41	11.2%
(爆発を除く・以下同じ)	1,113	1,136	△ 23	2.0%
建物	805	827	△ 22	2.7%
林野	27	9	18	200.0%
車両	112	120	△ 8	6.7%
船舶	0	0	0	-
航空機	0	1	△ 1	100.0%
その他	169	179	△ 10	5.6%
負傷者数(人)	3,721	3,693		
(爆発を除く・以下同じ)	3,641	3,693	△ 52	1.4%
建物	3,088	3,207	△ 119	3.7%
林野	135	101	34	33.7%
車両	112	126	△ 14	11.1%
船舶	4	6	△ 2	33.3%
航空機	0	12	△ 12	100.0%
その他	302	241	61	25.3%

(注) 1 兵庫県神戸市においては、阪神・淡路大震災に伴い、火災調査が困難をきたしているため、以下の損害状況については計上されていない。
 (1) 発災後10日間に発生した火災の損害状況のうち、死者数、負傷者数、焼損面積(建物床面積、建物表面積、林野)、り災世帯数
 (2) 上半期に発生した火災の損害額
 2 平成6年以前の火災統計では、爆発火災は統計対象ではなかったため、前年同期と比較する際には爆発のみのものを除いてある。

[火災予防行政の現況]

1 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して防火管理者を選任し、一定の防火管理上必要な業務を行わせるべきことを義務付けている。

防火対象物の管理について権原を有する者が、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、防火管理者が消防用設備の維持管理、火気の取扱方法、階段・廊下等の避難施設の維持管理、火災発生に対応する消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画を作成して実現し、防火対象物の安全を図ることとしている。

平成7年3月31日現在において、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に91万5,206件あり、そのうち73.7%に当たる67万4,391件が防火管理者を選任し、その旨を消防機関に届出されている。しかしながら、24万815件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理について権原を有する者に対して、消防機関が命令・指導を行い、是正に努めている。また、防火管理者が自らの事業所の適正な防火管理業務を遂行するために、最初に着手しなければならない消防計画の作成及び消防機関への届出を行っている防火対象物は57万8,375件で全体の63.2%という状況となっている(第1-53表)。

(2) 共同防火管理

消防法では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街(建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの)、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、総括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の防火安全を図ることとしている。

第 1-53表 全国の防火管理実施状況

(平成 7. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画書を作成して いる防火 対象物数	
			対象物数	選任率(%)	対象物数	作成率(%)
(一)	イ 劇場等	2,675	2,331	87.1	2,163	80.9
	ロ 公会堂等	50,710	34,692	68.4	29,070	57.3
(二)	イ キャバレー等	1,199	667	55.6	487	40.6
	ロ 遊技場等	14,917	10,784	72.3	8,957	60.0
(三)	イ 料理店等	5,463	4,438	81.2	3,546	64.9
	ロ 飲食店等	57,022	39,445	69.2	31,889	55.9
(四)	百貨店等	80,695	54,613	67.7	47,312	58.6
(五)	イ 旅館等	53,929	48,856	90.6	45,740	84.8
	ロ 共同住宅等	131,047	85,368	65.1	70,876	54.1
(六)	イ 病院等	23,793	21,330	89.6	20,042	84.2
	ロ 社会福祉施設等	35,389	33,748	95.4	32,726	92.5
(七)	幼稚園等	14,343	13,659	95.2	13,066	91.1
(八)	学校	45,994	43,691	95.0	42,390	92.2
(九)	図書館等	3,673	2,962	80.6	2,705	73.6
(十)	イ 特殊浴場	1,296	1,049	80.9	938	72.4
	ロ 一般浴場	5,113	4,510	88.2	3,946	77.2
(十一)	停車場	755	606	80.3	518	68.6
(十二)	神社・寺院等	20,227	14,722	72.8	11,876	58.7
(十三)	イ 工場等	48,075	40,258	83.7	34,713	72.2
	ロ テレビスタジオ等	90	81	90.0	79	87.8
(十四)	イ 駐車場等	1,184	901	76.1	794	67.1
	ロ 航空機格納庫等	63	46	73.0	42	66.7
(十五)	倉庫	6,113	4,263	69.7	3,611	59.1
(十六)	事務所等	87,061	68,074	78.2	57,911	66.5
(十七)	イ 特定複合用途防火対象物	191,664	120,680 (137,555)	63.0 (71.8)	94,587 (109,582)	49.4 (57.2)
	ロ 一般複合用途防火対象物	31,699	21,751 (24,918)	68.6 (78.6)	17,625 (19,606)	55.6 (61.9)
(十八)	地下街	55	46	83.6	40	72.7
(十九)	文化財	962	820	85.2	726	75.5
	計	915,206	674,391	73.7	578,375	63.2

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第 1 による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画書の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

平成 7 年 3 月 31 日現在の全国の共同防火管理実施状況をみると、地下街、準地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際に的確な対応が期待できないので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている(第 1-54 表)。

第 1-54表 全国の共同防火管理実施状況

(平成 7. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火対象物数	協議事項届出数	届出率 (%)
(一)	イ 劇場等	13	12	92.3
	ロ 公会堂等	45	23	51.1
(二)	イ キャバレー等	44	24	54.5
	ロ 遊技場等	55	26	47.3
(三)	イ 料理店等	196	119	60.7
	ロ 飲食店等	1,857	896	48.2
(四)	百貨店等	407	244	60.0
(五)	旅館等	95	68	71.6
(六)	イ 病院等	39	21	53.8
	ロ 社会福祉施設等	39	19	48.7
(七)	幼稚園等	8	2	25.0
(八)	特殊浴場	19	14	73.7
(九)	イ 特定複合用途防火対象物	56,422	31,727	56.2
	ロ 一般複合用途防火対象物	8,560	4,914	57.4
(十)	地下街	50	49	98.0
(十一)	準地下街	5	4	80.0
	高層建築物	4,380	2,652	60.5
	計	72,234	40,814	56.5

2 消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

平成7年3月31日現在における全国の防火対象物の数（消防法施行令別表第1（一）項から（十六）の三）項に掲げるもので、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げるもの。第1-55表において同じ。）は317万9,142件である。また、13大都市の防火対象物は74万4,561件で、全国の防火対象物数の23.4%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（69.8%）、テレビ・スタジオ等（51.5%）、準地下街（50.0%）等である（第1-55表）。

地下街及び準地下街に関しては、火災の際、煙の充満により消防活動が困難になるなど災害時の危険性が非常に高いことから、消防庁をはじめとする5省庁により策定された基本方針に基づき、適正な設置を図ることとしている。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために必要なものである。

消防法では、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとしている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成7年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率95.3%（前年95.2%）、スプリンクラー設備の設置率98.5%（同99.4%）となっている（第1-56表）。また、過去5年間の主な用途の防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第1-57図のとおりである。

消防庁は、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパン火災の惨事にもかんがみ、防火基準適合表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なもののつ

第1-55表 防火対象物数 (平成7.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等
全	3,495	55,270	1,584	16,682	6,896	65,695	111,830	84,594	810,603	53,911
13大都市	402	3,427	228	2,500	982	10,616	12,905	6,102	270,319	7,655
割合(%)	11.5	6.2	14.4	15.0	14.2	16.2	11.5	7.2	33.3	14.2
防火対象物の区分	(六)		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)	
	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等
全	44,727	20,267	126,380	5,137	1,459	7,985	3,250	44,900	526,726	365
13大都市	4,230	3,252	18,799	492	537	2,919	964	6,682	66,271	188
割合(%)	9.5	16.0	14.9	9.6	36.8	36.6	29.7	14.9	12.6	51.5
防火対象物の区分	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	計
	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	準地下街	文化財	7-ケード	山林
全	33,813	664	294,404	334,984	324,987	191,211	6	5,950	1,313	1,317,142
13大都市	8,545	62	43,369	71,671	105,830	94,350	3	948	276	744,561
割合(%)	25.3	9.3	14.7	21.4	32.6	49.3	50.0	15.9	21.0	23.4

(注) 1 神戸市に存するものを除く。

2 消防法施行令別表第一(一)項から(十六)の三)項に掲げるもので延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項に掲げるもの。

第1-56表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(平成7. 3. 31現在)

消防用設備 事項 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
劇場等	1,870	1,836	34	98.2	456	454	2	99.6
公会堂等	4,977	4,807	170	96.6	467	466	1	99.8
キャバレー等	51	44	7	86.3	2	2	0	100.0
遊技場等	1,325	1,242	83	93.7	334	332	2	99.4
料理店等	643	553	90	86.0	6	6	0	100.0
飲食店	1,504	1,288	216	85.6	77	75	2	97.4
物品販売店舗等	10,545	9,393	1,152	89.1	3,684	3,473	211	94.3
旅館等	14,811	14,153	658	95.6	1,432	1,430	2	99.9
病院等	9,123	8,978	145	98.4	3,143	3,109	34	98.9
社会福祉施設等	4,812	4,717	95	98.0	4,072	4,069	3	99.9
幼稚園等	2,085	1,979	106	94.9	68	68	0	100.0
特殊浴場	133	127	6	95.5	13	13	0	100.0
特定複合用途防火対象物	18,537	17,985	552	97.0	5,083	5,055	28	99.4
地下街	52	52	0	100.0	48	48	0	100.0
準地下街	0	0	0	0	5	5	0	100.0
計	70,468	67,154	3,314	95.3	18,890	18,605	285	98.5

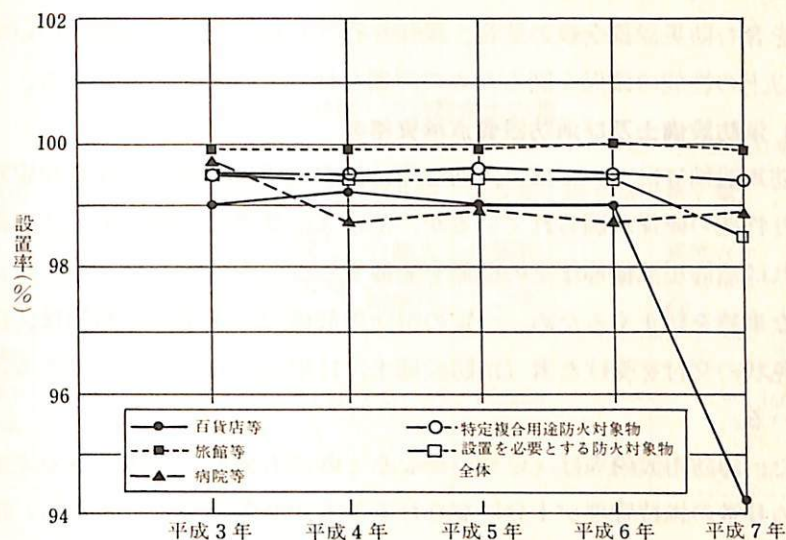
(注) 1 神戸市に存するものを除く。
2 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

ては、消防法に基づき命令を発する等厳正な措置を講じるよう指導している。

また、養護老人ホーム等の一定の社会福祉施設及び病院については、スプリンクラー設備の設置義務の対象が拡大され、平成8年3月31日までに設置することとされているが、その設置率は、平成7年3月31日現在、社会福祉施設は96.2%、病院は50.9%となっている(第1-58表)。

さらに、近年増加しつつある高層建築物、大規模建築物等については、最新の技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防

第1-57図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の設置率

第1-58表 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況

(平成7. 3. 31現在)

消防用設備 事項 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	未 置 設 数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	未 置 設 数	設置率 (%)
社会福祉施設等	1,441	1,332	109	92.4	2,576	2,479	97	96.2
病院	-	-	-	-	3,162	1,611	1,551	50.9

(注) 1 神戸市に存するものを除く。
2 設置が必要となった病院及び社会福祉施設等については、平成8年3月31日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

災システムの整備を推進していく必要があるため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、

積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け、技術開発の促進とその適用の推進を図っている。また、平成5年6月からは、消防用設備等を含む防災設備全般の監視、操作を行うための総合操作盤についても、一定以上の性能の確保を図るための評価を行っているところである。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等については、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備欠陥があれば消防用設備等はその機能を発揮することができないことから、このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士免状の交付を受けた者（消防設備士）に限って行うことができることとしている。

また、消防用設備等は、いついかなるときでも機能を発揮できるようにするため日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、消防用設備等については点検制度が設けられ、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。

特に、消防用設備等の点検を法令に基づき適正に行った証として点検済票を消防用設備等に貼付する消防用設備等点検済表示制度（点検済ラベル貼付制度）を導入し、点検実施についての責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行に対する認識の高揚を図っているところである。

さらに、維持管理の前提となる点検には消防用設備等についての知識や技能が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者（消防設備点検資格者）に行わせなければならないこととしている。

これらの消防設備士及び消防設備点検資格者の資質の向上を図るために、再講習の受講率の向上を図る必要がある。また、業務を誠実にを行うよう指導するとともに、これらの者が消防法に違反した場合においては、平成4年7月1日に策定された「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」に基づいて免状の返納命令を的確に実施することとしている。

平成7年3月31日現在、消防設備士の数は延べ68万1,399人となっており（第1-59表）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）7万8,906人、第2種（電気系統）7万4,676人となっている。

第1-59表 消防設備士の数

（平成7. 3. 31現在）

類別 種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲種 (工事)	(人) 89,390	24,891	21,177	195,195	16,266	—	—	346,919
乙種 (整備)	(人) 21,003	6,151	5,806	35,950	8,498	120,626	136,446	334,480

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品を燃えにくいものにしておき、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等、構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物や、劇場、キャバレー、旅館、病院等、不特定多数の者やいわゆる災害弱者が利用する防火対象物等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）又はその材料には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することを義務付けている。

平成7年3月31日現在、防災規制の対象となる防火対象物数は、74万8,581件であり、適合率は、カーテン・どん帳等を全部使用しているものにあつては83.4%じゅうたんを全部使用しているものにあつては79.7%、展示用合板を全部使用しているものにあつては77.0%となっている。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別でき

第1-60表 防災規制の対象となる防火対象物（防災防火対象物）の数及び防災物品の使用状況

防火対象物の区分	防災防火対象物の数	カーテン・とん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	
			適合率	数		適合率	数		適合率	数
劇場	3,426	2,251	2,055	91.3	1,405	1,279	91.0	265	236	89.1
公会堂	54,166	35,759	29,982	83.8	17,760	14,148	79.7	1,785	1,277	71.5
キャバレー	1,462	884	668	75.6	872	638	73.2	34	31	91.2
遊技場	16,092	6,352	5,398	85.0	5,015	4,155	82.9	359	300	83.6
料理店	6,754	4,431	3,469	78.3	3,589	2,646	73.7	133	106	79.7
飲食店	63,221	32,892	26,499	80.6	23,715	18,122	76.4	1,032	796	77.1
百貨店	109,100	40,669	33,044	81.3	26,618	20,559	77.2	3,126	2,313	74.0
旅館	83,347	69,667	60,887	87.4	56,939	48,657	85.5	1,956	1,283	65.6
病院	52,698	41,645	37,249	89.4	20,749	17,693	85.3	1,261	1,035	82.1
社会福祉施設	44,201	36,407	32,670	89.7	19,894	16,655	83.7	1,199	954	79.6
幼稚園	19,839	15,784	13,830	87.6	7,486	6,124	81.8	634	518	81.7
特殊浴場	1,437	1,129	974	86.3	1,227	1,049	85.5	24	20	83.3
テレビスタジオ	269	147	136	92.5	126	115	91.3	101	92	91.1
特定複合街	271,540	126,209	98,923	78.4	90,159	67,494	74.9	5,943	4,689	78.9
一般複合街	3,750	1,355	1,073	79.2	943	695	73.7	153	109	71.2
地下街	55	47	41	87.2	47	43	91.5	18	18	100.0
地下街	6	5	4	80.0	4	4	100.0	1	1	100.0
準地下街	17,218	8,985	7,161	79.7	8,691	7,347	84.5	781	702	89.9
高層建築物										
合計	748,581	424,618	354,063	83.4	285,239	227,423	79.7	18,805	14,480	77.0

るようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととしている。

平成7年3月31日までの防災表示者の認定数は2万6,830業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.0%を占めている。）で、前年同期と比較すると295業者（1.1%）の増加となっている。

また、防災表示者の認定については、政府における規制緩和の推進の一環として、防災表示者認定に係る申請書類の見直し、認定申請者への通知方法の見直し等認定事務の簡素化・合理化を実施している。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて、財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、防災製品全体の平成6年度における販売件数は、阪神・淡路大震災を契機に、防災製品の非常持出袋及び防災頭巾の需要が増加した事等により、前年度に比べ約37%の増となっている（第1-61表）。

第1-61表 防災製品の認定件数及び販売件数

（平成6年度）

防災製品の種類	ふとん類				テント類・シート類・幕類	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	布張家具等		自動車・オートバイ等のボディカバー	合計
	側地・敷布・カバー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・座ぶとん・ベッド・マットレス・枕	座ぶとん・ベッド・タオルケット					完成品	側地		
認定件数	66	18	115	20	48	17	6	8	1	36	0	335
販売件数	462,475	300	292,764	535,879	3,382,194	708,975	330,624	58,276	68	435	4,500	5,776,490
（平成5年）販売件数	273,067	400	282,351	584,242	2,699,716	115,514	214,300	55,255	0	580	2,600	4,288,025

3 防火基準適合表示制度

「防火基準適合表示制度」は、旅館・ホテル、劇場、公会堂、百貨店の表示対象物について立入検査を通じて審査し、一定の防火基準に適合する表示対象物に対して消防機関が「適マーク」を交付する制度であり、その対象物の防火に関する状況を広く国民に対して情報提供することにより、対象物関係者の防火に対する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げている。

また、平成2年3月の長崎屋尼崎店火災を教訓として、同年8月、適マーク交付基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する制度（「適継続章」の交付）の改善充実を図ったところである。

(1) 「適マーク」交付状況

平成7年3月31日現在の防火基準適合表示制度の対象とされた表示対象物は全国で5万0,541件であり、そのうち、立入検査を完了した表示対象物数は4万8,593件（調査率96.1%）である。立入調査を終えた表示対象物のうち適マークを交付された表示対象物数は3万5,193件（交付率69.6%）である（第1-62表）。

なお、平成7年3月31日現在、2年以上表示基準に適合していると認められ、その旨の表示（適継続章）がなされた防火対象物は2万7,381件である。

また、既に適マークの交付を受けている防火対象物であっても、その後において、表示基準に合致しなくなった場合、火災が発生した場合等の適合状態の維持が困難になったことにより、適マークを返還した防火対象物数は平成7年3月31日現在666件となっている。

また、平成6年12月21日に発生した福島県飯坂温泉若喜旅館の火災では、適マーク交付対象物にもかかわらず死者5名及び負傷者2名の犠牲者を出したことを厳しく受けとめ、旅館・ホテル等における防火安全対策の徹底を図っているところである。

第1-62表 表示制度の実施状況

区 分	表示対象物数 (A)	左のうち、立入検査を完了した表示対象物数 (B) (B/A)	「適マーク」が交付された表示対象物数 (C) (C/B)
(一) 項イ (劇場、映画館等)	平成3年3.31現在	2,638 2,603 (98.7%)	1,581 1,533 (60.7%)
	平成4年3.31現在	2,491 2,397 (96.2%)	1,533 1,709 (64.0%)
	平成5年3.31現在	2,755 2,646 (96.0%)	1,709 1,791 (64.6%)
	平成6年3.31現在	2,793 2,666 (95.5%)	1,791 1,844 (67.2%)
	平成7年3.31現在	2,829 2,705 (95.6%)	1,844 1,844 (65.2%)
(一) 項ロ (公会堂又は集会場)	平成3年3.31現在	4,750 4,640 (97.7%)	2,955 2,800 (63.7%)
	平成4年3.31現在	4,405 4,172 (94.7%)	2,800 3,098 (67.1%)
	平成5年3.31現在	4,835 4,585 (94.8%)	3,098 3,240 (67.6%)
	平成6年3.31現在	4,966 4,666 (94.0%)	3,240 3,299 (69.4%)
	平成7年3.31現在	4,983 4,690 (94.2%)	3,299 3,299 (66.2%)
(四) 項 (百貨店等)	平成3年3.31現在	14,599 14,315 (98.1%)	7,969 7,711 (55.7%)
	平成4年3.31現在	13,942 13,369 (95.9%)	7,711 8,868 (57.7%)
	平成5年3.31現在	15,761 15,007 (95.2%)	8,868 8,817 (59.1%)
	平成6年3.31現在	15,915 15,063 (94.6%)	8,817 9,127 (58.5%)
	平成7年3.31現在	16,560 15,608 (94.3%)	9,127 19,745 (55.1%)
(五) 項イ (旅館、ホテル等)	平成3年3.31現在	25,565 25,164 (98.4%)	19,745 19,186 (78.5%)
	平成4年3.31現在	24,900 24,076 (96.7%)	19,186 20,820 (79.7%)
	平成5年3.31現在	26,599 25,742 (96.8%)	20,820 20,835 (80.9%)
	平成6年3.31現在	26,019 25,399 (97.6%)	20,835 20,923 (82.0%)
	平成7年3.31現在	26,169 25,590 (97.8%)	20,923 20,923 (80.0%)
合 計	平成3年3.31現在	47,552 46,722 (98.3%)	32,250 31,230 (69.0%)
	平成4年3.31現在	45,738 44,014 (96.2%)	31,230 34,495 (71.9%)
	平成5年3.31現在	49,950 47,980 (96.1%)	34,495 34,683 (71.9%)
	平成6年3.31現在	49,693 47,794 (96.2%)	34,683 35,193 (72.6%)
	平成7年3.31現在	50,541 48,593 (96.1%)	35,193 35,193 (69.6%)

第1-63表 点検項目別適合率

(平成7年3月31日現在)

点 検 項 目		適 合 率 (%)				
		1 項 イ	1 項 ロ	4 項	5 項 イ	合 計
防 火 管 理 等	1 防 火 管 理 者	94.8	95.3	92.4	97.6	95.5
	2 消 防 計 画	91.4	92.6	89.0	96.3	93.3
	3 自主チェック体制	87.7	89.1	82.1	94.0	89.3
	4 消 火 ・ 避 難 訓 練	77.4	77.4	71.2	88.7	81.4
	5 共同防火管理協議事項	90.9	93.5	91.8	97.0	93.7
	6 防火・避難施設等	94.6	94.6	87.5	97.2	93.7
	7 裸 火 使 用	98.8	99.2	97.1	99.8	98.5
	8 防 炎 対 象 物 品	92.6	93.0	92.4	96.9	94.9
	9 点 検 報 告	90.8	95.2	88.9	94.4	92.5
	10 防火管理体制指導マニ ュ ア	—	—	79.7	93.0	89.3
消 防 設 備 等	1 消 火 器	97.0	98.2	96.6	98.8	98.0
	2 屋内(屋外)消火栓設備	94.5	96.1	90.6	97.2	94.6
	3 スプリンクラー設備	96.5	96.6	91.8	98.5	94.7
	4 自動火災報知設備	92.5	95.4	92.3	97.1	95.2
	5 漏電火災警報器	92.8	97.8	96.5	98.5	98.0
	6 非常ベル・サイレン	96.1	98.1	96.6	98.9	98.0
	7 放 送 設 備	96.7	97.7	97.8	99.7	98.3
	8 避 難 器 具	95.4	96.7	93.2	98.3	96.9
	9 誘 導 灯	92.5	94.1	91.3	97.3	94.8
危 険 物 施 設 等		96.8	95.6	95.0	96.4	96.0
少 量 危 険 物 ・ 指 定 可 燃 物		96.0	97.6	96.5	97.7	97.3
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具		98.8	99.0	98.3	98.8	98.7
電 気 設 備		98.8	99.3	98.8	99.7	99.3
建 築 構 造 等	建 築 構 造 (不 適 格 数)	93.4 (60)	97.0 (38)	92.0 (225)	94.5 (490)	93.9 (813)
	防 火 区 画 (不 適 格 数)	91.3 (87)	92.0 (170)	90.0 (339)	94.5 (614)	92.7 (1,210)
	階 段 (不 適 格 数)	95.6 (47)	97.5 (51)	95.5 (130)	97.3 (357)	96.7 (585)

(2) 表示基準への適合の状況

表示基準に基づく点検項目は、26項目である。このうち、適合率が低い項目は、消火・避難訓練の実施(該当する表示対象物全体の81.4%)、防火管理体制指導マニュアルの実施(該当する表示対象物全体の89.3%)、自主チェック体制の整備(該当する表示対象物全体の89.3%)等となっている。

全体的にみると、防火管理面における適合率が低い。また、各用途ごとに見ると、劇場・映画館等及び旅館・ホテル等では消火・避難訓練の実施が、百貨店等では防火管理指導マニュアルの実施が他の適合率に比べ低くなっている(第1-63表)。

— <「適マーク」って何?> —

ホテルのフロントや百貨店の案内所等で見かける「適マーク」、正式な名称は、「防火基準適合表示制度」といいます。この「適マーク」のもっている意味を知っている人は、意外に少ないのではないのでしょうか。

旅館・ホテル、劇場、公会堂、百貨店など不特定多数の人が利用する施設ではひとたび火災が発生すると多数の死者を生ずる大惨事にもなりかねません。そのため、これらの対象物を管轄している消防署の職員が、立入検査により一定の点検項目を審査し、防火の基準に適合する対象物に対して「適マーク」を交付するもので、簡単にいうと建物、施設の防火安全の目安を示すマークです。

「適マーク」交付の際には次の要件(26件)を満たしているかどうかを厳しく審査しています。

- 防火管理者を選任し、消防計画の作成、それを基に行う消防訓練、防災教育の実施など、防火管理が適正に行われているか(10件)
- 消防法令に定められた消防用設備等が設置され、適正に維持・管理されているか(9件)
- 火気使用設備・器具、危険物施設、指定可燃物、電気設備等に関する届出、維持管理が適正に行われているか(4件)
- 建築基準法令の防火の基準に、建築構造等が適合しているのか(3件)

「適マーク」を交付している各消防署の職員は、「適マーク」を掲げている対象物に対して定期的に立入検査を実施し、適正な状態を長期間保てるよう指導しています。しかし、「適マーク」は一定の防火上の基準を満たしていることを示すものであり、火災などの災害がないことを意味するものではありません。

このことから、施設を利用する場合、「適マーク」を掲げているところであっても、やはり万が一に備えて、避難口の確認等を行うなど、いざというときに自分の身を守る方法を確認しておくことが必要です。

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成6年度の全国における消防同意事務処理件数は、56万3,240件（前年52万7,908件）であり消防同意した申請のうち18万9,139件（33.6%）について消防機関により指導が行われている（第1-64表）。

(2) 予防査察

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。

平成6年度に全国の消防機関が行った予防査察件数は、1,178,749件であり、防火対象物数（3,179,142件）の37.1%について指導を行っている（第1-65表）。

第1-64表 消防同意事務処理状況

(平成6年度)

内 訳 申請要旨	同 意			不 同 意				合 計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
新 築	467,003	306,383	160,620	82	16	62	1	7	467,085
増 築	71,731	47,532	24,199	24	7	17	0	2	71,755
改 築	5,668	4,559	1,109	0	0	0	0	0	5,668
移 転	265	200	65	0	0	0	0	0	265
修 繕	75	40	35	0	0	0	0	0	75
模 様 替	123	63	60	0	0	0	0	0	123
用途変更	1,401	549	852	1	1	1	0	0	1,402
そ の 他	16,866	14,667	2,199	1	0	1	0	0	16,867
計	563,132	373,993	189,139	108	24	81	1	9	563,240

(注) 不同意の理由が1件について2以上わたる場合があるので、理由欄の合計数と不同意の件数は一致しない場合がある。



防火対象物火災予防査察（船橋市消防局）

(3) 違反状況の改善

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第

第1-65表 火災予防査察実施状況

(平成6年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,386	23,488	522	8,893	3,099	30,428	63,625	67,769	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	245,928	29,162	27,732	11,513	54,432	2,378	882	3,007	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
査察回数	1,709	15,398	162,557	325	12,932	719	82,849	111,597	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林		舟車
査察回数	149,952	57,725	112	19	3,869	696	0	2,046	1,178,749

8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命じることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合には、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

予防査察等を行った結果、消防法令違反を発見した場合は、消防長又は消防署長による警告、命令等が行われ、法令に適合したものとなるよう指導している。

平成6年度における消防法の規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第1-66表、第1-67表、第1-68表のと

第1-66表 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況

防火対象物の区分 命令の内容等	(平成6年度)		計
	(是正件数)	(是正件数)	
防火管理者選任命令	13	1	14
防火管理業務適正実施命令	44	4	48
共同防火管理協議事項作成命令			
命令の計(是正件数の計)	57	5	62
(一) 劇場等			
(二) 公会堂等			
(三) 遊技場等		4	4
(四) 飲食店等	1		1
(五) 百貨店等	5		5
(六) 旅館等			
(七) 共同住宅等			
(八) 病院等			
(九) 社会福祉施設等			
(十) 幼稚園等			
(十一) 学校			
(十二) 図書館等			
(十三) 特殊浴場			
(十四) 一般浴場			
(十五) 停車場			
(十六) 神社・寺院等			
(十七) 工場等			
(十八) テレビスタジオ等			
(十九) 駐車場等			
(二十) 航空機格納庫			
(二十一) 倉庫			
(二十二) 事務所等			
(二十三) 特定複合用途防火対象物	7	1	8
(二十四) 一般複合用途防火対象物			
(二十五) 地下街			
(二十六) 準地下街			
(二十七) 文化財			
(二十八) アーケード			
(二十九) 山林			
(三十) 舟車			
(三十一) 計	13	1	14

(注) 是正件数欄の数は、平成6年4月1日から平成7年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成7年3月31日までに是正された件数である。

第1-67表 消防用設備等に関する命令

設備の種類	防火対象物の区分	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)					
		劇場等	公会堂等	等 キヤバレー	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	施設等 社会福祉施
消火設備	消火器具					1	1			1		1
	屋内消火栓					1	4	1		1		1
	スプリンクラー					1	4			1		
	水噴霧					10	4					
	泡											
	二酸化炭素											
	ハロゲン化物											
	粉末											
	屋外消火栓											
	動力消防ポンプ											
小計 (A)					1	15	2		2			2
					1	8	1		2			
警報設備	自動火災報知設備		1			4	5		2			5
	ガス漏れ火災警報器		1			3	4		2			3
	漏電火災警報器											
	消防機関通報設備											
非常警報設備	非常警報設備											
	小計 (B)		1			4	5		2			5
避難設備	避難器具					1	1	2	1			3
	誘導灯・誘導標識					1	1	2	1	1		2
	小計 (C)					1	3	5	2	1		3
						1	2	2	2	1		2
(A)+(B)+(C) 計			1			2	22	12	6	1		10
計			1			2	13	7	6	1		5

(注) 是正件数欄の数値は、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に発せられ

等 (消防法第17条の4) の状況

(平成6年度)

(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	計	
学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院	工場等	テレビスタ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途	防火対象物 一般複合用途	防火対象物 地下街	準地下街	文化財	高層建築物
2										2	2						10
4						2				2	2	6					22
2						1				2	2	3					14
												5					15
																	4
													1				1
													1				1
6						2					4	15					49
2						1					4	5					27
2						1					4	8					32
						1					4	7					25
2												1					3
2												1					3
4											4	9					35
2											4	8					28
5												10					20
5												5					13
1											2	7					20
1											2	6					16
6											2	17					40
6											2	11					29
16											10	41					124
10											10	24					81

た命令に基づき、平成7年3月31日までに是正された件数 (平成7年3月31日現在)

第1-68表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況

防火対象物の区分 命令の内容等	(平成6年度)															
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(計)
劇場等																
公会堂等																
キャバレー等																
遊技場等																
料理店等																
飲食店																
百貨店等																
旅館等																
共同住宅等																
病院等																
社等 社会福祉施設																
幼稚園等																
学校																
図書館等																
特殊浴場																
一般浴場																
停車場																
神社・寺院等																
工場等																
テレビスタジオ																
テオ等																
駐車場等																
航空機格納庫																
倉庫																
事務所等																
特定防火対象物 複合用途																
防火複合用途																
地下街																
準地下街																
文化財																
高層建築物																
計																

(注) 是正件数は、平成6年4月1日から平成7年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成7年3月31日までに是正された件数（平成7年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

第1-69表 特定違反対象物の改善状況の推移

区分	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率 < % > (c = b / a × 100)
平成2年度	181	45	24.9
平成3年度	164	40	24.4
平成4年度	149	38	25.5
平成5年度	144	37	25.7
平成6年度	162	54	33.3
平成7年度	390	-	-

(注) 年度当初の違反対象物数は、各年度とも前年度終了時（3月31日現在）の数値である。

おりである。

特に、3,000㎡以上6,000㎡未満の既存の物品販売店舗等に対するスプリンクラー設備の設置義務の猶予期間が平成6年11月30日に終了したことにより、特定防火対象物の違反が390件と前年の約2.4倍増加しており。重点的に是正の促進を図っているところである。（第1-69表）。

5 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める14品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定）とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技

術上の基準に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

また、個別検定については、昭和63年12月に提出された臨時行政改革推進審議会答申等の指摘を踏まえ、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした簡素合理化を実施している。

平成6年度の検定申請状況は、第1-70表のとおりである。

(2) 自己認証

自己認証とは、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付すことができる制度であり、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として定めている。

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成7年3月31日現在まで、動力消防ポンプにあつては889件、消防用吸管にあつては39件である。

[火災予防行政の課題]

(1) 違反対象物への違反是正指導の推進

消防法は、不特定多数の者が出入する特定防火対象物については、既存の防火対象物であっても現行の基準を適用するなど、特に厳しい義務付けをしているが、繰り返しの指導にもかかわらず、消防法の規定に違反し、消防用設備等の設置維持が十分に行われないものがある。このため、これらの違反対象物の管理権原者に対して、措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に違反状態の是正を図る必要がある。

(2) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、火災の際に有効に機能するよう設置した後においても、定期的な点検を実施する等十分な維持管理を行うことが極めて重要であり、今後とも、点検等を確実に実施するよう指導していくことが必要である。

第1-70表 検定申請状況

(平成6年度)

種別	区分	型式試験 (件)	型式変更試験 (件)	個別検定 (件)
① 消 火 器	{ 大 型 小 型	1 12	0 0	13,956 4,047,871
② 消 火 器 用 剤	{ 大 型 小 型	0 4	- -	21,914 1,439,547
③ 泡 消 火 薬 剤		3	-	130,448
④ 消防用ホース	{ ゴム引 濡れ形 保形	22 0 3	12 0 2	410,033 231 37,880
⑤ 結 合 金 具		33	2	932,715
⑥ 火災報知設備	{ 感知器 発信機	148 9	14 2	7,144,829 339,002
⑦ 中 継 器		44	6	273,099
⑧ 受 信 機		50	9	262,290
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		0	6	88,416
⑩ 閉鎖型スプリンクラー ヘッド		23	0	2,997,295
⑪ 流 水 検 知 装 置		31	41	15,330
⑫ 一 斉 開 放 弁		28	5	34,887
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		10	7	193,947
⑭ 緩 降 機		5	0	13,357
計		426	106	18,397,047

(3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策

防火基準適合表示制度は、劇場・映画館、旅館・ホテル、百貨店等の利用者に対する情報提供のための「適マーク」として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実に大きな成果をあげている。今後は、さらに表示基準を充実するとともに適正な運用について指導し、この種の防火対象物における防火安全対策の一層の推進を図る必要がある。

(4) 自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

これからの消防防災対策を考える場合、関係者からの119番通報による受動的なシステムと併せて、住宅を含む全防火対象物の火災情報等が通信回線等を介して消防機関に自動的に通報され、機動的に対応することができる自動通報システムを構築することが必要である。

特に、本格的な高齢化社会の到来を迎え、より適切かつ迅速な火災・救急業務の実施を図るため、高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者との間に、119番通報に代わる新たな消防緊急通報システムを構築する必要がある。

このため、平成7年度から「災害弱者消防緊急情報通報システムモデル事業」を創設し、火災の発生を自動的に消防機関に通報する機能を持った、緊急通報システムの普及促進に取り組んでいるところである。

(5) 建築物の大規模化・高層化に対応した総合的な防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化する傾向にあり、用途の複合化が進むとともに、その利用形態も多様化している。このような建築物においては、日常時の防火管理はもとより、火災等の災害時において要求される対応も、複雑化かつ高度化している。

このため、最新の技術を活用し、建築物の形態に応じ、建物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの高度化を推進するとともに、消防防災システムの機能を確保するため、消防防災システム及び総合操作盤に係る評価制度の活用を積極的に推進する必要がある。これらのハード面の

対応と併せ、防災センター要員に対する教育制度を適切に運用し、防災センターの機能を十分に発揮させるためのソフト面の対応を充実させることが重要である。

現在、開発・製品化されている避難誘導に資する設備・機器についても、防火対象物の規模、利用形態等に対応し、在館者を安全かつ適切に避難させるために、これらの設備・機器を有機的に結合させた、総合的かつ高度な避難誘導システムの構築を検討することが必要である。

また、建築物の高層化も進展しており、最近増加している超高層建築物については、避難誘導、消防活動等が特に困難になることから、これらに係る消防用設備等のあり方を検討する必要がある。

さらに、管理形態が複合する防火対象物において、建物で一体となった防火管理体制を確保するためには、防火対象物の複合する用途の状況、管理権原の範囲の状況に応じた適切な共同防火管理の実施についてポイントをとらえた指導を行うことが重要である。

このため、複雑多様化する防火対象物の実態に即した、共同防火管理の協議事項の作成及び個々の管理権原ごとの消防計画の作成に係る指導指針を作成する必要がある。

これらに加え、防火管理、防災物品の使用及び消防用設備等の設置に当たって消防法を適用する際に基礎となる防火対象物の用途の区分については、防火対象物の現状にそぐわないものも生じていることから、その適切なあり方を検討することが必要である。

(6) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火安全対策の推進

物品販売店舗をはじめ病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等において火災が発生し拡大した場合には、大きな被害が発生することが懸念され。このため、消防用設備等の適正な設置、維持・管理、防火管理体制の充実、整備等が特に重要である。今後とも、これらの施設における防火安全対策の充実を図るため、消防用設備等の設置を促進する必要がある。特に病院等のスプリンクラー設備に係る遡及対象物については、設置状況を把握し、未設置に対

して個々に指導を行うよう、消防機関を指導しているところである。さらに、防火管理体制の充実を図るため、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等の用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用し、自主防火管理体制の強化について指導していくことが必要である。

また、国民共通の財産である文化財を火災による焼失等から保護し、次代に残すことは極めて重要な課題である。しかし、伝統的建造物の多くは木造の大規模建造物であるとともに、その利用の形態、建造物の構造、立地条件等は多種多様であり、従来の防火安全対策のみでは、実態に即したきめ細かな防火対策を実施する上で十分とはいえない。このため、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等、警防活動等についての調査研究を行い、文化財建造物に係る総合的な防火安全対策のあり方について、指針を作成することが必要である。

(7) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

視覚障害者等の身体障害者、高齢者等のいわゆる災害弱者は、火災等の災害発生時において、状況に応じた迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。このため、一人でも容易に操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置等の設置の促進を図っていくことが必要である。

さらに、病院・社会福祉施設等に対しては、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、防火管理上特に問題点が多い夜間における防火管理体制の整備を図るなど、ソフト面の充実に努めるとともに、当該マニュアルによる検証をシミュレーションで評価する手法を活用し、施設の計画段階から、ハード面での防火安全対策の充実強化を推進することが必要である。

また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達することのできる機器の開発及び普及の促進を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策の推進を指導していくことが必要である。

さらに、年少者に対する防火・防災に関する教育の充実を図るため、成長等の段階を踏まえた教育の推進方策を検討することが必要となっている。

(8) 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね9割を占め、特に高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にある。今後、高齢化がますます進展することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生と、これによる死者の発生を抑えることが、現下の消防行政における極めて重要な課題である。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成3年3月に「住宅防火対策の推進に係る基本方針」を定めており、今後ともこれに基づいて関係行政機関、関係業界団体等との連携の下に、住宅防火対策を積極的に推進していくことが重要である。

具体的には、①住宅防火対策の必要性について周知徹底を図り、国民の防火意識を高揚させるためのポスター、パンフレット、ビデオ等を活用した広報活動の実施、②パソコンを活用し、居住者に現状における住宅の安全性と効果的な改善方法を示す住宅防火診断の実施、③住宅防火対策に資する防災機器等の開発促進と「住宅防火安心マーク」を活用した優良住宅用防災機器等推奨制度を通じた防災機器等の普及促進、④居住者の住宅防火対策に係る負担軽減のための融資、保険等の充実に係る関係機関への働きかけ、⑤住宅防火対策の成果の把握と今後のあり方を検討するための統計、調査研究等の実施などである。

さらに、住宅防火対策の一層の充実強化のために、①市町村広報の積極的な活用等による広報の強化、②住宅防火対策モデル事業の支援、③火災情報等の自動通報システムの普及促進、④都道府県及び政令指定都市における住宅防火対策推進協議会の設置について推進していくことが必要である。

第 2 節 危険物施設等における災害対策

[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]

1 火災

(1) 火災件数と被害

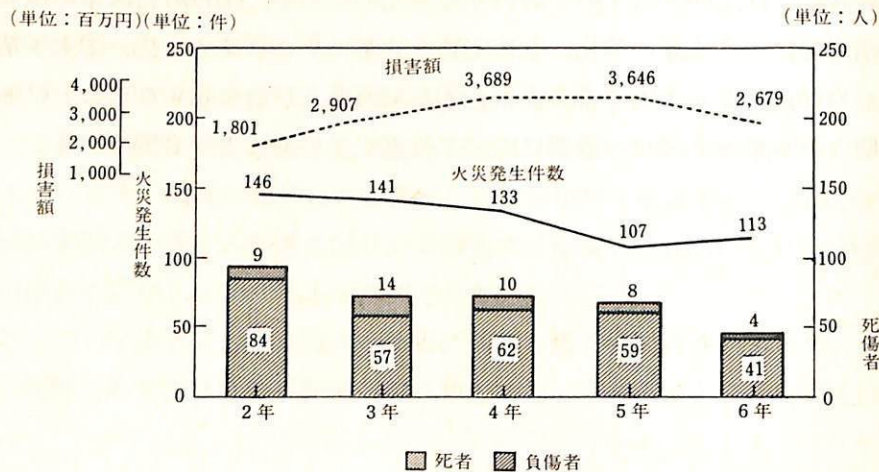
危険物施設における平成 6 年中の火災の発生件数は113件（前年107件）、損害額は26億7,931万円（同36億4,631万円）、死者及び負傷者は、それぞれ 4 人（同 8 人）、41 人（同59人）となっている（第 2 - 1 図）。

火災発生件数は、前年より 6 件増加しているが、火災による被害は、前年に比べ死者数は 4 人、負傷者数は18人、損害額は 9 億6,700万円それぞれ減少している。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、108件（他の施設から類焼した 5 件を除く。）の火災のうち100件（92.6%）が当該危険物施設のみでの火災にとどまっている。残る 8 件（7.4%）が他の施設にまで延焼した火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況を見ると、取扱所での火災が76件と最

第 2 - 1 図 危険物施設における火災の発生件数と被害状況



も多く、一般取扱所での火災が42件、給油取扱所での火災が34件と、この 2 施設で全体の 7 割近くを占めている（第 2 - 2 図）。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の類別等に従って区分すると、113件の火災のうち62件（54.9%）が危険物が出火原因物質となっている。これを品名別にみると、第 4 類第 1 石油類37件、第 4 類第 2 石油類 8 件、第 4 類第 3 石油類 6 件等の順となっている（第 2 - 3 図）。

(2) 火災の発生原因及び着火原因

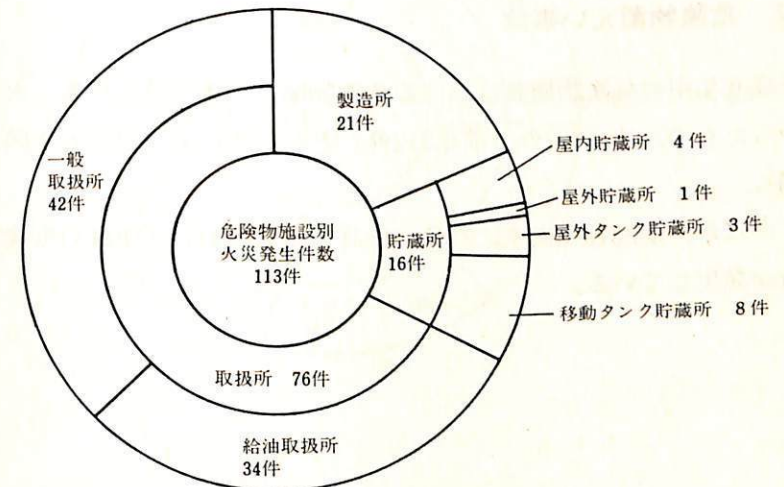
平成 6 年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が59.3%（67 件）と最も多くなっている。物的要因は20.3%（23件）、その他の要因は 15.9%（18件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火と静電気火花がともに17.7%（20件）ずつで最も多く、次いで電気火花14.2%（16件）、過熱着火10.6%（12件）となっている。

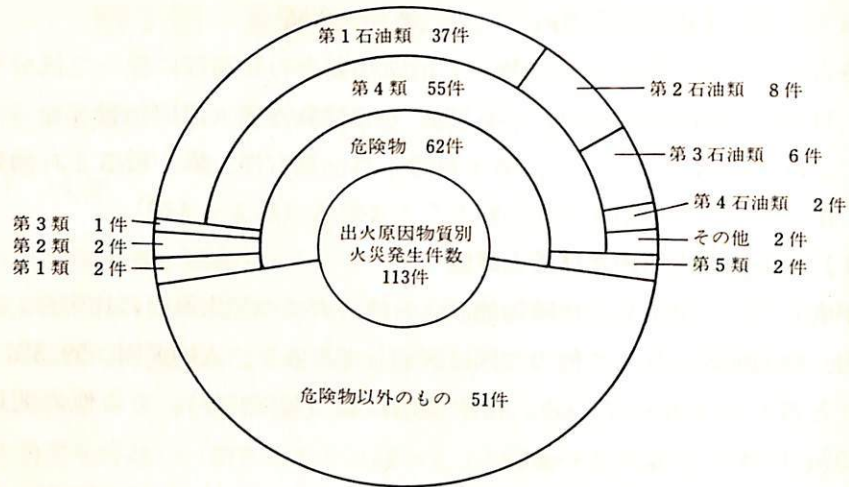
(3) 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災

第 2 - 2 図 危険物施設別火災発生件数（平成 6 年中）



第 2 - 3 図 出火原因物質別火災発生件数 (平成 6 年中)



の発生件数は 8 件で、死者 2 人、負傷者は 9 人となっている。

なお、これらの火災による損害額は、3 億 2,659 万円となっている。

(4) 危険物運搬中の火災

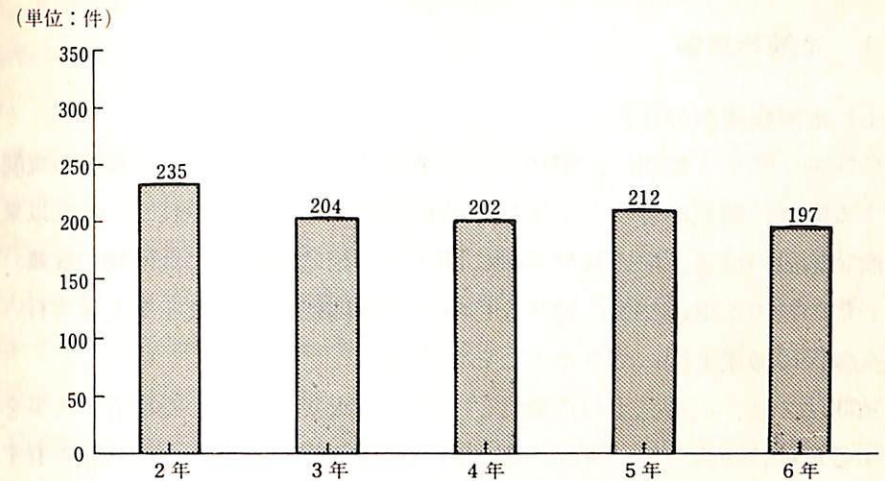
危険物運搬中の火災の発生件数は 15 件で、死者 1 人、負傷者は 2 人となっている。なお、これらの火災による損害額は 1,708 万円となっている。

2 危険物漏えい事故

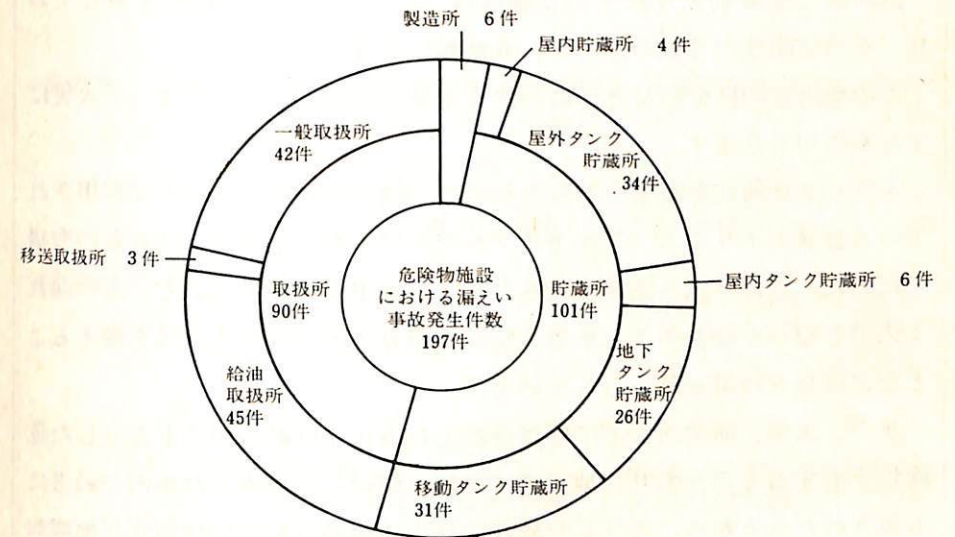
平成 6 年中の危険物施設における危険物漏えい事故発生件数 (火災に至らなかったもの) は、197 件 (前年 212 件) となっている (第 2 - 4 図、第 2 - 5 図)。

このほか、危険物運搬中に 21 件、無許可施設において 1 件の危険物漏えい事故が発生している。

第 2 - 4 図 危険物施設における漏えい事故発生件数



第 2 - 5 図 危険物施設別漏えい事故発生件数



[危険物行政の現況]

1 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされた。それ以来、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきたところである。

消防法では、火災発生の危険性が大きい、火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

— <水をかけると火災になる危険物> —

消防法で危険物とされている物品は、いずれも火災危険性を有しており、その危険性の性質の違いから6種類に区分されています。

この危険性の区分のひとつに、水や空気と接触することによって火災に至るものがあります。

こうした危険性を有する物質としては、例えば化学工業などで利用されている金属ナトリウム、アルキルアルミニウムなどがあり、これらの取扱いにあたっては外気と完全に遮断された容器中に収納すること、万一漏れて火災となった場合のことを考え特殊な窒息消火が行える設備を備えることなど重要な対策が講じられています。

また、大学、研究所などで保管されている化学薬品の中にもこうした危険性を有するものがあり、地震時に容器が破損して出火した事例が過去にも見られたことから、こうした施設では化学薬品容器の破損防止が地震対策の重要な項目のひとつとなっています。

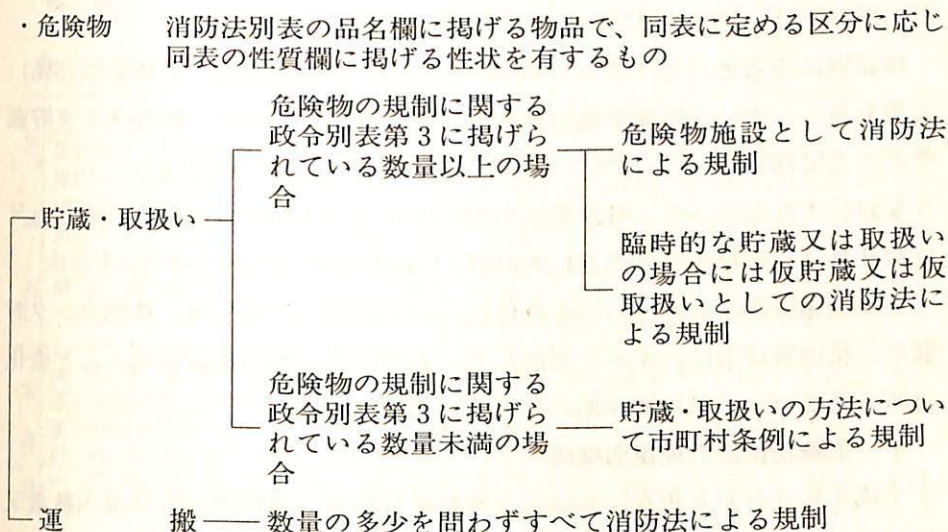
一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱っ

てはならないとされている。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。さらに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

危険物の運搬については、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。



「規制の体系図」

一方、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われており、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法に関する勧告が実施されている。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入している。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関側においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなっている。消防庁では、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。

(2) 危険物施設

ア 危険物施設の数

平成7年3月31日現在における危険物施設の総数は、56万1,295施設で前年同期(56万790施設)に比べて505施設(0.1%)増加した。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万6,533施設(全体の22.5%)と最も多く、次いで給油取扱所の9万1,418施設(16.3%)、屋外タンク貯蔵所の8万5,764施設(15.3%)等となっている(第2-6図)。

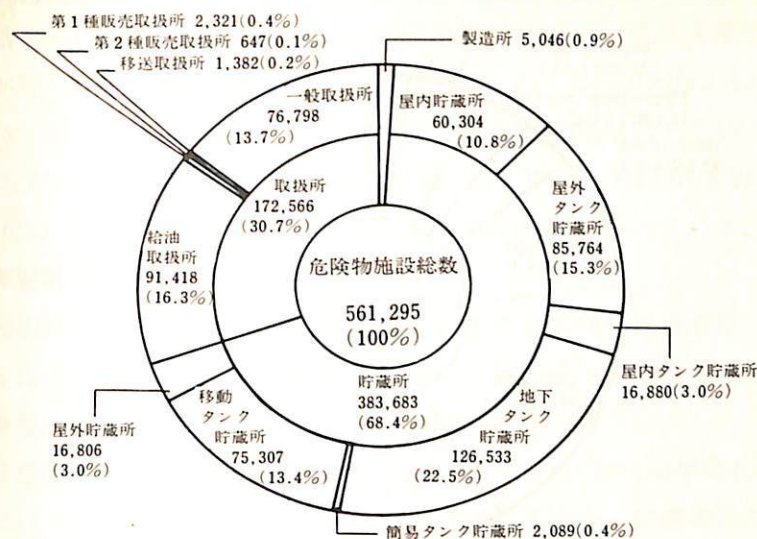
なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万1,924施設と全体の98.3%を占めている。

危険物施設数の最近における推移についてみると、製造所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所はわずかに増加しているが、その他の施設はほとんど変化はみられないか、又は減少傾向にある(第2-7表)。

イ 危険物施設の規模別構成

平成7年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第2-8図のとおりである。

第2-6図 危険物施設数の状況(平成7.3.31現在)

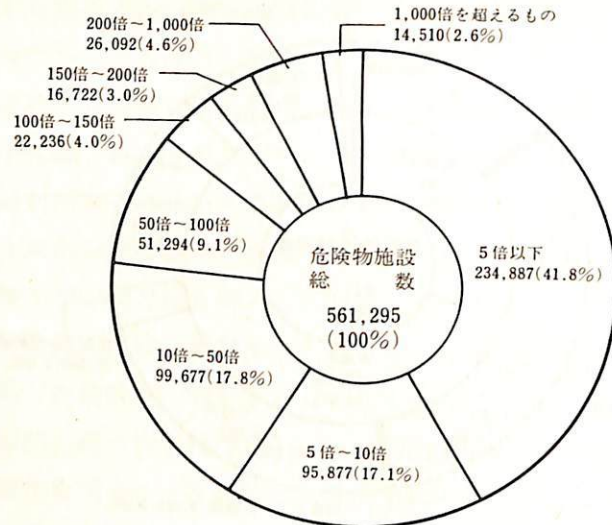


第2-7表 危険物施設数の推移

施設	年	3 (A)	4	5	6 (B)	7 (C)	増減率(%)	
							(C/A-1) × 100	(C/B-1) × 100
製造所		4,774	4,917	4,975	5,013	5,046	5.7	0.7
貯蔵所	屋内貯蔵所	61,350	61,522	61,285	60,862	60,304	△ 1.7	△ 0.9
	屋外タンク貯蔵所	87,950	87,550	87,038	86,272	85,764	△ 2.5	△ 0.6
	屋内タンク貯蔵所	17,999	17,710	17,459	17,168	16,880	△ 6.2	△ 1.7
	地下タンク貯蔵所	125,874	126,599	126,706	126,543	126,533	0.5	△ 0.0
	簡易タンク貯蔵所	2,354	2,266	2,212	2,169	2,089	△ 11.3	△ 3.7
	移動タンク貯蔵所	71,596	73,111	73,699	73,704	75,307	5.2	2.2
	屋外貯蔵所	18,852	18,261	17,623	17,261	16,806	△ 10.9	△ 2.6
小計	385,975	387,019	386,022	383,979	383,683	△ 0.6	△ 0.1	
取扱所	給油取扱所	89,388	89,616	89,996	90,647	91,418	2.3	0.9
	第一種販売取扱所	2,630	2,554	2,464	2,395	2,321	△ 11.7	△ 3.1
	第二種販売取扱所	657	640	652	647	647	△ 1.5	—
	移送取扱所	1,373	1,369	1,377	1,380	1,382	0.7	0.1
	一般取扱所	76,387	76,865	76,764	76,729	76,798	0.5	0.1
小計	170,435	171,044	171,253	171,798	172,566	1.3	0.4	
計		561,184	562,980	562,250	560,790	561,295	0.0	0.1

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

第 2 - 8 図 危険物施設の規模別構成比 (平成 7. 3. 31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第 3 で定める指定数量で除して得た数値である。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分され、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者自ら行うか、あるいは甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないこととされている。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成 7 年 3 月 31 日現在 491 万 955 人と広く国民の間に定着してきており、広く危険物に関する知識、技能の普及を図っているところである。今後とも、危険物の安全の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年 1 回以上実施することとされている。

平成 6 年度において危険物取扱者試験は全国で 268 回 (前年度 255 回) 実施されている。受験者数は、54 万 2,498 人 (同 52 万 4,033 人)、合格者数は、20

万 4,378 人 (同 21 万 2,335 人) で平均の合格率は 37.7% (同 40.5%) となっている (第 2 - 9 図)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第 4 類が 37 万 9,396 人 (全体の 69.9%) と最も多く、次いで丙種の 10 万 1,496 人 (同 18.7%) となっており、この両者で全体の 88.6% を占めている。合格者数でも乙種第 4 類が 11 万 9,131 人 (全体の 58.3%)、丙種が 5 万 2,413 人 (同 25.6%) となっており、この両者で全体の 83.9% を占めている。

イ 保安講習

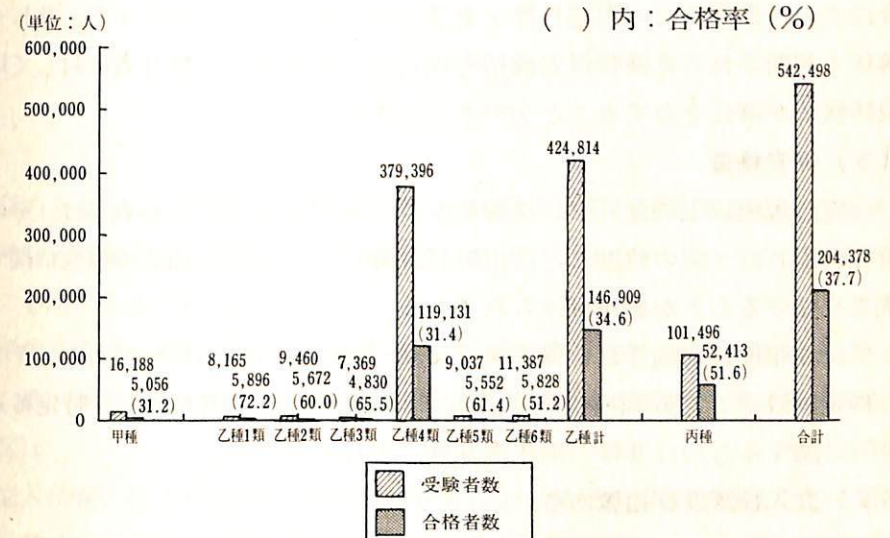
危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として 3 年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成 6 年度において、保安講習は、全国で延べ 1,418 回 (前年度 1,373 回) 実施され 17 万 9,178 人 (同 17 万 3,015 人) が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第 2 - 10 表のとおりである。

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等

第 2 - 9 図 危険物取扱者試験実施状況 (平成 6 年度)



第2-10表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種	種類別 総計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
2	164,645	9,526	4,893	4,466	3,969	138,593	2,550	11,317	165,788	18,868	194,182
3	174,869	10,433	4,752	4,152	4,403	147,253	3,156	11,141	174,857	20,391	205,681
4	171,850	9,682	4,520	3,875	4,542	148,933	3,479	9,945	175,294	20,920	205,896
5	173,015	10,802	5,255	4,266	4,765	150,323	4,173	10,237	179,019	21,247	211,068
6	179,178	11,542	5,693	4,949	5,369	153,647	4,759	11,489	185,906	21,874	219,322

で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物保安監督者の選任、自衛消防組織の設置、危険物施設保安員等の指定又は予防規程の作成が義務付けられている。さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

平成7年3月31日現在における事業所総数26万9,936のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数の状況は、第2-11表のとおりである。なお、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合については、許可の取消し等ができることとされている。また、著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対しては、消防機関が解任を命ずることができるとされている。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成6年度に実施された保安検査は388件（前年度364件）であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは379件（前年度355件）、特定移送取扱所に関するものは9件（前年度9件）となっている。

(6) 立入検査及び措置命令

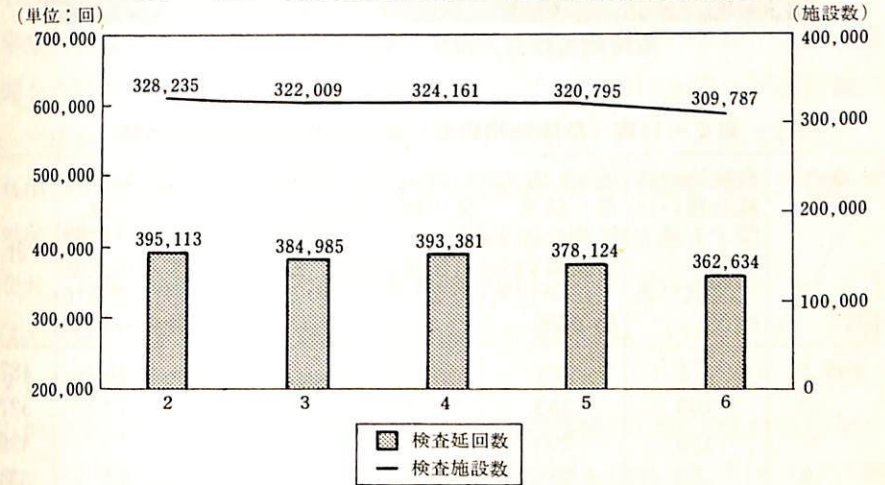
市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要がある

第2-11表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

年	区分	危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所
平成	3	216	1,678	68,331	35
	4	222	1,630	68,622	35
	5	221	1,636	68,939	34
	6	223	1,663	69,653	33
	7	214	1,644	70,682	33

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

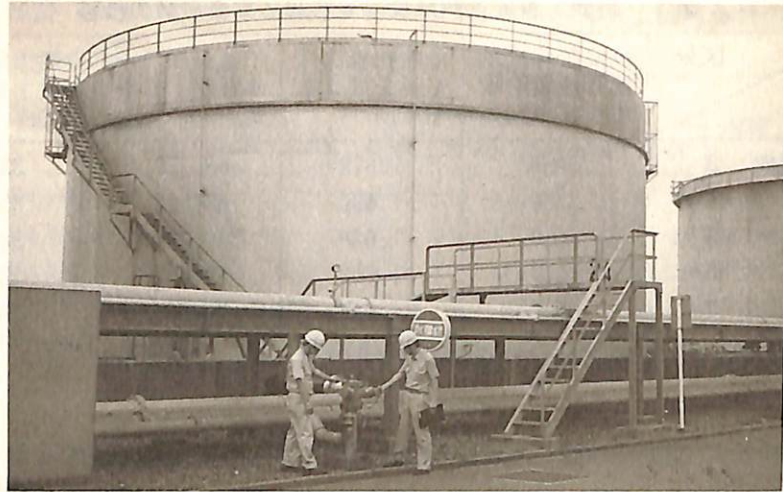
第2-12図 危険物施設に対する立入検査の実施状況



と認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

平成6年度においては、30万9,787（前年度32万795）の危険物施設について、延べ36万2,634回（同37万8,124回）の立入検査が行われている（第2-12図）。

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認め



危険物施設立入検査（名古屋市消防局）

第 2 - 13 表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 年度	危険物の貯蔵取扱いに関する遵守命令 (法第11条の5)	施設の位置、構造、設備に関する措置命令 (法第12条第2項)	製造所等の使用停止命令 (法第12条の2)	製造所等の緊急使用停止命令 (法第12条の3)	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令 (法第16条の6)	計
平成 2	71	281	5	85	45	487
3	103	253	16	82	73	527
4	155	209	9	53	70	496
5	53	143	11	53	74	334
6	75	112	7	71	55	320

られる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成 6 年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、320件（前年度334件）となっている（第 2 - 13 表）。

(7) 危険物に関する意識の高揚

平成 2 年度からは 6 月第 2 週を「危険物安全週間」とし、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識

の高揚及び啓発を図ることとした。

平成 7 年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者等の表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等を実施したほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等を行った。また、「確実な攻守がきめての 危険物」を統一標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためポスター・パンフレットの配布等広報活動を行った。

2 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインについては、その安全を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって自治大臣の意見を聞かなければならないこととされている。また、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

なお、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

(2) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

[危険物行政の課題]

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた安全対策の推進

近年、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物の流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など、危険物行政を取り巻く環境は大きく変ぼうしており、こうした状況に的確に対応するため、保安基準の整備

や国際基準との整合化を行うなど、適切な安全対策を図ってきた。平成6年度においては、特定屋外タンク貯蔵所の実態にかんがみ、その保安検査の時期を安全性の程度に応じて定めるとともに、特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の一層の安全を確保するため、技術上の基準の見直しを行ったところである。

(2) 危険物施設における保安体制の確立

危険物施設における火災等の事故を見ると、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するものが多く見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策の一層の充実を図る必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有している。このため、保安要員の適正な配置、従業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。

(3) 危険物施設の地震対策

阪神・淡路大震災では、危険物施設からの火災や大規模な漏えい事故等の被害は発生していないが、主として容量が1,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所において不等沈下によりタンクが傾斜した事例が生じたほか、地盤の被害にともない防油堤に亀裂や割れが発生する等の被害が発生した。

このような被害の実態にかんがみ、今後これら危険物施設の被害の分析結果に基づき、危険物施設の一層の地震対策の推進を図る必要がある。

第3節 石油コンビナート災害対策

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]

平成6年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は107件で、前年に比べ57件増加しているが、このうちの46件は平成6年12月28日に発生した三陸はるか沖地震によるものであり、それを除くと61件で前年と比べ11件増加している。また、11件の事故により、死者4人、負傷者13人が発生している。損害額は22億4,577万円で、死者、負傷者、損害額ともに増加している。事故原因を見ると自然災害（三陸はるか沖地震等）によるものが47件と最も多くなっており、次いで管理面や操作面などの人的要因が多く、設備の劣化や故障などの物的要因を上回っている。

1 災害件数と被害

過去の主な石油コンビナート災害の件数は第3-1表、事故事例は第3-2表のとおりである。

第3-1表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		63		元		2		3		4		5		6	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
火災	危険物等の火災	21	33.3	6	13.0	13	20.7	11	19.6	8	15.1	16	32.0	17	15.9	
	その他の火災	8	12.7	11	24.0	14	22.2	15	26.8	16	30.2	11	22.0	18	16.8	
爆発	7	11.1	8	17.4	8	12.7	10	17.9	4	7.5	1	2.0	3	2.8		
危険物等の漏えい	20	31.8	15	32.6	21	33.3	17	30.3	21	39.7	16	32.0	23	21.5		
その他	7	11.1	6	13.0	7	11.1	3	5.4	4	7.5	6	12.0	46	43.0		
計	63	100	46	100	63	100	56	100	53	100	50	100	107	100		

第3-2表 主な石油

発 生 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災
48.10.8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災
48.10.28	直 江 津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災
49.12.18	水 島 臨 海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい
50.2.16	四 日 市 臨 海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災
51.3.9	姫 路 臨 海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災
53.6.12	仙 台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい
53.11.8	四 日 市 臨 海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂
56.1.6	京 浜 臨 海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災
57.3.31	鹿 島 臨 海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災
58.5.26	秋 田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災
59.3.5	岩 国・大 竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災
60.12.17	水 島 臨 海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発
62.5.26	品 川・大 井	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災
63.8.1	尼 崎	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発
平元.3.6	水 島 臨 海	日本鉱業(株)水島製油所	プラント爆発火災
元.7.10	和 歌 山 北 部 臨 海 北 部	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災
2.2.6	阿 南	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい
3.6.26	京葉臨海中部	ライオン(株)千葉工場	プラント爆発火災
4.10.16	京葉臨海中部	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発
5.7.4	新 居 浜	住友化学工場(株)愛媛工場	プラント爆発火災
6.2.25	京 浜 臨 海	東燃(株)川崎工場	プラント火災
7.5.30	京 浜 臨 海	東燃(株)川崎工場	プラント有毒ガス漏えい

2 災害の特徴

(1) 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が76件（うちレイアウト規制対象事業所40件）と全体の71.0%を占めている。1事業所当たりの災害発生率はレイアウト規制対象事業所が16.9%と最も高い（第3-3表参照）。

コンビナート災害

(単位：人、百万円)

死者	負傷者	損害額	備 考
1	—	2,500	アセチレン水添塔
2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
—	—	36	灯油中間タンク
—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
—	—	200	接触水添脱硫装置
3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
2	6	3,000	重油脱硫装置 (負傷者6人には事故発生後48時間以上経過して死亡した3人を含む)
—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
—	—	78	トルエンタンク
2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
4	1	60	原油中継タンク
2	13	245	ボイラー空気予熱器のホッパー一部
—	1	480	重油脱硫装置
—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
1	8	—	一酸化炭素による中毒
2	10	850	メタノール精留塔
9	8	2,800	熱交換器
1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
—	—	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
1	46	調査中	定期点検整備中の流化水素ガス漏洩 (負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した2人を含む)

(2) 特定事業所の業態別事故発生件数

特定事業所の事業所業態別事故発生件数は、繊維・機械器具・建築材料卸売業関係24件（22.5%）、化学工業関係22件（20.5%）、倉庫業関係19件（17.8%）、石油製品・石炭製品製造業関係16件（15.0%）となっている（第3-4表参照）。

第3-3表 特定事業所区分別災害件数

事業所種別	事業所数	事故件数	全体数に対する割合(%)	1事業所当たりの事故発生率(%)
第1種事業所	492	76	71	15.4
うちレイアウト規制対象事業所	236	40	37	16.9
第2種事業所	392	31	29	7.9
計	884	107	100	12.1

第3-4表 業態別事故発生件数

業 態	事 故 件 数	割 合(%)
繊維・機械器具・建築材料等卸売業関係	24	22.5
化 学 工 業 関 係	22	20.5
倉 庫 業 関 係	19	17.8
石油製品・石炭製品製造業関係	16	15.0
そ の 他	26	24.2
合 計	107	100.0

[石油コンビナート災害対策の現況]

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、

- ・危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る災害の発生防止について定めた消防法

- ・高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について定めた高圧ガス取締法

- ・労働災害防止について定めた労働安全衛生法

- ・海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

による各種規制措置等に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等につい

て定めた石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域として、現在、34都道府県の85地区が指定されている（第3-5図）。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業者は、平成7年4月1日現在、第一種事業所が491事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は236）、第二種事業所が392事業所となっている。

なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料のとおりとなっている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

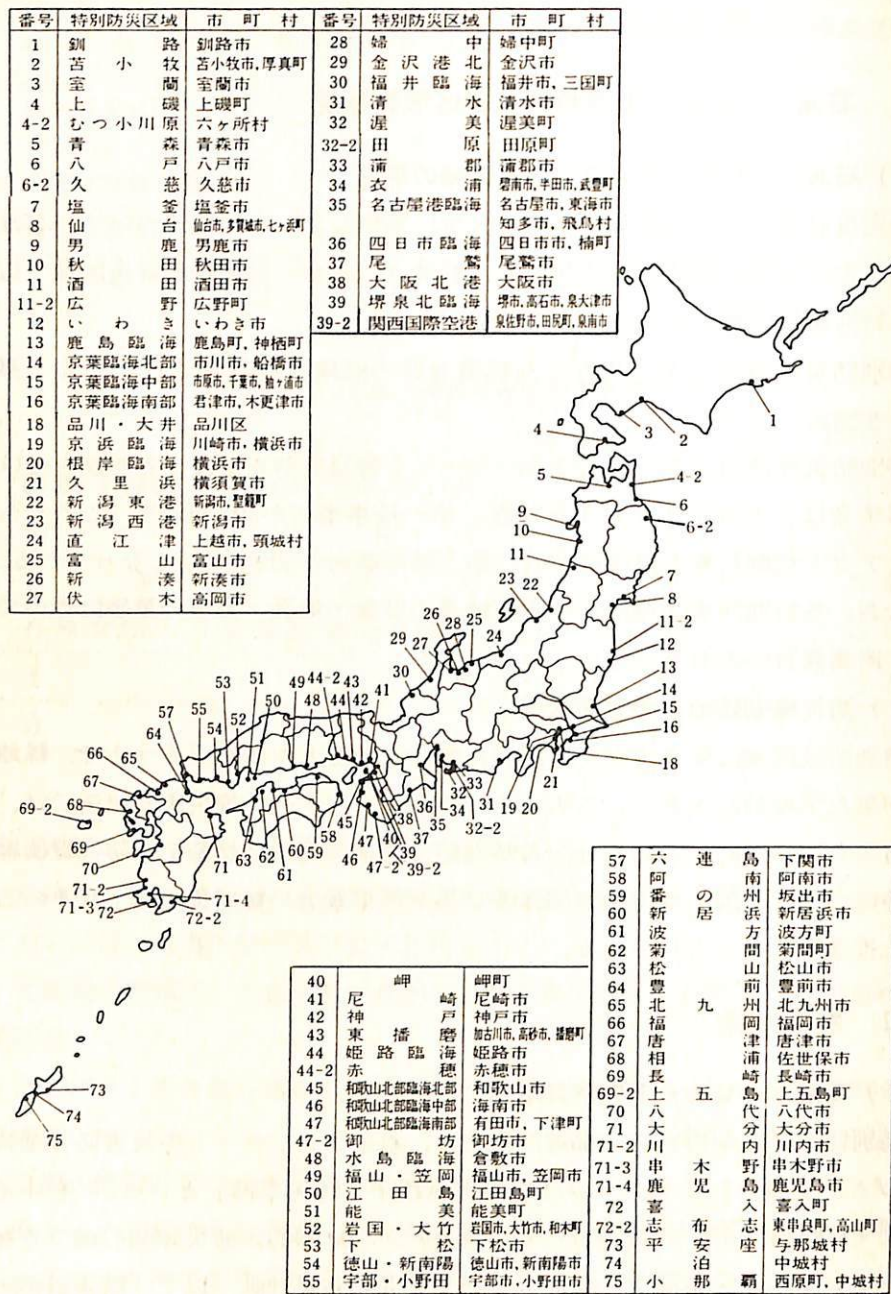
特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担によりその設置を推進することとしている。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査

第3-5図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況 (平成6. 8. 5現在)



研究等の業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化している。

平成7年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車103台、大型高所放水車88台、泡原液搬送車104台、泡消火薬剤3,679kl、消防艇34艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備23基、泡放水砲18基等が整備されている。

消防庁は、特別防災区域所在市町村における大型化学消防車等の整備について補助を行っており、この補助を受けて平成6年度までに、78団体で、大型化学消防車83台、大型高所放水車83台、泡原液搬送車86台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の設置について定めている。

平成7年4月1日現在、883の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか99の共同防災組織、62の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,499人の防災要員、194台の大型化学消防車、154台の大型高所放水車、163台の泡原液搬送車、22台の大型化学高所放水車、50隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成7年4月1日現在、流出油等防止堤が221事業所に、消火用屋外給水施設が663事業所に、非常通報設備が883の事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに防災設備が設置されている。

— 阪神・淡路大震災における自衛防災組織の活躍 —

石油コンビナート等特別防災区域内の事業所には、万一の発災に備え、自衛防災組織が設置されています。

兵庫県南部地震では市街地に多数の救助事象や火災が発生し、さらに神戸市の石油コンビナート等特別防災区域内の事業所では、LPGの漏洩事故も発生しました。

この神戸地区ではほとんどの事業所で相当規模の被害が発生し、各事業所の自衛防災組織は応急措置、余震に備えての警戒活動等に従事したため、区域内の他の事業所への応援出動は不可能な状況でした。

公設消防側も倒壊家屋での人命救助活動、市街地火災への対応で手一杯であり、消防力が不足する状況でした。

延焼拡大した市街地火災に対応するためにも、長距離大量送水ができる大型の消防ポンプを積載した消防車両ができるだけ多く必要であり、さらにコンビナート災害に対応するための化学消防車等も不足していました。そこで、消防庁から近隣のコンビナートの自衛消防組織に対して被災地への応援出動をはたらきかけたところ、多くの事業者が快く応じ、自主的に消防車両を出動させて下さいました。

被災地の混乱の中、遠方から応援に駆けつけて頂いた自衛防災組織は17事業所にのぼり、大型化学消防車等14台、延べ91人が地元消防の指揮に従って、消火、救助、警戒などの活動にあたりました。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は困難な場合が多く、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による確かな消防活動が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」をとりまとめるとともに、これら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

また、特定事業所における異常現象の通報については、石油コンビナート等災害防止法において義務付けをしているところであるが、必ずしも徹底されていない傾向にあるので、消防機関への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。



製油所における防災訓練 (福島県広野地区)

(3) 防災要員に係る教育訓練の充実

石油コンビナート等の防災体制については、防災資機材等の高度化など総合的な防災対策を推進することとしている。さらに、防災要員に対する教育訓練の充実を図るために防災要員教育訓練指針及び訓練用ビデオを作成するとともに、個々の事業所では実施が困難な大規模実消火訓練等を行うための訓練体制の整備について検討を進めることとしている。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、事業所全体として災害防止の観点から対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は236事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては57.5%（石油備蓄基地を除いた場合は69.8%）、高圧ガスにあっては97.9%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

平成6年度における事業所の新設及び変更の届出件数は26件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を行わなければならないこととされている。平成6年度における確認件数は15件であった（第3-6表参照）。

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度に

第3-6表 レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数						確認件数						
		63	元	2	3	4	5	6	63	元	2	3	4	5
新 設	4	1	1	4	1	0	0	1	4	1	1	2	2	1
変 更	41	42	48	36	29	16	26	39	38	35	35	46	36	14
計	45	43	49	40	30	16	26	40	42	36	36	48	38	15

「レイアウト規制に係る審査指針」を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

[石油コンビナート災害対策の現況と課題]

(1) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県には石油コンビナート等防災本部が設置され、各特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されるとともに、一の特別防災区域に所在する特定事業所は共同して石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置している。これらの自衛防災組織等には所定の防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されるとともに、防災要員が配備されている。また、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っている。

消防庁では、石油コンビナート等の総合的な防災対策を推進するため、学識経験者等より構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」等において、防災資機材の高度化、防災要員の資質の向上等について引き続き検討することとしている。さらに、防災行動力の向上を図るため、防災活動時における支援システムの在り方や、実大規模のタンク火災等、実際の災害と同様の環境のもとで訓練が実施できる施設の整備について検討を進めることとしている。

また、大規模地震発生時に、被災していない石油コンビナート区域の自衛

防災組織が区域を越えて応援する場合のあり方等について検討する必要がある。

(2) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家備蓄が開始された。石油備蓄は、民間タンクの借り上げを含め5,000万klを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められてきた。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきている。また、全備蓄基地の完成は平成8年の予定であるが、これらの備蓄基地の多くは既に備蓄が開始されており、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

第4節 林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]

平成6年中の林野火災の件数は4,534件（前年3,191件）、焼損面積は2,776ha（同3,260ha）、損害額は15億9,456万円（同28億6,377万円）であり、火災件数以外は前年より減少した。

平成6年は、記録的な猛暑に加え、少雨による乾燥した気象条件の下、8月には瀬戸内海沿岸地域を中心に、焼損面積が20ha以上の大規模な林野火災が6件発生した。とりわけ広島県竹原市・三原市及び岡山県玉野市・倉敷市で発生した林野火災は、焼損面積が300haを越す大規模な火災となり、地元消防機関等による懸命な消火活動にもかかわらず、多大な被害をもたらすこととなった。

例年、林野火災は春先を中心に発生しており、このことは、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどにより入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

[林野火災対策の現況]

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成6年度までに、37都道府県の918市町村にわたる219地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に林野火災用消防施設等（防火水槽、自然水利利用施設、林野火災活動拠点広場、消防無線、林野火災用工作機器、可搬式消火機材及び小型動力ポンプ付水槽車）の整備に対して補助を行っている。

平成6年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は第4-1表のとおりである。

第4-1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地	消防無線		林野火災用工作機器	可搬式消火機材			小型動力ポンプ付水槽車
				消防専用電話装置	受令機		可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	3,256基	20施設	10基	1,509台	63組	127台	464組	135組	95組	13台

2 広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

林野火災は、一般に焼損面積が広く、ときには隣接市町村、隣接都府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防による広域応援体制の整備及びヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進めている。

その一環として広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等を「林野火災活動マニュアル」としてまとめている。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、都道府県や消防機関が保有する消防・防災ヘリコプターや、自衛隊法に基づき都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施されている。なお、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターの応援出動による空中消火も増えている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第4-2表のとおりである。

第4-2表 空中消火の実施状況

年	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6
実施件数	26	36	35	39	19	16	10	23	33	51

また、昭和60年以降の20ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況を見ると、香川県8件、長野県、広島県6件、北海道、岡山県4件である。

なお、平成7年度から、林野火災時に安全に離着陸し、効率よく水利を確保できるとともに、平常時においては地域住民にも多目的に利用できる「林野火災活動拠点広場」の整備に対して国庫補助を行っている。

〈林野火災と空中消火〉

国土の約3分の2を占める林野は、国土の保全や水源のかん養などに重要な役割を有するとともに、近年は、レジャー志向の高まり等により保健休養面での活用が進められるなど、国民生活と深く結びついています。

林野火災は、こうした林野を毎年広大な面積に亘って焼失させており、その対策は、私たちの大切な環境を守るためにも重要といえます。

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ、火遊びなど入林者のちょっとした不注意によるものが殆どであり、広報活動等を通じ、入林者のモラルの向上等防火意識の徹底を図ることが重要です。

また、林野火災は、一般に出火地点が集落から遠く離れているため、発見、通報が遅れることが多く、乾燥の度合いや風の強さ、地形などによっ



ヘリコプターによる空中消火（宮城県）

ては、ひとたび発生すると、大規模な火災となる場合も多く、貴重な森林資源を短時間で大量に焼失することとなります。

このため、古くから火入れの規制や防火線の設置等様々な予防措置が講じられてきましたが、消火については、足場の悪い山間地で人海戦術に頼らざるを得ないこと、また過疎化等による人員不足という問題があり、これらを克服する消防戦術及び装備の近代化が重要課題とされてきました。

ヘリコプターによる空中消火は、こうした課題に対応した有効な消防戦術です。このため、消防庁では、林野庁、自衛隊との連携による空中消火の実施体制の整備に努める一方、ヘリコプターによる空中消火をより有効に活用するための研究を重ねるとともに、都道府県や消防機関における消防・防災ヘリコプターの増強に努めてきました。

その結果、消防・防災ヘリコプターは、平成6年度末で39機に達して、出動回数も増加し、今では、地上からの消火が困難な区域での空中消火や

上空からの情報収集活動に欠かせないものとなっています。

なお、建物火災については、屋根にさえぎられ火面に有効に水がかからず、十分な消火効果が期待できないことなどから、ヘリコプターによる空中消火は実施されていないのが現状です。

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講じるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

ア 林野周辺住民、入山者等の防災意識の醸成を図ること。

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。

ウ 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

なお、平成7年4月に行楽期を控え、予防広報の実施、巡視警戒の強化、広域応援要請及び情報収集・連絡体制の整備に関する留意事項を取りまとめ、地方公共団体に対し指導したところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、これまで、林野火災延焼シミュレーションモデルの開発、異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方についての検討（林野庁と共

同)、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討、林野周辺の住宅地開発の増加に伴う延焼拡大防止対策に関する調査(林野庁と共同)など林野火災に係る調査研究を行っている。

[林野火災対策の課題]

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、3で述べた出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を今後積極的に講じる必要がある。

- ・ 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接して立地し、林野火災発生時に住宅への延焼危険性が認められる地域においては、市街地の水利状況等に留意した水利の整備を図ること。
- ・ 林野火災が大規模に拡大した場合を想定し、近隣の市町村に対する応援の要請、自主防災組織等との連携をとった活動の実施など火災拡大防止のための体制の強化を図ること。
特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火は極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請について検討しておくとともに、ヘリコプターの活動を円滑に行うための活動拠点の整備促進を図ること。
- ・ 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図の整備・充実を図ること。
- ・ 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大を考慮した有効な情報通信体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

第5節 風水害対策

[風水害の現況と最近の動向]

(1) 平成6年中の災害

平成6年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害(地震、火山噴火を除く)による死者・行方不明者は36人(前年203人)、負傷者は350人(同767人)であり前年より大幅に減少している。また、住家被害をみると全壊は61棟(前年916棟)、半壊は271棟(同1,983棟)、一部損壊は5,577棟(同76,839棟)であり、いずれも前年より大幅に減少している(第5-1表)。この原因は、平成5年は鹿児島等における8月豪雨等により、被害が大きなものになったのに対し、平成6年は一転して少雨・渇水となり、大雨などによる被害が少なかったことによるものである。

なお、主な風水害の状況は、以下のとおりである。

ア 平成6年4月11日から4月12日までの間の暴風等

平成6年4月11日から4月12日までの間の暴風等により、富山県等で被害

第5-1表 風水害等による被害状況

区 分		単 位	平成6年	平成5年	増 減
人	死 者	人	35	198	△ 163
	行方不明者	人	1	5	△ 4
	負 傷 者	人	350	767	△ 417
住 家	全壊・流出	棟	61	961	△ 900
	半 壊	棟	271	1,983	△ 1,721
	床 上 浸 水	棟	8,016	23,564	△15,548
	床 下 浸 水	棟	29,881	70,779	△40,898
	一 部 破 損	棟	5,577	76,839	△71,262
非 住 家 被 害		棟	2,946	12,988	△10,042
り 災 世 帯 数		世帯	8,979	27,395	△18,616
り 災 者 数		人	26,053	71,016	△44,963

(注) 地震、火災噴火による被害を除いた数値である。

が発生し、死者4人、負傷者23人の被害が発生した。

これに対し、1県1市で災害対策本部が設置された。

イ 平成6年9月2日から9月8日までの間の豪雨

平成6年9月2日から9月8日までの間の豪雨により、兵庫県、大阪府等で被害が発生し、負傷者76人、住家の全壊1棟、半壊2棟、床上浸水2,515棟の被害が生じた。

これに対し、2県32市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 平成6年9月22日から9月24日までの間の豪雨

平成6年9月22日から24日までの間の豪雨により、宮城県等で被害が発生し、負傷者2人、住家の全壊7棟、半壊11棟、床上浸水3,565棟の被害が生じた。

これに対し、2県105市町村で災害対策本部が設置された。

エ 平成6年9月28日から9月30日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第26号を含む）

平成6年9月28日から9月30日までの間の暴風雨及び豪雨により、全国各地で被害が発生し、死者3人、負傷者62人、住家の全壊18棟、半壊167棟、床上浸水569棟の被害が生じた。



宮城県名取市の豪雨災害（平成6年9月22日）

これに対し、8府県444市町村で災害対策本部が設置された。

(2) 平成7年上半期の災害

6月30日から7月22日までの間の梅雨前線および台風第3号による豪雨のため、愛媛、新潟、長野ほか全国各地で被害が発生し、死者4人、行方不明者1人、負傷者8人、住家の全壊82棟、半壊143棟、床上浸水2,159棟の被害が生じた。

これに対し、8県345市町村で災害対策本部が設置された。

〔風水害対策の現況〕

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、平成5年8月豪雨災害のように豪雨に伴う崖崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じている。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、土砂災害時の警戒避難体制及び情報収集伝達体制等について検討し、その結果を踏まえて、主に次のような項目について地方公共団体に対し指導を行っている。

(1) 防災体制

都道府県及び市町村においては、積極的に地方防災会議を開催し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容の見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成7年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している市町村は78団体である。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にか

んがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第2章5節、4参照）。

さらに、日ごろの防災訓練が、災害時に大きな成果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、平成6年度中には、都道府県では33団体で64回、市町村では風水害を想定した防災訓練を延べ793回実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

（2）災害危険箇所に対する措置

地方公共団体においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に対して周知徹底を図っている。

なお、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所施工される自然災害防止事業に対しては、地方債措置と元利償還費に対する地方交付税措置が講じられている。

（3）警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えてきており、今後こうした体制の一層の整備促進が望まれ

る。なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関等は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に注意を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者など自力避難の困難ないわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車・消防職団員の巡回、サイレン、半鐘等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁ではその整備促進に努めているところである。

（4）二次災害防止対策の強化

台風、集中豪雨等に伴う避難から住民が帰宅した後に土砂災害が発生し人的被害が生じた事例や、被災現場において危険な状況下にもかかわらず救出活動が実施される中、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例が見られるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分に留意して警戒監視を行うとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を講じ、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の捜索、応急復旧対策の実施に当たっては、十分な警戒、監視を行うなど、土砂災害時における二次災害防止対策の強化について指導している。

[風水害対策の課題]

(1) 防災体制の整備

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量、河川の水位状況等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等さまざまな広報媒体により住民への周知の徹底を図り、被害の軽減に努める必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

昭和57年の長崎豪雨災害や、近年では平成5年8月の豪雨災害にみられるように、かけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策の中でも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

土砂災害対策については、これまで、中央防災会議で決定された「土砂災害対策推進要綱」に基づき、国、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって推進してきたが、平成5年8月豪雨等において、近年にない土砂災害が発生し、多くの犠牲者を出したことにかんがみ、人命尊重の視点から特に重点的に推進すべき事項について、平成6年4月関係省庁により重点申し合わせがなされたところである。消防庁では、毎年、出水期を前に、通知を発し、警戒の強化を促すとともに、土砂災害対策の充実を指導しており、また、台風の襲来時には、台風警戒情報を提供し、地方公共団体に警戒の強化を呼びかけているところである。

また、平成5年8月豪雨災害等を踏まえ、土砂災害に対する警戒避難体制の整備に関する検討を行い、平成7年度より、降雨情報収集体制の整備につ

いての国庫補助制度を創設している。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱、通知及び重点申し合わせ事項の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等推進体制の整備、土砂災害危険箇所及び避難場所等の周知徹底、降雨状況や避難の指示等に係る情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

なお、阪神・淡路大震災等により、斜面崩壊、ひび割れ、地盤のゆるみ等が生じ、土砂災害の発生が予想される箇所等については、特に警戒が求められている。

第6節 火山噴火災害対策

[火山噴火災害の現況と最近の動向]

1 雲仙岳噴火災害

長崎県の雲仙岳は、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火し、平成3年6月には、火砕流により死者・行方不明者43人が生じるなど周辺地域に甚大な被害をもたらしている。平成3年9月に火砕流が、平成4年8月及び平成5年4月から8月にかけて大規模な土石流及び火砕流が頻発し、死者1人、負傷者1人の人的被害及び住家等に多大な被害をもたらしている。

平成6年中においても、土石流、降灰による被害が生じており、その被害総額は7年の6月までで690億円を超えるものとなっている。

平成7年5月の火山噴火予知連絡会で「マグマの供給と噴火活動はほぼ停止状態」との統一見解が出されたが、溶岩ドームのわずかな沈降や降水の影響で落石が散発しており、島原市と深江町では火砕流に対する警戒区域の設定及び避難の勧告の措置が継続されている。



雲仙岳噴火災害（水無川方向）



雲仙岳噴火災害（中尾川方向）

2 その他の火山の災害

昭和30年以降噴火が恒常化している桜島では、平成6年中に臨時火山情報が7回発表され148回爆発した。

このほか、平成6年中には阿蘇山においても、臨時火山情報が7回発表され、関係地方公共団体では、立ち入り規制等、警戒監視体制を強化する措置がとられた。

[火山噴火災害対策の現況]

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに伊豆大島の大島町及び十勝岳の美瑛町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、退避壕及び退避舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

雲仙岳噴火災害関係では、消防庁としては、避難施設緊急整備計画に定められたヘリコプター離着陸用広場の整備のため、平成4年度、補助を実施したほか長崎県の防災ヘリコプターの導入に対し、同補助を行っている。

また、雲仙岳噴火災害における貴重な体験を基に、平成4年度から、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集伝達等の活動のために使用する耐熱装甲救助活動車及び火山噴火災害特殊避難車を補助対象に加え、火山噴火災害に対する消防の対応力の強化を図るとともに、火山を有する都道府県及び市町村が自らの手により噴火災害に強いまちづくりを推進できるように、活動火山情報教育施設、大規模避難宿泊施設、避難休憩施設、活動火山情報表示施設などの火山対策施設を、防災まちづくり事業の対象に加えている。

さらに、火山を有する関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実践的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

(1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備する必要がある、都県で6団体、市町村で25団体が整備している。

また、整備済みの団体においては、最新資料（危険予測結果等）の活用等により適宜見直しが行われているところである。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学等、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

(3) 広域的な連絡・協力体制

周辺に地方公共団体が複数ある火山にあつては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、雲仙岳、草津白根山、有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳

の7火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

(4) 避難体制

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがある場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を伝えるよう、その伝達体制の整備が進められている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるように配慮されている。

(5) 観光客対策

観光客、登山者の立入りが多い火山にあつては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

(6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実践的な防災訓練が行われ、平成6年度は噴火災害を想定した防災訓練を都道府県2団体、市町村10団体において実施されている。その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

[火山噴火災害対策の課題]

我が国は、現在83（北方領土を含む）の活火山があり、近年、伊豆東部火山群、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島等活発な火山活動が続いている。火山噴火災害の態様は、溶岩の流出をはじめとして、爆発、火砕流、噴石、ガスの流出、降灰、土石流、泥流など多岐にわたっている。

このため、活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐには、火山観測体制の強化とともに、火山災害対策編の地域防災計画の作成・見直しを行い、一貫した総合的な火山災害対策の充実に努める必要がある。また、警戒・避難・誘導体制の充実、消防防災用施設・資機材等の

整備、観光客対策の整備並びに実践的な防災訓練の実施等に努めるとともに、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

第7節 震災対策

[地震災害の現況と最近の動向]

(1) 平成6年中の災害

平成6年中の有感地震は、778回（前年1,301回）で、前年より大幅に減少しているが、神津島～新島付近で3月11日から3月17日にかけて113回の群発地震活動があった。

また、震度4以上を記録した地震は20回（前年24回）と前年より減少したが、大きな被害をもたらす地震が相次いで発生した。

ア 平成6年（1994年）北海道東方沖地震

10月4日、北海道東方沖を震源とするマグニチュード8.1、震源の深さ30kmの地震が発生した。この地震で釧路で震度6、広尾、浦河、根室などで震度5を記録し、負傷者437名を出したほか、住家全壊61棟をはじめ、農林水産施設、商工施設、公共土木施設及びライフライン施設等にも多くの被害が発生した。

イ 平成6年（1994年）三陸はるか沖地震

12月28日、三陸はるか沖を震源とするマグニチュード7.5、震源の深さはごく浅い地震が発生した。この地震で、八戸で震度6、むつ、青森、盛岡で震度5を記録し、死者3名、負傷者787名を出した他、住家全壊72棟をはじめ、農林水産施設、商工施設、公共土木施設及びライフライン施設等にも多くの被害を出すとともに、火災も9件（本震後8件、余震後1件）発生している。

(2) 外国の災害

外国において平成6年中に発生した大きな被害を生じた地震の主なものをあげると、1月17日に発生した米国カリフォルニア州ロサンゼルス市の北西約30kmを震源とする地震、2月15日に発生したスマトラ南部を震源とする地震、6月2日に発生したジャワ島南方沖を震源とする地震、6月6日に発生したコロンビアを震源とする地震、8月18日に発生したアルジェリアを震源

とする地震、11月14日に発生したミンドロ島を震源とする地震などがある。

また、1995年（平成7年）5月27日にサハリン北部の町ネフチェゴルス付近を震源とするマグニチュード7.6の地震では、多くの建物が倒壊し、これらの建物の下敷きになり多数の死傷者を出した。

さらに、1995年（平成7年）6月15日には、ギリシャのエレアス付近でマグニチュード6.5の地震が発生し、ギリシャのエイオンでは多くの死傷者を出した。

[震災対策の現況]

1 震災対策の推進

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画（震災対策編）、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発等震災対策に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、平成5年（1993年）北海道南西沖地震等の経験にかんがみ、津波情報伝達体制の整備、消防広域応援体制の確立等地域防災計画の見直しを含む地震・津波対策の推進についての指導を強化しているところである。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、危険物に関する規制の強化、消防用設備の技術上の基準の強化、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設等の整備を推進している。

平成6年度末までの補助事業による大震火災対策施設等の整備状況は第7-1表のとおりである。

なお、国庫補助事業のほか、公益法人による避難標識、応急仮設テント等

第7-1表 大震火災対策施設等の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～平成6年度		左のうち平成6年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽(60m ³)	861 (691)	2,430 (2,071)	57 (43)	193 (159)
〃 (100m ³)	4,320 (743)	13,609 (3,227)	104 (19)	470 (105)
〃 (飲料水兼用60m ³)	8 (6)	62 (54)	3 (3)	37 (37)
〃 (飲料水兼用100m ³)	225 (98)	1,308 (732)	15 (8)	190 (127)
〃 (飲料水兼用1,500m ³)	38	2,808	2	158
可搬式小型動力ポンプ	5,849 (2,152)	2,331 (1,143)	29 (10)	15 (7)
電 源 車 (大 型)	53	472	2	21
〃 (小 型)	30	107	5	18
起 震 車	79	235	3	10
防 災 指 導 車	21	148	0	0
震 災 救 援 車	8	39	0	0
備 蓄 倉 庫	35	489	4	29
多重情報処理車	3	29	0	0
震 災 工 作 車	2	24	1	13
救 護 所 用 資 機 材	4	22	1	6
そ の 他	8	223	0	0
計	—	24,336 (7,227)	—	1,160 (435)

(注) 1 () 内の数値は、地震防災対策強化地域分の内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

に対する助成事業が行われている。

(1) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域（第7-3図）に指定された6県167市町村においては、予想される東海地震の発生に備え、県及び市町村の地方防災会議等が地震防災強化計画を、病院、百貨店、劇場及び鉄道事業等地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策・各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した地震防災に関する事項を計画的、総合的に推進している。

消防庁では、この地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画策定のための指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万5千の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

また、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災対策の推進を図っている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特例措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

地震対策緊急整備事業計画の事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するも

ので、平成7年3月31日までの15年間計画の総事業費は、7,704億円となっている。また、この計画に基づいて整備される消防用施設は第7-2表のとおりである。

なお、この法律の有効期限は、3回延長され平成12年3月31日までとなった。

第7-2表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	126
小 型 動 力 ポ ン プ	8
防 火 水 槽	161
消 防 専 用 電 話 装 置	3
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	13
耐 震 性 貯 水 槽	110
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	21
そ の 他	64
計	506

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用対象外の施設である。

(2) 南関東地域における震災対策

南関東地域は、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大かつ広範なものとなるおそれがあるため、中央防災会議において昭和63年12月6日に「南関東地域震災応急対策活動要領」が、平成4年8月21日に「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が決定された。

この活動要領及び大綱の趣旨を踏まえ、震災対策用施設・設備の整備の促進、都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報伝達及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域と一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

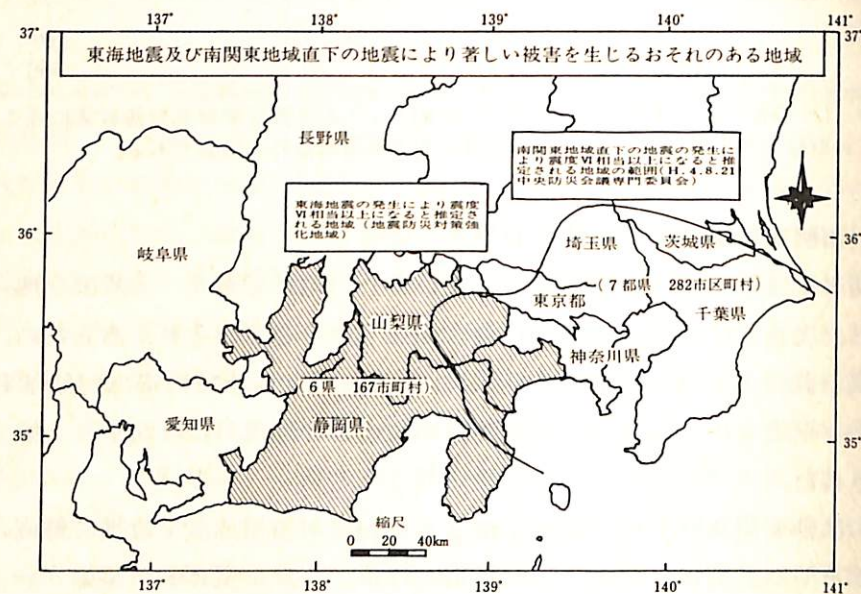
(3) その他の地域における震災対策

大規模な地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

また、阪神・淡路大震災等の近年の地震発生状況をみると、特定の地域のみ地震が発生しているわけではない。したがって、全国的に地震防災対策

第7-3図 東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域



備考

南関東地域直下の地震については、一つの地震の発生によりこのラインの内側が同時に震度VI相当以上になるものではない。一つの直下の地震が発生した時に震度VI相当以上になると推定される地域の範囲は概ね半径30km程度であるが、更に局地的になることも考えられる。

の強化を図る必要があるため、平成7年7月18日に「地震防災対策特別措置法」が施行された。

本法は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、地震防災緊急事業五箇年計画（都道府県知事が、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して作成する計画）の作成と、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置等について定めたものである。

(4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定、並びに東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として平成7年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、28指定行政機関、20指定公共機関等、地震防災対策強化地域と周辺地域の13都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備



総合防災訓練（千葉県）

要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。

(5) 震災対策に関する研究

これまでに、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画に震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定める必要があることから「震災対策計画策定マニュアル」を作成して、地域防災計画の震災対策編の策定を指導するとともに、大規模地震による被害を軽減するための諸方策について、各年ごとにテーマを決め調査研究を行ってきた。

また、南関東地域に係る大規模な地震対策について、人口、諸機能が集中している南関東地域の特性に応じた地震対策並びに広域的な地震対策の検討を行っており、平成6年度においては、「生活関連物資の備蓄、調達、配布方法の留意点等」について検討を行ったところである。

2 地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策をより推進するため、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、物資の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策の策定等について積極的に取り組んでいる。

平成6年度における都道府県及び市区町村を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが36都道府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが10県、「その他災害等」として扱っているものが1県という状況となっている。

次いで市区町村においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが502市区町村、「節」等を設けているものが1,433市区町村、「その他

災害等」として扱っているものが225市区町村となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で22団体、市区町村で367団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成7年4月1日現在、市区町村において6万4,628箇所が指定されている(第7-4表)。

また、避難路の指定については、192市区町村が指定している。

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成6年度においては、38都道府県と895市区町村が総合防災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、市区町村にあつては、総合訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第7-5表)。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、40都道府県及び1,528市区町村において、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

第7-4表 市区町村における避難場所の指定状況

(平成7. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積 ha	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積 ha	用途	箇所数	面積 ha
64,628	92,956	20ha以上	567	30,647	学校 (校庭・グラウンド)	28,343	40,148
		20ha未満 10ha以上	640	8,757	保育所・幼稚園の広場	3,941	959
					公園・広場	13,103	24,803
		10ha未満	63,421	53,552	河川敷	320	4,940
					グラウンド (学校以外)	3,206	5,469
					神社・寺院の境内等	2,852	838
			その他	12,863	15,799		

第7-5表 市区町村における震災訓練の実施状況
(平成6年度) (単位: 回、人、団体)

区 分	総合訓練	個 別 訓 練							
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消火訓練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その他 の訓練
訓練実施 延回数	1,120	205	451	925	656	526	217	13	194
参加人員	4,025,975	31,363	139,912	116,422	209,792	77,997	33,448	485	135,609
団体数	895	159	260	95	140	58	40	8	38

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な物資の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

平成7年4月1日現在、主な物資の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-6表のとおりである。

これらの物資を備蓄するため、45都道府県において1,245棟、2,186市区町村において9,779棟の備蓄倉庫を設置している。

また、備蓄倉庫等の借上げは、13都道府県において123棟、85市区町村において300棟となっている。

(5) 震災対策施設等の整備事業

平成6年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は471億7,922万円(4団体)、単独事業として実施した事業費は1,921億6,656万円(20団体)である。

また、震災対策施設等の整備促進のため、市区町村が国庫補助事業で実施した事業費は134億5,117万円(270団体)、単独事業として実施した事業費は602億6,706万円(888団体)である。

このうち、単独事業として実施したものは第7-7表のとおりである。

第7-6表 主な備蓄物資の状況
(平成7.4.1現在) (団体数)

区 分	公 的 備 蓄												
	乾 パン	ト 麺類	イン スタ ン	米	缶 詰		水	ロ ソク	懐 中電 灯	毛 布	テ ント	担 架	簡 易 トイ レ
					主 食	副 食							
都道府県数	16	1	4	6	4	6	8	4	33	11	9	9	
市区町村数	423	13	110	207	95	192	256	860	838	732	482	233	
区 分	流 通 在 庫 備 蓄												
	乾 パン	ト 麺類	イン スタ ン	米	缶 詰		水	ロ ソク	懐 中電 灯	毛 布	テ ント	担 架	簡 易 トイ レ
					主 食	副 食							
都道府県数	6	3	6	0	0	0	1	0	2	1	1	1	
市区町村数	31	29	134	16	43	18	37	44	87	17	7	6	

第7-7表 単独事業として実施した震災対策施設等整備事業

(平成6年度) (単位: 百万円)

事 業 名	都道府県数	事 業 費	市区町村数	事 業 費
避難地・避難路整備事業	2	163,730	168	3,820
防災行政無線整備事業	7	10,617	417	13,957
備蓄倉庫整備事業	2	28	139	6,196
防災センター整備事業	2	866	34	6,618
防災用資機材等整備事業	7	899	301	8,715
耐震性貯水槽整備事業	0	0	287	3,883
大震用車両整備事業	0	0	22	191
地震観測機器整備事業	4	138	18	71
備蓄物資整備事業	14	304	375	6,186
そ の 他	3	15,585	87	10,630
合 計	20	192,167	888	60,267

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の主な応援協定の締結状況は、第7-8表のとおりである。

また、地方公共団体と公共的機関等との応援協定等の締結状況は、第7-9表のとおりである。

[震災対策の課題]

阪神・淡路大震災を踏まえての震災対策の課題については、第1部、第2章のとおりであるが、それ以外の震災一般についての課題は、以下のとおりである。

第7-8表 震災時相互応援協定の締結状況

(平成7. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)

第7-9表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況

(平成7. 4. 1現在) (団体数)

区 分	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定
都道府県数	47	28	6	11
市区町村数	18	244	69	106

(1) 震災予防体制の整備

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域に指定された市町村及び当該市町村を管轄する県は、地震防災強化計画に基づき、震災予防体制の整備を進めている。

南関東地域においても防災訓練の励行等の応急対策の強化及び都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、初動期防災体制の充実強化等を図っており、これらの地域以外においても、震災対策施設の整備、防災知識の普及活動、防災訓練の実施等各般の施策が推進されている。

また、地震防災対策の強化を図ることを目的として「地震防災対策特別措置法」が制定され、本年7月18日に施行された。この法律では、都道府県知事が地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行うことができること、また、地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について、総合的かつ基本的な施策の立案等を行うため、総理府に地震調査研究推進本部を設置（これに伴い、地震予知推進本部は廃止された。）することなどを定めている。

今後は、さらに地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

特に防災訓練については、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会を含めた地震防災体制の確立を図るよう、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

震災対策のための消防用施設等の整備強化については、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設等の整備について補助を行い、特に、地震防災対策強化地域については、国の負担又は補助の割合の特例措置等を講じ財政負担の軽減が図られている。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、防災行政無線等の整備も進められている。

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、今後とも一層の消防用施設・設備等の整備強化を図っていくことが必要である。

(3) 津波対策の推進

平成5年(1993年)北海道南西沖地震における津波災害の経験等にかんがみ、平成5年11月、津波警報関係省庁申し合わせ「沿岸地域における津波警戒の徹底について」(昭和58年7月)の見直しを行い、また、平成7年度から気象衛星「ひまわり」により津波情報をリアルタイムで受信し、関係機関及び防災担当職員に自動的に伝達する「地震津波・職員参集装置」の整備を図るなど、津波警戒の一層の徹底に努めているところである。

今後、離島・沿岸地域の市町村においては、避難路、避難場所の整備を図るとともに防災アセスメント等に基づく地域防災計画の見直し、オンラインシステム等を用いた高度な情報通信体制の充実を図り、また、各地方公共団体においては区域を越えて消防機関が広域的に対処できるよう消防広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

〈耐震性貯水槽について〉

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、発災直後に多数の火災が発生しましたが、断水等により消火栓が使用できず、消火活動は困難を極めました。

大規模地震時においては、消火栓は使用できなくなる場合も予想されるので、多様な消防水利の確保が必要です。特に、震災時に有効である耐震性貯水槽を整備することが重要です。

耐震性貯水槽は、次の要件及び目的を有しています

- ① 他の消防水利が使用できなくなった場合でも使用できるように、耐震性を有していること。
- ② 同時多発火災時に、地域住民による自主防災組織が行う初期消火活動に使用できること。
- ③ 地域住民の避難地、避難路の安全確保のため、飛び火、輻射熱から守るためのものであること。
- ④ 飲料水兼用型耐震性貯水槽にあっては、避難住民の飲料水の確保をす

るものであること。

なお、耐震性貯水槽については、国庫補助制度が設けられており、現在、補助対象として消火用60^m型、同100^m型、飲料水兼用60^m型、同100^m型、同1,500^m型があります。

第8節 サリン等災害対策

1 サリン等による災害の概況

(1) 地下鉄駅構内におけるサリン発生事件（「地下鉄サリン事件」）

平成7年3月20日午前8時ごろ、営団地下鉄日比谷線、丸ノ内線、千代田線の3路線において、車両内に新聞紙に包んだ液体入りの容器が置き去られ、ほぼ同時多発的に有毒ガス（後日、サリンと判明）が流出し、通勤途上の乗客、駅員等多数が卒倒、嘔吐、目の痛み等の中毒症状を呈し、負傷者は5,512人、うち死者は11人にのぼった（以上は救急・救助事故即報による人数である）。

連絡を受け、東京消防庁から営団地下鉄の15駅を中心に、直ちに救急隊、化学機動中隊等延べ340隊、1,364人が出動して傷病者の救出、救護活動や有毒ガスの分析、液体の洗浄活動に従事した。救急隊は131隊が出動し、救護した被災者692人のうち688人を医療機関に搬送した。

また、救急救助活動開始時には有毒ガスのサリン発生による事件という情報がなかったため、消防職員においても被災者の発生をみた。

(2) 地下鉄駅構内における青酸ガス発生未遂事件

平成7年5月5日午後7時ごろ、営団地下鉄丸ノ内線新宿駅東口便所内においてビニール袋が燃えている旨の通報があり、これを消し止めた駅職員が被害を訴え、病院で診察を受けるといふ事件が発生した。燃えていた2つのビニール袋は、その中の物質が混ざり合うと猛毒の青酸ガスが発生するという仕組みになっていた。

また、7月4日午後6時ごろ、営団地下鉄日比谷線茅場町駅構内便所内において青酸ガスの発生装置が発見され、東京消防庁から救急隊、化学機動中隊等4隊が出動した。翌5日午前0時ごろ、東日本旅客鉄道新宿駅構内便所内においても同型の装置が発見され、東京消防庁から救急隊、化学機動中隊等4隊が出動した。

(3) その他の刺激臭発生事件

平成7年4月19日午後1時ごろ、横浜駅に到着した東日本旅客鉄道京浜東北線下り線車両内や横浜駅構内通路等において、防犯スプレーの噴霧により乗客等多数が喉の痛み等の被害を訴える事件が発生し、横浜市消防局等から79隊が出動して129人を医療機関に搬送した。また、同月21日午後5時ごろ、横浜駅西口付近店舗内で異臭ガスが発生し、横浜市消防局から36隊が出動して、22人を医療機関に搬送した。

また、7月5日午前0時ごろ、東日本旅客鉄道東京駅、営団地下鉄丸ノ内線銀座駅の両駅において異臭ガスの発生により乗客等が被害を訴える事件が発生し、東京消防庁から両駅に計9隊が出動し、4人を医療機関に搬送した。

2 サリン等災害対策の現況と課題

(1) サリン等災害対策の現況

ア 同種事件の再発防止のための措置

同種事件の再発防止を図るため、消防庁では、サリンの製造に使用される可能性のある消防法上の危険物の一部を貯蔵し、または取り扱っている製造所等への許可に当たっての十分な審査、立入検査の強化等の適切な措置が講じられるよう徹底した。また、各消防機関においても、警戒活動を強化するなど、再発防止に努めた。

イ 救急救助活動の安全の確保

消防庁では、地下鉄サリン事件において救急救助活動等に従事した消防職員が被災したことにかんがみ、以後同様の事件が発生した場合において、消防職員の被災を防止し、救急救助活動の確実な遂行を図ることを目的として、全国の消防防災機関に対して、同種事件の発生時に消防職員が安全管理上留意すべき事項について周知徹底するとともに、サリンの毒性等についての情報を提供した。

また、消防庁では消防機関からの要請に応じ、防護服や防毒マスク等の有毒ガス等による災害に対処するために必要となる資機材の情報提供を行い、

その普及に努めた。

ウ サリン等による人身被害の防止に関する法律

サリン等の有毒物質による事件の重大性にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生した場合の措置等を定めることを目的として、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）が平成7年4月21日公布された。

エ サリン問題対策関係省庁連絡会議

平成7年4月6日、「サリン問題対策関係省庁連絡会議」が内閣に設置された。これは、地下鉄駅構内におけるサリン発生事件が市民生活の安全と平穩の確保に支障を来すものであることから、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、もって同種事案の再発防止を図るとともに、被害の防止に必要な対策を検討するため設置されたものであり、内閣官房及び16省庁で構成されている。

同会議は、4月19日に、サリン使用犯罪の再発防止、発生時の緊急措置等に係る対策の実施を柱とする「サリン問題対策の推進について」を申し合わせ、4月28日にはゴールデンウィーク中の対策について申し合わせ、消防庁においても引き続き警戒活動の強化を徹底することを確認した。

(2) サリン等災害対策の課題

一連の有毒ガス等による災害は、その対応について高度専門的な知識、技術と特殊な装備等が求められるものである。また、サリンという、極めて毒性の強い物質が発散されたという事件が、社会に与えた影響は大きなものであった。その教訓を踏まえ、有毒ガス等による災害に対応しうる体制の整備を進めていく必要がある。

ア 化学災害への対応力の強化

今回のような有毒ガスによる災害に対処するには、化学に関する専門的知識をはじめとする様々な科学的専門知識が不可欠であり、消防庁及び各消防機関においては、各種の教育訓練等を通じて、消防職員の専門的な知識や技術の充実強化に努める必要がある。

イ 装備資機材の充実

今回の災害では、有毒ガスが発生しているという特殊な状況の下で、適切な救急救助活動等を行うために必要な装備資機材が不十分であった。こうした事態にかんがみ、各消防機関においては、防護服及び防毒マスク等有毒ガスによる災害に対応するために必要な救助隊の装備について整備を進める必要がある。

ウ 消防防災機関等の連絡・協力体制の強化

今後このような災害の発生を防ぐとともに、発生時の迅速な対応を図るためには、サリン等の有毒物質の情報等について、消防機関相互の連絡を密にし、その収集に努める必要がある。また、災害時に有毒ガス処理等を行うに当たり、警察、自衛隊等との協力体制を確立する必要がある。

第9節 特殊災害対策

[ガス災害対策]

1 ガスによる災害の現況と最近の動向

(1) 事故の発生件数

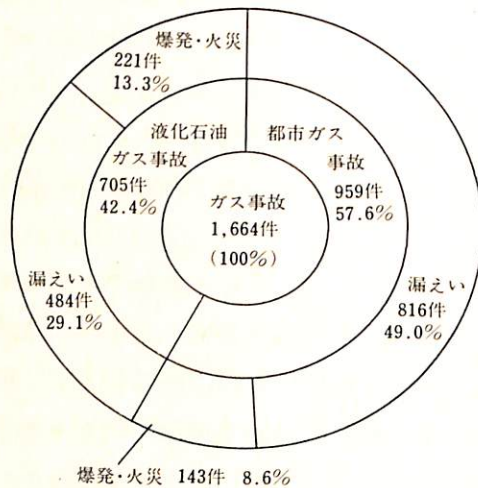
平成6年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故（以下「ガス事故」という。）の総件数は、1,664件（前年1,815件）である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るものが959件（同1,066件）、液化石油ガスに係るもの705件（同749件）である。

前年と比較すると、ガス事故の総件数では151件（8.3%）減少し、都市ガスに係るものが107件（10.0%）、液化石油ガスに係るものが44件（5.9%）それぞれ減少している。

ア 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると、漏えい事故が78.1%、爆発・火災事故が21.9%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が85.1%、

第9-1図 ガス事故の態様別発生件数（平成6年中）



爆発・火災事故が14.9%に対し、液化石油ガスでは漏えい事故が68.7%、爆発・火災事故が31.3%である（第9-1図）。

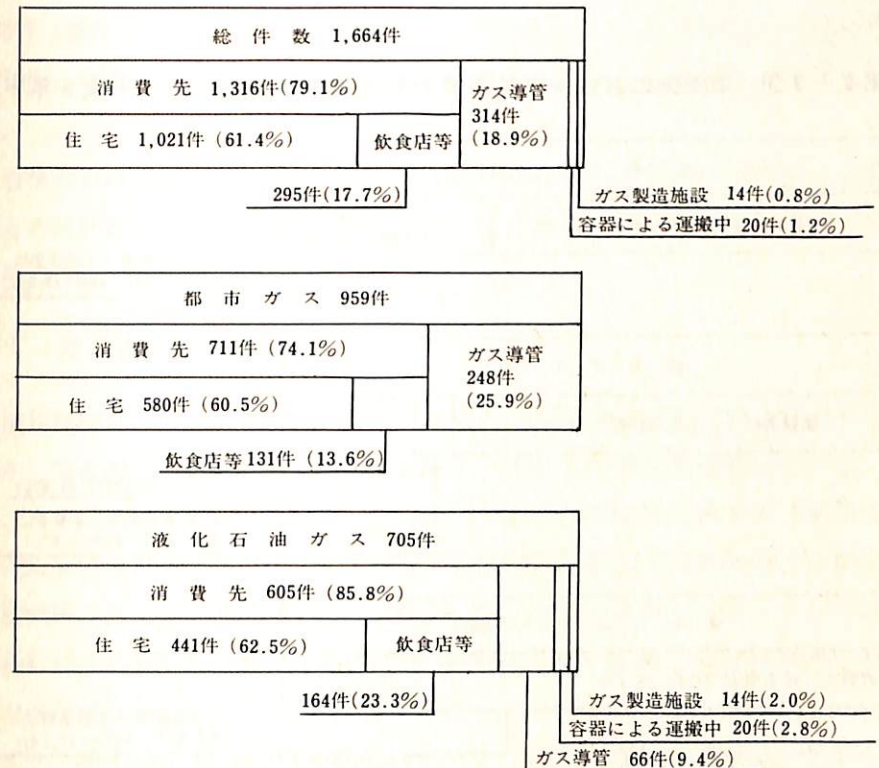
イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、消費先におけるものが79.1%と約8割を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが20.9%となっている（第9-2図）。

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が64.4%を占めている。これをガスの種別ごとにみると、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは73.0

第9-2図 ガス事故の発生場所別発生件数（平成6年中）



％、液化石油ガスでは54.4％となっている（第9－3図）。

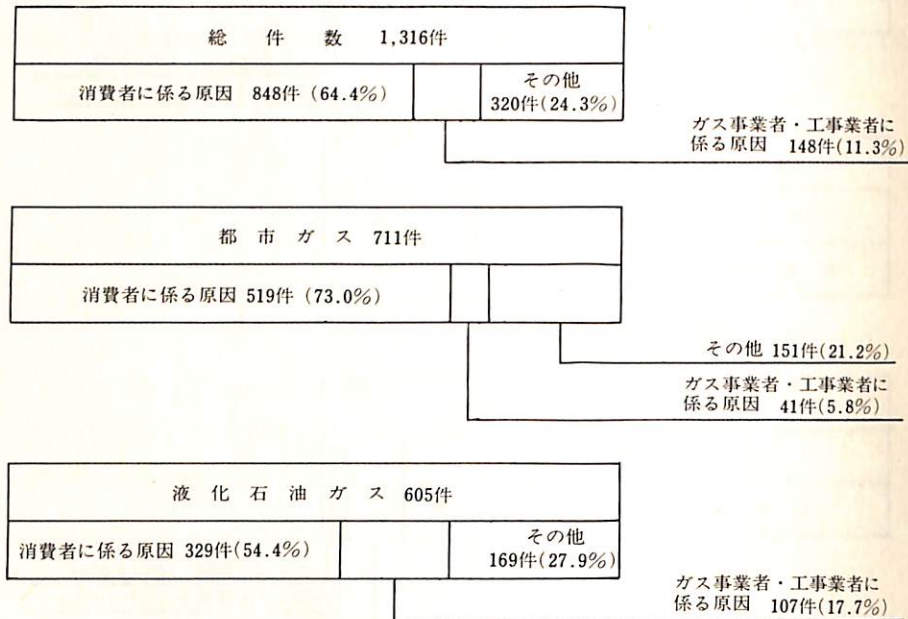
（2）事故による死傷者数

平成6年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は42人（前年70人）、負傷者数は369人（同479人）である。死者のうち、都市ガスによるものは30人（同55人）で71.4％、液化石油ガスによるものは12人（同15人）で28.6％を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは174人（同217人）で47.2％、液化石油ガスによるものは195人（同262人）で52.8％を占めている。

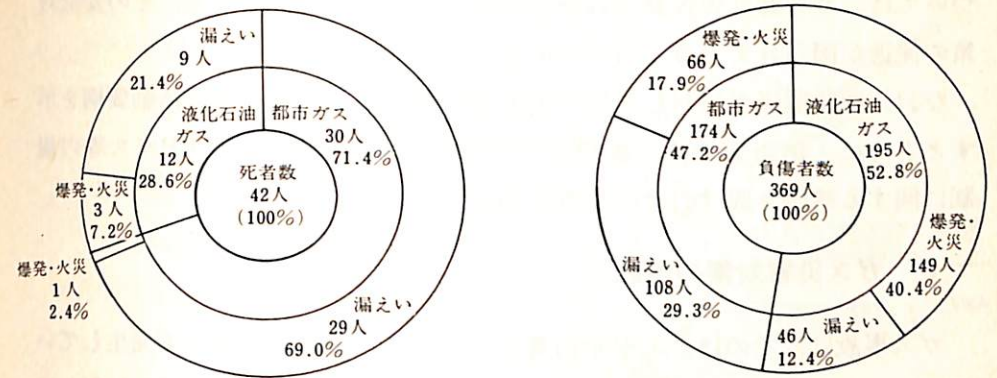
死傷者を事故の態様別にみると、死者数では漏えい事故によるものが90.4％を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが41.7％、爆発・火災事故によるものが58.3％となっている（第9－4図）。

なお、死者、負傷者とも93.2％が、消費先における事故によるものである。

第9－3図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数（平成6年中）



第9－4図 ガス事故による死傷者数（平成6年中）



（3）自損行為によるガス事故

平成6年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は181件（前年217件）、これらの事故による死者数は31人（同52人）、負傷者数は124人（同153人）で、それぞれの総数の10.9％、73.8％及び33.6％である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまったものは152件（前年186件）で84.0％、爆発・火災事故に至ったものは29件（同31件）で16.0％である。

2 ガス災害対策の現況

消防機関は、ガスの爆発火災事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされている。このほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基

づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

3 ガス災害対策の課題

ガス事故は、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

[原子力災害対策]

1 原子力災害の現況と最近の動向

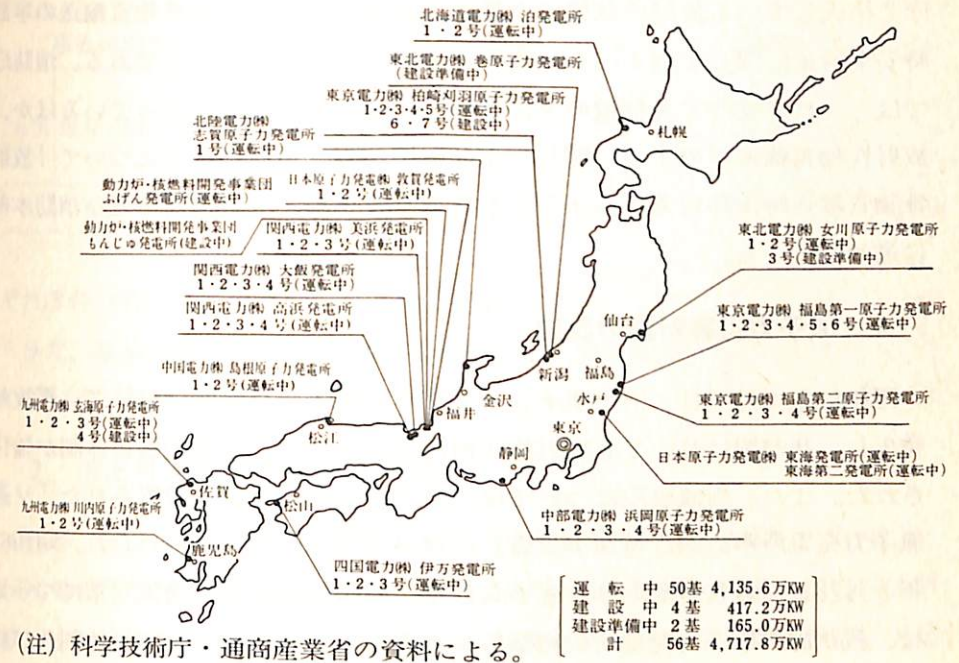
原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている(第9-5図)。

2 原子力災害対策の現況

(1) 原子力発電所等の防災対策

原子力防災対策は、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置が講じられていたが、昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに原子力安全

第9-5図 原子力発電所立地図(平成7.7.30現在)



委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」、「緊急時環境放射線モニタリング指針」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の14道府県と58市町村は、地域防災計画において緊急時環境放射線モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めている。

(2) 放射性物質輸送の安全対策

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関

する安全対策について所要の施策を講じていくこととしているほか、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において放射性物質輸送の事故時安全対策に関して取るべき措置がまとめられているところである。消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図っているほか、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知している。

3 原子力災害対策の課題

昭和61年4月26日、旧ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見い出されないとの結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

さらに、平成7年1月の兵庫県南部地震の災害対策の教訓や国際原子力機関（IAEA）基本安全基準（BSS）等を踏まえ、防災対策の充実方策について調査検討が進められている。

[海上災害対策]

1 海上災害の現況と最近の動向

平成6年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが平成6年1月1日から平成6年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）120港における海上災害で消防機関が出動したものは39件あり、このうち火災によるものが21件（53.8%）、爆発、油の流出によるものがそれ

第9-6表 主要港湾における消防機関の出動状況

（平成6年中）

事故種別件数				事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数				
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000t未満	1,000t以上1万t未満	1万t以上10万t未満	10万t以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
21	0	5	13	6	6	3	24	31	6	1	1

ぞれ5件（12.8%）ある。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が31件で79.5%を占めている（第9-6表）。

2 海上災害対策の現況と課題

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻輳化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難であるため、消防庁においては、船舶火災時における消防活動上の留意事項、有効な資機材、外国船に係る留意事項等を取りまとめた「船舶火災対策活動マニュアル」を作成し、関係消防本部を指導しているところである。消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているところである。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上

保安官署間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律によっても、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備されている。

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(略称SAR条約)が昭和60年に発効したことなどを踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

また、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(略称OPRC条約)が平成7年5月に発効し、我が国も平成7年10月に本条約に加入し、「国家的な緊急時計画」の策定等関係省庁の間において国内体制の整備を行ってきているところである。

[航空機災害対策]

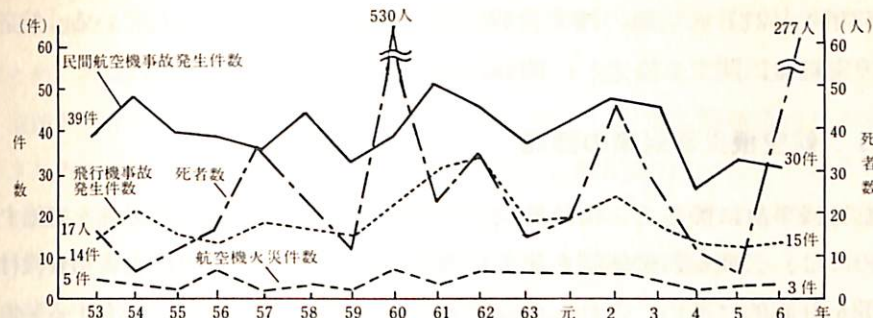
1 航空機災害の現状と最近の動向

平成6年中における民間航空事故(飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。)は30件発生しており、そのうち飛行機事故は15件となっている。また、民間航空事故による死者は277人となっている(第9-7図)。

平成6年中に民間航空事故等で消防機関が出動したものは61件あり、このうち飛行場内が57件、飛行場外が4件となっている。なお、消火救難活動を実施したものは6件となっている。

平成6年中の主な飛行機事故としては、平成6年4月26日に中華航空機が愛知県名古屋空港で着陸に失敗し、墜落、飛散炎上した事故がある。この事故では、地元消防機関は、化学消防車、救助工作車、照明電源車、救急車など118隊、534名の消防隊員及び消防団員により消火、救出、救助活動を実施

第9-7図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

した。消防機関等により16名が救助されたが、救助後搬送先の病院で9名が亡くなり、死者264名、負傷者7名となった。

2 航空機災害対策の現況

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書(救難及び消防業務)に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が行われているが、消防庁では、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、空港所在市町村が行う、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行うなど、空港及びその周辺における消防力の整備に努めている。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成7年4月1日現在、空港所在市町村の81消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部(RCC)と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航

空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、昭和63年4月21日航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に関係機関として参加している。

3 航空機災害対策の課題

航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

また、航空機事故のほぼ4割は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要であるが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港において、年々改善されてきつつあるものの、いまだ満足すべき状態にない空港もあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を推進するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

[地下施設等の災害対策]

一般に、地下街、鉄道トンネル、道路トンネル等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなる。

1 鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策

鉄道トンネルに関しては、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、トンネル等における消火、避難設

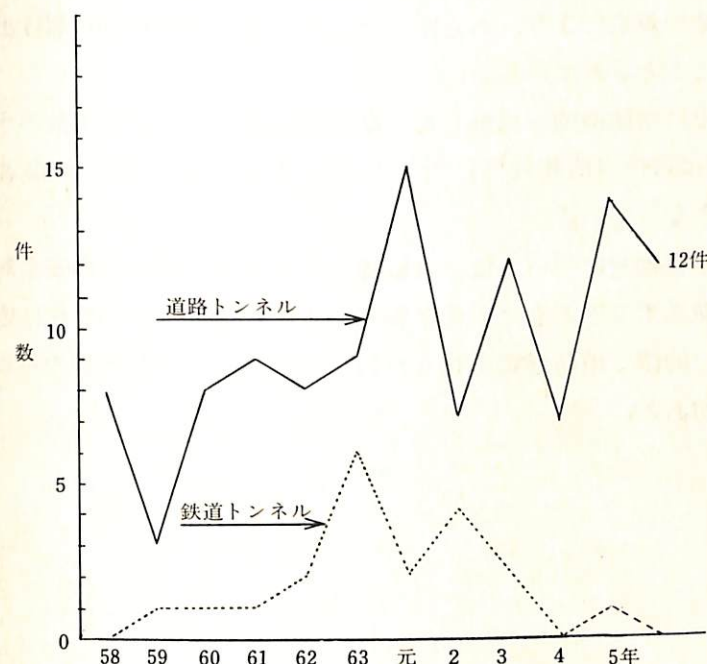
備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図っている。また、青函トンネルについては、特に長大トンネルの防災対策を取りまとめ、関係消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。平成6年度中における道路トンネル火災は12件となっている。トンネルにおける火災事故の推移は第9-8図のとおりである。

2 大深度地下空間の防災対策

大深度地下空間の公的利用については、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」において指摘されている。また、平成7年6月に「臨

第9-8図 トンネルにおける火災事故の推移



時大深度地下利用調査会設置法」が成立し、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため臨時大深度地下利用調査会を設置し、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項等について調査審議することとされた。

大深度地下空間の利用形態の中でも、鉄道トンネルや道路トンネル等については、災害が発生すると地下の深部に多数の利用者が取り残される可能性があり、消防活動や救助活動が従来の施設と比較して極めて困難になることが予想されている。

このようなことから、大深度地下空間の利用については、その特性に応じた防災対策を講じるとともに、個々の施設等の位置、構造、設備、用途、規模、収容人員等に応じた特別の防災対策を講じる必要がある。

3 消防活動阻害物質の災害対策

火災が発生したときに火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある消防活動阻害物質を一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならぬこととされている。

平成6年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、火災事故件数は77件（前年70件）で、死者は3人（同3人）、負傷者は38人（同37人）となっている。

消防活動阻害物質については、査察等を通じ貯蔵・取扱いの安全対策について指導を徹底するとともに、化学物品の生産・流通実態の変化に応じた指定の見直し、的確な消防活動を行うためのマニュアルの整備等の対策を講じていく必要がある。

第 2 章

消 防 防 災 体 制

第 2 章 消防防災体制

第 1 節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

平成 7 年 4 月 1 日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が 931 本部、消防署が 1,631 署、出張所が 3,207 所、消防職員が 14 万 7,016 人となっている。

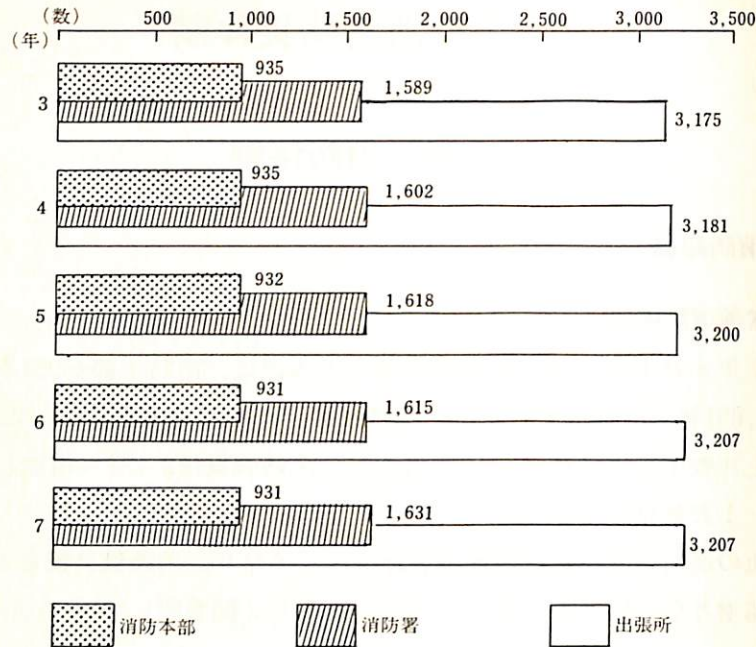
前年と比較すると消防署は 16 署増加し、消防職員は 2,131 人増加している (第 1-1 表参照)。

常備化の進展に伴い、消防署所数は増加しており、消防職員数もこの 10 年間で 13% 増となっている (第 1-2 図、第 1-3 図参照)。

第 1-1 表 市町村の消防組織の現況

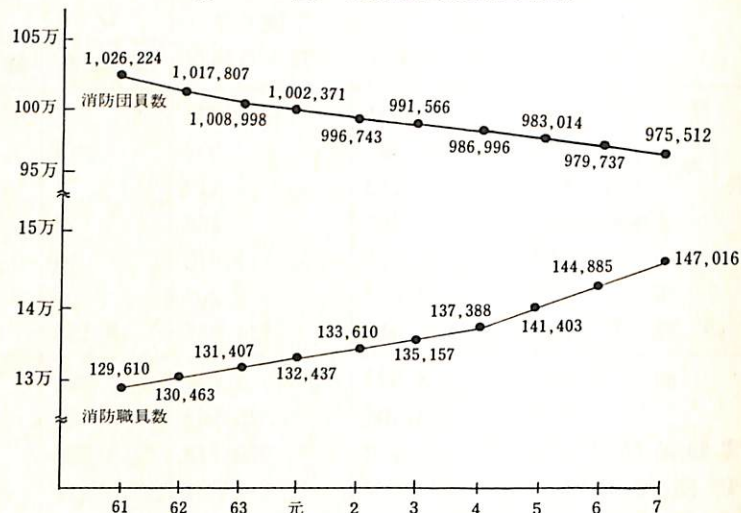
区 分	平成 7 年 4 月 1 日現在	平成 6 年 4 月 1 日現在	比 較		
			増 減 数	増減率%	
消 防 本 部	931	931	—	—	
消 防 内 訳	単 独 { 市	351	354	△3	△0.8
	{ 町・村	113	112	1	0.9
	一 部 事 務 組 合	467	465	2	0.4
消 防 署	1,631	1,615	16	1.0	
出 張 所	3,207	3,207	—	—	
消 防 職 員 数	147,016	144,885	2,131	1.5	
消 防 団	3,637	3,641	△4	△0.1	
消 分 団	25,506	25,561	△55	△0.2	
消 防 非 常 勤 消 防 団 員	975,512	979,718	△4,206	△0.4	
消 防 団 常 備 部	—	1	△1	△100.0	
常 勤 消 防 団 員	—	19	△19	△100.0	

第 1 - 2 図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

第 1 - 3 図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域（いわゆる非常備消防）がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署をおこななければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成 7 年 4 月 1 日現在、常備化市町村は、3,097 市町村（うち 4 町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で 95.7%（市は 100%、町村は 94.6%）に達し、人口の 99.5% が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近では、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、消防事務を市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第 284 条第 1 項）又は事務委託（第 252 条の 14 第 1 項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第 21 条第 2 項）によるものがある。

一部事務組合によるものは、消防事務を 2 以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成 7 年 4 月 1 日現在、467 組合に達しており、その構成市町村数 2,453 市町村（287 市、1,698 町、468 村）は

常備化市町村数全体の79.2%に相当する。

次に、事務委託によるものは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成7年4月1日現在、事務委託市町村数は180市町村（25市、124町、31村）に達している。

また、消防相互応援協定によるものは、市町村相互間で応援協定を締結し、それに基づいて消防についてそれぞれの市町村が相互に応援する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このような、消防体制の広域化が鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

(2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあつては消防活動を全面的に担っている。常備化市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成7年4月1日現在、消防団は3,637団、消防団員は97万5,512人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。団員数は減少傾向にあり、昭和61年4月1日現在に比べ5万712人（4.9%）減少している。この間、女性消防団員数は、4,677人増えて5,902人となっている。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり40歳以上の団員が31.4%を占め、また、平均年齢は35.9歳となっており、その高齢化が進んでいる。



訓練に励む消防団員（横浜市）

2 消防施設

(1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防活動において基本となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等を

第1-4表 消防団員の年齢構成

(平成7. 4. 1現在)

区分 \ 年齢	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	計	平均年齢
消防団員数(人)	4,954	250,399	414,049	225,131	64,168	16,811	975,512	35.9
構成比(%)	0.5	25.7	42.4	23.1	6.6	1.7	100	

中心に整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割をはたしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考

第 1 - 5 表 消防機械の保有数

(平成 7. 4. 1 現在)(単位: 台、艇、機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
消 防 ポ ン プ 自 動 車	4,438	14,373	18,811
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	3,415	717	4,132
は し ご 付 消 防 自 動 車	1,267	1	1,268
化 学 消 防 自 動 車	1,026	8	1,034
救 急 自 動 車	4,968	35	5,003
指 揮 車	1,943	569	2,512
消 防 艇	55	3	58
救 助 工 作 車	972	—	972
林 野 火 災 工 作 車	38	52	90
電 源 ・ 照 明 車	159	25	184
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	431	29,483	29,914
手 引 動 力 ポ ン プ	34	1,317	1,351
小 型 動 力 ポ ン プ	3,220	51,628	54,848
そ の 他 の 消 防 自 動 車	6,179	903	7,082
へ り コ プ タ ー	25	—	25

えることが必要である。

また、人工水利については、消火栓が74.0%を占めており、防火水槽の割合は24.8%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている(第1-6表)。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成7年4月1日現在、全国の消防機関に1万3,593回線が設置され、逐年増加している(第1-7図)。

第 1 - 6 表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	平 成 7 年 4 月 1 日 現 在	平 成 6 年 4 月 1 日 現 在	比 較	
			増 減 数	増 減 率 (%)
全 国 の 現 有 数	1,644,933 (100.0)	1,601,507 (100.0)	43,426	2.7
消 火 栓	1,216,992 (74.0)	1,183,176 (73.9)	33,816	2.9
防 火 水 槽	407,575 (24.8)	398,012 (24.8)	9,563	2.4
20 ~ 40 m ² 未 満	106,924	105,477	1,447	1.4
40 m ² 以 上	300,651	292,535	8,116	2.8
井 戸	20,366 (1.2)	20,319 (1.3)	47	0.2
20 ~ 40 m ² 未 満	9,540	9,622	△82	△0.9
40 m ² 以 上	10,826	10,697	129	1.2

(注) () 内は構成比を示し、単位は%である。

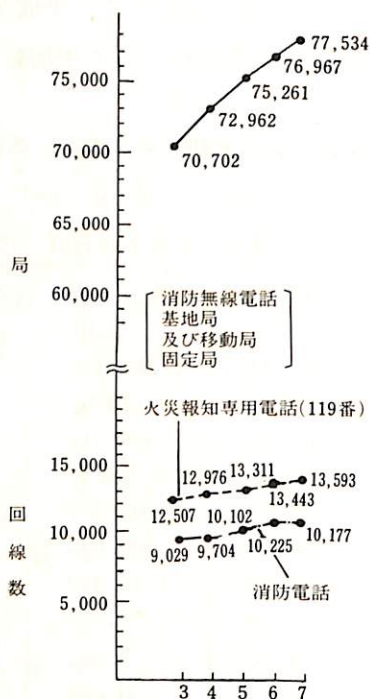
なお、火災報知器は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成7年4月1日現在、全国で、受信機が148基、発信機が591基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防緊急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活躍する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

3 教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、その前身である「消防講習所」が、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置され、その後、昭和34年4月に発展的に解消され、「消防大学校」となったものである。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員または市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。

ア 教育訓練

(ア) 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である(第1-8表)。

(イ) 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む)の卒業生は、平成6年度末現在で2万2,808人となっており、平成7年度の計画人数は801人である(第1-9表)。

また、平成6年度には4名の外国人研修生(中国3名、韓国1名)を受け入れた。

(ウ) 実務講習会

a 火災調査講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

第 1 - 8 表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総合教育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専科教育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

b 防災講習会

地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び政令指定都市の防災責任者及び防災担当者又は消防学校において防災に関する講義を行っている教員に対し防災講習会を実施している。

c はしご自動車等講習会

はしご自動車の操作員の安全確保のための教育の必要性が提言されたこと

第 1 - 9 表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち平成6年度卒業生		平成7年度計 画	
		昭和23.6~昭和34.3 消防講習所	昭和34.4~平成7.3 消防大学校	合 計	実 施 回数	人 数	実 施 回数	人 数
総合教育	本 科	796人	2,060人	2,856人	1	54人	1	55人
	幹部研修科	—	981	981	2	110	2	110
	上級幹部科	668	2,638	3,306	2	88	2	96
	消防団長科	453	1,238	1,691	1	30	1	50
	小 計	1,917	6,917	8,834	6	282	6	311
専科教育	警 防 科	—	3,912	3,912	2	137	2	140
	予 防 科	386	3,750	4,136	2	137	2	140
	救 急 科	—	2,369	2,369	2	106	2	110
	救 助 科	—	1,329	1,329	2	98	2	100
	小 計	386	11,360	11,746	8	478	8	490
	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
	小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—
合計	3,120	19,688	22,808	14	760	14	801	

(注) 「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

に伴い、消防学校等でこれに係る教育訓練を行う教官に対しての実務講習を平成3年度から実施している。

イ 消防学校等に対する技術的援助

(ア) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、講演会

及び研究討議等を行い、教育技術の向上に努めている。

(イ) 消防学校長研修会

複雑多様化する各種災害に的確に対処するため、消防職団員の教育訓練の多様化、専門化が進んでおり、これら消防職団員の教育訓練に携わる消防学校の学校長等に対し、学校運営及び学校教育に係る研修会を平成4年度から実施している。

(ウ) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

(エ) 教員用指導資料等の作成及び視聴覚教材の整備

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、消防学校の初任者用教科書の編集、作成について指導を行っており現在までに29種類が配布されている。

さらに、視聴覚教育の重要性にかんがみ、視聴覚教材の整備を進めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職

員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア)「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ)「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ)「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ)「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ)「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第1-10表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第1-11表のとおりであり、平成6年度は、53校が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月以上の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況をみると、平成6年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、4,403人で、前年度に比べ704人減少しており、受講率については84.7%と前年度より3.3%低くなっている（第1-12表）。

第 1 - 10 表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成 5 年度	平成 6 年度
初 任 教 育	5,472 (20.4)	5,105 (18.6)
専 科 教 育	13,076 (48.6)	13,556 (49.6)
警 防 科	1,437 (5.3)	1,219 (4.5)
子 防 科	1,462 (5.4)	1,489 (5.4)
機 関 科	311 (1.2)	234 (0.9)
救 急 科	8,555 (31.8)	9,307 (34.0)
救 助 科	1,311 (4.9)	1,307 (4.8)
幹 部 教 育	3,566 (13.3)	2,833 (10.3)
特 別 教 育	4,760 (17.7)	5,887 (21.5)
計	26,874 (100.0)	27,381 (100.0)

第 1 - 11 表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間	平成 5 年度	平成 6 年度
6 か 月 以 上	53	53
5 か 月	—	—
4 か 月	1	1
計	54	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを 1 校としてとらえ、計上している。

第 1 - 12 表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成 5 年度	平成 6 年度
初任教育を受けた者	6 か 月 以 上	4,932 (85.0)
	5 か 月	—
	4 か 月	175 (3.0)
	小 計	5,107 (88.0)
初任教育を受けなかった者	699 (12.0)	796 (15.3)
計	5,806 (100.0)	5,199 (100.0)

エ 教職員の状況

平成 6 年度の消防学校教職員数の状況は第 1 - 13 表のとおりである。専任教員 483 人のうち派遣の教員が 165 人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県その他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

第 1 - 13 表 消防学校教職員数

(平成 7. 4. 1 現在)(単位：人)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
実員	派遣	実員	派遣								
318	165	47	4	534	112	10	122	83	1	84	740

(3) 救急救命士養成のための教育訓練

救急隊員が救急救命士(第 2 章第 3 節参照)の資格を国家試験により取得するための養成所として、平成 3 年 8 月に財団法人救急振興財団が救急救命中央研修所(年間 120 人規模)を開設し、さらに養成規模の拡大を図るために、平成 5 年 10 月には救急救命東京研修所(年間 400 人規模)を開校した。これに引き続き、平成 7 年 4 月には救急救命九州研修所(年間 400 人規模)が開校したところである。また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成 7 年度には、全国で約 1,300 人の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受けている。

救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」(平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号)に基づき、835 時間以上の講義及び実習が行われている。

(4) 全国消防救助技術大会の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第24回大会は、平成7年8月25日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた215チーム、939名が参加して北九州市で開催された。

また、財団法人日本消防協会の主催による第14回全国消防操法大会が平成6年10月13日に、第10回全国婦人消防操法大会が平成6年10月27日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。

4 消防職団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

平成6年中における全国の消防職団員の活動状況をみると、火災等(火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、捜索、誤報等及びその他(警察への協力、危険排除等)をいう。ただし救急業務を除く。)への出動回数は80万4,670回で、前年72万4,232回を上回り、また、出動延人員では947万



全国消防救助技術大会

7,750人である。1日当たりの出動回数は2,205回であり、39秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が25.7%で最も多く、次いで火災出動が14.4%となっている(第1-14表)。

(2) 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成6年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は18人、同じく負傷したものは2,605人である。前年に比べて殉職者は13人、負傷者は36人それぞれ増加している。

負傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが34.8%と最も多く、次いで演習訓練によるものが27.4%、救急によるものが5.2%となっている(第1-15表)。

(3) 安全衛生体制の整備

消防には、原則としてその業務の性格から労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけた規定は適用されないが、消防庁では公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実にかつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整備についての準則並びに訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備の促進と事故防止の徹底を指導している。

また、消防の衛生管理については、労働安全衛生法の規定が適用され、常時50人以上の職員を有する事業所は衛生管理者、衛生委員会、産業医を選任又は設置することとされているが、消防職員の勤務体制や職務内容からして、職員の健康管理には特に配慮する必要があるため、消防庁としては、昭和58年3月に消防衛生管理規程のマニュアルを示すなど、衛生管理体制の整備の徹底を図っているところである。

第 1 - 14 表 消防職員及び

区 分	火 災		救 急		救 助	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消防職員	66,004	1,164,887	3,040,076	8,975,231	49,421	533,828
消防団員	49,774	1,931,059	1,889	5,308	940	20,809
計	115,778	3,095,946	3,041,965	8,980,539	50,361	554,637
構成比(%)	1.8	9.8	47.0	28.5	0.8	1.7

区 分	火災原因調査		特 別 警 戒		搜 索	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消防職員	61,609	261,261	130,778	724,621	1,896	18,412
消防団員	6	33	76,166	1,832,154	1,675	63,128
計	61,615	261,294	206,944	2,556,775	3,571	81,540
構成比(%)	0.9	0.8	3.2	8.1	0.1	0.3

第 1 - 15 表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	7	1,569	1	443	—	2	1	137
消防団員	11	1,036	5	463	1	5	—	—
計	18	2,605	6	906	1	7	1	137
構成比(%)	100.0	100.0	33.3	34.8	5.6	0.3	5.6	5.2

消防団員の活動状況

(平成 6 年中) (単位: 回、人)

風水害等の災害		演 習 訓 練		広 報 ・ 指 導		警 防 調 査	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
4,842	27,531	408,158	2,225,092	294,819	1,060,680	505,153	1,718,058
1,914	97,064	140,495	4,583,916	47,760	646,171	23,439	347,287
6,756	124,595	548,653	6,809,008	342,579	1,706,851	528,592	2,065,345
0.1	0.4	8.5	21.6	5.3	5.4	8.2	6.6

予 防 査 察		誤 報 等		そ の 他		計	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
1,135,938	2,198,611	27,519	253,548	258,092	934,168	5,984,305	20,095,928
22	44	4,118	80,977	131,531	1,795,564	479,729	11,403,514
1,135,960	2,198,655	31,637	334,525	389,623	2,729,732	6,464,034	31,499,442
17.6	7.0	0.5	1.1	6.0	8.7	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(平成 6 年中) (単位: 人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		搜 索		そ の 他	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
2	348	—	5	—	1	3	633
2	365	1	24	—	2	2	177
4	713	1	29	—	3	5	810
22.2	27.4	5.6	1.1	—	0.1	27.7	31.1

(4) 処遇

ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性に配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

(ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。

消防職員の平均給料月額、平成6年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢38.1歳で30万7,047円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.7歳で31万4,178円となっている。なお、平成5年地方公務員給与実態調査による平均昇給間差額を用いて、消防職員の平均年齢38.1歳を一般行政職員の平均年齢39.7歳に置き換えた場合の平均給料月額は、31万8,036円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が9万8,810円であり、一般行政職員は7万3,895円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。

2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の消防本部でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務する制度であり、東京消防庁、京都市消防局をはじめ一部の本部で採用されているほか、業務の実態を勘案し、通信指令部門等一部の部門において採用している本部もある。

完全週休二日制については、国における実施に伴い各地方公共団体におい

てその導入が進められたところであり、消防職員についても、一般行政職員への完全週休二日制の実施状況を勘案しつつ、順次実施が進められたところである。なお、週40時間勤務制へは、一般行政職員と同様平成6年4月1日に移行したところである。

(ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、社会経済情勢の著しい変化の中で業務内容も複雑多様化しており、これに即応し、勤務の特殊性や職務の危険性の実態に配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

(エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な給付等を受けることができる。

また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について特殊公務災害の補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成6年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,814件であり、職員1,000人当たりの受理件数は12.5件となっている。ちなみに、警察職員は18.1件である。

イ 消防団員の処遇改善

(ア) 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の公務員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、条例の改正等により、支給額の

引き上げ等の適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

平成7年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第1-16表のとおり改善措置が講じられた。

(イ) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第1-17表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎とな

第1-16表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	
	6	7
報酬		
団員 (年額)	26,500	27,500
団長 (年額)	72,500	74,000
出動手当 (1回当たり)	5,500	6,000
県内出張旅費 (1回当たり)	7,190	7,190
公務災害補償負担金		
人口1人当たり	3	3.5
団員1人当たり	1,900	1,900
退職報償金負担金		
団員1人当たり	14,800	14,800

る補償基礎額について、第1-18表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第1-19表のとおりである(消防団員等公務災害補償等共済基金(以下、「消防基金」という。)が扱ったものに限る。)。消防協力者等の災害補償内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

(ウ) 福祉事業

第1-17表 消防団員の公務による死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年				
	2	3	4	5	6
死者	7	22	2	3	11
負傷	1,091	1,051	1,028	1,020	1,036
計	1,098	1,073	1,030	1,023	1,047

第1-18表 補償基礎額改定状況

(単位：千円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
5	団長、副団長	11,870	12,740	13,600
	分団長、副分団長	10,140	11,000	11,870
	部長、班長、団員	8,400	9,270	10,140
6	団長、副団長	12,140	13,020	13,900
	分団長、副分団長	10,370	11,250	12,140
	部長、班長、団員	8,600	9,490	10,370
7	団長、副団長	12,240	13,120	14,000
	分団長、副分団長	10,470	11,350	12,240
	部長、班長、団員	8,700	9,590	10,470

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で11万円、勤務年数30年以上の団長で88万円となっている（第1-20表）。

(オ) 公務災害補償等の共済制度

第1-19表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年	年				
		2	3	4	5	6
死者		4	1	1	2	2
負傷		145	119	119	99	131
計		149	120	120	101	133

第1-20表 退職報償金支給額

(平成7年度) (単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	155,000	260,000	375,000	510,000	695,000	880,000
副団長	145,000	245,000	345,000	450,000	625,000	815,000
分団長	135,000	230,000	325,000	425,000	575,000	760,000
副分団長	130,000	215,000	300,000	390,000	540,000	725,000
部長及び班長	120,000	195,000	270,000	350,000	480,000	650,000
団員	110,000	180,000	250,000	325,000	435,000	605,000

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに昭和47年には、消防基金による福祉施設（平成7年8月から「福祉事業」）の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成7年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している関係市町村の数は、公務災害補償業務については、2,954市町村（契約対象市町村の91.31%）、退職報償金の支払業務については3,222市町村（契約対象市町村の99.78%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の平成6年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第1-21表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第1-22表のとおりである。

消防基金の平成6年度の退職報償金の支給額は、6万1,928人に対し151億2,017万円となっている。

第1-21表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成6年度)

補償の種類	支払人員（人）	支払額（千円）
療養補償	1,468	262,878
休業補償	505	113,378
傷病補償年金	6	14,203
障害補償	132	252,302
遺族補償	508	871,004
葬祭補償	10	5,504
計	2,629	1,519,269

第1-22表 消防基金の福祉施設の実施状況

(平成6年度)

福祉施設の種類	支払人員 (人)	支払額 (千円)
外科後処理費	0	0
補装具費	1	515
リハビリテーション費	0	0
休養費	0	0
アフターケア費	10	2,513
休業援護金	467	33,901
介護料	10	6,700
奨学援護金	75	22,234
就労保育援護金	8	974
傷病特別支給金	0	0
障害特別支給金	7	2,940
遺族特別支給金	11	33,000
障害特別援護金	7	5,250
遺族特別援護金	11	83,600
傷病特別給付金	4	2,662
障害特別給付金	122	53,234
遺族特別給付金	394	157,524
障害差額特別給付金	0	0
計	1,127	405,047

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

(5) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位・叙勲及び褒章、閣議了解に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体等を対象として行われている。

なお、消防関係者の表彰者数等は第1-23表のとおりである。

第1-23表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

表彰等の種類	年度					
	元	2	3	4	5	6
叙位	109	114	138	134	142	162
叙勲	118	122	178	145	179	172
特別生存者叙勲	799	801	814	805	840	820
銀杯	—	—	—	—	—	—
木杯	—	—	—	—	—	—
褒章	—	—	—	—	—	—
紅綬	(2.4.29)	(3.4.29)	(4.4.29)	(5.4.29)	(6.4.29)	(7.4.29)
黄綬	2	2	2	1	2	2
藍綬	(2.4.29)	(3.4.29)	(4.4.29)	(5.4.29)	(6.4.29)	(7.4.29)
紺綬	59	61	57	62	60	54
紺綬	16	20	16	21	19	20
総理大臣表彰	6	5	6	6	6	7
安全功労	5	2	11	8	1	7
自治大臣表彰	10	15	14	13	10	15
消防庁長官表彰	27	30	35	33	36	34
安全功労	5	2	34	13	1	20
消防庁長官表彰						
(随時)						
特別功労章	3	2	12	—	—	—
顕功章	—	3	2	1	1	2
功績章	4	15	37	1	2	4
※国際協力功労章					11	—
顕彰状	—	6	2	2	1	5
表彰状	—	1	2	—	1	—
賞状	—	4	4	—	4	—
消防庁長官表彰(定例)						
功労章	175	175	175	185	199	175
永年勤続功労章	2,349	2,346	2,349	2,550	2,846	2,348
表彰旗	47	47	47	46	52	47
竿頭綬	65	60	60	58	54	51
賞じゅつ金	6人	6人	15人	2人	3人	5人
報賞金	6,090万円	4,970万円	22,130万円	1,540万円	1,920万円	2,440万円
	—	4人	4人	2人	2人	2人
	—	180万円	270万円	80万円	100万円	80万円
退職消防団員報償						
1号報償	8,037	7,286	7,332	7,424	7,050	7,454
2号報償	18,936	17,424	17,827	17,532	17,146	17,752

(注) ・ 「安全功労」、「防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。
 ・ ※は、平成4年度改正により新設した。

5 消防財政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第1-24表のとおりである。平成5年度の消防費歳出決算額は1兆6,465億円（前年度1兆5,773億円）で、前年度に比べ692億円（4.4%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額49兆712億円（前年度46兆8,907億円）に占める消防費決算額の割合は3.4%（前年度3.4%）となっている。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成5年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万7,708円（前年度3万6,616円）であり、住民1人当たりでは1万3,244円（前年度1万2,725円）となっている（第1-24表）。

ウ 経費の性質別内訳

平成5年度消防費決算額1兆6,465億円の性質別内訳は、人件費1兆1,704億円（全体の71.1%、前年度70.3%）、物件費1,382億円（同8.4%、前年度8.4%）、普通建設事業費2,690億円（同16.3%、前年度17.1%）、その他690億円（同4.2%、前年度4.2%）となっている。

第1-24表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当たり 消 防 費 (円)	住民1人当たり 消 防 費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
3 91	43,381,489	1,494,384	35,198	12,092	3.4
4 92	46,890,725	1,577,309	36,616	12,725	3.4
5 93	49,071,154	1,646,532	37,708	13,244	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

これを前年度と比較すると、人件費が621億円（5.6%）、物件費が52億円（3.9%）それぞれ増加している（第1-25表）。

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

平成5年度の消防費決算額の財源内訳を見ると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆4,492億円（全体の88.0%、前年度87.8%）、次いで地方債1,417億円（同8.6%、前年度8.8%）、国庫補助金159億円（同1.0%、前年度1.0%）となっている（第1-26表）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第1-27表のとおり逐年増加している。平成6年度の単位費用は9,330円（対前年度伸び率3.0%）、基準財政需要額は1兆5,591億円（対前年度伸び率2.4%）であったが、平成7年度は、製造物責任法（PL法）の施行等に対応するため、火災原因調査体制の整備に要する経費を措置することとし、また、救急業務の高度化のための所要経

第1-25表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成3年度		平成4年度		平成5年度		対前年度比較	
	金 額	構成比	金 額 (A)	構成比	金 額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)C	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	10,460	70.0	11,083	70.3	11,704	71.1	621	5.6
物 件 費	1,229	8.2	1,330	8.4	1,382	8.4	52	3.9
普通建設事業費	2,631	17.6	2,703	17.1	2,690	16.3	△ 13	△ 0.5
補助事業費	415	2.8	419	2.7	448	2.7	29	6.9
単独事業費	2,211	14.8	2,278	14.4	2,240	13.6	△ 38	△ 1.7
受託事業費	5	0.0	6	0.0	1	0.0	△ 5	△ 83.3
そ の 他	624	4.2	657	4.2	690	4.2	33	5.0
計	14,944	100.0	15,773	100.0	16,465	100.0	692	4.4

(注) 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

第 1 - 26 表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成 3 年度		平成 4 年度		平成 5 年度		対前年度比較		
	金 額	構成比	金 額 (A)	構成比	金 額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100	
決 算 額	14,944	100.0	15,773	100.0	16,465	100.0	692	4.4	
一 般 財 源 等	13,423	89.8	13,847	87.8	14,492	88.0	645	4.7	
特 定 財 源	国庫補助金	154	1.0	155	1.0	159	1.0	4	2.6
	地方債	991	6.6	1,393	8.8	1,417	8.6	24	1.7
	使用料、手数料	40	0.3	37	0.2	35	0.2	△ 2	△ 5.4
	そ の 他	337	2.3	341	2.2	362	2.2	21	6.2
源 計	1,521	10.2	1,926	12.2	1,973	12.0	47	2.4	

(注) 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第 1 - 27 表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単位費用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
3	7,960	7.0	1,354,348	7.1
4	8,470	6.4	1,439,971	6.3
5	9,060	7.0	1,522,920	5.8
6	9,330	3.0	1,559,135	2.4
7	9,710	4.1	1,613,077	3.5

費の充実が図られたほか、消防団の活性化に資するため、消防団員の報酬額が引き上げられたこと等により、単位費用は9,710円（対前年度伸び率4.1%）に引き上げられ、基準財政需要額は1兆6,131億円（同3.5%）に増加している。

ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村等（一部都道府県を含む。以下同じ。）の消防防災施設等の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の特

別法等において、補助率の引上げが規定されているものがある。人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の町村に対しては3分の2、地域改善対策地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。

平成6年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防防災施設・設備の整備状況は、附属資料29、30のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設等である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、コンビナート火災等のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、人命救助のための救助工作車等の整備が進んでいる。

市町村等に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況の中ではあるが平成元年度以来増加しており、平成7年度においては前年度に比べて4.6%増の174億8,695万円（前年度167億1,126万円）となった。平成7年度の補助金については、消防の広域再編に係る無線不感地帯を解消することを目的とした広域消防・無線中継施設、消防車両の現場到着時間の短縮化を図ることを目的とした消防車両動態管理・情報システム、林野火災対策を推進するための林野火災用活動拠点広場、風水害による迅速かつ的確な警戒避難対策を講じるための降雨情報等収集分析装置及び地震災害による被害の拡大を防止するための地震計連動装置を新たに補助対象としたほか、消防団拠点施設等整備事業、救急業務高度化資機材緊急整備事業、化学消防ポンプ自動車、消防緊急通信指令施設等についてそれぞれ数量の増を図った。

さらに、平成7年度においては、阪神・淡路大震災にかんがみ、阪神・淡路地域における消防防災施設等の災害復旧及び全国規模での消防防災対策の推進のために、152億4,412万円の第1次補正予算を計上した。

また、これを契機として、大規模災害等対策として次の施設及び設備を新たに補助対象とした。

- (ア) 海水利用型消防水利システム
- (イ) コミュニティ防災拠点施設
- (ウ) コミュニティ防災資機材等整備事業
- (エ) 画像伝送システム
- (オ) 航空消防防災体制関係として、ヘリコプター運行管理システム
- (カ) 緊急消防援助隊（仮称）関係として、救助工作車Ⅲ型、救助用資機材、高度救助用資機材、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材、支援車、援助隊用支援資機材等
- (キ) 震災対策関係として、災害対応多目的車、給水車、地震津波・職員参集装置、被害予測システム
- (ク) 毒ガス対策関係として、隊員保護用器具

このほか、防火水槽、消防団拠点施設等整備事業、耐震性貯水槽、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車等についてそれぞれ数量の増を図った。

なお、耐震性貯水槽及び可搬式小型動力ポンプについては、対象地域を地震防災対策強化地域等から全地方公共団体へと拡大を図り、また、耐震性貯水槽に係る補助率については、すべての地域について補助基準額の2分の1とした。

— <海水利用型消防水利システム> —

阪神・淡路大震災に際し、神戸市内では、ほとんどの消火栓が断水等により使用不能状態となり、消火活動に大きな障害となりました。

このため、消防隊は、河川や学校プール等の水利を利用する一方、最も大きな火災が発生した長田区においては、海水を活用することとし、他都市から応援に駆けつけた消防隊も加わり、海から火災現場までの約2kmの距離を、何台もの消防車を順次中継してホース延長し、長田港に部署した消防艇からの海水の中継送水を行い、夜を徹した懸命の消火活動を行いました。

消防庁では、この消防活動を踏まえ、消防水利の多元化方策の一環として新たに、高圧・大量送水型の消防ポンプを積載した消防ポンプ自動車、

遠距離大量送水を可能にする大口径の消防ホース、及び延べ1.8kmの消防ホースを一度に迅速に延長するためのホース延長車により構成される「海水利用型消防水利システム」の整備を推進することとしました。

火災発生時初期の水利確保策としては防火水槽等の常設の消防水利の整備が肝要ですが、海水利用型消防水利システムは、平坦地で1.8km先の消防隊まで途中消防ポンプによる加圧中継なしで、最大で毎分4tの水を連続8時間以上送水できる機能を持つものであり、震災時等の大規模火災へ対応するための水利として整備が進められています。

エ 地方債

消防防災施設等整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村等における消防防災施設等整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第1-28表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム、災害弱者消防緊急通報システムモデル事業等の消防防災施設整備、避難路（防災車両の進入のための道路を含む）、避難地及び避難休憩施設の防災基盤整備並びに震災対策特別事業として拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設の耐震化、ヘリコプター離着陸場の整備及び災害情報システム整備がある。

さらに、平成7年度からは、消防広域化の推進を図るため、消防の広域再編を行う市町村が住民に対する消防・防災の啓発等に使用する施設を消防庁舎と一体的に整備する事業等を対象とすることとしている。

また、ふるさとづくり事業等の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり事業等を活用して行う事業に要する経費については、地域総合整備事業債の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関係する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況を見ると、平成5年度における歳出決算額は897億2,400万円であり、平成5年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割

第1-28表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移
(一般単独事業、指定都市及び市町村分)

(単位：百万円、%)

区 分	平成3年度	平成4年度 (A)	平成5年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	21,557	30,931	28,216	△ 2,715	△ 8.8
共済組合資金	9,929	9,639	8,852	△ 787	△ 8.2
損保資金	9,870	7,246	8,826	1,580	21.8
市有物件資金	6,005	5,433	6,011	578	10.6
全国自治協会資金	2,912	2,863	2,837	△ 26	△ 0.9
共済農協連資金	1,000	1,000	1,000	0	0
その他	11,763	21,362	16,726	△ 4,636	△ 21.7
小計	63,036	78,474	72,468	△ 6,006	△ 7.7
地域総合整備事業債 (防災まちづくり事業)	26,592	31,103	35,930	4,827	15.5
合 計	89,628	109,577	108,398	△1,179	△1.1

合は0.18%である(第1-29表)。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

平成5年度における補助金の決算額は97億3,800万円で、前年度に比べて3億1,000万円(3.1%)減少している。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の嵩上げ補助の方法によっている。

また、貸付金の決算額は2億400万円で、前年度に比べて1億1,400万円(126.7%)増加している。

(4) 国の消防費

消防庁の平成7年度予算額は、前年度より8.4%増の209億28万円となっている(第1-30表)。

総額のうち174億87万円(対前年度比104.6%)は、消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金に充てられている。

6 消防体制の整備の課題

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期が

第1-29表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位：百万円、%)

年 度	普通会計 決算額 (A)	消防防災費 決算額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
3	45,801,635	82,033	0.18	9,303	102
4	47,439,741	101,647	0.21	10,048	90
5	49,258,036	89,724	0.18	9,738	204

(注) 地方財政統計年報による。

第1-30表 平成7年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円、%)

事 項	平成7年度 予 算 額 (A)	平成6年度 予 算 額 (B)	増△減 (A)-(B)	前年度 対 比 (A)/(B)
〔主 要 事 項〕				
1 消防防災施設整備に必要な経費	5,463,829	5,146,637	317,192	106.2
(1) 市町村消防施設整備費補助金	3,887,181	3,691,893	195,288	105.3
(2) 特殊災害用消防施設整備費補助金	397,709	275,805	121,904	144.2
(3) 大震火災対策施設等整備費補助金	1,178,939	1,178,939	0	100.0
(ア) 一般分	678,638	678,638	0	100.0
(イ) 地震強化分	500,301	500,301	0	100.0
(ウ) 火山分	0	0	0	-
2 消防防災設備整備に必要な経費	12,023,118	11,564,619	458,499	104.0
(1) 市町村消防設備整備費補助金	10,285,558	10,002,940	282,618	102.8
(2) 特殊災害用消防設備整備費補助金	200,591	114,750	85,841	174.8
(ア) 石油コンビナート分	133,248	55,284	77,964	241.0
(イ) 林野分	67,343	59,466	7,877	113.2
(3) 大震火災対策設備等整備費補助金	1,536,969	1,446,929	90,040	106.2
(ア) 一般分	94,549	94,549	0	100.0
(イ) 地震強化分	67,700	67,700	0	100.0
(ウ) 消防防災無線分	1,342,500	1,284,680	57,820	104.5
(エ) 風水害分	32,220	0	32,220	皆増
(オ) 火山分	0	0	0	-
〔主要事項計〕	17,486,947	16,711,256	775,691	104.6
〔その他の経費〕	3,441,196	2,590,785	850,411	132.8
【合 計】	20,928,143	19,302,041	1,626,102	108.4

その成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。このため、24時間常時出動可能な常備消防体制が全国の市町村で逐次整備され、平成7年4月1日現在、常備化市町村数は3,097を数え、全国市町村数に対する常備化率は95.7%に達している。

加えて、最近の急激な高齢化社会の進行等の地域社会の変化に伴い消防需要は大きく変化しており、近年は、救急業務の高度化の要請が高まってきて

いるほか、高層建築物、危険物施設の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、はしご付消防自動車や化学消防自動車等高度な設備と予防査察体制の一層の整備充実等が必要となってきている。

市町村は、これらの新たな消防需要に対応し消防体制の一層の整備充実を図り、全国いずれの地域においても等しく生活の安全が確保されるよう、住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していかなければならない。

しかしながら、全国の消防本部の組織体制は、消防本部により大きな差異があり、職員規模で見ても、50人未満のものから1,000人以上のものまで極めて多様であり、また、どちらかといえば小規模な消防本部が多数を占めている現状にある。

これらの、規模の小さな消防本部の場合、一般に、財政基盤や人員、施設装備の面で十分でなく、今後これらの消防需要に十分対応できるようにするため、小規模消防の広域再編など組織面での消防の対応力の強化方を推進することが必要である。

都道府県においては、関係市町村間の連絡協調を図り、計画的に県内の小規模消防本部の広域再編を推進するとともに、組合消防本部の人事、財政面での運用改善を促進するなど、消防の対応力強化に向け積極的な役割を果たすことが期待され、このため、各都道府県において消防広域化基本計画を策定することとしており、消防庁においても、都道府県消防広域化基本計画の策定指針を示し、その策定指導を行っているところである。

また、小規模消防の広域再編が全国的に推進される契機として、先導的に消防の広域再編を図ろうとする市町村等をモデル広域消防として指定し、支援を行うこととし、平成6年度に14の圏域について指定したところであり、平成7年度においても引き続き指定することとしている。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務と

なっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するため、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図る必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、必要な情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について重点的に整備を推進する必要がある。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成7年4月1日現在で14万7,016人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効果的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図る必要がある。

消防団員は、平成7年4月1日現在で97万5,512人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力は逐年整備されているものの、大規模化、複雑多様化している災害への対応力を強化するためには、その整備を一層推進する必要がある。

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における

消防費の基準財政需要額を逐年増額するとともに、国庫補助金や地方債資金の確保等なお一層その充実を図っていく必要がある。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成6年度の受講状況を見ると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が84.7%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保と消防学校の教育訓練の基準の見直しを図っていく必要がある。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校に対する教育需要は教育訓練課程をはじめとして一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

また、近年の災害の複雑多様化等に対応しつつ的確に消防活動を展開していくためには、消防職団員に対し実大規模の訓練を実施していくことが適当であり、このため、災害現場での活動に即応した総合的な教育訓練体制を整備していく必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、消防業務の性格を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図る必要がある。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るととも

に、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする
こと、②仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、③
消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強
化を図ること、④安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努
めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞じゅ
つ金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じ
てきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活
動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう
引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

（3）消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の平均年齢は、平成6年4月1日現在38.1歳と一般行政職の39.7
歳より若い。年齢構成は、38歳～41歳と42歳～45歳の階層が、それぞれ15
%以上を占める構成となっており、今後ますます高齢化していくことが予想
されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検
討すべき課題が生じている。

このため消防機関においても、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②
消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理など職員の高齢化対策を推進
する必要がある。

また、消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発
揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望
に立った体力錬成を計画的に推進する必要がある。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交
流等に取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少な
い消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立
する必要がある。

（4）消防団の活性化対策の推進

消防団は、平成7年1月の阪神・淡路大震災における目覚ましい活躍で示さ
れたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の

救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動に大きな役割を果たしている。ま
た、近年は地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等の分野でも地域
防災のリーダーとして活躍しているが、他面、都市化による住民の連帯意識
の希薄化の傾向、過疎地域における若年層の減少及び国民の就業形態の変化
等近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、団員の高齢
化、サラリーマン化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進
することが喫緊の課題となっている。

このため、平成6年度においては、①消防団員の待機室に加え研修施設も
併設し、住民との交流活動も可能な施設として、地域における消防団の活動
拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等整備事業」、消防団
員の高齢化に対応し、装備の省力化、安全化に資する無線機器や安全装備品
等の消防団に必要な設備の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化
総合整備事業」及び地域住民の消防団活動への積極的な参加、協力を推進す
るための活動に必要な設備、備品に対して助成を行う「ふるさと消防団活性
化助成事業」を引き続き推進する、②団員数の減少に対処するため、将来消
防団員になり得る小中学生を対象に、消防団についてPRするとともに正確
な知識を付与することを目的に消防団の副読本について検討を行う、③団員
の処遇の改善を図る、等の措置を講じたところである。今後も地域における
消防団活動の一層の充実を図るため、青年層、女性層の消防団活動への積極
的な参加の促進及び消防団活動の安全の確保に努めるとともに、団員の処遇
改善を一層進める等、引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

〈北淡町消防団の活動〉

兵庫県北淡町は、淡路島の北部に位置し、兵庫県南部地震の震源域とな
りました。今回の大震災により、北淡町においては、死者39名、負傷者
870名（平成7年9月末現在）を始め町内のほとんどの家屋が被害を受け
るなど、大きな被害が生じました。北淡町の消防団は、565名の団員で構
成されており、日頃から淡路広域事務組合消防本部北淡出張所の12名の消
防職員と共に消防活動に従事していますが、各消防団員は、地震発生後直
ちに、消防団員としての活動に従事しました。

午前6時16分に建物火災が1件発生しましたが、防火水槽の水利を活用して消し止めることができました。

消防団は、各分団単位で住民の救出活動を実施、倒壊家屋の下敷きになっていた約300名の被災者を救出しました。北淡町においては、消防団員が個々の住民の生活状況を把握しており、倒壊家屋のどの場所で誰が生き埋めになっているかを察知できたためです。また、住民全員の安否の確認も地震発生当日中に行うことができました。

第2節 航空消防防災体制

1 航空消防防災体制の現況

ヘリコプターは林野火災や風水害などの災害状況の把握、山林火災における空中消火・救助、離島・山間地域等からの重度傷病者の救急搬送等に極めて有効であるが、先の阪神・淡路大震災においても、消防・防災ヘリコプターによる救急搬送、食料品、医薬品等の物資搬送、救助隊員、医師等の人員搬送、上空からの情報収集にその機動力を発揮し、その必要性が改めて認識されたところである。

各地方公共団体においては、この経験を踏まえ、消防・防災ヘリコプターの導入計画年度を繰り上げる団体や、複数機の消防・防災ヘリコプターを整備する団体があるなど、航空消防防災体制の確立に向けて積極的に取り組んでいるところである。

消防庁としても、これを支援するため、平成7年度の当初予算において5機、1次補正予算において4機、計9機分の国庫補助金を確保し、消防・防災ヘリコプターの円滑な整備を推進しているところである。

平成7年4月1日現在、消防・防災ヘリコプターは、消防機関保有のものが25機、道県保有のものが14機、計39機が整備済みであり、本年度確保した9機（うち機体更新1機）を含めると計47機が整備される見込みであり、未配置県域は20となる見込みである（第2-1表）。

大規模災害時には、昭和61年5月に定められた「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援によって、集約的に出動する。その出動実績は平成7年8月27日に岡山県玉野市で発生した林野火災までで計58件（林野火災41件、風水害2件、地震2件、火山災害12件、航空機事故1件）となっている。

また、平常時の救急搬送等についても活用されており、平成6年中の出動回数の実績は、救急搬送269回、救助活動148回等となっている。

第2-1表 消防・防災ヘリコプターの保有状況

平成6年度末配置状況 22都道府県

ア 消防機関保有ヘリコプター 25機 (東京消防庁及び全政令指定都市の13団体)

イ 都道府県保有ヘリコプター 14機 (14道県〔うち3道県は政令指定都市にも配備〕)

※ 未配置都道府県 25県

ア 消防機関保有ヘリコプター

団体名	保有機数
札幌市消防局	1
仙台市消防局	1
千葉市消防局	1
東京消防庁	6
川崎市消防局	2
横浜市消防局	2
名古屋市消防局	2
京都市消防局	2
大阪市消防局	2
神戸市消防局	2
広島市消防局	1
北九州市消防局	1
福岡市消防局	2
計 (13団体)	25

イ 都道府県保有ヘリコプター

団体名	保有機数
北海道	1
青森県	1
宮城県	1
茨城県	1
埼玉県	1
新潟県	1
山梨県	1
静岡県	1
岐阜県	1
三重県	1
兵庫県	1
島根県	1
香川県	1
長崎県	1
計 (14団体)	14

2 航空消防防災体制の課題

都市化の進展や都市構造の変化等による災害の複雑多様化に備え、救急業務の一層の高度化を実現し、国民の信頼と期待に答えていくためには、上空からの人命の救助、災害状況の把握、重症救急患者の高次医療機関への搬送などヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な消防防災活動の実施体制を

全国的に早急に整備する必要がある。

全国的な航空消防防災体制を充実強化するためには、ヘリコプターの計画的な配置を積極的に推進するとともに、災害時の広域即応体制の確立のために速やかに必要な情報を消防庁及び関係機関に伝達するシステムや、全国に配置されている消防・防災ヘリコプターの整備点検情報、全国各地の離着陸場のデータ等についてオンラインで結ぶネットワークシステムの構築が必要である。

また、ヘリコプターによる救急搬送における活用を図るため、救急搬送利用に係る迅速な出動要請手続き、ヘリコプターによる患者搬送時における救急業務の実施基準の策定、救急搬送の拠点となる離着陸場の整備、医療機関との連携体制の整備等について検討する必要がある。

さらに、関係地方公共団体から構成される連絡協議機関を整備し、離着陸場の整備、出動要請手続きの簡略化、点検スケジュールの調整、搭乗員の飛行技術等に係る研修事業等の調整等を行うことにより、全国的に消防・防災ヘリコプターが円滑に運航できる体制を確立する必要がある。

第3節 救急体制

1 救急業務の実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成6年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数304万9,000件（対前年11万7,337件増、対前年比4.0%増）、搬送人員294万8,630人（同9万5,291人増、同3.3%増）である（第3-1表）。

第3-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
2	2,764,951	4.1	2,700,458	4.1	638,965	23.1	1,389,341	50.2
3	2,829,248	2.3	2,765,836	2.4	645,397	22.8	1,428,145	50.5
4	2,861,311	1.1	2,793,495	1.0	638,585	22.3	1,467,345	51.3
5	2,931,663	2.5	2,853,339	2.1	632,164	21.6	1,522,365	51.9
6	3,049,000	4.0	2,948,630	3.3	626,604	20.6	1,605,195	52.6

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

これは、全国で1日平均8,353件（前年8,032件）、10.3秒（前年10.8秒）に1回の割合で救急隊が出場したことになり、国民の41人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっており急病は漸増しているのに対して、交通事故は漸減している（附属資料25）。

また、急病と交通事故の割合を13大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている（第3-2表）。

第3-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

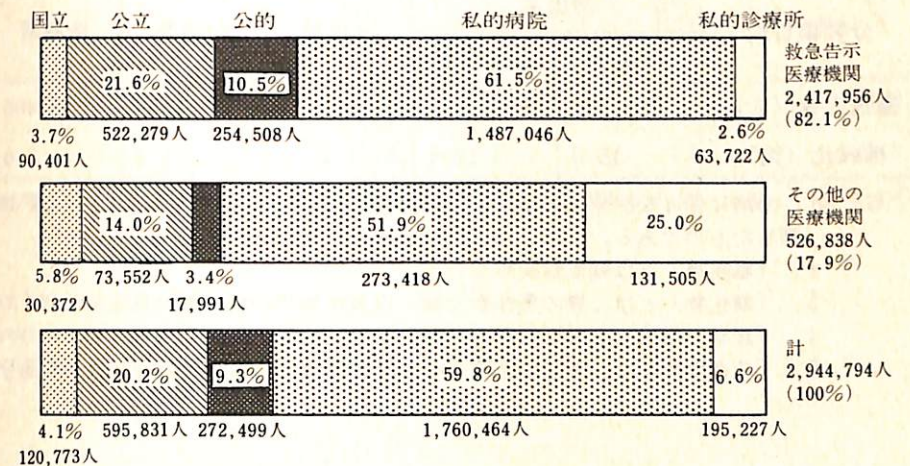
区分 年	13大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)
2	473,791	54.0	174,540	19.9	915,550	48.5	464,425	24.6
3	489,253	54.3	174,807	19.4	938,892	48.7	470,590	24.4
4	517,491	55.0	178,417	19.0	949,854	49.5	460,168	24.0
5	528,973	55.2	176,064	18.4	993,392	50.3	456,100	23.1
6	555,711	56.1	171,998	17.4	1,049,484	51.0	454,604	22.1

(注) 13大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区（事務委託団体に係るものを含む。）をいい平成4年からは千葉市を含む（第3-4表についても同じ）。

(2) 医療機関別搬送人員の状況

平成6年中の搬送人員294万8,630人のうち、医療機関に搬送された救急患者は、294万4,794人であり、その82.1%に当たる241万7,956人が救急告示医療機関へ、残り17.9%に当たる52万6,838人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されており、救急告示医療機関への割合が漸増している（第3-3図）。

第3-3図 医療機関別搬送人員の状況（平成6年中）



第 3 - 4 表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	13 大 都 市					そ の	
		死亡	重症	中等症	軽症	計	死亡	重症
急病		6,297 (1.2)	45,875 (9.0)	201,312 (39.7)	254,005 (50.1)	507,489 (100.0)	29,828 (3.0)	154,104 (15.5)
交通事故		566 (0.3)	6,873 (3.8)	31,644 (17.4)	143,260 (78.6)	182,343 (100.0)	5,201 (1.0)	42,272 (8.0)
一般負傷		398 (0.4)	5,223 (4.7)	29,230 (26.2)	76,852 (68.8)	111,703 (100.0)	2,161 (1.0)	25,443 (11.6)
その他		1,051 (0.9)	22,231 (19.4)	54,964 (48.0)	36,314 (31.7)	114,560 (100.0)	4,429 (1.5)	98,363 (34.3)
計		8,312 (0.9)	80,202 (8.8)	317,150 (34.6)	510,431 (55.7)	916,095 (100.0)	41,619 (2.1)	320,182 (15.8)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第 3 - 5 表 急病に係る疾病

分類項目別	循環系		消化系	呼吸系	精神系
	脳疾患	心疾患等			
搬送人員 (人)	225,522	186,117	179,384	136,959	83,406
構成比 (%)	15.0	12.4	11.9	9.1	5.6

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病については初診時における医師の類したものである。
 2 「脳疾患」とは脳血管疾患をいう。
 3 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びその他
 4 「症状・徴候・診断不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい等の疾
 5 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病分類

搬送人員の状況

(平成 6 年中)

他の市町村			全 体				
中等症	軽症	計	死亡	重症	中等症	軽症	計
402,429 (40.5)	407,983 (41.0)	994,344 (100.0)	36,125 (2.4)	199,979 (13.3)	603,741 (40.2)	661,988 (44.1)	1,501,833 (100.0)
123,027 (23.3)	357,363 (67.7)	527,863 (100.0)	5,767 (0.8)	49,145 (6.9)	154,671 (21.8)	500,623 (70.5)	710,206 (100.0)
64,495 (29.3)	127,861 (58.1)	219,960 (100.0)	2,559 (0.8)	30,666 (9.2)	93,725 (28.3)	204,713 (61.7)	331,663 (100.0)
122,294 (42.7)	61,462 (21.4)	286,548 (100.0)	5,480 (1.4)	120,594 (30.1)	177,258 (44.2)	97,776 (24.4)	401,108 (100.0)
712,245 (35.1)	954,669 (47.1)	2,028,715 (100.0)	49,931 (1.7)	400,384 (13.6)	1,029,395 (35.0)	1,465,100 (49.8)	2,944,810 (100.0)

分類別搬送人員の状況

(平成 6 年中)

感覚系	泌尿系	新生物	その他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
72,724	57,074	20,768	207,396	332,483	1,501,833
4.8	3.8	1.4	13.8	22.1	100.0

診断に基づく症病名をWHO (世界保健機構) で定める国際疾病分類 (ICD) により分

の新生物をいう。
 病をいう。
 の全てである。



救急活動（福岡市消防局）

（3）傷病程度別搬送人員の状況

平成6年中の搬送人員294万8,630人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した294万4,810人の状況を見ると、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の50.2%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は49.8%となっている。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている（第3-4表）。

（4）急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成6年中の急病の内訳をWHO（世界保健機構）が定める国際疾病分類（ICD）の項目別にみると、症状・徴候・診断名不明確の状態（22.1%）、脳疾患（15.0%）、心疾患等（12.4%）の順となっている（第3-5表）。

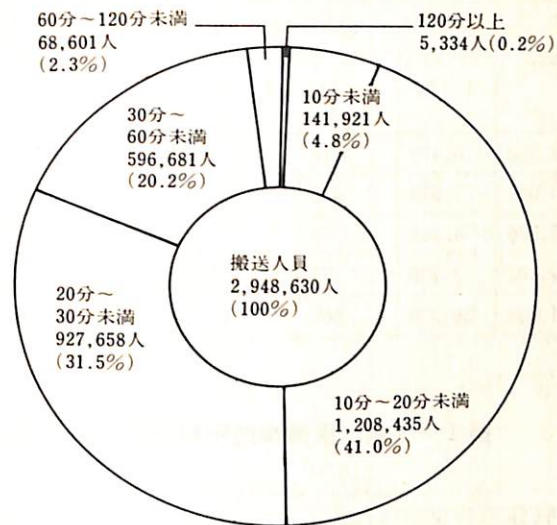
（5）収容所要時間別搬送人員の状況

平成6年中の搬送人員294万8,630人の収容所要時間（救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の状況は、10分～20分未満が120万8,435人（全体の41.0%）で最も多く、10分未満の14万1,921人（全体の4.8%）と合わせると全体の約半数となっている（第3-6図）。

（6）転送の状況

平成6年中の転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.7%に当たる291万1,684人で、残りの1.3%に当たる3万6,946人が転送

第3-6図 収容所要時間別搬送人員の状況
（平成6年中）



されている。転送された人員の転送回数別の状況は、転送回数1回が3万6,330人と転送者全体の98.3%を占めており、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている（第3-7表、第3-8表）。

（7）救急隊員の行った応急処置の状況

平成6年中の搬送人員294万8,630人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は186万638人（搬送人員の63.1%、前年は59.7%）であり、前年に比較し、15万6,688人（8.4%）増加している。その内容は毛布等による保温が最も多く、次いで血圧測定、血中酸素飽和度測定の順となっている。また、平成3年8月の「救急隊員の行う応急処置等の基準」（昭和57年消防庁告示第2号）の改正により拡大された応急処置の件数は、135万1,631件であり前年の約2倍となっている（第3-9表）。

2 救急業務の実施体制

（1）実施市町村

救急業務実施市町村数は、平成7年4月1日現在、3,118市町村（664市、

第 3 - 7 表 転送回数別搬送人員の状況

(平成 6 年中)

区 分	転送なし	転 送 あ り				計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1 回	2 回	3 回	4 回 以上		
急 病	1,482,250	20,479	318	7	20,804	1,503,054	1.4
交通事故	703,007	7,546	138	1	7,685	710,692	1.1
一般負傷	327,326	4,569	76	2	4,647	331,973	1.4
その 他	399,101	3,736	73	1	3,810	402,911	0.9
計	2,911,684	36,330	605	11	36,946	2,948,630	1.3

第 3 - 8 表 医療機関別転送理由の状況

(平成 6 年中)

理由	収容できなかった 医療機関	救急告示	非 告 示	計
処 置 困 難		11,258 (50.1)	9,183 (60.8)	20,441 (54.4)
専 門 外		4,737 (21.1)	2,967 (19.7)	7,704 (20.5)
べ ッ ド 満 床		3,477 (15.5)	1,006 (6.7)	4,483 (11.9)
医 師 不 在		320 (1.4)	152 (1.0)	472 (1.3)
手 術 中		488 (2.2)	113 (0.7)	601 (1.6)
そ の 他		2,183 (9.7)	1,671 (11.1)	3,854 (10.3)
計		22,463 (100.0)	15,092 (100.0)	37,555 (100.0)

(注) () 内は構成比を示し、単位は%である。

第 3 - 9 表 救急隊員の行った応急処置の状況

(平成 6 年中 単位：人)

事故種別 応急処置対 象搬送人員	急 病	交通事故	一般負傷	その 他	計
処置項目	1,000,760	381,970	227,921	249,987	1,860,638
止 血	6,894 (0.3)	74,483 (11.3)	43,341 (11.3)	21,964 (4.7)	146,682 (3.9)
固 定	5,803 (0.3)	75,188 (11.5)	42,221 (11.0)	24,012 (5.2)	147,224 (3.9)
人 工 呼 吸	53,439 (2.4)	5,843 (0.9)	4,346 (1.1)	7,632 (1.6)	71,260 (1.9)
酸 素 吸 入	286,752 (12.8)	26,243 (4.0)	13,006 (3.4)	77,745 (16.8)	403,746 (10.8)
保 温	555,055 (24.9)	82,494 (12.6)	67,442 (17.6)	106,245 (22.9)	811,236 (21.7)
被 覆	6,836 (0.3)	175,036 (26.7)	92,489 (24.1)	42,150 (9.1)	316,511 (8.5)
心 肺 蘇 生	48,085 (2.2)	5,033 (0.8)	3,864 (1.0)	6,310 (1.4)	63,292 (1.7)
※うち自動式心マッサージ器	407	34	31	66	538
※在宅 療 法	4,958 (0.2)	58 (0.0)	181 (0.0)	185 (0.0)	5,382 (0.1)
※ショ ッ ク パ ン ツ	264 (0.0)	121 (0.0)	45 (0.0)	87 (0.0)	517 (0.0)
※血 圧 測 定	388,830 (17.4)	61,205 (9.3)	33,465 (8.7)	44,932 (7.7)	528,432 (14.1)
※心音・呼吸音聴取	151,052 (6.8)	18,766 (2.9)	12,339 (3.2)	14,894 (3.2)	197,051 (5.3)
※血中酸素飽和度測定	366,013 (16.4)	59,115 (9.0)	32,174 (8.4)	54,384 (11.7)	511,686 (13.7)
※心 電 図 測 定	62,641 (2.8)	3,860 (0.6)	2,199 (0.6)	9,441 (2.0)	78,141 (2.1)
う ち 伝 送	2,680	149	174	335	3,338
気 道 確 保	107,420 (4.8)	12,260 (1.9)	8,073 (2.1)	17,545 (3.8)	145,298 (3.9)
※うち経鼻エアウェイ	10,952	1,475	905	1,486	14,818
※うち喉頭鏡、鉗子等	3,288	306	1,427	358	5,379
※うちラリゲアルマスク等	5,458	209	381	490	6,538
※除 細 動	1,137 (0.1)	18 (0.0)	28 (0.0)	78 (0.0)	1,261 (0.0)
※静 脈 路 確 保	1,506 (0.1)	81 (0.0)	101 (0.0)	200 (0.0)	1,888 (0.1)
そ の 他	186,818 (8.4)	56,831 (8.7)	28,899 (7.5)	35,351 (7.6)	307,905 (8.2)
計	2,233,503 (100.0)	656,641 (100.0)	384,213 (100.0)	463,155 (100.0)	3,737,512 (100.0)
※拡大された応急処置等	996,506	145,248	83,276	126,601	1,351,631

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 () 内は構成比を示し、単位は%である。

3 ※は拡大された応急処置等の項目である。

1,942町、512村)で前年と比較して19町村の増加となっている(第3-10表)(東京特別区は、1市として計上している。以下同じ。)

この結果、全市町村3,235のうち、96.4%(前年95.8%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.6%(前年99.5%)がカバーされることとなった(附属資料24)。なお、救急業務形態の内訳は単独が464市町村、委託が196市町村、組合が2,458市町村となっている(第3-11図)。(人口は、平成2年の国勢調査人口による。以下同じ。)

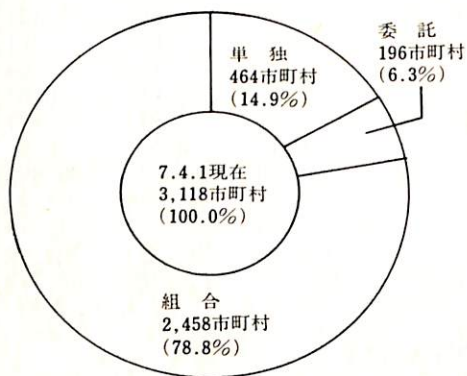
また、実施市町村のうち、3,094市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、24町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

第3-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	3	4	5	6	7
市町村数		214	3,066	3,067	3,099	3,099	3,118
対前年増加数		45	12	1	32	0	19
対前年増加率(%)		23.6	0.4	0.0	1.0	0.0	0.6
指数		100	1,433	1,433	1,448	1,448	1,457

(注) 実施市町村は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第3-11図 救急業務実施形態の内訳



(2) 救急隊数及び救急隊員数

救急隊は、平成7年4月1日現在、4,387隊(対前年度56隊増、対前年度比1.3%増)設置されている(第3-12表)。

第3-12表 救急隊数の推移

区分	年	3	4	5	6	7
救急隊数		4,152	4,237	4,299	4,331	4,387
対前年増加数		109	85	62	32	56
対前年増加率(%)		2.7	2.0	1.5	0.7	1.3

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成7年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で8万6,021人となっており、このうち5万3,279人が、救急隊員として救急業務に従事している。また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応して、「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)の改正により新設された救急標準課程又は救急II課程の修了者は、それぞれ2,378人、2万1,055人となっている。

なお、平成7年8月1日現在、消防職員関係者の救急救命士合格者数は2,780人で、46都道府県の263消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。

(3) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成7年4月1日現在、4,968台(対前年67台増、対前年度比1.4%増)である。

そのうち、拡大された応急処置を行うために必要な高規格救急自動車は712台配置されている。

(4) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェン

ジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成7年3月31日現在、総延長5,714.4kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは5,678.8kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは35.6km（中央自動車道恵那山トンネル24.5km、関越自動車道関越トンネル11.1km）である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成7年4月1日現在、全国で5,375箇所となっている（附属資料27）。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、救急病院数は漸減、救急診療所数は漸増している（第3-13表）。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成7年4月1日現在523箇所が整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、平成7年4月1日現在399地区が整備されている。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成7年4月1日現在126箇所が整備されている。また、特に、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒

第3-13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
3	4,378	1,214	5,592	473
4	4,401	1,210	5,611	475
5	4,356	1,046	5,402	457
6	4,356	1,039	5,395	456
7	4,328	1,047	5,375	455

（注）昭和39年（8月1日現在）を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

等の特殊疾病患者に対応できる高度救命救急センターが、平成7年4月1日現在で6箇所整備されている。

その他、各救急医療施設の受け入れ体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報センターの整備が進められており、33都道府県に設置されている。

4 救急体制の整備の課題

(1) 救急隊員の教育訓練の推進

我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）については、その充実を図るため、平成3年4月に制定された救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づき、医師の指示の下に、心肺停止状態に陥った傷病者に対して、病院又は診療所に搬送されるまでの間に高度な応急処置を行うための資格制度として、救急救命士の資格が設けられた。

また、消防庁では、平成3年8月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」を改正して救急隊員の行う応急処置等の範囲を拡大し、心肺停止状態に陥った傷病者の蘇生等のために行う高度な応急処置（以下「救急救命応急処置」という。）については、救急隊員が救急救命士の資格を取得して行うこととし、その他拡大された応急処置（以下「追加応急処置」という。）については、都道府県消防学校等で行う新たな教育訓練（救急II課程教育）を前提と

して行うこととした。

救急隊員は、救急II課程を修了し、5年あるいは2,000時間以上救急業務に従事したうえで、835時間以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格してはじめて救急救命士の資格が取得できる。現在、都道府県の共同出資により設立された財団法人救急振興財団及び大都市の消防機関等の養成施設（第2章第1節参照）で教育訓練が行われている。この救急救命士の資格を持つ救急隊員による高度な救急業務は、平成4年7月から実施に移され、傷病者の救命に効果を上げているところである。

— <救命効果を高める救急救命士> —

平成6年10月のある日、学校で体育の授業をうけていた12歳の少女が、突然倒れ心臓と呼吸が止まってしまいました。直ちに、近くにいた教員が119番するとともに、心臓マッサージと人工呼吸を始めました。まもなく、救急救命士を乗せた救急車が到着し、高度な応急処置を行いながら医療機関へ搬送しました。その間、救急救命士は、無線で医師の指示を受けてラリングアルマスクを用いて気道確保をするとともに、電気ショックによる心拍の再開を促す救命処置（除細動）を行いました。こうした適切な一連の処置が功を奏し、心肺機能が回復しました。その後、彼女は無事退院し、7週間後には通学を再開することができました。これは、現場に居合わせた人の応急手当と救急救命士の高度な応急処置、そして医療機関での救急医療のリレーがスムーズに行われたことで尊い命が救われた事例です。

以上のような高度な応急処置を行う救急救命士は、平成7年8月では263消防本部、730の救急隊で2,232名が活動を行っています。平成6年に救急隊によって搬送された全ての傷病者を対象に行った初めての全国調査では、家族や救急隊員によって心肺停止の時点が確認された傷病者のうち1か月後に生存していた者は、一般の救急隊員に処置された場合は3.7%であった一方で、救急救命士が処置した場合は5.9%となり、その格差は2.2ポイント（約1.6倍）であったことが確認されました。

消防庁としては、全国の全ての救急隊に救急救命士が常時搭乗できる体

制を整えるよう救急救命士の養成を行い、さらなる救急救命の効果の向上をめざす方針です。

今後とも、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に伴い、新たに拡大した救急隊員の行う応急処置等が早期に実施できるよう、救急II課程教育を計画的に推進し、従来の救急I課程を合わせた救急標準課程に移行させていく必要があるとともに、全国の全ての救急隊に少なくとも常時1名の救急救命士が配置できるよう、救急救命士の資格を有する救急隊員の養成を早急に進めるため、救急振興財団の救急救命士養成所を中心に養成規模の拡大を図っていく必要がある。

(2) 救急用資機材等の整備

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、高度な応急処置を実施するために必要となる救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、心電図伝送装置等を行うために必要な装備等を整備する事業に対する国庫補助制度や地方交付税措置により、資機材の整備の一層の促進を図っているところであるが、今後とも引き続き、教育制度の進捗状況とあわせて、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の早急な配備を促進するとともに、搬送途上における資機材の使用の実態を踏まえて検討を行い、改善を図っていく必要がある。

(3) 医療機関との連携の強化

救急業務の高度化を円滑に推進するためには、救急II課程教育等における医療機関での実習や救急救命士の病院内実習及び就業前教育についての地域医療機関の協力が不可欠であり、また、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制を確立することが必要である。したがって、医療機関との定期的な会議等を通じて連携体制を強化し、地域として一体的な救急医療体制の整備を図っていく必要がある。

(4) 住民に対する応急手当の普及

救急事故の覚知から救急隊が現場に到着するまでに要した時間は、平成6

年中の平均で約5.8分であるが、それまでに、救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果がある。したがって、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。特に、心肺停止状態の傷病者の救命効果に資するCPR（心臓蘇生法）の修得に主眼を置き、かつ訓練用人形等を用いた住民体験型の普及啓発活動の積極的な推進が求められている。

消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めるとともに、平成5年3月に消防庁が制定した「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する普及講習や普及講習の指導者の認定を行っている。

今後とも、消防機関による応急手当の普及啓発活動が計画的に、かつ、円滑に進むよう、全国的な水準の確保に配慮しつつ、応急手当指導員の養成や応急手当普及啓発用資機材の整備を引き続き推進していく必要がある。

（5）救急業務における感染防止対策

救急隊員は、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務を通して他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

（6）患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、昭和63年12月、運輸省において新たに患者等輸送に限定された一般乗用旅客自動車運送事業免許が与えられることとなったが、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全輸送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指

導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事業者を広く住民に周知するための消防機関の事務処理基準を設けた。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は、平成7年7月末現在で、55消防本部が110社、111事業所を認定している状況であるが、今後とも、利用者の安全及び利便を確保するという観点から、消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

（7）救急搬送におけるヘリコプターの活用推進

傷病者の救命効果を上げるためには、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。特に、地理条件等により恒常的に救急搬送に長時間を要する地域における搬送時間の短縮には、ヘリコプターの活用が効果的である。今後は、すべての都道府県の区域にできるだけ早期に消防・防災ヘリコプターの配置を図るとともに、医療機関との連携体制等救急搬送にヘリコプターが有効に活用されるシステムの整備を研究し、積極的に推進していくことが必要である。

第4節 救助体制

1 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関の行う人命の救助とは、火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険を排除し、安全な場所に救助する活動をいう。

平成6年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数2万8,686件（対前年583件増 対前年比2.1%増）、救助人員2万9,813人（同5,158人減、同14.7%減）である（第4-1表）。

第4-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減数 (%)	人員	対前年増減数 (%)
2	22,224	5.6	22,595	12.3
3	23,228	4.5	23,661	4.7
4	24,032	3.5	24,500	3.5
5	28,103	16.9	34,971	42.7
6	28,686	2.1	29,813	△14.7

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。本節の以下のデータについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第4-2表のとおりであり、救助出動人員（救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。）は、延べ88万7,091人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の74.7%、消防団員については、火災のみで83.3%を占め、水難事故、交通事故を含めると88.8%となっている。

また、救助活動人員（出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をい

第4-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成6年中)

区分	事故種別	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械等による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	計
	救助活動件数		5,769 (20.1)	15,472 (53.9)	1,110 (3.9)	90 (0.3)	741 (2.6)	2,371 (8.3)	100 (0.3)	6 (0.0)	3,027 (10.6)
救助人員		1,184 (4.0)	20,878 (70.0)	967 (3.2)	234 (0.8)	944 (3.2)	2,469 (8.3)	146 (0.5)	4 (0.0)	2,987 (10.0)	29,813 (100.0)
消防職員	救助出動人員	272,621 (37.3)	274,168 (37.5)	29,032 (4.0)	1,533 (0.2)	17,145 (2.3)	42,364 (5.8)	3,661 (0.5)	565 (0.1)	90,726 (12.4)	731,815 (100.0)
	救助活動人員	104,279 (33.8)	132,328 (42.9)	14,534 (4.7)	671 (0.2)	6,729 (2.2)	22,065 (7.2)	1,253 (0.4)	51 (0.0)	26,459 (8.6)	308,369 (100.0)
消防団員	救助出動人員	129,376 (83.3)	2,480 (1.6)	6,038 (3.9)	722 (0.5)	79 (0.0)	110 (0.1)	218 (0.1)	100 (0.1)	16,153 (10.4)	155,276 (100.0)
	救助活動人員	11,158 (43.7)	864 (3.4)	5,086 (19.9)	387 (13.3)	0 (0.0)	14 (0.1)	25 (0.1)	0 (0.0)	8,023 (31.4)	25,557 (100.0)
一件当たりの救助活動人員		20.0	8.6	17.7	11.8	9.1	9.3	12.8	8.5	11.4	11.6

- (注) 1 ()内は構成比(%)
 2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。



救助活動（北九州市消防局）

う。)は、延べ33万3,926人となっており、救助活動1件当たり11.6人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は火災の20.0人が最も多く、次に水難事故の17.7人で以下ガス及び酸欠事故12.8人の順となっている(附属資料28)。

2 救助活動の実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

消防機関が行う救助活動を専門に実施する組織である救助隊は、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員、救助活動に必要な資機材及びこれらの資機材を搭載した救助工作車等によって構成される。

平成7年4月1日現在、消防法第36条の2の規定並びに救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は866本部と前年度と同数であり、当該消防本部の構成市町村(受託市町村を含む)は2,933市町村であり、前年と比較して21市町村増加しているが、これは、主に一部事務組合により救助活動を実施する市町村が増加したためである(第4-3表)。

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は866消防本部に1,460隊設置されており、救助隊員は2万1,854人となっている。1消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置され、1隊に14.9人の救助隊員が配置されていることとなっている(第4-4表)。

(3) 救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反

第4-3表 救助隊の設置状況

区 分	救急救助隊 消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (平成2年国調)
平成7.4.1現在	866	2,933 (625市、1,801町、480村)	121,080,978
平成6.4.1現在	866	2,912 (625市、1,787町、473村)	120,919,085
対前年増減率(%)	0.0	0.7	0.1

第4-4表 救助隊数及び救助隊員数

区 分	救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	435	1,025	1,460	6,128	15,726	21,854
うち 自治省令第4条の規定による救助隊	364	212	576	5,191	3,761	8,952

第4-5表 救助隊が乗車する車両及び主な資機材

乗車車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他				計	
		970	396	87	342	331	124	336				2,586
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断機	可燃性ガス測定機	空気呼吸器	
	省令別表第2	空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送排風機	酸素呼吸器	
		1,898	2,066	1,369	981	2,241	1,990	1,848	1,253	1,644	11,536	
		1,483	707	697	756	1,419	1,046	1,132	954	896	3,176	

映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が乗車する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、国庫補助により更に一層の整備促進を図ってきているところである(第4-5表)。

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となってきたこと、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に

第 4 - 6 表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区 分	体 力 錬 成 調 練	ロ ー プ 基 本 応 用 調 練	検 索 救 助 調 練	各 種 救 助 器 具 取 扱 調 練	各 種 救 助 事 象 想 定 調 練	そ の 他 調 練	計
実 施 延 回 数	231,986	81,559	71,813	70,418	32,653	40,702	529,131
実 施 人 員	1,373,103	487,590	455,555	389,862	218,870	231,302	3,156,282
実 施 延 時 間	281,886.5	185,073.4	189,713.3	122,692.9	77,913.6	84,224.4	941,504.1

改正し、平成 2 年 4 月 1 日から専科教育の救助科として、146 時間以上の教育訓練を行うこととした。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を策定し、職場教育を定期的実施している（第 4 - 6 表）。

3 救助体制の整備の課題

消防機関の行う救助活動は沿革的には火災時における人命救助を原点としてきたが、現在では、経済、社会活動の複雑多様化に伴い、交通事故、労働災害、爆発事故、水難事故、山岳遭難等幅広い災害、事故に及んでいる。これらの年々増加する多種多様な事故・災害に的確に対応するため、各種災害ごとの救助活動要領（平成 3 年度作成）により指導するとともに、救助体制の整備を推進するほか、救助用資機材の充実を図っていく必要がある。

第 5 節 防災体制

1 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

(1) 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

平成 6 年度中の開催状況は、都道府県 37 団体（78.7%）で延べ 44 回、市区町村 1,480 団体（45.4%）で延べ 1,799 回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図ってい

る。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、24団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

(2) 災害時の体制

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、都道府県又は市町村においては、警戒を強化し防災活動を強力に推進するため、都道府県知事、市町村長を本部長とする災害対策本部を設置する。

平成6年中に、都道府県においては、11団体で延べ39団体、市区町村においては、延べ1,232団体で災害対策本部が設置されている。

平成6年中の主な災害をみると、9月28日から9月30日までの間の暴風雨及び豪雨(台風26号を含む)において、8府県444市町村に災害対策本部が設置されたほか、地震では、10月4日に発生した北海道東方沖地震では、66市町村で設置されている。

(3) 平常時の体制

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課(室)を設置している県もある。特に、都道府県の防災上の役割が重要視される中で、消防防災主管課の組織の拡充強化が図られ阪神・淡路大震災以降5団体において課の新設等の組織改正を行っている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

なお、突発的な大規模災害の発生に備え、消防防災主管課等においては、夜間、休日時における情報収集・連絡体制の強化が図られている。

2 地域防災計画

(1) 地域防災計画

ア 地域防災計画の現況

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成7年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また、市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、一般の防災計画と区別して特定の災害対策計画を分冊または、編建てで作成している団体もあり、都道府県地域防災計画においては、震災対策編のほか、原子力災害対策編(14団体)、石油流出事故対策編(8団体)、活動火山対策編(6団体)、雪害対策編(3団体)などとなっている。

イ 防災アセスメントの推進

防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための前提となるものである。

そこで、消防庁においては、防災アセスメントの実施に関するマニュアルを作成するとともに、地方公共団体に対しその実施を指導しているところであり、平成6年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した市町村は12団体となっている。なお、防災アセスメントの実施に係る経費の一部については、特別交付税で措置されており、その実施を推進している。

ウ 地区別防災カルテの整備

地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわ

かりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

消防庁においては、地区別防災カルテ作成のマニュアルを作成するとともに、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するよう指導しているところであり、平成6年度に、地区別防災カルテの作成に伴って地域防災計画の作成を行った市町村は、12団体となっている。なお、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部については、特別交付税で措置されることとなっている。

(2) 地域防災計画の修正

ア 地域防災計画の修正の状況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされており、平成6年度においては、主に災害予防対策計画・災害応急対策計画の見直し、災害発生危険箇所の追加のために、都道府県では、37団体が、市町村では941団体が、それぞれ修正を行っている。

イ 防災基本計画の修正

平成7年7月18日中央防災会議において、阪神・淡路大震災等近年の大規模な災害の経験と都市化、高齢化、国際化等防災を取りまく社会構造の変化を踏まえ、防災基本計画が全面的に修正された。

新しい防災基本計画の特色としては、

- ① 具体的かつ実践的でわかりやすいものとすることに重点を置いていること
- ② 災害の特性に応じて震災対策編・風水害対策編及び火山災害対策編が定められ、雪害対策、林野火災対策についても特有の対策がつけ加えられていること
- ③ 国・公共機関・地方公共団体・住民それぞれの役割を明らかにしながら諸施策を定めており、国民の防災活動も明示されたこと
- ④ 予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を定めてお

り、復興という段階が新たに盛り込まれたこと

⑤ ボランティアや海外からの支援の受入れなど新しい課題についての対策が取り入れられていること

⑥ 近年の都市化、高齢化、情報化、国際化等防災をめぐる社会構造の変化に十分配慮した対策が定められていることなどが上げられる。

今後、各地方公共団体においては、新しい防災基本計画を踏まえて、地域防災計画の見直しを図っていく必要がある。

3 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実践的な対応力を涵養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導するとともに、広域的な防災訓練の実施を推進している。

平成6年度においては、都道府県が延べ241回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ5,691回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料20）。

なお、防災訓練における住民の事故については、防火防災訓練災害補償等共済制度により、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立されている。平成7年3月31日現在、全国3,257市区町村のうち、2,725市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は9,188万人となっている。平成6年度中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払い状況は合計9件となっている。

4 防災情報通信体制

災害時において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から

各種防災情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため、消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、次のような防災情報通信体制の整備を推進している。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線網

消防庁は、災害に強い通信網の構築を図るため、都道府県とを結ぶ無線網について既に整備済みの地上通信系に加え衛星通信系の整備を進めているところである。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上系無線網で結ぶ通信網であり、現在、消防庁所属の216局の無線局（建設省無線設備と共用）と各都道府県所属の無線局により構成されている。回線数は、1道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線で電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達を行っている。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に通信の輻輳する特定地域に無線回線を集中して割り当てることができる通信網であり、消防庁では、全国の地方公共団体により構成される地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信系の整備を積極的に推進している。

この地域衛星通信ネットワークは、デジタル通信技術を活用して通信機能の高度化を図ったもので、電話、ファクシミリ及びデータ通信のほか、デジタル映像及びアナログ映像の伝送も可能なものである。この衛星通信系は、平成3年12月から運用が開始されており、現在、消防庁及び24都県の間で運用されている。

(2) 都道府県防災行政無線網

都道府県において災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するために整備されている無線網である。この無線網は、都道府県とその出先機関、市町村、消防本部のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ地上通信系及び地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信系、都道府県と車両等による移動局及び移動局相互間を結ぶ移動通信系から構成される。これらの無線網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総

合事務所から市町村等防災関係機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。さらに、衛星通信系については、管下市町村等との間の通信のほか、衛星通信系を整備する他の都道府県等との通信も可能である。

都道府県防災行政無線については、現在、地上通信系又は衛星通信系により47都道府県全てで運用されているが、更新期を迎える地上通信系の再整備については、耐震性の強化等に留意しつつ、「ふるさとづくり事業」等の活用による積極的な整備を指導するとともに、衛星通信系の未整備の県に対しては、早急な整備を図るよう指導しているところである。

(3) 災害に対する初動体制を確立する画像伝送システムの整備促進

大規模災害の発生時に迅速かつ的確な防災活動を展開するためには、情報の収集・伝達を速やかに行うことが必要である。中でも、映像による被害状況の早期把握は、災害に対する初動体制・広域応援体制を整える上で重要となることから、映像による被害状況を国（消防庁等）、都道府県及び他の消防本部などへ伝送することができる画像伝送システムを平成7年度補正予算で新たな補助事業として制度化し、大規模な都市から整備を推進しているところである。

〈画像伝送システム〉

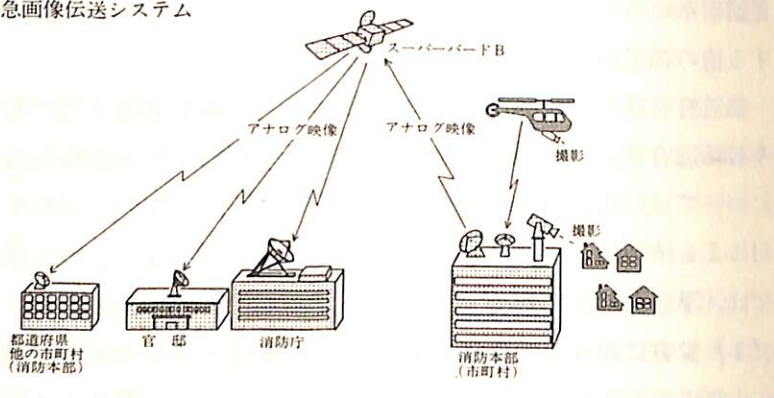
画像伝送システムは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等による大規模災害が発生した場合の第一次情報収集・伝達体制を確保し、災害に対する迅速かつ的確な防災活動を展開するため、補助事業として制度化したものであり、地球局、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムで構成されています。

画像伝送システムは、高所監視カメラ又はヘリコプターテレビにより得られた画像情報を消防本部指令センター内に集約し、発災直後の被害状況を消防本部においても把握できるようにするとともに、衛星通信を活用して、国（消防庁等）、都道府県、市町村及び他の消防本部へ画像伝送できるものであります。

高所監視カメラは、夜間等にも対応できるようになっており、政府にお

ける初動体制の確立や地方公共団体の応援体制の準備に非常に役立つものと期待されています。

緊急画像伝送システム



(4) 市町村の消防・防災無線網

ア 市町村と地域住民等を結ぶ防災行政無線網

市町村と地域住民等を結ぶ無線網であり、一般に同報系無線、移動系無線及び地域防災無線で構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、車両等に積載した移動局と市町村の災害対策本部との間で相互に通信できるもので、集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、効果的な災害対策を行うためには、これら両施設の一体整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等、防災対策の強化が急がれる地域等の市町村に対して、国庫補助制度や防災まちづくり事業を活用し、整備の促進を図っているところであり、全国整備率は平成7年3月末現在、同報系55.9%、移動系80.0%である。

また、地域防災無線は、防災関係機関、病院、学校、ライフライン等

の生活関連機関、自主防災組織等に移動無線機を配置することにより、災害時において、市町村役場とこれらの関係機関との相互連絡手段として活用し、平常時においても地域に密着した情報を収集・伝達することができるものである。

消防庁では、地域防災無線は、災害において特に有効な無線システムであることから、市町村に対して積極的な整備を指導するとともに、同報系無線及び移動系無線のシステムと地域防災無線との有機的連携が図られるよう総合的な施設整備の促進に努めているところである。

さらに、地震発生時に同報系無線を通じて、住民の地震対応に必要な地震情報、津波情報等を自動的に伝達することにより、地震災害による被害の拡大を防止する地震計連動装置の整備について、平成7年度から国庫補助制度を設けその整備を推進しているところである。

イ 消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成7年4月1日現在7万7,534局が運用されており、この一年間に567局が増加した。

このほか、一部の消防機関では、災害現場の映像をヘリコプターテレビ伝送システムを利用して消防本部に伝送したり、地図情報等を消防本部にファイリングしておき、火災現場等に伝送するなど機能の高度化が図られている。

(5) その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなる。これら異なる組織が協力して効果的な防災活動を行うためには、異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要である。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石



姫路市消防局指令センター

油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

5 防災体制の整備の課題

(1) 地方防災会議の機能の充実強化

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、とりわけ災害時には防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議を積極的に開催するとともに、その総合調整機能の一層の強化が望まれる。

(2) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、昭和62年6月30日消防庁次長通知等により、防災アセスメントの実施、地区別防災カルテの作成等の点に留意しつつ地域防災計画

の積極的な見直しを推進するとともに、平成6年4月22日付消防庁次長通知等により、具体的に重要度、緊急度の高い項目を定めて計画の内容を検証するよう指導してきている。

そして、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年2月、被害想定や情報の収集・伝達体制、応援体制など9項目について、大規模災害も想定した地域防災計画の緊急点検を行うよう要請した。各地方公共団体においては、このような点に留意しつつ、現在、検討会の設置、調査事業の実施に積極的に取り組み、地域防災計画の見直しが進められている。

さらに、7月18日の防災基本計画の修正に伴い、中央防災会議事務局次長（消防庁次長）通知により、次の事項に留意して、地域防災計画の見直しを速やかに推進するよう各地方公共団体に対し指導している。

- ① 地域防災計画の修正に当たっては、各地方公共団体の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、具体的かつ実践的な地域防災計画とする必要があること。
- ② 地域防災計画の見直しとともに、必要に応じマニュアルの充実を図り、関係者への周知徹底や防災訓練の実施等により、その実効性の向上に努める必要があること。
- ③ 防災基本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直し、必要に応じて修正を加えていくこととしており、地域防災計画についても、この趣旨を踏まえ、適宜適切に見直しに取り組む必要があること。

また、消防庁では、中央防災会議事務局として、平成7年8月地域防災計画担当部長会議を開催し、関係省庁の出席を得て、新防災基本計画や地域防災計画の見直しに当たっての留意事項等を説明した。

この中で、消防庁は、被害想定や情報の収集・伝達体制、応援体制、被災者の収容、物資等の調達など主要10項目について基本的な留意事項を示し、地域防災計画の見直しの推進を図ったところである。

地域防災計画の見直しについては、今後予想される指定行政機関等の防災業務計画の修正も踏まえて行う必要があるが、防災対策の充実は緊急の課題

であり、当面、初動体制や情報収集・伝達体制の充実等緊急を要するものなどから早急に実施する必要がある。

(3) 防災情報通信体制の充実強化

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、次のような消防防災通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化を図るほか、情報収集伝達体制の強化を図ることが重要である。

ア 消防防災通信ネットワークの整備と機能の充実強化

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線には、47都道府県すべてとを結ぶ地上通信系と現在全国構築化に向け整備段階にある一部の県とを結ぶ衛星通信系がある。衛星通信系については、全国の地方公共団体により構成される地域衛星通信ネットワークを活用することとして、その整備が進められているところである。

特に、地上系及び衛星系による通信ルートの多重化を進めることは、災害に強い通信網構築化の観点から早期に整備を図る必要がある。更に、衛星通信系については、最近のデジタル通信技術による通信機能の高度化が図られており、これらの機能を活用したパソコンデータ通信、画像情報及び震度情報等の多様な防災情報を伝達できるネットワーク構築に向けた防災情報通信体制の整備が課題となっている。

一方、都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線の整備については、国庫補助制度及び地域総合整備事業債等の活用により、整備の促進を図ってきた結果、現在はすべての都道府県で整備され運用しているところであるが、比較的早い段階で整備した都道府県では、施設の老朽化等に伴う再整備の時期を迎えている。そのため、地上通信系の再整備にあたっては、情報通信の技術革新を展望しつつ、衛星系と有機的に結合したネットワークを構成するとともに、地震に対する耐災性の向上を図る観点から、防災情報通信機器の耐震対策、免震対策を行うなど、自家発電設備等の予備電源対策についても点検・見直し等を行う必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線の同報系については、平成7年3月末現在の整備率は55.9%であるので、引き続き、屋外拡声方式のほか戸別受信方

式もあわせて、その整備の促進を図る必要がある。

また、市町村の災害対策本部の下に生活関連機関と防災関係機関とが災害時において住民や地域に密着した情報を相互に連絡できる地域防災無線については、その整備の促進を図るとともに、端末を学校、病院、自主防災組織等に整備する必要がある。

次に、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。特に、この中の消防・緊急無線システムの充実・強化の整備にあたっては、全国共通用の周波数が増波され、消防広域応援活動下での有効活用が図られることとなったことから、全国共通波の増波等にも対応した消防広域応援用無線機器の整備が急がれるところである。

今後は高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たり、機能の高度化や信頼性の向上を図る必要があり、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うために消防緊急通信指令施設等の整備についても促進を図る必要がある。

イ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、非常通信協議会との連携にも十分配慮する必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

また、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく

必要がある。

第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

平成6年中の火災を原因別にみると失火が全体の67.3%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人ひとりが適切に行動することが基本となることなどから、災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人ごととは受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるような基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」（8月30日から9月5日）、「119番の日」（11月9日）などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

また、防災に関する知識・技能を修得するため、災害の状況を再現し、その中で適切な対処の仕方を楽しみながらしかも実際に役立つ形で学ぶ体験型学習施設の整備を推進している。

今後とも国民の防災に関する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集及び高層化並びに生活様式の変化等に伴い、火災等の災害の要因が多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民

の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を十分自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火意識の普及宣伝に努め、国民自ら、火災予防を実践するよう働きかけている。

a 秋季全国火災予防運動（平成6年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、平成6年は、「安心の暮らしの中心 火の用心」を全国統一の防火標語として、消防庁では各省庁、各都道府県及び関係団体の協力のもとに、各種広報媒体を通じて防火広報活動を行った。また、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、フェアの開催、ポスターの公募や作成、展覧会、消防訓練、防火講演、避難訓練、各家庭に対する住宅防火診断等の防火指導及び消火器の取扱い講習など様々な行事を行った。

b 春季全国火災予防運動（平成7年3月1日～3月7日）

平成7年春季全国火災予防運動では、前年の秋季の運動と同一の全国統一防火標語の下に、季節的観点から「異常乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進」、に重点を置くとともに、秋季同様、様々な行事を実施した。

イ 全国山火事予防運動（平成7年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁の共唱により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。

平成7年の全国山火事予防運動では、「不用意に 使う火がよぶ 山の火事」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（平成7年3月1日～3月7日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成7年の車両火災予防運動では、車両カバーの防災化を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、車庫、駅舎等の対象物に対する初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進した。また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（平成7年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼損を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

— <火災予防運動の始まり> —

毎年、春と秋に行われている火災予防運動。この火災予防運動の始まりは、昭和2年3月7日に起きた北丹後地震の際に非常に大きな被害を生じた大火が発生しました。この災害を契機に3年後の昭和5年に近畿2府3県（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良）合同の大きな防火運動が行われました。これが、日本で最初の本格的な火災予防運動とされています。

全国一斉に行われたのは昭和27年のことで、その当時は「全国大火撲滅運動」という名称で行われました。行政が組織的に火災予防の大規模なキャンペーンとして行ったのはこれが最初ではないかと思えます。この年は消防法組織法及び消防法施行後5年有余を経たときで、自治体消防の精神を一般に知らしめ、自主的に火災予防に努めること、また、防火意識の普及啓蒙を目的として火災予防運動が始まりました。火災予防運動は、全国一斉に行うことが、より大きな効果があること及び団結が消防の生命であることにかんがみ、万難を排して実施することとしました。

翌年の昭和28年に、現在と同じく春秋2期に分け「全国火災予防運動」

という名称に変わりました。

平成元年に、実施時期及び期間について消防機関の活動実態等を踏まえた見直しを消防庁で検討し、秋の火災予防運動については昭和62年度から設けられた「119番の日」と関連づけることで相乗的な効果をあげられるよう、11月9日から11月15日までの7日間とし、また、春の火災予防運動についても秋の見直しと同様に、3月1日から7日までの一週間のなかで諸行事を集中的に行うことにより、より密度の濃い火災予防を図ることとしました。この見直しについては平成元年秋季火災予防運動から実施し、現在も毎年同じ期間に予防運動が行われています。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への心構え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、平成6年度に行った普及啓発事業の内容は第6-1表のとおりである。

第6-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況

(平成6年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間番組 ご存じですか? 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	隔週木曜日(22回) (4月から1年間)

また、新しい防災基本計画においては、国、地方公共団体のみならず、国民の防災活動の促進の中で、「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本」として、家庭での水・食料の備蓄など予防・安全対策、災害時にとるべき行動等、防災知識の普及啓発の重要性を明示しており、その徹底に一層力を入れる必要がある。

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と知識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定している。

平成6年の119番の日は、消防庁において消防功労者自治大臣表彰及び住宅防火対策優良推進組織表彰を実施し、また、各消防本部では、防火パレード、119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行ったところである。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

防災体制の強化については、消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょう等は損壊し、電気・ガス施設、水道管等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災においても、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や救助作業を行い、多くの人命を救った事例等が数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識されたところ

である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、この制度を有効に活用していくことが必要である。

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成7年4月1日現在では、全国3,257市区町村のうち、2,106市区町村で7万639の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は、43.8%となっている。組織率の高いところは、静岡県98.4%、山梨県93.6%、岐阜県82.4%、神奈川県81.3%、愛知県81.3%、東京都73.7%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも4県あり、地域によって差が著しい（附属資料19）。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,623市区町村において、

資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,426市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は平成6年度で合計23億2,169万円に達している。

消防庁としても、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から自主防災活動用の資機材の整備を促進するための国庫補助制度を創設し、自主防災組織等の活動の一層の推進を図っているほか、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている防災用資機材の整備に対する助成への協力も行っている。

また、自主防災組織の育成強化のためには、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害補償制度の充実、防災センターの整備の推進等により、自主防災活動の条件整備を図ることが重要である。

このため、消防庁では、テレビ等による啓発を行うとともに、自主防災組織の活動拠点づくりを進めるため、防災まちづくり事業により、防災センターの整備を促進している。その事業実績については、第6-2表のとおりである。

第6-2表 防災まちづくり事業による防災センター整備事業実績

(単位：箇所)

年 度	61	62	63	元	2	3	4	5	6
事 業 実 績	11	21	14	9	22	18	19	25	21

イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会を作るため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

このため、阪神・淡路大震災においても、婦人防火クラブによる初期消火活動や避難での炊き出し等が活発に行われている。

なお、平成7年4月1日現在、全国の組織数は、1万5,032団体、252万8,147人となっている。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の青少年により編成されるもので、幼いころから火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中に見い出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、平成7年3月には15クラブに対して表彰旗を、32クラブに対して表彰楯を、及び指導者10名に対して記念品を授与して表彰を行った。

なお、平成7年5月1日現在の組織数は、6,301団体、54万3,422人となっている。

エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地づくりのため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成7年5月1日現在の組織数は、1万3,332団体、113万4,071人となっている。

(2) 事業所の自主防災体制

ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、火災初期の適切な対応が重要であることから、消防用設備等の設置維持というハード面の対策とともに事業所の関係者が自らを守るというソフト面の対策である自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。



少年消防クラブの活動（仙台市）

このため、消防法では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成7年3月31日現在、その数は33組織あり、46台の化学消防自動車、192人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、別途、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート

等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

エ 事業所の自主防災組織

法令等により義務づけられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置されており、その数は、平成7年4月1日現在、3,451組織となっている。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものである。しかし、特に地震などの大規模災害の際、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られるならば、地域の自主防災体制の充実に大きな効果をもたらすものと考えられる。

消防庁では、平成4年度に実施した調査研究の報告書等に基づき、企業（事業所の防災組織）の地域社会での防災活動の促進を図っているが、今後、事業所の防災組織の活動を一層高めるため、事業所と地域社会との平常時からの協力関係の強化及び事業所の防災組織が参加・協力するに当たっての条件整備を進めていくことが必要である。

(3) 災害時のボランティア活動

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが様々な分野で活躍したところである。

今後の災害ボランティアの活動については、ボランティア団体等と連携を図りながら、専門的な知識、技能を有するボランティア等の登録・研修制度や災害時においてボランティア活動の需給関係の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等、災害ボランティアの活動が円滑に行われようその活動環境の整備や地方公共団体の受け入れ体制の整備について検討していく必要がある。

また、災害ボランティアの活動に当たり、保険等については今後の検討課

題である。

〈地方公共団体とボランティア〉

地震発生直後から、多くのボランティアが駆けつけ、活動を展開しましたが、各地方公共団体もこうした動きに応え、ボランティアとの連携に努めました。

兵庫県においては、従来、県下の全市町社会福祉協議会のボランティアセンターにコーディネーターを配置し、災害時も含めたボランティアの需要と供給の調整を図ることとしていましたが、震災の規模が大きく、ボランティアセンターとなっている施設が避難所になったり、コーディネーター自身が被災するなどしたことから、これらが十分に機能せず、大量のボランティアニーズと活動希望者を効果的に結びつけることが困難な状況も見られました。

このため、県災害対策総合本部にボランティア推進班を設置し、県ボランティアセンターと一体となって、広域的なボランティア活動の斡旋、相談、指導などを行ったほか、避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部の活動を通じて、ボランティアニーズを把握し、市町ボランティアセンターに情報提供を行ったり、報道機関を通じてボランティアを募集するなどの活動を行いました。

神戸市においては、1月18日から救護ボランティア受付窓口を設置し、医師・看護婦、輸送関係を中心とするボランティアを募集し、受付者の関係部局への連絡や活動場所の紹介等を行い、尼崎市においても、ボランティアの申し出を受け付け、市報、新聞等により市民にボランティア提供内容を紹介するとともに、市民からの要望を登録者へ連絡し、活動に結びつけるなどの活動を行った。

一方、芦屋市や西宮市では、ボランティアによるネットワーク組織が早くから発足し、市はこれらと連携を図るとともに、ボランティア活動についての支援を行いました。

第7節 広域応援体制

1 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有しているが、大規模災害等に適切に対応できるよう、必要に応じ、相互応援に関して協定を締結することができる。

その締結状況は、平成7年4月1日現在、都道府県の隣接市町村のみの協定数2,455、都道府県外を含む協定数499、全国協定数2,954であり、応援災害別分類（重複計上）では、火災2,722、風水害2,068、救急2,297、救助2,070、その他2,163となっている。また、現在、41都道府県において都道府県下の全市町村が統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や空港（関西国際空港消防相互応援協定他）において協定が結ばれている。

(2) 消防広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図り、これらの災害に適切に対応できるよう消防の広域応援体制の強化を図る必要がある。

このため、消防庁では、災害種別に応じた活動マニュアルを作成するとともに、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の都道府県単位の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するように指導しているところであり、平成7年4月現在、17道府県がこれらの消防広域応援体制の整備を図っている。

また、消防組織法においては、大規模災害等の非常事態の場合において緊

急の必要があるとき、都道府県知事は、市町村長に対し、災害防衛措置に関し指示することができ、更に、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。平成6年度中には消防庁長官の求めに応じて8件の消防広域応援が実施された。

なお、昭和62年度に消防広域応援交付金制度が創設され、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われた消防広域応援については、応援市町村に対し広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなっている（第7-1表）。

2 広域防災応援体制

大規模、広域的な災害に際し、災害応急対策等を適切に実施するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を図る必要がある。

地方公共団体間等の広域防災応援に係る制度としては、先述の消防組織法に基づく消防相互応援のほか、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、地方公共団体の長等相互間の応援、水防法に基づく水防管理者から水防管理者等に対する応援等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく指定行政機関から地方公共団体に対する職員の派遣、自衛隊法に基づく部隊等の派遣等がある。

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するためには、関係機関と、あらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について具体的に定めておく必要がある。このため、消防庁では、都道府県間の広域防災応援について応援マニュアルと応援協定モデルを作成し、指導しているところである。

都道府県間の広域防災応援に関しては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、

第7-1表 消防広域応援交付金制度適用事例

	受援消防本部等	応援消防本部等	応援内容
大分県九重町 林野火災 (6.5.7)	日田玖珠広 域市町村圏 事務組合消 防本部	福岡市消防局	ヘリコプター1機空中消火
鳥取県八束町 林野火災 (6.8.10)	鳥取県東部 広域行政管 理組合消防 局	島根県	ヘリコプター1機空中消火
岡山県玉野市 林野火災 (6.8.11~6.8.13)	玉野市消防 本部	香川県 大阪市消防局 北九州市消防 局	ヘリコプター3機空中消火 香川 1 大阪 1 北九州 1
広島県竹原市 林野火災 (6.8.13~6.8.15)	竹原広域行 政組合消防 本部	島根県 京都市消防局	ヘリコプター2機空中消火 島根 1 京都 1
広島県因島市 林野火災 (6.8.18~6.8.20)	因島市瀬戸 田町消防組 合消防本部	島根県 北九州市消防 局 福岡市消防局	ヘリコプター3機空中消火 島根 1 北九州 1 福岡 1
広島県高宮町 林野火災 (6.8.25~6.8.26)	高田地区消 防組合消防 本部	島根県 香川県	ヘリコプター2機空中消火 島根 1 香川 1
兵庫県緑町 林野火災 (6.9.13~6.9.14)	淡路広域消 防組合消防 本部	三重県 香川県	ヘリコプター2機空中消火 三重 1 香川 1
兵庫県姫路市 林野火災 (7.2.12)	姫路市消防 本部	京都市消防局 大阪市消防局	ヘリコプター2機空中消火 京都 1 大阪 1

各都道府県で既存協定の見直しや新規協定の締結への取り組みが行われ、平成7年9月1日までに新たに13団体間で5件の協定が締結され、既存のものと合わせて、政令市を含む延べ53団体間で11件の協定が締結されている。

これらの協定が効果的に機能するためには、今後、広域応援を円滑かつ効果的に実施するための広域防災拠点の整備や、情報通信手段の確保、物資・資機材等の備蓄に努めるとともに、救援物資の受け入れ窓口の設置等に係るマニュアルの充実が必要である。また、備蓄物資や医療、避難収容施設等広域応援に供することのできる数量、臨時ヘリポート等活動拠点施設の位置等をあらかじめ相互に把握しておくための広域的な情報システムの構築や、合同訓練により実践力を高めていくことが必要である。

また、自衛隊への派遣要請についても、情報連絡体制等必要な事項についてあらかじめ協議し、平素から連絡を密にしておく必要があり、今後とも、地域防災計画において自衛隊の派遣要請に関する事項を具体的に定めるとともに、合同訓練を実施するなど普段からの連携強化に十分努める必要がある。

3 広域航空消防応援体制の整備

大規模・特殊災害や林野火災等においては、空中消火や救急業務、救助活動、情報収集、緊急輸送など消防防災活動全般にわたり、ヘリコプターの活用が極めて有効である。

そのため、消防庁では、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図り、消防機関や都道府県の保有するヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進しているところである(第7-2表)。

今後とも消防機関や都道府県のヘリコプターをさらに増強しつつ、ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図るとともに、臨時離着陸場の確保やヘリコプターテレビ電送システム及びこれらの映像を地域衛星ネットワークを通じて国及び他の都道府県等に伝送するシステムの整備等を推進することにより、全国的な広域航空消防応援体制の一層の充実を図る必要がある。

4 緊急消防援助隊の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制

第7-2表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく
広域航空応援の出動実績

年	出動回数	出 動 種 別				
		林野火災	風 水 害	火山災害	救 急	航空機事故
61	2	1	1			
62	7	7				
63	7	7				
元	1	1				
2	1	1				
3	12	1			10	1
4	5	3			2	
5	6	4	1	1		
6	8	8				
計	49	33	2	1	12	1

を整備することを目的として、緊急消防援助隊が創設された。平成7年6月30日には緊急消防援助隊発足式が実施された。

緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊のほかに、先行調査と現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊や、緊急消防援助隊が自給自足で活動を行うための補給業務を行う後方支援部隊が編成に加えられており、地震等の大規模災害時には、消防庁長官による消防の応援のための必要な措置の要求に基づいて出動することとなる。

緊急消防援助隊の部隊編成については、平成7年9月5日現在、救助部隊、救急部隊等の全国から集約的に出動する消防庁登録部隊が376隊（交替要員を含めると4,000人規模）、消火隊等の近隣都道府県間において活動する県外応援可能部隊が891隊（同13,000人規模）であり、総計1,267隊となり、交替要員を含め約17,000人規模のものとなっている。

また、緊急消防援助隊の活動の充実のため、消防庁では救助工作車、ファイバースコープ等の高度救助用資機材、災害対応特殊救急自動車などの救急

救助活動に必要な装備や、部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な資機材等の装備を推進しているところである。

〈緊急消防援助隊〉

阪神・淡路大震災では、地元消防本部、消防団はもとより、消防庁からの出動要請を受けて、全国41都道府県、451消防本部から延べ32,400人が消防広域応援活動を実施し、消火、救急、救助活動に従事しました。これらの教訓を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等の消防機関による援助体制を整備するために、緊急消防援助隊が創設され、平成7年6月30日には消防庁と全国消防長会の主催により、緊急消防援助隊の発足式が開催されました。

緊急消防援助隊は、被災地での適切な救急救助活動等を達成するために、次のような装備を備える必要があります。消防庁では今後計画的に、これらの資機材を整備していきます。

① 救助工作車Ⅲ型

ウィンチ、クレーン、照明装置等を備えた4輪駆動の救助工作車で、重量物の排除等に能力を発揮し、緊急消防援助隊の救助部隊の活動に使用する車両です。

② 高度救助用資機材

ファイバースコープ、地中音響探知機、赤外線による生体覚知装置、光増幅による夜間用暗視装置等、救助工作車に積載され、生存者の発見に用いられます。

③ 災害対応特殊救急自動車

緊急消防援助隊の救急部隊が被災地で使用するための、4輪駆動の高規格救急自動車です。また、救急救命士の行う応急処置に必要な資機材を積載しています。

④ 支援車

緊急消防援助隊の隊員が自給自足するためにシャワー、トイレ設備等を備えた4輪駆動の車両で、現場救護所に用いる資機材の搬送にも用いられます。

第 3 章

規制緩和への対応

第3章 規制緩和への対応

1 規制緩和をめぐる動き

近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、公的規制の緩和が大きな課題となっており、消防行政にもその対応が求められている。

消防行政に関する規制は、いわゆる社会的規制に属するものであり、国民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重要なものであるため、規制緩和の趣旨を踏まえるとともに、安全性の確保の観点に十分配慮しながら対応していくことが必要である。

最近における消防行政に係る規制緩和への取組については、以下のとおりである。

(1) 緊急経済対策

平成5年8月19日の閣議において、内外の経済情勢を踏まえ、経済の活性化、内需の振興を図る観点から、規制緩和、円高差益の還元の問題に早急かつ真剣に取り組むこととされ、同年9月16日の緊急経済対策閣僚会議において「規制緩和等の実施について」が決定された。この中で消防行政に係る規制に関して、安全性等を十分検討の上、可能な限りの規制の緩和を行うこととし、次の7項目が盛り込まれた。これらについては、すべて平成6年度中までに措置されたところである。

- ・劇場等における誘導灯の基準の見直し
- ・タンクローリーの容量制限の緩和・メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備
- ・天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準の整備
- ・危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化
- ・完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小
- ・危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し

(2) 今後における行政改革の推進方策について

(平成6年2月15日閣議決定)

この中においては消防行政に係るものとして(1)の緊急経済対策に盛り込まれた規制緩和事項に加え、許認可等の整理の一環として、次の3項目が盛り込まれた。これらについてもすべて平成6年度中に措置されたところである。

- ・危険物取扱者試験受験資格の認定
- ・消防設備士受験資格の認定
- ・防火管理者として必要な学識経験を有する旨の認定

(3) 今後における規制緩和の推進等について [規制緩和推進要綱]

(平成6年7月5日閣議決定)

行政改革推進本部において、規制緩和策の取りまとめ作業が行われ、6月28日に行政改革推進本部決定がなされた。

これを受け、政府において内需の拡大、輸入の促進、新規事業の創出、内外価格差の縮小等を期する観点から、規制緩和等の推進を図ることとされ、7月5日に規制緩和事項が決定された。この中で、消防行政に係るものとしては、次の7項目が決定された。これらのうち前4項目は、平成6年度中に措置されたところである。

- ・消防用設備の非常電源について、気体燃料を使用する自家発電設備を認容する。
- ・消防同意事務について、事務手続の簡素化、迅速化を図る。
- ・防災表示者の認定等に関する事務の簡素化・合理化を図る。
- ・国際的基準に適合し、その旨が表示されている国際輸送用タンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。
- ・セルフサービス方式の給油取扱所について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。
- ・給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。
- ・ナトリウム硫黄電池について、電気自動車用電池として使用する場合の安

全性等について検討を行い、その結果を踏まえ、これに係る危険物の規制を緩和する。

2 規制緩和推進計画とその対応

(1) 規制緩和推進計画

「今後における規制緩和の推進等について」(平成6年7月5日閣議決定)において、既往の規制緩和方策の成果を踏まえ、今後更に規制緩和の推進に積極的かつ計画的に取り組むこととするため、平成6年度内に、5年を期間とする「規制緩和推進計画」(仮称)を策定することとされた。

これを受け、平成7年3月31日の閣議において、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、①消費者の多彩なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を目指す、②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資する、③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る観点から、平成7年度から11年度までの「規制緩和推進計画」を定め、規制緩和等を積極的に推進することとされた。この「規制緩和推進計画」の中で、消防行政に係るものとしては(第1表)に掲げる事項が決定された。なお、同計画は、急激な円高による異常な事態に対応するため、同年4月14日の経済対策閣僚会議において決定された「緊急円高・経済対策」において、平成9年度までの3年計画として前倒し実施することとされた。

(2) 規制緩和推進計画への対応

規制緩和推進計画に盛り込まれた事項について、消防庁は平成7年7月までに(第2表)のような措置をとった。

また、規制緩和推進計画で平成9年度までの3カ年で検討することとされているセルフサービス方式の給油取扱所及び給油取扱所の荷卸し時の立会い義務について、消防庁では、安全性の問題について結論を得るため、平成7年度において、給油取扱所の安全性等に関する調査検討委員会を開催した。同委員会においては、国内外の事故事例の分析等を中心に給油取扱所の

第1表 規制緩和推進計画 個別施策（消防庁分）

住宅・土地等関係
[建築]

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
地下街の新設等に当たっての公共比率等	地下街の新設等に当たっての公共比率等について、地下街の公共利用の実態等を調査の上、安全性の確保に十分留意しつつ、関係省庁で検討する。	7年度 (検討委員会設置)					警察庁 通商産業省 運輸省 建設省 自治省
道路上空通路の許可基準	道路上空通路について、安全性の確保に十分留意しつつ、許可基準の弾力的運用を図る。	7年度					警察庁 建設省 自治省

[その他]

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
浮体構造物に関する多重規制	浮体構造物に係る建築基準法、船舶安全法、港湾法及び消防法の規制について、規制内容を精査・調整のうえ、技術基準の整合性の確保、効率的な検査の実施等円滑な運用方法について検討し所要の措置を講じる。	7年度			7年度以降、協議の上逐次実施		運輸省 建設省 自治省

基準・認証・輸入等関連関係

[基準・認証]
(建築資材)

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
防災表示者の認定等に関する事務	防災表示者の認定等の事務について、認定申請書類の見直し、申請後の確認審査の廃止等、簡素化、合理化を図る。	7年4月					自治省

(危険物輸送)

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
危険物輸送容器等に係る基準	海外において危険物の輸送のための容器として用いられているIBC（インターミディエイトバルクコンテナ）について、危険物の運搬容器として使用できるよう技術上の基準を整備する。	7年4月					自治省
国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める水圧試験に係る基準に適合し、その旨が表示されているタンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。	7年4月					自治省

危険物・防災・保安関係

[石油コンビナート等災害防止法関係]

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度 平成10～11年度		
第一種事業所の変更に関する計画の届出	変更届出を要する施設面積要件を緩和するなど、主務大臣への届出を要しない軽微な変更に関する事項の範囲を拡大し、いわゆるレイアウト規制の事務手続及び運用について簡素合理化を図る。	7年度				通商産業省 自治省
危険物入出荷施設等に係る特定通路の特例基準	特定事業所内の危険物入出荷施設等に係る特定通路の特例基準の見直しを行い、特定通路の距離要件を緩和する。	7年度				通商産業省 自治省
特定事業所の自衛防災組織における防災資機材等の配置	現下の技術進歩を踏まえた防災資機材等及びその防災要員の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。		平成9年度 (実施)			自治省
特定事業所の自衛防災組織における油回収船の配置	油回収装置取付式の油回収船についての基準を検討し、これを認めることとする。	7年度				自治省

[消防法関係]

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度 平成10～11年度		
セルフサービス方式の給油取扱所	セルフサービス方式の給油取扱所について、平成7年度に調査検討委員会を設置し、安全性の問題について平成9年度を目的に結論を得べく、諸外国の実施状況等に留意しつつ検討を進める。	7年度 (検討)	平成8年度 ～9年度 日途 (結論)			自治省
給油取扱所の荷卸し時の立会い義務	給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和について、平成7年度に調査検討委員会を設置し、安全性の問題について平成9年度を目的に結論を得べく、検討を進める。	7年度 (検討)	平成8年度 ～9年度 日途 (結論)			自治省
危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続	危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続に関して、下記の事項等について措置する。 ・危険物の製造又は取扱いを行う工場敷地内の建物の新築・増改築に係る手続の簡素化	7年度 (実態等 の調査、 検討)	平成8年度 日途 (実施)			自治省

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・給油取扱所の建設に係る手続の簡素化 ・危険物施設の設置・変更許可申請に係る添付書類の削減 ・危険物施設の軽微な変更のうち、許可を要せず、資料の提出を求めもの範囲の拡大と明確化 ・危険物施設の軽微な変更のうち、資料の提出を要しないものの範囲の拡大 						
屋外タンク貯蔵所に係る不等沈下量の測定	屋外タンク貯蔵所の定期点検項目のうち不等沈下量の測定について、設置後一定期間以上経過し、不等沈下量の値が一定値以下となつたものについて、年1回の測定頻度を延長する。	7年度					自治省
完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲	製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクで容量が指定数量未満のものについて、完成検査前検査の対象から除外する。	7年4月					自治省

危険物の地下貯蔵タンクの基準	内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋設することができ地下貯蔵タンクとして使用できるような技術上の基準を整備する。	7年4月					自治省
移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用	移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用について実態を調査し、事務処理の統一を図る。	7年度 (実態等の調査、検討)	8年度 目途(実施)				自治省
屋外貯蔵タンクの溶接工事に係る手続	屋外貯蔵タンクに係る小規模な溶接工事で安全性が確保されるものについて、変更許可手続を不要とする。	7年度 (検討)	8年度 目途(実施)				自治省
消火設備用配管材質の使用制限	合成樹脂管について、消火設備用配管として使用できるかどうかについて検討の上、所要の措置を講ずる。	7年度					自治省

事項名	措置内容	実施時期			備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度 平成10～11年度		
スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準	スプリンクラー設備におけるスプリンクラーヘッドの同時開放個数について、最近開発されたスプリンクラーヘッドの性能等を評価し、防火対象物の用途等に応じ、その基準を見直す。	7年度				自治省
ハロン代替消火設備の設置	ハロン代替消火設備について、設置する部分の用途、規模等に応じて、消火性能、毒性等の検討を行った上で、設置基準を作成する。	7年度				自治省
誘導灯の一時消灯がでさる範囲	誘導灯の一時消灯について、防火対象物の用途等に応じ、一定の安全対策を講じた上で、更にその対象範囲の拡大を図る。	7年度				自治省
共同住宅等の構造に応じた消防設備等の設置に係る特例基準	共同住宅等の消防用設備等の設置について、共同住宅等の構造、住居の開口部等について安全性を考慮し、設置に係る特例基準を見直す。	7年度				自治省

事項名	措置内容	実施時期			備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度 (実施)	平成9年度 平成10～11年度		
消防設備士講習の受講義務	消防設備士の講習の実施方法、実施内容等について検討し、講習に係る負担の軽減を図る。	7年度 (具体的な問題点を把握)				自治省
甲種消防設備士試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種消防設備士試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定する。	7年4月				自治省
防火管理者として必要な学識経験の有する旨の認定	防火管理者として必要な学識経験を有することにつき、消防庁長官が認定する制度を廃止する。	7年4月				自治省
甲種危険物取扱者試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種危険物取扱者試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定する。	7年4月				自治省

事項名	措置内容	実施予定時期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10～11年度		
土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油	建設現場等における土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油について、技術上の基準を整備する。	7年度 (問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度 (技術基準の検討)	9年度 目途(実施)			自治省
危険物施設に係る保有空地内の緑化	危険物施設に係る保有空地について、火災予防及び消火活動に支障を与えない範囲で植栽を認める。	7年度					自治省
危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料の範囲	危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度 (検討)	8年度 目途(実施)				自治省
給油取扱所の事務等に用いることができる建築材料の範囲	給油取扱所の事務等に用いることができる建築材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度 (検討)	8年度 目途(実施)				自治省

液化石油ガス (LPG) 充填所の設置に関する基準	液化石油ガス (LPG) 充填所を給油取扱所に併設することができるよう、安全性等を検討した上で技術上の基準を整備する。	7年度 (問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度 (技術基準の検討)	9年度 目途(実施)			自治省
天然ガス (CNG) 充填所等の設置に関する基準	天然ガス (CNG) 充填所を給油取扱所に併設することができるよう、技術上の基準を整備する。	7年4月					自治省

第2表 規制緩和推進計画に盛り込まれた事項のうち、平成7年7月までに実施されたもの

事 項	措 置 内 容	実 施 時 期
防災表示者の認定等に関する事務	防災表示者の認定等の事務について、認定申請書類の見直し、申請後の確認審査の廃止等、簡素化、合理化。	7年4月 7.1.12 消防庁予防課長通知
危険物輸送容器等に係る基準	海外において危険物の輸送のための容器として用いられているIBC（インターミディエイトバルクコンテナ）について、危険物の運搬容器として使用できるよう技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.24 省令改正
国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める水圧試験に係る基準に適合し、その旨が表示されているタンクコンテナについて、完成検査前検査を省略。	7年4月 7.2.3 政令改正
完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲	製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクで容量が指定数量未満のものについて、完成検査前検査の対象から除外。	7年4月 7.2.3 政令改正
危険物の地下貯蔵タンクの基準	内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋設することができる地下貯蔵タンクとして使用できるよう技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.3 政令改正
ハロン代替消火設備の設置	ハロンの代替消火設備について、設置する部分の用途、規模等及び消火性能、毒性等の評価に応じた設置基準を作成した。	7年5月 7.5.10 消防庁予防課長通知
甲種消防設備士試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種消防設備士試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定。	7年4月 6.6.22 法律改正

事 項	措 置 内 容	実 施 時 期
防火管理者として必要な学識経験を有する旨の認定	防火管理者として必要な学識経験を有することにつき、消防庁長官が認定する制度を廃止。	7年4月 6.11.28 省令改正
甲種危険物取扱者試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種危険物取扱者の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定。	7年4月 6.6.22 法律改正
天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準	天然ガス（CNG）充填所を給油取扱所に併設することができるよう、技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.3 政令改正

安全性の問題について検討を進めていくこととされた。

消防行政に係る規制は、火災予防又は防災の観点から行われる安全規制であり、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要なものであるため、消防庁としても、今後とも、安全性の確保に十分配慮しながら、適切に対処していく。

第 4 章

国際協力の推進と地球環境の保全

第4章 国際協力の推進と地球環境の保全

[国際協力・国際交流]

1 国際協力・国際交流の現況

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修、火災予防技術研修及び防災技術研修を実施している。消防行政管理者研修は、平成元年度から実施しているもので、消防行政管理者の養成に重点を置いた研修コースである。その受講状況は第1表のとおりである。また、消防に関する技術研修として救急救助技術研修を昭和62年度から、消火技術研修を昭和63年度から、火災予防技術研修及び防災技術研修を平成2年度からそれぞれ実施している。これまでの受講状況は、第2表から第5表のとおりである。

(2) 諸外国からの研修員受入れ

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成7年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき2名の中国幹部消防職員を消防大学の本科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の消防学校教官を東京消防庁消防学校へそれぞれ入校させた。この他、外務省、国際協力事業団からの依頼に基づき、アジア・中南米諸国等の研修員を多数受け入れている。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、ブラジルの首都のブラジリアの消防隊に対し、火災原因調査・分析、消火・防火教育の普及、防火基準の作成等を目的として平成4年10月から平成6年10月まで消防の分野では初の長期(2年間)の専門家派遣を実施したほか、タイの消防訓練センターの設計及び運営管理のための専門家派遣、中国の北京市消防局に対する消防通信指

第1表 消防行政管理者研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度										計						
	昭和45-55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元							
(アジア地域)																	
1 バングラデシュ	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	10
2 ミャンマー	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
3 インドネシア	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
4 カンボジア	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	22
5 ラオス	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
6 マレーシア	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
7 パキスタン	11	1	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
8 フィリピン	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
9 シンガポール	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
10 タイ	12	1	1	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	19
11 インドネシア	12	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18
12 スリランカ	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
13 タイ	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
14 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
15 韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
16 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17 香港	—	—	—	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	12
18 日本	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	1	1	1	—	—	—	6
19 中国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
(中近東地域)																	
20 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
21 エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	7
22 イラン	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
23 ジョルダン	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
24 サウディ・アラビア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	3
25 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
26 シリア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
27 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
28 イラク	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2
29 バハレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
30 カタール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2
(アフリカ地域)																	
31 リベリア	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
32 スーダン	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	4
33 コートジボアール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
(中南米地域)																	
34 ブラジル	6	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	24
35 チリ	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
36 コロンビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
37 ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
38 パラグアイ	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	5
39 パナマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
40 ホンデュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
41 セント・ルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
42 グアテマラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
43 グレナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
(オセアニア地域)																	
44 パプア・ニューギニア	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	5
45 ソロモン諸島	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
46 フィジー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
47 マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	8	8	8	8	7	252

(注) 昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度										計	
	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7			
(アジア地域)												
1 中国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
2 バングラデシュ	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4
3 シンガポール	1	1	1	1	1	—	1	1	—	—	—	7
4 マレーシア	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	6
5 スリ・ランカ	—	1	—	1	—	2	1	1	—	—	—	6
6 インドネシア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7 ブルネイ	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	5
(中近東地域)												
8 トルコ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
9 ジョルダン	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	3
(中近東地域)												
10 セネガル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
(中南米地域)												
11 ブラジル	2	3	3	3	1	—	—	—	—	—	—	12
12 ベルギー	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	3
13 メキシコ	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
14 チリ	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
15 グアテマラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
16 セント・ルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
17 パラグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
(オセアニア地域)												
18 パプア・ニューギニア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
19 マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
計	6	10	8	8	6	6	5	6	7	62		

令、警防技術・訓練、防災管理指導のための専門家派遣等を実施した。

これらの開発途上諸国への消防協力案件は、各国における消防の発展に大きな成果をあげているところである。

第3表 消火技術研修受講状況

(単位：人)

年 度		昭和	平成	2	3	4	5	6	7	計
国名・地域名		63	元							
(アジア地域)										
1	ミヤンマー	2	—	—	—	—	—	—	—	2
2	インドネシア	1	—	—	—	—	—	—	—	1
3	フィリピン	1	2	1	—	—	—	1	—	5
4	タイ	1	—	1	—	—	—	—	—	2
5	マレーシア	—	—	1	1	—	—	1	1	4
6	ブルネ	—	—	—	1	—	—	—	—	1
7	中国	—	—	—	—	1	1	1	—	3
8	香港	—	—	—	—	—	—	1	1	2
9	ネパール	—	—	—	—	1	—	—	—	1
10	スリランカ	—	—	—	—	1	—	—	1	2
11	パキスタン	—	—	—	—	1	1	—	—	2
12	モルデ	—	—	—	—	—	—	1	—	1
13	大韓	—	—	—	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)										
14	トルコ	1	—	—	—	—	—	—	—	1
15	ジョルダ	—	—	1	—	—	—	—	—	1
16	エジプト	—	—	—	1	2	—	—	—	3
17	アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	—	—	1
18	クウェイト	—	—	—	—	—	—	1	1	2
19	シリア	—	—	—	—	—	—	—	1	1
(アフリカ地域)										
20	ケニア	—	1	—	—	1	—	—	—	2
21	セネガ	—	—	1	1	—	1	—	—	3
22	レソト	—	—	—	—	—	1	—	—	1
23	ベナン	—	—	—	—	—	—	—	1	1
(中南米地域)										
24	パラグアイ	1	1	—	—	—	—	—	—	2
25	ブラジル	—	—	2	—	—	—	1	—	3
26	チリ	—	—	—	1	1	—	—	—	2
27	トリニダード・トバゴ	—	—	—	—	—	1	—	—	1
28	ウルグアイ	—	—	—	—	—	1	1	—	2
29	コロンビア	—	—	—	—	—	—	—	1	1
30	ドミニカ共和国	—	—	—	—	—	—	—	1	1
31	ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	—	1	1
(ヨーロッパ地域)										
32	ブルガリア	—	—	—	—	—	—	1	—	1
(オセアニア地域)										
33	パプア・ニューギニア	1	1	1	—	—	—	—	—	3
34	西サモア	—	—	—	—	—	1	—	—	1
35	ミクロネシア	—	—	—	—	1	—	—	—	1
36	マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	—	1	1
37	ソロモン諸島	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計		8	5	8	5	9	8	9	12	64

第4表 火災予防技術研修受講状況

(単位：人)

年 度		平成	3	4	5	6	7	計
国名・地域名		2						
(アジア地域)								
1	ブルネ	1	1	1	1	1	1	6
2	マレーシア	1	1	1	—	—	1	4
3	シンガポール	1	1	1	1	—	—	4
4	パキスタン	—	1	—	—	—	—	1
5	インドネシア	—	—	1	—	1	—	2
6	タイ	—	—	1	—	—	—	1
7	スリランカ	—	—	1	—	—	—	1
8	インド	—	—	—	—	1	1	2
9	フィリピン	—	—	—	—	—	1	1
10	香港	—	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)								
11	トルコ	—	—	—	—	—	1	1
12	バハレーン	—	1	—	—	—	—	1
13	エジプト	—	—	1	—	—	—	1
(アフリカ地域)								
14	ガナ	—	—	—	1	—	—	1
(中南米地域)								
15	ブラジル	1	1	1	1	1	—	5
16	ペルー	1	—	—	—	—	—	1
17	ウルグアイ	—	—	—	1	—	—	1
18	トリニダード・トバゴ	—	—	—	—	1	—	1
(オセアニア地域)								
19	マーシャル諸島	—	—	—	1	1	—	2
計		5	6	8	6	6	6	37

(4) 国際交流

義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Fire fighters Association) が、設立されており、我が国では、財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成6年9月30日から同年10月2日にかけてエジプトにおいて第3回ヨーロッパ・アフリカ地域総会が開催され、平成7年11月

第5表 防災技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年度	平成2	3	4	5	6	7	計
(アジア地域)								
1	フィリピン	1	—	—	—	—	—	1
2	バングラデシュ	—	1	—	1	1	1	4
3	中国	—	1	1	—	1	—	3
4	タイ	—	1	—	—	—	1	2
5	パキスタン	—	—	—	1	1	—	2
6	ベトナム	—	—	—	1	—	—	1
7	マレーシア	—	—	—	—	1	1	2
8	ブータン	—	—	—	—	1	—	1
9	ミャンマー	—	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)								
10	ジョルダン	—	1	—	—	—	1	2
(アフリカ地域)								
11	モロッコ	—	—	1	—	—	—	1
(中南米地域)								
12	ブラジル	1	—	—	—	—	—	1
13	ペルー	1	1	—	—	—	—	2
14	セント・ルシア	1	—	—	—	—	—	1
15	コロンビア	—	1	1	1	—	—	3
16	ジャマイカ	—	—	1	—	—	—	1
17	グアテマラ	—	—	1	—	—	—	1
18	ベネズエラ	—	—	—	1	—	—	1
19	パナマ	—	—	—	—	—	1	1
(オセアニア地域)								
20	パプア・ニューギニア	—	—	—	—	—	1	1
計		4	6	5	5	5	7	32

30日から同年12月2日にかけてタイにおいて第4回アジア・オセアニア地域総会が開催される予定である。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成6年10月18日から同年10月22日にかけて我が国において第18回総会が開催された。なお、



救急救助技術研修で救急実技に取り組む海外研修員

次回の第19回総会は、平成8年にタイにおいて開催される予定である。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 国際協力・国際交流の課題

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を超えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

また、我が国は、先の阪神・淡路大震災において端的に見られたように世界有数の地震国であるとともに台風、火山噴火等の災害多発地帯であり、さらには、狭い国土、急峻な地形等様々な地理的条件を有する中、活発な経済活動を展開してきており、消防防災活動においてもハード、ソフトの両面にわたり高度なシステムを発達させている。一方、開発途上諸国は、今、人口の増大と都市集中、産業活動の拡大等かつて日本が経験した歴史と同様の状況に直面しており、国民の生活水準を向上させ、今後とも着実に経済の発展を続けていくためには、消防の分野をはじめ、様々な分野の技術とノウハウの移転が求められている。

我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、

消防に関する技術協力を積極的に推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような開発途上諸国への技術とノウハウの移転に際しては、我が国の経験に基づく適切な移転となるよう配慮するとともに、気候、風土、経済社会システム等その国固有の状況を十分調査し、その国に適した形で実施することが重要であり、人的交流を通じた技術・意見の交換を積極的に行っていく必要がある。

また、近年、我が国における地方公共団体の国際交流は質的に深化し、「国際交流から国際協力へ」の新たな潮流が生じている。今後は、消防防災の分野においても、地方公共団体による自主的・主体的な国際交流・国際協力をより一層推進することが求められている。

さらに、近年の急速な国際化の進展に的確に対応できるよう、消防における国際化対応能力の向上を図ることが重要であると考えられる。このため、平成6年度から全国市町村国際文化研修所に、消防実務に必要な語学研修等を行う消防職員研修コースが設置されている。

今後は既存の研修等の充実と併せ、開発途上諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術協力を継続的に行い、消防技術協力の一層の推進を図る必要がある。

[国際消防救助隊]

昭和60年11月14日（現地時間13日）に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から消防庁に対し、救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では、積極的に協力することとして準備を進めた。この援助活動は実現には至らなかったが、その後、政府は外務省を中心に、海外で大災害が発生した場合の国際緊急援助体制の整備を進め、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）が公布施行された。

この法律は、海外の地域における大規模災害時に、被災国政府等の要請に応じて実施する総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたも

のであり、消防庁長官は、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、消防庁長官の要請を受けた市町村はその消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

国際緊急援助隊の一部を構成する国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF” 愛称“愛ある手”）は、全国の40消防本部、501名の救助隊員から構成されており、世界のトップレベルの救助技術を有する救助隊として、これまで第6表のとおり過去に6回海外において救助活動や支援活動を行っている。

消防庁では、「国際消防救助隊派遣体制の整備に関する研究会」における検討の結論を踏まえて昭和62年9月19日に制定された「国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱」に基づき、その派遣体制を整備してきたところであるが、いついかなる事態においても適切かつ迅速な対応が可能となる出動体制を整備するためには、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら、世界のトップレベルの救助技術の最新救助資機材の常時装備の整備や、海外における活動上不可欠である言語や風俗、習慣等の異文化に関する研修訓練の充実などの課題にも継続的に取り組んでいく必要がある。

また、国際消防救助隊としての合同訓練は、これまでに4回実施されているところであるが、国際消防救助隊の技術向上や連帯感を醸成するためにも定期的、継続的に実施する体制の整備を図っていく必要がある。

[国際防災]

1 国際防災の現況

(1) 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年（International Decade for Natural Disaster Reduction）」とする決議案が、全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日（毎年10月第2水曜日）及び本10年に関する国際行動の枠組み

第6表 国際消防救助隊派遣実績

派遣期間	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
昭和 61.8.27 ～9.6	ニオス湖 有毒ガス 噴出災害	カメルーン共和 国 ニオス湖周辺	死者 1,700名以上	国際消防救助隊員1名 有毒ガスの再噴出に備 え調査団に対する呼吸 保護器の指導
昭和 61.10.11 ～10.20	エル・サ ルバドル 地震	エル・サルバド ル共和国 サンサルバドル市	死者 1,228名 倒壊家屋3万戸	国際消防救助隊員9名 倒壊ビルからの救助
平成 2.6.22 ～7.2	イラン地震	イランイスラム 共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000名以上	国際消防救助隊員6名 倒壊家屋からの救助
平成 2.7.18 ～7.26	フィリピン 地震	フィリピン共和 国 ルソン島中北部	死者 1,600名以上	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助
平成 3.5.15 ～6.6	バングラデ シュサイク ロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者 約13万人	国際消防救助隊員38名 及びヘリコプター2機 を派遣し、被災民への 救援物資の輸送等を実施
平成 5.12.13 ～12.20	マレーシア ビル倒壊 被害	マレーシア クアラルンプー ル郊外 ウルクラン地区	死者48名 倒壊ビル1棟	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助

(注) 平成2年以降は、国際緊急援助隊の一員としての派遣である。

等に関する決議案が全会一致で採択された。

(2) 我が国の対応

我が国においては、平成元年、閣議決定により設置された「国際防災の10年推進本部」において基本方針が決定し、各省庁とも、国際的な会議や広報活動等国際防災の10年関連施策を推進しているところである。

以後毎年、国際防災会議を開催しており、平成6年には、国際防災の10年の中間年として、これまでの本10年に係る活動の総括を行うとともに、あわ

せて本10年後半の活動の方向を定めることを目的として、横浜市で国連主催の「国際防災の10年世界会議」(5月23日から27日まで)が開催され、147ヶ国よりの政府代表、国連機関、学術団体、非政府団体等より約5,000名が参加し、今後の行動計画を含む「災害の少ない世界に向けて—横浜戦略」が採択された。

(3) 消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、各種広報活動をはじめ、平成2年5月31日には、アジア諸国の災害の実態、消防防災体制の現状及び問題点、国際協力の進め方等について参加各国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした国際防災の10年アジア消防名古屋会議を開催し、世界14カ国から、1,000人を超える参加者を得た。

それ以降も、開発途上国向け防災ビデオの制作や日本の自主防災体制に関する開発途上国向け防災対策教材の作成、開発途上国における代表的な災害事例集の作成など多彩な事業展開を行うとともに、諸外国から研修生の受入れ、諸外国への専門家の派遣等を行い、国際協力の一層の推進に努めている。

2 国際防災の課題

国際防災の10年においては、国際防災の課題として、世界各国が国際協調活動を通じ、全世界特に開発途上国における自然災害による人命の喪失、財産の損失及び社会的・経済的混乱等の被害の軽減に取り組むことを掲げている。このためには、自然災害に対する防ぎよ施設等のハード面の整備もさることながら、防災ビジョンの確立、各防災関係機関の資質の向上等ソフト面での対策も重要であると考えられる。

この点を踏まえた上で、我が国は防災分野での先進国として、今後も研修員の受け入れ事業、研究者の交流事業の実施等防災分野における国際交流を積極的に推進していく必要がある。

[基準・認証制度]

1 基準・認証制度の現況

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

なお、平成7年1月1日に世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協会が発効し、スタンダードコードについても、修正の上、この協会に含まれる協定の一つとなっている。

さらに、諸外国からの市場開放要望に應えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等の一部を、新しく創設した自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等とし、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作

業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

2 基準・認証制度の課題

国際化を更に推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、今後とも、国際規格の策定に積極的に参加し、協力することにより、防火安全対策面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

[地球環境の保全]

1 ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進

ハロン消火薬剤（ハロン1211、1301及び2402）は、コンピュータ室、通信機器室等の消火薬剤として広く使用されているところであるが、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき昭和62年9月に採択されたモントリオール議定書においてオゾン層を破壊する規制物質として指定された。

さらに、平成4年11月に開催された第4回モントリオール議定書締約国会合において、平成6年1月1日以降ハロンの生産等を全廃すること、ハロンの回収、再利用等の促進を図るためのハロンバンクマネジメントを確立すること等が決定された。

これらの情勢を踏まえ、消防庁では、平成2年7月に「ハロン抑制対策検討委員会」を開催し、ハロンの使用抑制に取り組み、平成3年8月に特定の用途の建築物におけるハロンの使用抑制方針を策定し、その指導を図ってきたところである。

また、平成5年7月に、ハロンの回収、再生及び再利用を効率的、かつ、的確に行うことにより、大気中へのハロンのみだりな放出を防止し、地球環

境の保全に寄与することを目的として、関係業界により「ハロンバンク推進協議会」が設立され、平成6年3月1日より、ハロンの回収、再生及び再利用に係る運用を開始している。

なお、平成6年12月に閣議決定された「環境基本計画」に沿って施策を進めていくこととしている。

2 クリーンエネルギー自動車の導入に伴う給油取扱所の技術基準の整備等

地球環境保全対策等の一環として、クリーンエネルギー自動車の普及が推進されているが、これに合わせて、クリーンエネルギー自動車用の燃料供給施設の設置が推進されようとしている。

このため、平成5年度において、メタノール給油取扱所の技術基準について整備を行ったほか、平成6年度において、天然ガス（CNG）充てん所を既存の給油取扱所に併設する場合の技術基準について整備を行ったところである。

また、平成9年度を目途に、LPガス充てん所を既存の給油取扱所に併設する場合の安全性の検討を進めているところである。

第 5 章

消防の科学技術の研究

第5章 消防の科学技術の研究

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

消防防災に係る科学技術の基礎的研究としての経常研究を行っているほか、特別研究として社会的、行政的要請の高い課題について、期限を定め計画的に研究を行っている。

その他、国際間のあるいは産学官の協力を図るため、外国の研究機関、国内の大学あるいは企業との共同研究を積極的に進めている。

[研究活動]

1 特別研究

特別研究は、(1) 国民を火災から守るため新しい方式の建物・施設等の火災性状やそこで用いる消防設備に関する研究を行う「火災安全技術の高度化に関する研究」、(2) 消防機関が用いる機器の開発の様に消防活動を援助するための研究開発を行う「消防活動技術の高度化に関する研究」、及び(3) 危険物を安全に使用できるように危険物が持つ危険性や危険物を安全に貯蔵するための施設についての研究を行う「危険物災害の防止に関する研究」からなっている。

(1) 火災安全技術の高度化に関する研究

ア 火災性状把握避難誘導システムに関する研究

建物内の火災性状及び在館者の居場所を把握し、迅速かつ効果的な避難誘導・救助が行えるシステムを開発するための要素開発を行った。また視聴覚障害者等災害弱者を含めた在館者把握手法として、先に開発した一斉電話応

答システムに加えて広域微動検知型のPIRセンサー、施錠信号出力付きドアロック及びペンダント式信号発信器からなるサブシステムを試作した。さらに、昨年度に引き続いて火災性状把握のためのサブシステムの信頼性の向上を図るためこれを実建物に設置して火災・非火災データを収集した。

イ 住宅火災の高度防火技術に関する研究

住宅火災用の消防用設備の改良と普及を図ることを目的にして、8畳間相当の部屋を使って火災実験を行い、主に、住宅用火災警報器と住宅用スプリンクラーの作動時間及び消火効果について検討した。火源位置、開口条件等の諸条件を変えて多数回の実験を行い、火災の進展状況を計測するとともに各種感知器の感知時間及び住宅用スプリンクラーの作動時間と消火効果を計測した。実験の結果から住宅用スプリンクラーが作動した時の火災環境が明らかとなり、また、火災感知器とスプリンクラーの作動時間の違いあるいはスプリンクラーの消火効果と火源位置及び開口条件の関係等についての資料を得た。

ウ 地下施設における火災の特性に関する研究

社会経済活動の場が急速に大都市に集中し、深層地下に駐車場、駅舎等が建設されている。この研究はこれらの地下施設における火災の特性を模型実験により把握し、コンピュータシミュレーションにより実大規模の火災特性の予測を行い、消防防災に関する基礎資料を得ることを目的としている。地下施設、特に同駐車場の実態及び火災の特徴について調査し、自然排煙に関する火災実験を行い、自然排煙坑の大きさと火災室の煙層高さの関係について求めた。一方、深層地下駐車場の1/10縮尺を想定し、床面積1500㎡相当の模型を製作し実験研究に着手した。

エ ハロン代替物質の消火性能と毒性の評価方法に関する研究

地球環境保全のため、ハロン消火剤の生産が禁止され、その代替としての消火剤が開発されている。このハロン代替物質の消火性能と毒性の評価方法を確立し、ハロン代替消火剤の採用の適性化を検討するため、消火性能評価方法について研究し、金属カップバーナー法の提案、管状火炎バーナーを用いた簡便なピーク濃度測定方法の確立などの成果を得た。またハロン代替物

質及び消火使用時に発生するそれらの分解生成ガス毒性安全評価方法に関する検討を行った。

(2) 消防活動技術の高度化に関する研究

ア 消防活動の機動化のための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

狭隘な道路に面し送電線、電話線等の架線や街路樹等が直近に存在する建物に対しても支障なく架梯できる特殊小型はしご付き消防自動車の開発研究を行った。梯体は従来と異なる構造のもの（閉断面構造）を新たに研究・開発し、動作を検証するためプロトタイプ（伸梯長10m）を試作した。ターンテーブルは従来の機能（旋回と起伏動作）に加えてスライド機能を持たせ、架梯の自由度を増やした。これらを3トン・トラック・シャーシに搭載して操作性、安全性等を検討した。

(3) 危険物災害の防止に関する研究

ア 長周期地震動の地域特性に関する研究

地震時における石油タンクの挙動は長周期地震動の特性と密接な関係がある。我が国において比較的タンクが多く設置されている地域毎にその長周期地震動特性を明らかにし、その地域に最も影響を及ぼす震源の特定と発生する可能性が高い大きな規模の地震に対する長周期地震動の予測を行うため、気象庁1倍強震計の記録に着目し、この解析を行った。これまでに、東京、新潟、大阪、大分、鹿児島、仙台、苫小牧、秋田の各地域について潜在的危険度の高い震源の特定と長周期地震動予測を行った。また、長周期地震動の波動伝播特性を明らかにするため、新潟平野の3地点で長周期地震動の観測を行った。1995年兵庫県南部地震の他最近の2、3の地震に対して観測スペクトルを新たに提案した予測スペクトルと比較した結果、両者は良い一致を見た。これらの地震に対してはタンクのスロッシングの状況との関係でも検討を行った。

2 経常研究

特別研究のほか、消防防災に係わる科学技術の基礎的研究として経常研究を行っている。

平成6年度に実施した研究は次のとおりである。

- 吹き抜け空間内の火災気流の数値予測に関する研究
- 消火用たん白泡の改良に関する研究
- 難引火性液体の引火点測定に関する研究
- 石油の火災性状に関する研究
- 屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害の排除に関する研究
- 豪雨災害時における交通障害の発生予測に関する研究
- 誤注油による石油ストーブの火災の発生機構に関する研究
- 文化財建造物の防火対策手法に関する研究
- 自己反応性物質の危険性評価方法の標準化に関する研究
- 水と液化二酸化炭素の併用による消火効率の向上に関する研究
- 酸化性液体の危険性評価法に関する研究
- 粉末状等合成樹脂類の難燃性試験方法に関する研究
- 原油環境中における石油タンク材料の疲労破壊強度に関する研究
- 消火設備用配管及び管継手の性能等の評価手法に関する研究
- 空中消火用大型水のうに関する研究
- 消防隊用無線画像通信に関する研究
- 土壌中における石油の浸透性状に関する研究
- 地震時の応急対策のための情報収集・処理に関する研究

3 緊急研究

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）に際しては、発災当日に職員を派遣しその被害状況等を調査し、住宅等建物の火災の発生、延焼状況及び危険物施設の被害状況について引き続き重点的に調査研究することとした。

住宅等建物火災については「兵庫県南部地震における神戸市内の市街地火災の調査報告（速報）」として、危険物施設については「兵庫県南部地震による危険物施設の被害調査報告書」としてその概要を公表するとともに、その問題点を洗い出し、今後早急に行うべき研究課題を提起し、研究に着手し

た。その主なものは次のとおりである。

- 阪神・淡路大震災時の出火・延焼・焼止まり状況等に関する研究
- 少量水による大火災の延焼阻止技術の開発
- 可搬式動力ポンプによる長距離送水技術の開発
- 地震時における石油タンクの基礎地盤の強度に関する研究
- 石油タンクの座屈強度に関する研究

[外部の研究機関等との協力]

1 国際協力

火災等災害は我が国固有のものでなく、多くの国々が同様な災害に遭遇している。このため、災害の情報や研究の成果等を相互に公開し研究を効率的に進める必要がある。また、大量な危険物等が国境を越え流通しているので、それらの安全に関する国際規格を作成するためにも研究の国際的協力が必要である。

このため、二国間の共同研究、研究者等の交流を積極的に推進している。

(1) 国際共同研究

平成6年度は次の5研究を行った。

- ア 米国国立標準技術研究所、建築・火災研究所とハロン代替物質の消火能力の評価に関する研究を行い、ハロン代替物質の消火性能評価の国際的統一化を検討した。
- イ 中国科学技術大学火災科学研究所と火災時における熱と煙の進展挙動の予測に関する共同研究を行い、火災のコンピュータ・シミュレーションプログラムを避難誘導システムの要素として取り込むための手法を開発した。
- ウ 米国国立標準技術研究所、建築・火災研究所と原油の燃焼性状に関する共同研究を行い、原油火災の種々の特性を明らかにした。
- エ 英国健康安全庁爆発火災研究所とトンネル火災に関する実験及び予測手法に関する共同研究を行っている。

オ 米国ロチェスター大学と「タンク内帯電油の電荷減衰機構に関する研究」を協力して行っている。

(2) 外国研究者の受入れ

火災関連の外国人研究者を受け入れ国際的に関心のある課題について協力して研究を行っている。平成6年度は中国広西大学の教官を1名受け入れ「自己反応性物資の危険性評価方法の標準化に関する研究」を行った。

2 大学、自治体消防機関及び民間企業との共同研究

消防防災の研究をより効率的に進めるため積極的に産官学の共同研究を進めている。このため、消防用機器の開発に当たっては、民間企業にその開発内容を明示し公募を行い共同研究を行っている。また、基礎的研究に関しては消防防災と関連のある研究を行っている大学の研究室と共同研究を行っている。平成6年度に新規に共同研究を始めたものは8件、平成5年度以前から継続して研究しているものは5件である。

平成6年度は次の13研究を行った。

(1) 大学との共同研究

ア ハロン代替物質の消火性能の評価と毒性評価方法に関する研究

横浜国立大学工学部と共同研究を行い、ハロン代替物質の消火能力およびその消火時に発生するガスの毒性の評価方法について詳細に調査研究を行った。

イ ハロン代替物質及び分解ガスの毒性評価に関する研究

慶応義塾大学医学部と共同研究を行い、ハロン代替物質の消火時に発生する分解ガスの毒性の評価方法について詳細に調査研究を行った。

ウ ハロン代替物質の消火機構に関する研究

東京大学工学部と共同研究を行い、ハロン代替物質が添加された際の消火機構について詳細に調査研究を行った。

エ 難燃物品の燃焼時の有毒ガス発生に関する研究

杏林大学医学部と共同研究を行い、住宅火災時に発生する一酸化炭素とシアン化水素のそれぞれの単独ガス及び混合ガスの毒性危険性について動物実

験を行い各種有毒ガスの血液中の濃度を測定し、動物の死亡時間等からこれらの有毒ガスが混合したときの危険性について調査研究を行った。

オ 自己反応性物質の危険性評価の標準化に関する研究

法政大学工学部と共同研究を行い、自己反応性物質の危険性評価の国際的な標準化を行うための調査検討を行った。

(2) 自治体消防機関との共同研究

ア 特殊小型はしご車の開発に関する研究

名古屋市消防本部と共同で、特殊小型はしご自動車の開発に係わる研究を行った。

(3) 民間企業等との共同研究

ア 火災性状把握避難誘導システムに関する研究

公募に応じた消防防災関連メーカーとの共同で、広域微動検知型の赤外PIRセンサーによる人体検知の精度向上に関する研究を行った。

イ 難燃剤含有物質の燃焼時有毒ガスの発生に関する研究

防炎剤開発メーカーと共同して赤りん難燃剤を含んだ各種のプラスチック製品等の有毒ガスの発生特性の研究を行った。

ウ 再生ハロンの消火能力の評価に関する研究

ハロンバンク推進協議会と共同し再生ハロンの消火能力について実験等を行った。

エ 新消火剤の消火性能評価に関する研究

消火装置メーカーと毒性の低い新消火剤の消火性能の評価方法の研究を行った。

オ 特殊小型はしご車の開発に関する研究

消防自動車メーカーと共同で、特殊小型はしご自動車の開発を行った。

カ 消防隊用無線画像通信に関する研究

消防防災メーカーと共同で建物内の火災の状況を建物外にいる指揮者に無線により通信できる装置の開発に着手した。

キ 地下トンネルの火災安全設計法に関する研究

総合建設会社の研究所と共同して地下トンネルの火災からの安全設計法に

ついでの実験及びシミュレーションの方法の検討を始めた。

3 自治体消防機関との協力等

(1) 自治体消防機関による消防科学技術の研究

ア 自治体消防機関の研究体制

消防科学技術の研究は研究部門を持つ自治体の消防機関においてもなされている。組織上消防科学技術の研究部門を持つ消防機関は札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、北九州市消防局の8本部及び神奈川県消防研究開発センターであり、消防機関の組織上それらは部、課、係に対応し、その規模には大きな違いがある。

研究部門に所属する職員の数には組織の規模により大きく異なっている。研究部門の職員の数等自治体の研究部門の概要を第1表に示す。

また、平成6年度のこれらの研究費はほぼ300万円から1億円を越えるものまで自治体により大きな違いがあり、その総計は約1億6,000万円であった。

第1表 自治体の消防防災研究部門の概要

自治体名	定員	主な試験研究内容	定期刊行物
札幌市	4	① ③④ (注)	年1回 200部
東京都	52	①②③④	年1回 900部
神奈川県	5	①	年1回 400部
横浜市	7	①	年1回 500部
名古屋市	8	①	年1回 300部
京都市	9	① ③④	年1回 250部
大阪市	5	② ④	年1回 100部
神戸市	3	② ④	年1回 200部
北九州市	4	②	なし

- (注) ① 消防装備等の開発研究
 ② 危険物の判定等の試験研究
 ③ 火災性状の把握等の基礎研究
 ④ 火災の原因究明及び鑑定等の調査研究

イ 自治体消防機関の研究内容

主な研究の内容は第1表に示すようにほとんどの機関で消防装備等の開発研究を行っており、いくつかの機関では危険物の判定等の試験研究、火災性状の把握等の基礎研究、火災原因究明も行っている。

特に平成6年度には自治体消防本部間での共同研究として関西四都市（名古屋、京都、大阪、神戸市）による消防ロボットの開発が行われた。

また、研究の成果の発表の場としてほとんどの機関で定期刊行物を発行している。

(2) 自治体消防機関との協力等

昭和28年以来、毎年全国の消防技術者を対象に「全国消防技術者会議」を開催し、全国の消防機関と本研究所から消防科学技術等に関する研究発表、情報交換を行っている。平成6年度は10月に、第42回全国消防技術者会議を開催し、約600名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討論を行った。

また、研究部門を持つ自治体消防機関の連絡会である「指定都市消防防災研究機関連絡会議」にも参加し、消防防災の科学技術について意見の交換を行っている。

さらに、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

[消防の科学技術研究の課題]

消防防災に関する研究開発は基礎から応用、開発に及ぶ広範な分野にわたるものであるから消防研究所のみならず、大学、民間企業、自治体消防機関が各々の役割、分担に応じた研究を進めるとともに相互に有機的に連携し総合的、効率的に進めることが必要である。

産、学、官が消防防災に関する共同研究をより一層推進するために、消防研究所はその中心的かつインターフェース的役割を果たさねばならない。

また、火災等災害は各々の国固有のものでなく、全世界的なものであるの

で、消防防災の研究は、二国間協力、多国間協力、国際機関の諸活動を通じて共同研究、現地調査、研究者等の交流、専門者会議等の開催等を通して積極的に推進する必要がある。

また、消防科学の研究開発においては国内外で時を選ばず発生する災害に即応して調査研究ができるような体制づくりが必要である。特に、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震により多くの地震防災に関連した多くの教訓を得たが、これらの教訓を活かし科学技術の面からの研究を早急に進める必要がある。

さらに、防災の科学技術研究の面でも速やかな情報の伝達が重要であるので、各研究機関、大学、自治体等との情報を高速に伝達するためのネットワーク作りをしておく必要がある。

消防防災に関する研究開発は、広い領域の研究者の努力の蓄積により成果を挙げるものであり、境界領域の研究課題も多い。このため、時代の要請に応じた研究を担う優れた研究者を養成する必要がある。また、研究者の教育、研修等の充実等に努め、その資質の向上を図る必要がある。

第 6 章

今後の消防防災行政の方向

第6章 今後の消防防災行政の方向

我が国は、これまで幾多の災害を経験しているが、特に昨年10月の北海道東方沖地震、12月の三陸はるか沖地震、そして本年1月の未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災など大規模な災害が相次いで発生しており、また、本年3月の地下鉄サリン事件などかつてない形態の災害も発生しているところである。

このような中で、本年5月に総理府が行った「国民生活に関する世論調査」において、政府に対する要望として「防災」とする回答が例年のおよそ3倍の20.4%となっていることなどからもわかるように、国民の防災に関する関心は、かつてない程高まっているところである。また、各地方公共団体においても、国の防災基本計画の全面的修正を受けた地域防災計画の見直しや、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画への取り組みなど防災対策の充実強化に向けた対応が積極的に行われているところである。

このように、消防は、これまでとは異なった新しい時代環境の中にいるといえるであろう。消防関係者自らが消防に対する国民の期待の大きさを的確に認識し、国民生活の安全の確保に向けて消防がその使命を十分に果たすことができるよう、各般の施策を強力に展開していくことが強く求められているのである。具体的には、地域の安全性を高めるための基盤整備の推進、コミュニティ防災の推進や災害ボランティアの育成、全国的な防災支援体制の整備、防災情報通信体制の強化など、災害に強い安全なまちづくりに積極的に取り組むとともに、技術革新の成果を取り入れながら、諸情勢の変化に即応した消防防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(1) 大規模災害対策の推進

近年における都市化、情報化、高齢化等の進展は、ひとたび災害が発生すれば大災害につながる危険性を包含しており、大規模災害にも適切に対応できる防災対策の確立が、現下の緊急の課題となっている。

このため、国においては、本年7月防災基本計画を全面的に修正したところであるが、地方公共団体においても、大規模災害を想定し、情報収集伝達体制、初動体制の強化や広域応援体制の充実などについて地域防災計画を見直し、地域の実情に応じて実践的に対応できるものとしていくことが必要である。

ところで、大規模災害に対しては、消防力の充実や情報収集伝達体制の整備など地方公共団体個々の防災対策の強化に努めなければならないことはいうまでもないが、住民も含め「自分で守る」、「みんなで守る」という体制を築き上げることが肝要である。

このため、地域における防災体制の強化を図るため、平常時から住民一人ひとりの防災意識の高揚とコミュニティにおける連帯感の醸成に努めるとともに、リーダーの育成や防災資機材の整備等によりコミュニティにおける自主防災活動の推進を図る必要がある。

また、ボランティアが避難所等できめ細かな被災者の救援活動を行ったこと等を踏まえ、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの育成や活動環境の整備等に取り組むことが必要である。

一方、地方公共団体の応援活動については、消防の広域応援をはじめとして全国各地からの応援が展開されたが、今後、消防はもとより、備蓄物資や人的応援も含めた広域応援協定の締結を促進するとともに、航空消防防災体制の整備等により、より緊密な広域応援体制を構築していくことが重要である。

この中で、大規模災害時における人命救助活動等に対する全国の消防機関相互による応援体制として、平成7年6月に緊急消防援助隊が発足したところであるが、このような応援体制を迅速かつ確に運用していくためには、情報システムを確立するとともに、大規模災害発生時における緊急の広域消防応援についての法制度の整備を行うとともに、航空輸送体制の整備、資機材の計画的な整備を推進する必要がある。

大規模災害対策については、以上のような防災体制の整備に加えて、地域そのものが災害に対し強い抵抗力を持つことができるよう、災害に強い安全

なまちづくりを進めることが重要である。

そのためには、多種多様なまちづくりにおいて、消防防災の観点を取り入れながら事業を推進することが必要であり、公園や学校等を防災拠点として整備するとともに、道路・街路等の整備、公共施設・ライフライン等の耐震性の強化、ヘリポートや耐震性貯水槽の整備など地域の防災機能の向上を図る社会資本の整備を積極的に推進する必要がある。

こうした状況を踏まえて、消防庁では、補助事業の所要額の確保と地方単独事業の積極的な活用を図り、これらの取り組みを支援することとしている。

(2) 消防防災通信ネットワークの強化

災害時において、国、地方公共団体が的確かつ迅速に対応するためには、情報の収集伝達が極めて重要である。

このため、引き続き地域防災無線など防災行政無線等の整備充実に努めるとともに、大規模地震等においても確実な情報連絡が可能となるよう、通信ルートの多重化や通信施設の耐震化、バックアップ体制の確保等に努める必要がある。

とりわけ、地域衛星通信ネットワークの整備は、通信ルートの多重化に資するとともに、画像情報など多角的な情報通信を可能とするものであり、未整備の都道府県にあっては早急な整備が求められる。

また、画像伝送により国や地方公共団体が被害状況の概略を把握できる画像伝送システムや全市町村における震度情報を把握できる震度情報ネットワーク、消防無線の増波に対応した広域応援無線機器についても、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、その整備が急がれるところである。

ところで、情報通信の分野における最近の技術革新とその普及はめざましいものがあり、消防防災の分野においても、この流れに対応し、より高度な防災情報通信体制を構築していくことが求められている。

このため、消防庁においては、地方公共団体とのコンピュータ相互間を結び、①津波警報等緊急伝達すべき情報、②緊急消防援助隊等が出動するために必要な情報、③各地方公共団体の被害情報、④救援物資、資機材、食糧等

の備蓄情報等の防災情報を迅速に収集、伝達することができるシステムの整備を推進することとしている。

また、災害発生時における被災者等への情報伝達などにも配慮しつつ地域の情報化施策を推進するとともに、緊急情報の連絡手段を確保するため、国、地方公共団体等を結ぶ無線通信ネットワークの相互接続について、今後検討を進める必要がある。

(3) 消防力の充実強化

消防の施設及び装備については、近年における災害の複雑多様化に対応し、また、阪神・淡路大震災を踏まえ、効果的な消防活動を確保するため、より一層の充実強化を図る必要がある。具体的には、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化、救急業務の高度化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、ヘリコプター、高規格救急自動車等の整備を促進し、また、消防水利の多様化を図るため、防火水槽や耐震性貯水槽の整備、海水利用型消防水利システムの整備等を推進していくことが重要である。さらに、消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるなど、消防機関の通信体制を強化する必要がある。

また、新たな消防需要に対するとともに、全国いずれの地域においても住民の期待と信頼に応える高度な消防サービスを提供していけるようにするため、小規模消防の広域再編を行い消防の対応力の強化を図ることが必要である。

このため、平成6年9月の消防広域化基本計画策定指針に基づき、都道府県において、消防広域化基本計画が策定され、計画的かつ円滑に消防の広域再編が進められるよう指導を進めるとともに、先導的に消防の広域再編を図ろうとする市町村等について、モデル広域消防推進要項に基づきモデル広域消防の指定を行うなど行財政上の支援措置を講じることにより各地域の消防力の全体のレベルアップを図り、全国的に小規模消防の広域再編を進めていくこととしている。

また、全国の消防職団員の幹部として必要な高度の教育訓練や技術援助を

行う消防大学校においては、消防行政ニーズの多様化・高度化に即応した消防幹部教育訓練の拡充強化を図り、大規模災害発生時における消火・救助活動や有毒ガス発生時における救急・救助活動等にも的確に対応するための教育訓練を行っていく必要がある。

さらに、科学技術の面からも災害に強い安全なまちづくりを行うため、大規模災害時における地域防災活動拠点の安全性確保、大火災の消火及び延焼防止技術の高度化、消防装備の高度化、石油タンク等危険物施設の安全確保等の研究を国内の大学・企業、各国の研究機関と協力して積極的に進めていくこととしている。

(4) 消防団の活性化

地域における安全を確保するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主防災体制を確立することが極めて重要である。しかしながら、都市化の進展、国民意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化、住民の防災意識の低下等の傾向がみられる。このため、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動の活発化により、地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともに、地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっている。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災においても、多数の消防団員が郷土愛護の崇高な精神に基づきめざましい活躍をし、その重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、一方で団員数が減少し、また、団員が高齢化する等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、施設、装備の拡充、教育訓練の充実、処遇の改善等を図り、消防団の活動能力を高めていく必要がある。また、地域の諸団体との交流活動及び地域住民への広報活動を積極的に実施することにより、地域における消防団に対する理解と認識を深めるとともに、青年層、女性層の積極的な加入促進を図っていくことが必要である。

(5) 救急・救助体制の充実強化

救急業務については、プレホスピタル・ケアの充実による救命効果の向上のために、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応した救急業務実施体制の充実強化を図ることが必要である。そのため、拡大された応急処置について、早期に全国の消防機関で実施できるよう、消防学校における必要な教育訓練を促進するとともに、救急振興財団を中心に救急救命士の養成規模の拡大を図っていく必要がある。さらに、これと併せて、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の配備を促進するとともに、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制の強化を図っていくことも必要である。

また、引き続き「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、消防機関の行う応急手当の普及啓発活動を積極的に推進していくとともに、応急手当の指導者の育成、普及啓発用資機材の配備等を推進する必要がある。さらに、災害時における体制として、このような応急手当を修得した住民がボランティアとして効果的な活動が行えるような体制を整備していく必要がある。

救助業務については、市町村における救助隊の計画的な配置及び救助工作車等救助用資機材の整備を促進するとともに、サリン等の有毒物質が使用された特殊な災害の発生に備えた体制を整備するなど、社会情勢の変化に対応して、救助体制の充実を図っていく必要がある。

(6) 航空消防防災体制の整備

ヘリコプターは、林野火災や風水害などの災害状況の総合的把握、山林火災における消火・救助、離島・山間地域等からの重度傷病者の救急搬送等に極めて有効であり、先の阪神・淡路大震災に際しても、負傷者の救急搬送、水及び医薬品等の物資搬送並びに医師及び救助隊員等の人員搬送等の業務に従事し、その機動的かつ広域的な活動能力が改めて認識された。その結果、消防・防災ヘリコプターの導入は、各地方公共団体において積極的に進められている。

今後は、全国的に配置される消防・防災ヘリコプターについて、その運航不能期間対策にも留意しつつ、大規模災害時における集約的活用とともに、救命効果の向上に資するため平常時の救急活動への積極的な活用を図る必要

がある。

大規模災害時の集約的活用については、全国の出動可能なヘリコプターが迅速に対応しうるようなヘリコプター運航管理システムを早急に整備するとともに、災害の規模等に応じた出動体制を確立しておく必要がある。

次に、平常時の救急搬送体制の確立については、近隣のヘリコプター保有団体間での相互応援体制を充実させるとともに、傷病者を搬送するための臨時離着陸場の整備、出動要請ルートの特長化、関係機関への周知及び搭乗員の飛行技術に係る研修事業の実施等、ヘリコプターを有効に活用するための諸条件について、関係地方公共団体において早急に検討し、全国的に整備を進める必要がある。

(7) 防火安全対策の推進

物品販売店舗、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用する施設及び社会福祉施設・病院等の災害弱者が利用する施設については、その安全確保のため、スプリンクラー設備等の初期消火設備の設置、避難誘導等の初動体制の確立、防火基準適合表示制度の充実、火災発生時に視聴覚障害者等への情報伝達を容易にする警報設備等の普及等ハード、ソフト両面の防火安全対策の徹底を図る必要がある。

また、近年における建築物の大規模化、高層化、深層化及び機能の多様化に対応するため、最新の技術等を活用して消防防災システムの高度化及び防災センターの機能の充実を進めるとともに、防火対象物の用途の実態に適した防火管理等が行われるよう検討を進めるなど、総合的な防火安全対策を推進していく必要がある。

さらに、建物火災による死者数のうち約9割を住宅火災によるものが占めており、火災による死者数の低減を図るためには、住宅防火対策を充実することが重要である。このため、今後とも、国民の防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及等総合的な住宅防火対策を関係行政機関・民間との幅広い連携のもとに積極的に推進していく必要がある。

また、放火による自殺者を除いた火災による死者数の半数以上が、高齢

者、障害者等によって占められ、今後、高齢者の増加、障害者の社会参加が進む中で、これら災害弱者に対する安全対策の充実が一層重要になっている。このため、視聴覚障害者に対する警報設備や独り暮らしの高齢者等が火災・救急情報を迅速に通報できるシステムの普及等を図るとともに、年少者が災害の予防を図るために必要な知識、技術を身につけるための検討を進めていく必要がある。

なお、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しているため、財団法人消防科学総合センターに設置した支援組織において、研修の機会の提供、情報の提供及び研究開発を進めることなどにより、複雑・多様化する火災の態様に応じた火災原因調査体制の一層の整備・充実を図り、原因究明の成果を今後の消防行政に的確に反映させていく必要がある。

(8) 危険物施設等の安全の確保と特殊災害対策の推進

危険物の取扱いの実態等に即した安全対策を推進するとともに、阪神・淡路大震災における被害実態の調査・分析結果を踏まえ、危険物施設の耐震性について技術基準の検討を行い、危険物施設の安全性の確保を図るほか、毒性物質及び特殊な火災危険性状を有する物質の事故時、災害時における保安体制の充実を図る必要がある。

また、石油コンビナート等の防災対策については、危険物施設等の経年劣化、計装設備のコンピュータ制御化とそれに伴う人員の合理化の進展等を踏まえ、防災活動支援システムの研究、防災要員の教育訓練に資する施設の整備、防災資機材の高度化など総合的な対策を推進する必要がある。

また、大規模地震発生時に石油コンビナート等が被災した場合に、被害を最小限に留めるため、施設設備の耐震措置の見直しや広域的な応援体制の整備などを推進していく必要がある。

さらに、航空機災害、船舶火災、長大トンネル内の自動車火災等の災害や、大深度地下空間を利用する施設等の地下施設の災害は万一発生すれば大惨事を招く恐れがある。このため、関係機関との連携を強化し、事業者等との役割分担を明確にしたうえで、施設自体の防火対策を充実するとともに、大規模災害用資機材を計画的に整備し、消防機関の保有する装備・人員等を

広域的に活用できる体制を強化する等、特殊災害の種別毎に地域の実情と災害の特性を踏まえた総合的な防災対策を講じていく必要がある。

(9) 規制緩和と国際化等への対応

平成7年3月31日の閣議決定において、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、経済の活性化、内需の拡大、国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る観点から、「規制緩和推進計画」が定められた。

消防庁関係の規制は、いわゆる社会的規制に属するものとして国民の生命、身体、財産を守るうえで極めて重要なものであることから、安全性の確保に十分配慮しつつ、規制緩和の趣旨を踏まえ、各種規制の見直し、検討等を進める必要がある。

また、「国際防災の10年」の趣旨を踏まえ、我が国の消防の高度な技術・経験をいかしつつ、開発途上国の消防職員の集団研修の実施、個別研修の受け入れ消防専門家の派遣等の事業を行ってきているが、引き続き、各国のニーズも考慮しながら施策の充実を図る必要がある。また、大規模災害時に被災国の要請に応じて派遣される国際消防救助隊について、海外の被災地における救助活動が、より迅速かつ円滑に行われるよう、関係省庁や関係機関等との密接な連絡を図っていく必要がある。

次に、ISO（国際標準化機構）が行っている消火器、スプリンクラー設備等の消防用機器に係る国際規格の策定作業において、引き続き重要な役割を果たしていくとともに、国連危険物輸送専門家委員会における危険物についての国際的な整合化への動き等に対応していくことが必要である。

さらに、ハロンは、消火薬剤として幅広く使用されているところであるが、オゾン層を破壊する規制物質として、第4回モントリオール議定書締約国会合において、その生産等は平成6年1月1日以降全廃されることが決定されている。これを踏まえ、我が国においても、火災からの人命の安全、財産の保護を考慮しつつ、ハロン消火剤の使用量の抑制を図るとともに、ハロンバンクの円滑な運用を図り、新たに開発される消火薬剤についての消火性能及び毒性の評価を行い、適正な設置を図っていく必要がある。

附属資料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	：皆無（該当なし）	0	：単位未満
△	：負数	...	：不明
- 3 「13大都市」とは、札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

[第 1 部]

附属資料 1 市町村別人的被害の状況（兵庫県分）

平成 7 年 5 月 23 日現在（人）

府県	市町村	死者	行方不明者	重傷	軽傷	負傷者計
兵 庫 県	神戸市	3,897	1	—	—	14,679
	姫路市	0	0	0	2	2
	尼崎市	27	0	505	6,136	6,641
	明石市	5	0	139	1,745	1,884
	西宮市	999	1	236	6,150	6,386
	洲本市	4	0	6	38	44
	芦屋市	396	0	390	2,785	3,175
	伊丹市	11	0	203	2,490	2,693
	加古川市	2	0	4	11	15
	宝塚市	83	0	60	2,141	2,201
	三木市	2	0	0	17	17
	高砂市	0	0	0	4	4
	川西市	1	0	67	475	542
	小野市	0	0	0	3	3
	三田市	0	0	0	15	15
	猪名川町	0	0	0	3	3
	東条町	0	0	0	2	2
	稲美町	0	0	0	2	2
	播磨町	0	0	1	0	1
	香住町	0	0	0	1	1
	日高町	0	0	0	1	1
	氷上町	0	0	0	1	1
	津名町	5	0	17	19	36
	淡路町	0	0	8	51	59
	北淡町	38	0	20	811	831
	一宮町	10	0	16	146	162
	五色町	0	0	3	14	17
	東浦町	0	0	20	25	45
	緑町	0	0	6	7	13
	西淡町	0	0	3	2	5
	三原町	0	0		4	4
	南淡町	0	0	2	2	4
	計		5,480	2	(1,706)	(23,103)

附属資料2 市町村別人的被害の状況（大阪府分）
平成7年5月23日現在（人）

府県	市町村	死者	行方不明者	重傷	軽傷	負傷者計
大	大阪市	14	0	4	353	357
	堺市	1	0	2	48	50
	岸和田市	0	0	0	21	21
	豊中市	4	0	50	829	879
	池田市	0	0	17	108	125
	吹田市	1	0	0	21	21
	泉大津市	0	0	0	5	5
	高槻市	0	0	15	215	230
	貝塚市	0	0	1	0	1
	守口市	0	0	0	45	45
	枚方市	0	0	0	6	6
	茨城市	0	0	1	26	27
	八尾市	0	0	2	3	5
	泉佐野市	0	0	0	3	3
阪	富田林市	0	0	0	1	1
	寝屋川市	0	0	0	9	9
	河内長野市	0	0	1	0	1
	大東市	0	0	0	4	4
	和泉市	0	0	1	3	4
	箕面市	1	0	0	63	63
	柏原市	0	0	0	4	4
	羽曳野市	0	0	0	1	1
	門真市	0	0	0	13	13
	摂津市	0	0	3	1	4
府	高石市	0	0	3	24	27
	東大阪市	0	0	0	7	7
	交野市	0	0	0	10	10
	大阪狭山市	0	0	0	1	1
	島本町	0	0	0	5	5
	計	21	0	100	1,829	1,929

附属資料3 市町村別人的被害の状況（その他の府県分）
平成7年5月23日現在（人）

府県	市町村	死者	行方不明者	重傷	軽傷	負傷者計	
京	京都市	0	0	1	28	29	
	亀岡市	0	0	1	3	4	
	城陽市	0	0	0	1	1	
	向日市	0	0	0	3	3	
	都	長岡京市	0	0	0	4	4
		大山崎町	1	0	0	3	3
		久御山町	0	0	0	1	1
		和束町	0	0	0	3	3
	小計	1	0	2	46	48	
	岐	海津町	0	0	0	1	1
穂積町		0	0	0	1	1	
小計		0	0	0	2	2	
三重	伊賀町	0	0	0	1	1	
	小計	0	0	0	1	1	
滋	大津市	0	0	0	3	3	
	彦根市	0	0	1	1	2	
	長浜市	0	0	0	1	1	
	中主町	0	0	0	1	1	
	近江町	0	0	0	1	1	
	びわ町	0	0	0	1	1	
	小計	0	0	1	8	9	
奈	奈良市	0	0	0	7	7	
	大和高田市	0	0	0	2	2	
	大和郡山市	0	0	0	1	1	
	香芝市	0	0	0	1	1	
	広陵町	0	0	0	1	1	
	小計	0	0	0	12	12	
和	歌山市	0	0	0	3	3	
	有田市	0	0	0	1	1	
	岩出町	0	0	0	2	2	
	かつらぎ町	0	0	0	1	1	
	小計	0	0	0	7	7	
岡山	岡山市	0	0	0	1	1	
小計	0	0	0	1	1		

鳥取県	倉吉市	0	0	0	1	1
	小計	0	0	0	1	1
徳島県	徳島市	0	0	0	1	1
	鳴門市	0	0	7	11	18
	石井町	0	0	2	0	2
	小計	0	0	9	12	21
香川県	高松市	0	0	0	2	2
	坂出市	0	0	0	1	1
	大内町	0	0	0	1	1
	大川町	0	0	1	0	1
	寒川町	0	0	0	1	1
	牟礼町	0	0	0	1	1
	小計	0	0	1	6	7
高知県	高知市	0	0	0	1	1
	小計	0	0	0	1	1
合計		1	0	13	97	110

附属資料4 市町村別住家被害の状況

平成7年5月23日現在(棟)

府県	市町村	全壊	全焼	半壊	半焼	住家被害計
兵庫県	神戸市	54,949	7,046	31,783	331	94,109
	尼崎市	5,020	8	26,330	0	31,358
	明石市	2,210	0	4,238	0	6,448
	西宮市	19,500	50	16,300	7	35,857
	洲本市	17	0	661	0	678
	芦屋市	3,912	11	3,556	1	7,480
	伊丹市	1,364	1	7,156	0	8,521
	宝塚市	1,339	2	3,718	0	5,059
	三木市	24	0	92	0	116
	高砂市	0	0	1	0	1
	川西市	542	0	2,634	0	3,176
	播磨町	0	0	11	0	11
	津名町	603	0	893	0	1,496
	淡路町	320	0	675	0	995
	北淡町	1,016	1	1,192	1	2,210
	一宮町	778	0	754	0	1,532
	五色町	186	0	268	0	454
	東浦町	319	0	459	0	778
	緑町	18	0	49	0	67
	西淡町	136	0	177	0	313
三原町	18	0	119	0	137	
南淡町	9	0	69	0	78	
小計	92,280	7,119	101,135	340	200,874	
大阪府	大阪市	193	1	2,058	5	2,257
	岸和田市	1	0	14	0	15
	豊中市	637	0	4,008	0	4,645
	池田市	19	0	293	0	312
	吹田市	10	0	281	0	291
	高槻市	0	0	12	0	12
	枚方市	0	0	1	0	1
	茨城市	0	0	2	0	2
	泉佐野市	2	0	5	0	7
	大東市	0	0	1	0	1
箕面市	8	0	113	0	121	

府	東大阪市	5	0	10	2	17
	泉南市	0	0	25	0	25
	島本町	0	0	1	0	1
	岬町	0	0	9	0	9
	小計	875	1	6,833	7	7,716
京都府	京都市	1	0	0	0	1
	亀岡市	1	0	2	0	3
	山城町	1	0	0	0	1
	丹後町		0	1	0	1
	小計	3	0	3	0	6
徳島県	鳴門市	4	0	84	0	88
	小計	4	0	84	0	88
小計		93,162	7,120	108,055	347	208,684
合計		100,282		108,402		

附属資料5 市町村別火災発生状況

平成7年5月23日現在

	市(区)町名	件数	焼失面積 (㎡)
兵庫県	神戸市	175	642,215
	(東灘区)	28	32,886
	(灘区)	22	65,318
	(中央区)	35	14,542
	(兵庫区)	28	127,055
	(北区)	2	54
	(長田区)	27	303,558
	(須磨区)	20	98,552
	(垂水区)	11	173
	(西区)	2	77
	尼崎市	8	2,673
	明石市	6	100
	西宮市	41	7,784
	芦屋市	13	3,562
大阪府	伊丹市	7	57
	宝塚市	4	173
	三木市	1	13
	川西市	3	23
	北淡町	1	119
	緑町	1	0
	小計	260	656,719
	大安市	16	1,563
	堺市	1	74
	豊中市	5	108
京都府	吹田市	2	3
	高槻市	1	—
	貝塚市	1	0
	寝屋川市	3	81
	東大阪市	3	590
	小計	32	2,419
	京都市	1	20
小計	1	20	
奈良県	大和高田市	1	2
	小計	1	2
計		294	659,160

[第 2 部]

附属資料1 平成6年度の法令の制定

平成6年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
消防法の一部を改正する法律（平成6年法律第37号）	7.1.1 （ただし、 ②は 7.4.1、 ③は公布 の日から 起算して 20日を経 過した日 から施行）	①消防作業に従事した者に係る損害補償の対象範囲の拡大 ②危険物取扱者試験及び消防設備士試験における受験資格の認定制度の廃止 ③罰金額等の引き上げ
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成6年法律第49号）	7.6.28を 超えない 範囲内 において 政令で 定める 施行日 （7.6.15）	「地方自治法の一部を改正する法律」により広域連合制度が創設されたことに伴い、消防組織法第26条の3及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律第4条第5項において所要の規定の整備を行った。
阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）	7.3.1	阪神・淡路大震災の被害を受けた市町村に対し、消防施設の復旧に要する経費について、予算の範囲内で、その3分の2を補助することとした。
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第36号）	7.3.23	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長し、平成12年3月31日までとすることとした。

平成6年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）	7.1.1	特定屋外タンク貯蔵所の実態にかんがみ、その保安検査の時期を安全性の程度に応じて定めるとともに、旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の技術上の基準について一層の安全性を図るため、新たな技術上の基準を定める等の改正を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成7年政令第15号）	7.4.1	危険物に係る防災技術の向上等にかんがみ、地下タンク貯蔵所及び給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について所要の改正を行うとともに、完成検査前検査の対象となる液体危険物タンクの範囲を縮小する等所要の規定の整備を行った。
阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第79条の消防施設等を定める政令（平成7年政令第48号）	7.3.1	国が、その復旧に要する経費を補助する消防の用に供する施設を、消防活動の拠点となる施設で自治大臣が大蔵大臣と協議して定めるもの及び防火水槽とすることとした。

附属資料2 平成6年中の主な火災

月 日	事 項
1. 4	埼玉県白岡町の火災。損害額5億9,010万7千円。
1. 7	兵庫県姫路市の火災。損害額5億6,765万円。
1. 16	東京都板橋区の店舗併用住宅火災。死者5人、負傷者3人。
1. 17	静岡県東伊豆町の店舗併用住宅火災。死者5人。
1. 22	埼玉県狭山市の火災。損害額3億5,146万3千円。
1. 24	千葉県野田市の火災。建物焼損面積3,022㎡。
1. 24	岐阜県大垣市の火災。死者3人、負傷者1人。
2. 10	埼玉県川口市の倉庫火災。損害額17億6,307万8千円。
2. 11	群馬県妙義町の火災。死者3人。
2. 16	愛知県一宮市の火災。損害額5億5,675万1千円。
2. 25	神奈川県川崎市の火災。損害額10億828万円。
2. 27	愛知県名古屋市火災。死者3人、負傷者1人。
3. 6	兵庫県姫路市の火災。死者4人。
3. 8	愛知県半田市の工場火災。建物焼損面積5,184㎡。
3. 14	福岡県嘉穂町の養鶏場火災。建物焼損面積6,935㎡。
3. 17	茨城県東海村の火災。死者3人。
3. 25	埼玉県大宮市の火災。死者3人。
3. 27	富山県福光町の火災。死者3人。
3. 28	愛知県半田市の工場火災。建物焼損面積9,219㎡、損害額4億7,176万8千円。
3.	京都府宇治田原町のその他の火災。損害額3億2,404万3千円。
4. 2	鳥取県倉吉市の火災。死者3人。
4. 11	大阪府大阪市の火災。死者3人、負傷者2人。
4. 19	秋田県平鹿町の火災。死者3人。
4. 26	愛知県名古屋空港の航空機火災。負傷者12人。
5. 1	大阪府富田林市の火災。死者4人、負傷者1人。
5. 8	福岡県北九州市の店舗併用住宅火災。死者6人、負傷者1人。
5. 9	大阪府柏原市の火災。負傷者10人。
5. 22	山梨県白州町の火災。損害額3億9,650万9千円。
5. 24	岩手県新里村の工場火災。建物焼損面積12,485㎡。
5. 31	広島県竹原市の火災。建物焼損面積3,272㎡、損害額5億300万円。
5. 31	神奈川県川崎市のその他の火災。損害額7億390万円。
6. 3	福岡県大任町の火災。損害額3億7,883万4千円。
6. 14	埼玉県新座市の火災。死者3人、負傷者2人。
6. 14	神奈川県横浜市の火災。死者3人、負傷者3人。
6. 18	兵庫県高砂市の火災。建物焼損面積5,410㎡。

月 日	事 項
6. 30	北海道夕張市の火災。死者 3 人。
7. 6	神奈川県海老名市の寄宿舍の火災。死者 8 人。
7. 13	東京都文京区の火災。損害額 5 億 8,254 万 7 千円。
7. 17	東京都八王子市の火災。損害額 4 億 2,000 万円。
7. 18	東京都東村山市の火災。死者 3 人。
8. 8	和歌山県新宮市の火災。建物焼損面積 3,438m ² 、損害額 4 億 3,345 万 4 千円。
8. 8	京都府日向市の工場火災。建物焼損面積 6,565m ² 、損害額 16 億 2,384 万 8 千円。
8. 11	岡山県玉野市の林野火災。林野焼損面積 373ha。
8. 11	広島県竹原市の林野火災。林野焼損面積 352ha、損害額 5 億 87 万円。
8. 12	兵庫県山崎町の火災。死者 3 人。
8. 14	山形県高島町の火災。損害額 3 億 1,912 万 9 千円。
8. 30	埼玉県大宮市の火災。損害額 5 億 2,252 万 7 千円。
9. 13	福島県郡山市の火災。死者 3 人、負傷者 1 人。
9. 21	奈良県大和高田市の工場火災。建物焼損面積 3,810m ² 、損害額 3 億 3,884 万 5 千円。
9. 25	東京都新宿区の火災。負傷者 12 人。
9. 29	栃木県壬生町の火災。損害額 8 億 3,714 万 4 千円。
10. 1	千葉県富山町の火災。負傷者 11 人。
10. 2	埼玉県浦和市の店舗（市場）火災。建物焼損面積 3,407m ² 、損害額 4 億 1,132 万 6 千円。
10. 9	東京都江戸川区の火災。負傷者 14 人。
10. 19	三重県津市の火災。死者 3 人。
10. 23	北海道札幌市の火災。死者 3 人、負傷者 8 人。
11. 5	鳥取県船岡町の火災。死者 4 人。
11. 11	東京都板橋区の火災。死者 3 人、負傷者 2 人。
11. 13	新潟県黒川村の火災。損害額 4 億 5,837 万 5 千円。
11. 14	青森県車力村の船舶火災。損害額 3 億円。
11. 21	大阪府茨木市の火災。死者 3 人、負傷者 5 人。
11. 24	岐阜県揖斐川町の火災。死者 3 人。
11. 26	山梨県山梨市の火災。死者 3 人、負傷者 1 人。
12. 4	長崎県佐世保市の火災。死者 4 人。
12. 6	山形県山形市の火災。死者 3 人、負傷者 2 人。
12. 8	香川県高松市の火災。死者 4 人、負傷者 1 人。
12. 10	東京都世田谷区の火災。死者 3 人、負傷者 4 人。
12. 10	東京都新宿区の火災。損害額 15 億 8,035 万円。
12. 15	東京都文京区の火災。損害額 19 億 1,600 万円。
12. 21	福島県福島市の旅館火災。死者 5 人、負傷者 3 人、建物焼損面積 5,723m ² 、損害額 10 億 2,431 万 5 千円。

月 日	事 項
12. 22	熊本県熊本市の火災。死者 3 人。
12. 23	大阪府大阪市の店舗併用住宅の火災。死者 5 人。
12. 24	東京都台東区の作業場・事務所併用住宅の火災。死者 4 人、負傷者 20 人。
12. 27	兵庫県姫路市の火災。損害額 12 億 2,365 万円。
12. 29	福岡県北九州市の火災。死者 3 人。

附属資料 3

都 道 府 県 別

区分 都道府県	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2,212	1,607	44	274	10	0	277
青森	655	475	75	47	5	0	53
岩手	619	360	105	53	2	0	99
宮城	1,315	678	137	107	3	0	390
秋田	456	283	57	45	1	0	70
山形	556	347	58	39	1	0	111
福島	1,022	633	171	72	0	0	146
茨城	1,775	856	124	211	2	0	582
栃木	1,081	619	86	124	0	0	252
群馬	801	512	63	110	0	0	116
埼玉	2,677	1,558	38	400	2	0	679
千葉	2,791	1,431	146	338	3	1	872
東京都	6,739	3,851	26	699	8	0	2,155
神奈川県	2,658	1,561	21	391	6	0	679
新潟	1,073	623	125	88	4	0	233
富山	261	196	8	30	0	0	27
石川	417	221	68	58	1	0	69
福井	287	165	21	44	3	0	54
山梨	438	233	31	48	0	0	126
長野	1,180	625	129	82	0	0	344
岐阜	1,335	607	120	118	0	0	490
静岡県	2,017	979	109	223	4	0	702
愛知県	4,112	1,886	171	406	2	1	1,646
三重	1,015	470	102	109	2	0	332
滋賀	640	299	35	86	0	0	220
京都	769	509	37	106	0	0	117
大阪	4,244	2,675	123	642	4	0	800
兵庫県	3,679	1,610	350	395	13	0	1,311
奈良	440	295	29	58	0	0	58
和歌山	438	249	50	46	4	0	89
鳥取	312	196	38	24	0	0	54

火 災 損 害 状 況

(平成 6 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物 (m ²)	林野 (a)
1,880	501	245	1,134	93,612	3,815
657	250	72	335	38,299	4,483
542	248	52	242	45,953	7,061
1,015	348	72	595	45,056	3,362
388	168	32	188	35,245	1,252
481	155	42	284	27,967	1,636
969	390	56	523	55,825	5,712
1,217	485	85	647	54,958	1,530
850	312	64	474	41,983	5,219
847	321	81	445	36,747	2,354
2,278	525	194	1,559	74,935	448
2,046	514	219	1,313	57,067	1,857
5,122	364	295	4,463	63,089	253
2,131	329	168	1,634	43,732	246
967	294	81	592	52,883	3,672
249	79	36	134	14,986	118
314	66	43	205	12,738	868
241	72	27	142	16,060	509
426	161	30	235	18,537	880
821	298	89	434	40,414	6,037
807	201	84	522	29,110	3,313
1,350	337	128	885	48,793	4,436
2,514	510	214	1,790	88,955	3,342
650	216	62	372	27,742	1,187
407	116	42	249	12,862	493
764	183	93	488	27,821	3,665
3,581	348	274	2,959	76,963	2,549
2,097	355	177	1,565	66,516	5,260
425	147	51	227	28,944	740
388	133	67	188	23,080	886
266	92	22	152	13,942	2,489

附属資料 3

都 道 府 県 別

区分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
都道府県							
島根	647	223	122	31	4	0	267
岡山	1,113	594	192	91	2	0	234
広島	1,995	867	325	155	8	1	639
山口	900	402	116	67	6	0	309
徳島	471	270	59	52	2	0	88
香川	537	301	60	50	0	0	126
愛媛	792	452	84	53	1	0	202
高知	487	314	41	40	2	0	90
福岡	2,905	1,563	194	294	7	0	847
佐賀	416	201	61	48	1	0	105
長崎	986	458	141	63	12	0	312
熊本	920	474	121	83	2	0	240
大分	551	340	76	62	2	0	71
宮崎	671	390	103	33	0	0	145
鹿児島	1,097	639	94	77	7	0	280
沖縄	513	218	48	93	0	0	154
都道府県計	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262
札幌	518	372	5	74	0	0	67
仙台	554	288	12	54	0	0	200
千葉	405	212	13	62	0	0	118
東京	4,895	2,934	0	530	8	0	1,423
横浜	856	505	0	141	4	0	206
川崎	396	251	0	56	0	0	89
名古屋	1,309	641	18	141	0	0	509
京都	353	262	5	54	0	0	32
大阪	1,431	1,000	0	253	3	0	175
神戸	966	427	74	136	4	0	325
広島	680	317	57	56	3	0	247
北九州	703	350	30	60	1	0	262
福岡	457	312	19	71	2	0	53
13大都市計	13,523	7,871	233	1,688	25	0	3,706

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成 6 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物 (㎡)	林野 (a)
344	140	28	176	17,165	3,020
870	293	88	489	39,008	64,069
1,316	317	106	893	45,396	49,696
553	154	37	362	23,413	2,840
380	128	48	204	17,468	1,378
416	138	45	233	19,761	1,921
725	236	70	419	27,532	1,385
437	188	43	206	18,010	2,281
2,247	559	162	1,526	83,444	30,421
275	96	24	155	18,073	1,198
628	194	52	382	23,970	3,726
684	222	46	416	36,470	7,863
475	204	42	229	26,679	3,575
615	275	39	301	30,014	4,992
1,078	460	50	568	46,499	1,845
247	63	34	150	7,402	17,700
47,980	12,185	4,111	31,684	1,795,118	277,582
407	32	30	345	6,997	47
401	86	24	291	11,192	450
329	67	18	244	7,802	14
3,866	203	235	3,428	44,181	0
724	103	56	565	13,585	0
335	37	18	280	6,296	0
863	97	62	704	18,239	415
423	73	55	295	8,718	374
1,318	61	110	1,147	19,707	0
553	58	37	458	9,149	251
462	49	30	383	6,547	861
486	89	28	369	11,509	11,782
430	66	27	337	8,808	335
10,597	1,021	730	8,846	172,730	14,529

附属資料 3

都 道 府 県 別

区分 都道府県	死傷者数		り災世帯数				り災 人員数	計
	死者	負傷者	計	全 損	半 損	小 損		
北海道	87	266	1,228	321	180	727	3,229	5,417,063
青森	34	70	378	140	43	195	1,272	2,581,259
岩手	29	76	290	102	26	162	928	2,049,946
宮城	40	126	566	160	42	364	1,830	4,077,242
秋田	29	57	240	102	21	117	853	2,538,933
山形	27	80	289	81	25	183	1,096	2,026,718
福島	39	122	549	179	26	344	1,876	3,975,769
茨城	61	136	642	234	51	357	2,079	5,582,499
栃木	37	92	442	168	27	247	1,472	3,950,516
群馬	37	99	496	179	52	265	1,509	2,667,362
埼玉	89	313	1,544	394	105	1,045	4,529	12,487,442
千葉	81	273	1,334	330	137	867	3,922	6,543,893
東京都	140	1,011	4,269	693	415	3,161	9,985	19,617,891
神奈川県	115	331	1,774	433	143	1,198	4,718	7,843,703
新潟	37	129	607	167	87	353	2,012	4,365,891
富山	17	46	171	51	32	88	505	1,170,760
石川	14	44	184	39	19	126	631	1,153,297
福井	13	34	152	36	18	98	499	1,135,106
山梨	13	45	215	77	15	123	647	2,110,769
長野	45	111	434	129	45	260	1,411	2,943,955
岐阜	40	125	454	96	46	312	1,458	2,494,565
静岡県	50	193	829	242	61	526	2,567	4,853,130
愛知県	94	390	1,795	383	202	1,210	5,018	7,804,142
三重	31	70	357	109	38	210	1,043	2,333,030
滋賀	24	61	216	47	24	145	734	1,041,871
京都	38	124	609	144	66	399	1,349	4,090,194
大阪	104	568	3,151	678	219	2,254	8,165	8,903,400
兵庫県	89	311	1,518	311	134	1,073	4,350	7,972,402
奈良	11	73	279	95	33	151	817	2,773,617
和歌山	17	42	228	80	30	118	662	2,048,178
鳥取	17	40	138	48	11	79	469	772,844

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成 6 年中)

損 害 額 (千円)							
建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収容物	小 計					
3,082,604	2,092,712	5,175,316	13,190	149,852	20,799	0	57,906
1,353,156	787,937	2,141,093	18,683	39,644	301,368	0	80,471
1,002,555	945,148	1,947,703	56,075	38,750	661	0	6,757
2,358,401	1,598,454	3,956,855	32,097	45,655	10,493	0	32,142
1,497,407	1,001,320	2,498,727	5,191	22,417	0	0	12,598
1,277,335	708,886	1,986,221	4,568	23,037	1,019	0	11,873
2,649,694	1,215,587	3,865,281	34,306	57,792	0	0	18,390
3,480,837	1,901,883	5,382,720	12,597	127,763	5,027	0	54,392
2,232,550	1,563,806	3,796,356	10,212	100,495	0	0	43,453
1,597,000	938,143	2,535,143	20,724	101,088	80	0	10,327
5,469,729	6,715,512	12,185,241	16,928	157,669	6,638	0	120,966
4,188,490	1,966,775	6,155,265	14,034	257,951	16,735	0	99,908
7,655,374	11,411,750	19,067,124	22	294,596	35,256	0	220,893
3,817,797	2,573,262	6,391,059	147	165,652	9,410	0	1,277,435
2,296,972	1,878,835	4,175,807	17,432	54,298	38,289	0	80,065
662,220	486,565	1,148,785	382	20,748	30	0	815
655,932	425,597	1,081,529	5,892	60,725	149	0	5,002
561,130	541,122	1,102,252	3,468	27,452	123	0	1,811
1,268,189	771,989	2,040,178	6,281	42,999	0	0	21,311
1,676,725	1,047,078	2,723,803	44,238	41,313	0	0	134,601
1,368,073	1,006,258	2,374,331	43,288	59,192	0	0	17,754
2,691,418	1,913,294	4,604,712	20,901	168,658	145	0	58,714
3,789,867	3,660,469	7,450,336	7,317	206,791	3,276	0	136,422
1,423,291	808,266	2,231,557	4,466	61,776	3,410	0	31,821
588,301	341,528	929,829	2,548	65,722	0	0	43,772
1,365,962	2,321,474	3,687,436	5,433	48,741	0	0	348,584
4,012,958	4,422,910	8,435,868	16,938	223,291	632	0	226,671
3,419,237	4,179,022	7,598,259	20,289	177,745	69,527	0	106,582
1,254,681	1,424,319	2,679,000	29,693	54,172	0	0	10,752
1,303,722	682,962	1,986,684	13,871	30,638	3,363	0	13,622
517,159	222,861	740,020	18,573	11,889	0	0	2,362

附属資料 3

都 道 府 県 別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数	計
	死者	負傷者	計	全 損	半 損	小 損		
島根	12	52	166	62	16	88	552	876,640
岡山	27	128	585	192	55	338	1,738	3,048,153
広島	49	204	935	210	62	663	2,618	4,383,135
山口	17	85	362	93	26	243	1,042	1,457,303
徳島	11	46	214	61	27	126	666	1,099,367
香川	28	75	254	88	25	141	772	1,470,523
愛媛	27	94	417	145	30	242	1,195	1,693,239
高知	22	42	248	104	24	120	636	1,277,025
福岡	68	310	1,488	391	101	996	4,497	6,297,900
佐賀	2	50	185	59	14	112	631	1,207,885
長崎	26	90	414	127	27	260	1,190	1,592,223
熊本	32	103	472	157	24	291	1,417	2,164,579
大分	21	62	278	114	22	142	920	1,575,053
宮崎	16	46	365	149	16	200	1,044	1,970,497
鹿児島	35	125	656	273	21	362	1,748	2,478,200
沖縄	6	37	143	46	18	79	467	772,576
都道府県計	1,898	7,007	32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685
札幌	16	85	345	73	44	228	806	658,579
仙台	19	57	275	57	18	200	720	935,953
千葉	13	44	258	71	16	171	731	852,374
東京	110	799	3,302	532	335	2,435	7,563	14,894,924
横浜	33	95	610	136	46	428	1,614	1,954,148
川崎	15	62	345	85	24	236	813	2,600,886
名古屋	29	140	784	142	101	541	1,896	2,089,238
京都	22	70	401	89	44	268	693	1,048,594
大阪	40	221	1,280	207	108	965	2,903	1,778,510
神戸	21	99	492	74	49	369	1,186	1,529,765
広島	15	97	401	56	18	327	1,052	1,021,292
北九州	27	75	408	96	26	286	1,112	817,473
福岡	13	63	309	58	24	227	912	651,322
13大都市計	373	1,907	9,210	1,676	853	6,681	22,001	30,833,058

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成 6 年中)

損 害 額 (千円)							
建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収容物	小 計					
546,678	293,723	840,401	13,559	9,303	206	0	13,171
1,539,417	1,012,635	2,552,052	288,343	111,932	68,326	0	27,500
1,638,817	1,959,932	3,598,749	566,374	128,014	3,838	45,958	40,202
858,002	485,902	1,343,904	17,096	31,030	1,571	0	63,702
688,738	309,225	997,963	16,570	74,481	304	0	10,049
841,908	571,281	1,413,189	4,381	27,716	0	0	25,237
860,205	712,079	1,572,284	6,423	50,935	500	0	63,097
779,428	460,530	1,239,958	8,285	20,138	1,195	0	7,449
3,915,096	2,096,730	6,011,826	14,388	112,775	18,695	0	140,216
723,290	430,153	1,153,443	2,876	26,260	1,733	0	23,573
862,269	638,372	1,500,641	11,873	23,725	42,862	0	13,122
1,317,925	723,858	2,041,783	67,739	26,817	4,062	0	24,178
938,473	576,674	1,515,147	24,117	26,438	319	0	9,032
1,345,821	542,005	1,887,826	41,699	12,633	0	0	28,339
1,293,135	1,071,603	2,364,738	9,966	43,001	45,334	0	15,161
403,489	336,964	740,453	1,090	15,892	0	0	15,141
89,071,457	73,777,390	162,848,847	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341
390,522	217,382	607,904	0	43,238	0	0	7,437
568,127	337,048	905,175	377	21,753	0	0	8,648
544,512	266,375	810,887	9	30,323	0	0	11,155
5,612,550	8,808,539	14,421,089	0	231,745	35,256	0	206,834
1,215,717	628,191	1,843,908	0	60,967	8,900	0	40,373
673,269	780,546	1,453,815	0	20,574	10	0	1,126,487
1,139,386	899,239	2,038,625	0	39,820	0	0	10,793
507,342	513,207	1,020,549	1,899	20,764	0	0	5,382
805,285	823,070	1,628,355	0	49,422	352	0	100,381
704,167	737,914	1,442,081	355	60,680	974	0	25,675
464,586	484,455	949,041	1,291	53,614	130	0	17,216
422,812	337,851	760,663	4,633	13,401	516	0	38,260
338,531	265,687	604,218	124	11,952	12,955	0	22,073
13,386,806	15,099,504	28,486,310	8,688	658,253	59,093	0	1,620,714

附属資料4 月別火災

区分 月	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
1月	4,786	3,081	122	532	12	0	1,039
2月	4,758	2,928	216	462	9	0	1,143
3月	6,268	3,404	542	537	6	1	1,778
4月	6,384	3,180	829	598	11	2	1,764
5月	4,919	2,833	348	558	9	0	1,171
6月	4,240	2,496	188	534	5	0	1,017
7月	5,765	2,803	410	656	24	0	1,872
8月	7,152	2,794	782	693	19	0	2,864
9月	4,559	2,329	348	533	10	0	1,339
10月	4,212	2,491	227	520	8	0	966
11月	4,411	2,640	225	540	14	0	992
12月	5,561	3,336	297	602	9	0	1,317
計	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262

附属資料4 月別火災

区分 月	り災世帯数				り災人員数	計	
	計	全損	半損	焼損		計	建物
1月	3,281	891	326	2,064	8,979	15,099,515	7,947,196
2月	2,995	870	273	1,852	8,380	17,681,947	8,454,862
3月	3,336	965	300	2,071	9,582	15,511,224	8,741,811
4月	3,028	849	280	1,899	8,780	14,515,188	8,167,488
5月	2,724	642	239	1,843	7,816	15,315,749	7,884,308
6月	2,163	496	182	1,485	6,206	10,349,318	5,771,395
7月	2,686	609	194	1,883	7,491	12,154,322	6,064,231
8月	2,562	630	204	1,728	7,494	17,495,114	7,621,377
9月	1,979	489	160	1,330	5,689	11,309,607	5,771,315
10月	2,043	503	190	1,350	5,945	10,633,628	5,712,024
11月	2,405	619	236	1,550	6,834	12,401,798	6,592,591
12月	3,358	956	297	2,105	9,572	20,224,275	10,342,859
計	32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	89,071,457

損害状況 (平成6年中)

焼損棟数				焼損面積		死傷者数	
計	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
4,168	994	366	2,808	152,633	1,077	238	685
4,153	1,100	396	2,657	162,523	14,861	233	583
4,708	1,280	428	3,000	191,914	31,229	213	723
4,764	1,452	409	2,903	179,767	37,986	192	700
4,084	1,046	319	2,719	166,227	10,082	137	580
3,428	787	280	2,361	116,835	3,003	123	422
3,885	817	331	2,737	123,404	9,622	92	542
4,053	1,064	336	2,653	159,241	130,940	78	594
3,153	776	241	2,136	118,355	8,125	72	468
3,342	783	302	2,257	116,221	4,111	111	473
3,548	903	296	2,349	129,266	16,149	153	483
4,694	1,183	407	3,104	178,732	10,397	256	754
47,980	12,185	4,111	31,684	1,795,118	277,582	1,898	7,007

損害状況(つづき) (平成6年中)

損害額 (千円)						
建物		林野	車両	船舶	航空機	その他
収容物	小計					
6,679,113	14,626,309	2,432	261,273	49,651	0	159,850
8,322,627	16,777,489	33,977	244,590	54,297	0	571,594
5,921,530	14,663,341	55,483	256,193	8,837	45,958	481,412
5,403,827	13,571,315	189,299	342,168	44,864	0	367,542
6,144,094	14,028,402	92,299	274,535	79,756	0	840,757
4,108,545	9,879,940	31,534	262,335	7,841	0	167,668
5,422,422	11,486,653	78,264	326,067	51,253	0	212,085
8,044,912	15,666,289	983,579	441,122	49,589	0	354,535
5,091,397	10,862,712	48,603	285,815	22,206	0	90,271
4,333,711	10,045,735	17,307	342,735	17,195	0	210,656
4,902,354	11,494,945	14,024	347,053	312,589	0	233,187
9,402,858	19,745,717	47,762	295,715	17,297	0	117,784
73,777,390	162,848,847	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	損害額 (千円)
たき火	7,964	4,750,474	1,909	449	3,877,110
たばこ	7,167	12,724,936	5,056	4,704	15,946,687
放火	6,225	102,634	4,034	2,325	10,469,626
こんろ	5,629	131,252	6,681	5,953	9,865,699
放火の疑い	4,932	408,457	3,339	1,575	11,233,034
火あそび	3,134	411,037	1,932	1,295	4,273,615
ストーブ	2,153	142,217	3,152	2,925	11,966,036
電灯・電話等の配線	1,307	67,177	1,481	1,099	7,274,141
マッチ・ライター	1,090	285,681	648	485	1,503,074
交通機関内配線	885	622	49	10	398,477
風呂かまど	846	34,190	1,099	902	1,761,073
溶接機・切断機	843	51,705	641	142	5,093,675
電気機器	770	14,341	717	551	1,748,206
内燃機関	676	7,453	57	13	357,646

附属資料6 主な出火原因

出火原因	平成元年		平成2年		平成	
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
			%			%
たき火	4	4,548	8.2	4	5,148	9.1
たばこ	2	5,565	10.0	2	5,846	10.3
放火	3	5,016	9.0	3	5,284	9.4
こんろ	1	6,905	12.4	1	6,633	11.7
放火の疑い	5	3,938	7.1	5	4,131	7.3
火あそび	6	3,686	6.6	6	3,129	5.5
ストーブ	7	2,389	4.3	7	2,314	4.1
電灯・電話等の配線	11	978	1.8	9	1,089	1.9
マッチ・ライター	9	1,145	2.1	11	1,041	1.8
交通機関内配線	14	657	1.2	13	778	1.4
風呂かまど	8	1,485	2.7	8	1,166	2.1
溶接機・切断機	10	1,040	1.9	10	1,078	1.9
電気機器	12	713	1.3	12	786	1.4
内燃機関	16	523	0.9	14	778	1.4
焼却炉	20	428	0.8	20	500	0.9
総出火件数		55,763			56,505	
						54,879

火災損害状況 (平成6年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	損害額 (千円)
焼却炉	641	155,058	388	68	1,369,796
配線器具	625	19,148	686	485	2,503,019
排気管	620	4,584	76	19	690,694
灯火	556	53,946	753	708	2,635,702
電気装置	525	14,163	407	168	1,435,126
煙突・煙道	514	31,722	607	405	1,773,217
取灰	440	65,020	517	239	1,002,916
衝突の火花	371	203	9	6	412,622
火入れ	259	518,061	42	4	68,979
ボイラー	176	7,303	163	106	412,511
こたつ	163	13,595	255	221	980,112
その他	6,220	3,145,381	4,512	2,042	16,042,474
不明・調査中	8,284	6,392,958	8,770	5,661	57,596,418
計	63,015	29,553,318	47,980	32,560	172,691,685

の推移

(平成6年中)

3年	平成4年		平成5年		平成6年	
	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数
	%			%		
8.4	4	4,793	8.8	4	5,059	8.9
10.8	1	6,197	11.3	2	6,186	10.9
9.7	3	5,723	10.5	1	6,562	11.6
11.2	2	5,778	10.6	3	5,748	10.1
7.8	5	4,584	8.4	5	4,875	8.6
5.8	6	3,021	5.5	6	3,390	6.0
4.4	7	2,203	4.0	7	2,284	4.0
2.1	8	1,146	2.1	8	1,077	1.9
1.8	10	932	1.7	9	994	1.8
1.4	12	754	1.4	11	856	1.5
2.0	9	967	1.8	10	942	1.7
1.8	11	886	1.6	12	830	1.5
1.5	13	704	1.3	13	723	1.3
1.1	15	538	1.0	14	595	1.0
0.8	20	420	0.8	19	556	1.0
		54,762			56,700	
						63,015

附属資料 7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大和洋行	6	14	7 061 300	放	火
" 11月29日	大阪府高槻市	大和洋行	100	124	1 747 396	不	明
昭和49年2月17日	大阪府高槻市	熊手屋	—	5	1 924 400	不	明
" 7月16日	大阪府高槻市	急中	1	40	1 086 574	不	明
昭和51年1月22日	大阪府高槻市	急中	—	—	211 720	不	明
昭和54年11月9日	大阪府高槻市	急中	—	1	213 266	不	明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	急中	—	1	356 954	不	明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	急中	—	—	330 228	不	明
平成元年12月23日	大阪府高槻市	急中	—	1	353 929	不	明
平成2年3月18日	大阪府高槻市	急中	—	—	346 434	不	明
ホテル・旅館			15	6	174 047	不	明

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和44年2月5日	福島県山形市	磐石	30	41	1 098 261	出	因
" 5月18日	山形県山形市	和歌	—	16	2 321 732	石	ア
昭和46年1月2日	山形県山形市	和歌	16	15	216 637	不	明
昭和48年10月11日	山形県山形市	和歌	6	5	14 919	不	明
昭和50年3月10日	山形県山形市	和歌	4	64	99 477	不	明
昭和53年6月15日	山形県山形市	和歌	7	24	60 116	不	明
昭和55年11月20日	山形県山形市	和歌	45	22	533 751	ア	明
" 11月18日	山形県山形市	和歌	33	34	1 726 126	ア	明
昭和58年2月21日	山形県山形市	和歌	2	8	472 780	不	明
昭和61年2月11日	山形県山形市	和歌	11	2	308 563	不	明
" 4月21日	山形県山形市	和歌	24	—	17 120	不	明
昭和63年12月30日	山形県山形市	和歌	3	56	112 810	不	明
平成6年12月21日	山形県山形市	和歌	5	3	3 114	不	明
(病院)					1 024 315	不	明

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	日本医療伝導立	16	—	19 122	出	因
" 3月19日	神奈川県横浜市	日本医療伝導立	11	—	1 536	石	ア

昭和39年10月29日	神奈川県横浜市	精神科	5	5	2 270	放	火
昭和44年3月30日	神奈川県横浜市	常阿	9	3	7 015	不	明
昭和44年11月19日	神奈川県横浜市	阿秋	6	5	10 908	放	火
昭和45年8月29日	神奈川県横浜市	橋本	17	1	2 365	放	火
" 8月2日	神奈川県横浜市	橋本	5	1	2 793	放	火
昭和46年2月2日	神奈川県横浜市	橋本	6	—	3 782	放	火
昭和48年3月8日	神奈川県横浜市	橋本	13	3	57 593	取	明
昭和48年5月13日	神奈川県横浜市	橋本	7	5	7 178	蚊	未
昭和52年2月19日	神奈川県横浜市	橋本	6	1	1 328	ロ	明
昭和59年2月13日	神奈川県横浜市	橋本	6	1	—	不	明

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和30年2月17日	神奈川県横浜市	聖母の園	99	9	15 340	出	因
昭和43年1月14日	神奈川県横浜市	泉老	6	—	2 793	か	未
昭和45年3月20日	神奈川県横浜市	泉老	4	—	不明	ア	置
昭和48年3月14日	神奈川県横浜市	泉老	2	—	234	電	切
昭和48年2月8日	神奈川県横浜市	泉老	2	6	5 352	不	明
" 7月31日	神奈川県横浜市	泉老	8	—	56 702	放	明
昭和62年2月11日	神奈川県横浜市	泉老	3	1	14 807	不	明
" 6月6日	神奈川県横浜市	泉老	17	25	71 666	放	明

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和47年5月13日	大阪府大阪市	日野	118	81	1 649 693	出	因
昭和48年12月19日	大阪府大阪市	日野	—	1	256 336	た	明
昭和50年3月1日	大阪府大阪市	日野	5	17	57 789	不	明
昭和51年12月4日	大阪府大阪市	日野	6	2	7 810	放	火
" 12月16日	大阪府大阪市	日野	3	—	10 270	た	明
" 12月26日	大阪府大阪市	日野	15	8	38 781	放	未
昭和53年3月10日	大阪府大阪市	日野	11	2	10 483	放	明
" 11月19日	大阪府大阪市	日野	4	3	17 685	た	明
昭和54年11月20日	大阪府大阪市	日野	4	2	48 988	不	明
昭和55年8月16日	大阪府大阪市	日野	14	223	554 226	不	明
昭和56年2月28日	大阪府大阪市	日野	3	8	140 964	不	明
昭和59年11月15日	大阪府大阪市	日野	8	13	68 954	不	明
昭和61年6月14日	大阪府大阪市	日野	3	—	1 786 895	不	明

附属資料 8 昭和 21 年 以 降

年	区分	出 火 件 数						
		計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
昭和21年		14,460	14,460	—	—	—	—	—
22		18,806	15,888	2,918	—	—	—	—
23		17,022	15,099	1,923	—	—	—	—
24		18,484	16,346	1,334	261	111	432	—
25		19,243	16,663	1,161	470	102	847	—
26		21,263	18,130	1,582	1,551			—
27		22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—
28		25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—
29		27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	—
30		29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	—
31		33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	—
32		34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	—
33		36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	—
34		36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	—
35		43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	—
36		47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	—
37		49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	—
38		50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	—
39		49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	—
40		54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	—
41		48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	—
42		54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	—
43		53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	—
44		56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313
45		63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522
46		64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001
47		58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787
48		73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916
49		67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491
50		62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910
51		62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622
52		63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836
53		70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454
54		63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082
55		59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821
56		60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983
57		60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401
58		59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606
59		63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842
60		59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676
61		63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958
62		58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810
63		59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265
平成元年		55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797
2		56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554
3		54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748
4		54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547
5		56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280
6		63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の 火 災 損 害 状 況

年	区分	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数		
		計	全 焼	半 焼	部分焼	建物 (㎡)	林野 (a)	死 者	負 傷 者
昭和21年		—	—	—	—	3,533,924	—	420	1,695
22		—	—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
23		—	—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
24		—	—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
25		—	—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
26		—	—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
27		—	—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
28		—	—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
29		35,083	21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
30		36,231	20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
31		41,418	25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
32		37,705	20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
33		39,196	20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
34		41,446	17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
35		41,014	19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
36		46,265	23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
37		44,867	21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
38		42,930	19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
39		43,688	19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
40		45,116	20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
41		41,103	18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
42		45,840	19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
43		43,864	17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
44		51,328	18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
45		55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
46		53,810	17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
47		51,900	15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
48		57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
49		52,539	15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
50		50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
51		52,956	16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
52		51,828	14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506
53		53,552	15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054	1,854	8,718
54		51,925	14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933	2,070	8,157
55		51,317	13,890	4,954	32,473	2,128,326	530,685	1,947	8,049
56		53,239	14,441	5,166	33,632	2,094,854	196,866	1,971	8,004
57		49,331	12,832	4,692	31,807	1,932,409	313,606	1,849	8,112
58		50,615	13,563	4,686	32,366	1,954,917	766,602	1,828	7,407
59		51,949	13,767	5,025	33,157	2,031,409	372,739	2,089	7,858
60		49,717	12,927	4,582	32,208	1,977,347	492,389	1,747	7,550
61		51,026	12,879	4,696	33,451	1,944,033	489,257	2,061	7,731
62		49,255	12,552	4,261	32,442	1,854,633	488,983	1,857	7,681
63		50,336	12,621	4,428	33,287	1,859,535	317,623	2,116	7,703
平成元年		47,437	11,452	4,074	31,911	1,734,055	211,699	1,747	7,292
2		47,536	11,782	4,063	31,691	1,674,064	133,325	1,828	7,097
3		46,043	11,053	3,848	31,142	1,656,447	273,890	1,817	6,948
4		45,783	11,373	3,770	30,640	1,691,124	232,316	1,882	6,896
5		46,124	11,269	3,934	30,921	1,668,483	326,001	1,841	6,895
6		47,980	12,185	4,111	31,684	1,795,118	277,582	1,898	7,007

い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

区分 年	り災世帯数				り災人員数	計	
	計	全損	半損	小損		計	小計
昭和21年	23,954	21,193	2,761		—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121		—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897		—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311		—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895		—	21,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113		—	22,228,156	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370		—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732		—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738		133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517		139,117	31,859,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833		150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269		138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833		144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199		167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,259		156,564	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047		171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490		166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414		158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024		152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645		151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612		138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907		143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051		143,195	54,252,470	50,061,631
44	39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660
51	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191
52	39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870
53	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835
54	37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601
55	37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002
56	38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914
57	37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,998	141,786,203
58	36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424
59	37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366
60	35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230
61	36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906
62	35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233
63	36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941
平成元年	33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632
2	32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731
3	32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061
4	32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622
5	32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244
6	32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

建 物		損 害 額 (千円)				
建 物	収容物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	—
—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	—
—	—	152,172	—	227,993	—	—
—	—	731,901	79,564	64,708	—	32,985
—	—	655,216	83,846	104,084	—	18,293
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	—	23,282
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	—	30,803
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	—	454,958
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	—	749,906
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	—	47,776
8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	—	153,518
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	—	233,090
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	—	749,463
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	—	725,466
14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	—	1,011,958
17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	—	5,118,697
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	—	2,393,361
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	—	3,966,961
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	—	888,520
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	—	737,883
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549
53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112
56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960
58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173
67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175
71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568
69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719
72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996
72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	—	1,356,824
74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499
72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022
69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531
71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542
68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313
74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449
78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189
82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	—	1,827,575
84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240
89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341

建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火件数 指数	出火率 (指数)	死者指数	負傷者指数	損害額指数	出火件数構成比 (%)		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100	—	—	—
22	130	2.4(126)	115	159	326	—	—	—
23	118	2.2(116)	97	121	400	—	—	—
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	2.6(137)	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4,385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4
平成元年	386	4.6(242)	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3
2	391	4.6(242)	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9
3	380	4.5(237)	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3
4	379	4.4(232)	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5
5	392	4.6(242)	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5
6	436	5.1(268)	452	413	5,181	54.5	7.2	10.7

の火災損害比較

				火災損害額構成比 (%)					
船	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6	—	2.3	—	96.9	0.7	0.3	1.4	—	0.8
0.5	—	4.4	—	97.2	1.6	0.4	0.6	—	0.3
7.1	—	—	—	98.3	0.7	—	1.0	—	—
0.7	—	5.0	—	97.6	1.9	0.2	0.2	—	0.1
0.7	—	4.9	—	96.4	2.7	0.3	0.4	—	0.1
0.6	—	6.5	—	98.4	1.2	0.2	0.2	—	0.1
0.6	—	7.0	—	98.2	0.7	0.7	0.3	—	0.1
0.8	—	7.8	—	95.8	2.4	0.3	0.3	—	1.2
0.7	—	8.6	—	89.6	6.5	0.3	0.8	—	2.9
0.7	—	8.8	—	97.5	1.4	0.6	0.3	—	0.2
0.9	—	9.2	—	97.6	0.6	0.5	0.5	—	0.7
0.8	—	11.0	—	95.8	2.2	0.6	0.4	—	1.0
0.8	—	13.1	—	83.9	13.5	0.4	0.4	—	1.7
0.7	—	13.6	—	95.0	2.4	0.5	0.3	—	1.8
0.7	—	13.9	—	93.5	2.8	0.7	0.4	—	2.6
0.7	—	12.9	—	88.6	0.8	0.6	0.3	—	9.7
0.7	—	13.8	—	87.5	6.6	0.6	0.6	—	4.7
0.7	—	13.5	—	90.0	1.0	0.6	0.3	—	8.1
0.6	—	14.5	—	93.4	3.5	0.8	0.7	—	1.7
0.5	—	15.9	—	92.3	5.0	0.9	0.4	—	1.4
0.5	0.0	16.4	—	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	—	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	—	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	—	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	—	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	—	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	—	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	—	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	—	94.3	3.8	0.8	0.3	—	0.8
0.4	0.0	27.6	—	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	—	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	—	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	—	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	—	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	—	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	—	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	—	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	—	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9
0.2	0.0	21.8	—	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6
0.2	0.0	22.2	—	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0
0.2	0.0	21.2	—	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5
0.3	0.0	22.2	—	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3
0.2	0.0	21.4	—	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7
0.3	0.0	22.9	—	95.4	0.2	2.6	0.7	0.0	1.2
0.2	0.0	23.4	—	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1
0.2	0.0	27.4	—	94.3	0.9	2.1	0.4	0.0	2.2

附屬資料10 昭和 21 年 以 降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
2	福島県田島市	21年5月20日1時30分	-	31	455	2,412	515
3	飯田	21年7月15日12時15分	-	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	-	9	716	4,654	594
5	新潟県両津市	22年4月17日15時40分	-	-	435	1,868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	-	-	4,010	17,771	3,742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	-	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠市	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	-	-	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	北海道代官	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	-	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	-	17	339	1,586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	-	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	-	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	-	225	513	1,583	376
18	松阪	26年12月16日23時30分	-	195	874	3,565	1,155
19	鳥取	27年4月17日15時ごろ	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	名瀬	30年12月3日4時30分	-	-	1,452	5,845	1,361
24	能代	31年3月20日22時50分	-	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	-	16	770	4,323	1,344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	-	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	-	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	-	-	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	-	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	-	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	-	-	348	1,407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	-	1	-	-	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	-	-	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	-	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	-	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	-	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	-	-	-	-	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

の 大 火 記 録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
㎡	千円				m	m	%
135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	...
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	不漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
72,498	5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
32ha	143,000	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
156,984	4,022,041	不始末	晴	SSW	9.3	17.0	53
175,966	1,590,140	煙	曇小雪	SW	7.4	...	82
36,274	360,000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
66,314	1,000,000	かまど	晴	WSW	30.0
600ha	980	放たばこ	晴	SW	14.2	...	60
53,047	2,155,350	たばこ	晴	W	5.5	...	72
40,366ha	3,784,596	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
51,752	774,317	不始末	晴	W	5.2	...	60
44,664	2,221,191	不始末	晴	NE	1.0	...	96
64,698	3,975,200	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
57,282	3,174,136	スバ	晴	W	22.0	25.0	53
34,116	300,000	たがた	曇	WSW	5.7	...	52
37,453	2,069,455	たがた	晴	S	8.0	...	44
53,537	1,565,605	たがた	曇	WSW	12.2	26.3	68
37,790	1,203,268	不始末	晴	WSW	12.2	26.3	68
33,846	2,321,732	不始末	晴	WSW	12.2	26.3	68
152,105	40,500,000	不始末	晴	WSW	12.2	26.3	68
47,871	2,199,457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 自然災害による

区分 都道府県	その				
	田 (ha)		畑 (ha)		道路 (箇所)
	流出・埋没	冠水	流出・埋没	冠水	
北海道	71	—	7	—	1,990
青森	5	—	—	25	299
岩手	—	—	—	—	376
宮城	310	9,784	47	790	441
秋田	—	1	—	1	175
山形	—	—	—	—	137
福島	—	—	—	1	428
茨城	2	97	—	3	79
栃木	—	—	—	—	108
群馬	—	1	—	—	188
埼玉	—	—	—	—	97
千葉	—	—	250	—	99
東京都	—	—	—	—	26
神奈川県	—	—	—	—	14
新潟	—	—	—	—	60
富山	19	—	—	—	39
石川	—	—	—	—	94
福井	7	—	—	—	15
山梨	6	—	—	—	67
長野	1	—	6	—	256
岐阜	17	13	1	—	191
静岡県	—	—	—	—	161
愛知県	11	276	20	155	1,391
三重	42	381	4	265	548
滋賀	4	—	—	—	234
京都	—	—	—	—	53
大阪府	—	—	—	8	13
兵庫県	—	—	—	—	46
奈良	8	7	—	2	184
和歌山	—	—	—	—	130
鳥取	—	—	—	—	74
島根	—	—	—	6	165
岡山	—	—	—	—	74
広島	3	—	—	—	1
山口	2	—	—	—	304
徳島	—	—	—	39	277
香川県	—	—	—	—	38
愛媛	2	—	—	—	70
高知県	—	—	—	—	498
福岡	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	23
長門	—	—	—	—	87
熊本市	3	—	—	—	176
大分	—	—	—	—	114
宮崎	—	—	—	—	441
鹿児島	42	1	12	—	497
沖縄	—	5	11	33	87
合計	555	10,566	358	1,328	10,865

(注) 田、畑の被害面積は単位未満を四捨五入しているため、合計数値とその内

都道府県別被害状況(つづき)

(平成6年中)

他				
橋りょう (箇所)	河川 (箇所)	崖くずれ (箇所)	鉄道不通 (箇所)	被害船舶 (隻)
40	1,011	—	15	162
7	619	—	1	3
5	441	—	3	302
14	337	128	1	99
4	1,037	—	2	—
4	358	—	—	—
15	732	—	—	—
2	244	55	19	—
2	223	—	—	—
4	164	—	—	—
—	—	4	—	—
1	9	12	1	—
—	11	30	—	2
1	3	20	10	—
—	63	2	—	—
1	15	1	—	—
—	5	1	—	1
—	13	—	—	—
5	204	1	—	—
8	173	11	—	—
12	374	—	—	—
5	302	43	—	7
—	117	13	5	25
14	789	146	—	65
5	255	41	2	—
1	30	2	3	—
—	1	19	—	—
—	84	17	—	—
1	144	—	—	—
—	182	—	—	—
—	126	3	1	—
—	82	1	1	—
—	39	—	—	—
—	—	—	25	—
—	168	—	—	8
2	253	—	—	—
—	110	—	—	—
1	19	2	—	—
3	532	—	—	—
—	—	—	—	—
—	47	—	—	—
—	56	5	—	21
—	42	6	—	—
1	166	—	—	—
1	281	7	—	—
3	756	26	—	14
2	10	44	—	51
165	10,627	640	89	760

訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

附属資料11 自然災害による都道府県別被害状況 (つづき)

(平成6年中)

区分	災害対策本部等の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
	都道府県 (回)	市区町村 (団体)			
北海道	—	62	—	12,675	105,072
青森	1	2	1	3,241	77,344
岩手	2	35	—	14,523	22,969
宮城	—	46	4	13,253	32,122
秋田	—	2	—	396	13,669
山形	—	2	—	—	13,389
福島	—	17	—	8,107	15,666
茨城	—	8	—	2,989	2,011
栃木	—	—	—	88	6,526
群馬	—	—	—	301	15,741
埼玉県	—	1	—	188	706
千葉県	—	1	—	1,439	257
東京都	—	10	—	1,300	118
神奈川県	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	65	18,851
富山	—	—	—	241	1,223
石川	—	—	—	—	4,144
福井	—	—	—	—	387
山梨	—	1	—	—	4,739
長野	—	6	—	1,727	22,736
岐阜	1	64	—	1,575	13,454
静岡県	—	2	—	1,742	11,250
愛知県	13	225	—	9,731	5,823
三重	12	404	—	841	25,361
滋賀	—	7	—	4,092	8,122
京都	—	23	—	2,305	2,166
大阪	1	38	2	—	2,822
兵庫県	—	15	1	—	5,342
奈良	1	24	—	3,822	2,952
和歌山	—	3	—	—	4,544
鳥取	—	10	—	1,485	5,665
島根	—	4	—	—	6,669
岡山	—	3	—	175	2,657
広島	—	—	—	—	8,114
山口	—	—	—	—	4,212
徳島	1	23	—	—	9,601
香川県	—	2	—	2,633	1,119
愛媛	4	103	—	—	8,740
高知県	1	15	—	—	11,962
福岡	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	11,681
長門	—	—	—	—	18,634
熊野	—	—	—	—	2,750
大分	—	—	—	—	4,992
宮崎	—	—	—	—	13,460
鹿児島	—	34	—	684	18,651
沖縄	—	19	1	744	5,328
合計	38	1,220	11	90,362	573,741

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生日	地震名等	規模 (マグニ チュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12.9.1	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
" 13.1.15	丹波山塊地震	7.3	1,298	—	—	1,298	19
" 14.5.23	北但馬地震	6.8	1,295	2,180	—	3,475	428
昭和2.3.7	北丹後地震	7.3	12,584	3,711	—	16,295	2,925
" 5.11.26	北伊豆地震	7.3	2,165	—	75	2,240	272
" 6.9.21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
" 8.3.3	三陸沖地震	8.1	2,346	216	4,917	7,479	3,008
" 10.7.11	静岡岡地震	6.4	814	—	—	814	9
" 14.5.1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
" 18.9.10	鳥取地震	7.2	7,485	251	—	7,736	1,083
" 19.12.7	東南海地震	7.9	26,130	—	3,059	29,189	998
" 20.1.13	東河地震	6.8	12,142	—	—	12,142	2,306
" 21.12.21	南海地震	8.0	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
" 23.6.28	福井地震	7.1	35,420	3,691	—	39,111	死者3,848 行方不明10
" 24.12.26	今市地震	6.2	873	—	—	873	10
" 27.3.4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
" 35.5.23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
" 36.2.2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
" 37.4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
" 39.6.16	新潟潟地震	7.5	1,960	290	—	2,250	26
" 43.2.21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
" 43.5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
" 49.5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
" 53.1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
" 53.6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,383	—	—	1,383	28
" 57.3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
" 58.5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1,584	—	—	1,584	104
" 59.9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
" 62.3.18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
" 62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2
平成5.1.15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.8	53	—	—	53	2
" 5.7.12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	601	—	—	601	死者202 行方不明28
" 5.10.12	東海道はるか沖地震	7.1	—	—	—	—	1
" 6.10.4	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.1	61	—	—	61	—
" 6.12.28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.5	72	—	—	72	3
" 7.1.17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	7.2	93,162	7,120	—	—	死者5,502 行方不明2

(注) 1 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。
 2 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(東京天文台編)より抜すい。
 3 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
 4 兵庫県南部地震については、平成7年5月23日現在の数値です。

附属資料13 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び
南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域

東海地震に係る地震防災対策強化地域 6 県 (167市町村)
出典：昭和54年 8 月 7 日付け総理府告示第26号

県名	区分
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和54年 8 月 7 日における行政区域その他の区域によって表示されたものである。

- 注) 1 長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月 1 日に飯田市に合併。
2 静岡県浜名郡可美村は、平成 3 年 5 月 1 日に浜松市に合併。
3 長野県下伊那郡上郷町は、平成 5 年 7 月 1 日に飯田市に合併。

南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域 7 都県 (282区市町村)
出典：平成 4 年 8 月21日：中央防災会議専門委員会

都県名	区市町村名
茨城県 (30市町村)	土浦市、古河市、龍ヶ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市、つくば市、波崎町、麻生町、牛堀町、潮来町、江戸崎町、阿見町、莖崎町、新利根村、河内村、桜川村、東村、伊奈町、谷和原村、石下町、総和町、五霞村、三和町、猿島町、境町、守谷町、藤代町、利根町

埼玉県 (57市町村)	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、毛呂山町、嵐山町、川島町、吉見町、騎西町、川里村、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町、吉川町、庄和町
千葉県 (80市町村)	全市町村
東京都 (52区市町)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市、瑞穂町、五日市町
神奈川県 (37市町村)	全市町村
山梨県 (14市町村)	富士吉田市、都留市、大月市、勝沼町、御坂町、一宮町、八代町、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、上野原町
静岡県 (12市町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町

附屬資料14 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日 年 月 日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住宅被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9. 15~17	台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6. 18~22	台風	九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8. 13~18	台風	九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8. 31~9. 1	台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1. 10~14	台風	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10. 13~15	台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	27. 6. 22~24	台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7. 10~12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	28. 6. 23~30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7. 16~25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8. 11~15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9. 22~26	台風	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	29. 5. 8~12	台風	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9. 10~14	台風	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9. 24~27	台風	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	30. 2. 19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4. 17~18	水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	32. 7. 25~28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	33. 1. 26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	6	—

24	9. 26~28	台風	近畿以东、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34. 8. 12~14	台風	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9. 26~27	台風	全国(九州を除く)、特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	35. 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9. 15~16	台風	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10. 25~28	台風	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38. 1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39. 7. 17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	40. 9. 10~18	台風	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41. 9. 23~25	台風	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	42. 8. 26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43. 8. 17	水害	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47. 7. 3~15	台風	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49. 5. 29~8. 1	水害	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51. 9. 8~14	台風	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	54. 10. 17~20	台風	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	55. 12~56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	57. 7. 7~57. 8	集中豪雨と台風	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	58. 7. 20~29	集中豪雨	山陰以东、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	58. 12~59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料15 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災 害 想					林野火災
			台風等の水害	土砂災害	地震	コンピュータ災害	大火災	
北海道	道	9	5	-	2	1	-	1
北海道	森	6	1	1	3	-	1	1
北海道	手	2	-	-	1	1	-	1
北海道	城	5	-	-	2	1	-	1
北海道	田	3	1	-	2	1	-	1
北海道	形	3	-	-	2	-	-	-
北海道	島	8	3	-	8	1	-	3
茨城県	城	4	1	-	3	-	-	-
茨城県	木	4	2	-	2	-	-	-
茨城県	馬	4	2	-	3	-	-	1
茨城県	玉	12	7	-	1	-	-	1
茨城県	葉	6	-	-	3	3	-	-
茨城県	京	68	1	-	4	-	-	-
茨城県	川	4	1	-	2	1	-	-
新潟県	潟	3	-	-	1	1	-	-
新潟県	山	14	13	-	1	1	1	-
新潟県	川	3	-	-	1	1	-	-
新潟県	井	2	1	-	1	-	-	1
山梨県	梨	2	1	-	1	-	-	-
山梨県	野	2	1	1	2	-	1	1
山梨県	卓	2	1	-	1	-	-	-
静岡県	岡	7	-	-	6	1	-	-
静岡県	知	3	1	-	1	1	-	-
静岡県	重	2	-	-	1	-	-	1
滋賀県	賀	5	1	1	1	-	-	1
滋賀県	都	1	-	-	-	-	-	1
滋賀県	阪	4	1	-	1	-	-	1
滋賀県	庫	4	2	-	2	1	-	-
滋賀県	良	2	-	-	1	-	-	1
滋賀県	山	2	1	-	1	1	-	1
鳥取県	取	1	-	-	1	-	-	-
鳥取県	根	1	-	-	1	-	1	-
鳥取県	山	5	1	-	1	1	-	1
鳥取県	島	3	1	-	1	1	-	-
鳥取県	口	2	1	-	1	-	-	-
徳島県	島	3	2	-	-	1	-	-
徳島県	川	2	1	-	-	1	-	1
徳島県	媛	1	-	-	-	1	-	-
徳島県	知	3	2	-	2	-	-	-
福岡県	岡	2	1	-	-	1	-	-
福岡県	賀	5	2	-	3	-	-	1
福岡県	崎	2	1	1	1	1	1	1
福岡県	本	2	2	-	1	-	-	-
福岡県	分	2	1	-	1	1	-	-
福岡県	崎	3	1	1	1	-	-	1
福岡県	島	7	1	1	-	3	1	-
福岡県	縄	1	-	-	-	1	-	-
福岡県	沖	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	合	241	64	6	74	29	8	23

訓練の実施状況

(平成6年度)

原 子 力 災 害	定		総 合 (実働)	訓 練 形 態		
	噴火災害	そ の 他		図 上	通 信	そ の 他
2	-	-	1	1	2	5
1	-	1	5	-	1	-
1	-	1	2	-	-	-
1	-	-	5	-	-	-
-	-	-	2	-	1	-
-	-	-	1	2	-	-
-	-	-	7	-	1	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	1	1	2	-
-	-	1	2	-	2	-
-	-	3	5	-	-	7
-	-	63	6	-	-	-
-	-	-	5	-	63	-
-	-	-	3	1	-	-
1	-	-	3	-	-	-
-	-	-	2	-	12	-
1	-	-	3	-	-	-
1	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	5	-	-	2
-	-	-	3	-	-	-
-	-	1	1	-	1	-
-	-	1	2	-	3	-
-	-	-	1	-	-	-
-	-	1	4	-	-	-
-	-	-	2	-	2	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-
-	-	1	4	-	1	-
-	-	-	3	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	1	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	1	-	2	-
-	-	-	2	-	-	-
1	-	-	2	-	3	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-
-	1	-	6	-	-	1
-	-	-	1	-	-	-
9	2	74	119	5	102	15

附属資料16 都道府県

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	
		計	市	町	村	組合			
北海道	道	72	20	8	—	44	127	358	
	青森	16	1	2	—	13	37	51	
	岩手	14	3	1	—	10	20	55	
	宮城	12	3	—	—	9	28	75	
	秋田	17	1	1	—	15	21	69	
	山形	15	8	2	—	5	15	48	
	福島	12	2	—	—	10	27	72	
	茨城県	茨城	28	8	6	1	13	64	58
		栃木	15	4	1	—	10	17	56
		群馬	12	2	—	—	10	29	53
		埼玉	48	29	5	—	14	62	121
		千葉	34	20	4	—	10	76	119
東京都		6(3)	3①	2(2)	1(1)	—	79	213	
神奈川		28	19	7	—	2	57	204	
新潟県		新潟	36(1)	10	8(1)	—	18	42	81
		富山	22	9	11	—	2	29	21
		石川	12	3	3	—	6	20	40
		福井	12	1	3	—	8	16	36
山梨県		山梨	10	2	1	—	7	17	31
	長野	19	6	2	—	11	56	36	
	岐阜	24	8	2	—	14	49	47	
	静岡	31	13	3	—	15	40	98	
	愛知	46	28	6	—	12	63	132	
	三重	15	8	1	—	6	24	50	
滋賀県	滋賀	11	3	—	—	8	24	19	
	京都	17	9	4	—	4	31	61	
	大阪	33	24	5	—	4	74	173	
	兵庫	33	18	2	—	13	56	99	
	奈良	13	5	—	—	8	26	20	
	和歌山	21	7	6	—	8	29	15	
鳥取県	鳥取	3	—	—	—	3	13	13	
	島根	11	1	1	—	9	13	42	
	岡山	14	5	—	—	9	22	60	
	広島	20	6	3	—	11	39	76	
	山口	16	7	1	—	8	28	30	
	徳島県	徳島	12	3	—	—	9	21	12
香川		11	4	1	—	6	16	22	
愛媛		16	4	—	—	12	21	33	
高知		15	6	—	—	9	19	24	
福岡県		福岡	27	9	2	—	16	46	98
		佐賀	10	3	—	—	7	15	20
	長崎	10	3	—	—	7	16	72	
	熊本	14	1	—	—	13	23	55	
	大分	15	4	1	—	10	19	35	
	宮崎	9	6	—	—	3	12	19	
鹿児島県	鹿児島	21	3	1	—	17	29	62	
	鹿儿岛	23	9	3	2	9	24	23	
	計	931(4)	351①	109(3)	4(1)	467	1,631	3,207	

(注)()内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

別市町村消防組織一覧

(平成7. 4. 1現在)

消防職員	消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
8,924	231	1,092				28,989	
2,378	67	798				21,786	
1,766	59	489				25,819	
2,566	78	496	—	—	—	23,599	
1,873	67	605				21,187	
1,455	44	348				29,199	
2,220	90	622				39,348	
3,926	86	1,144				27,452	
2,135	49	349				15,905	
2,301	70	492				13,574	
7,215	89	601	—	—	—	15,437	
7,301	72	868				31,117	
18,117	99	717				24,868	
8,797	64	548				19,230	
3,052	112	784				46,546	
1,191	37	304	—	—	—	9,803	
1,410	39	241				5,220	
1,146	32	244				5,502	
1,005	64	246				18,209	
2,219	120	861				43,390	
2,360	101	536				23,101	
3,984	74	630	—	—	—	24,421	
7,105	360	783				27,529	
2,009	69	486				14,504	
1,293	49	195				9,356	
3,203	73	415				20,362	
9,564	39	395				9,798	
5,165	104	1,568	—	—	—	51,087	
1,634	47	346				9,939	
1,298	50	331				12,388	
682	39	249				5,719	
1,022	59	390				14,564	
2,043	78	470	—	—	—	32,083	
3,411	93	703				24,779	
1,687	56	531				14,767	
946	46	467				11,666	
1,137	43	271	—	—	—	7,721	
1,592	70	526				21,965	
1,057	53	292				8,472	
4,387	110	731				26,924	
1,033	49	207				22,185	
1,629	79	876				23,310	
2,020	94	811				39,832	
1,440	58	459	—	—	—	17,949	
1,003	44	140				16,303	
1,980	96	727				16,934	
1,335	35	122				1,674	
147,016	3,637	25,506	—	—	—	975,512	

附属資料17 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和31	383	6	465	713	31,864	5,332	...	101	1,830,222
32	406	6	488	735	32,745	4,484	...	107	1,737,319
33	429	6	507	778	33,729	4,304	...	104	1,677,555
34	438	6	533	831	35,168	4,153	...	93	1,633,792
35	445	3	562	833	36,627	4,016	...	102	1,591,053
36	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料18 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和41年度	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1,004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1,392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2,664	646	2,018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2,714	647	2,067
54	30	—	30	—	—	—	2,744	647	2,097
55	48	—	48	—	—	—	2,792	647	2,145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2,844	650	2,194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2,906	652	2,254
58	25	—	25	—	—	—	2,931	652	2,279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2,958	652	2,306
60	5	—	5	—	—	—	2,963	652	2,311
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2,977	654	2,323
62	11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2,982	655	2,327
63	15	—	15	—	1	△ 1	2,997	656	2,341
平成元年	18	—	18	—	—	—	3,015	656	2,359
2	30	—	30	—	—	—	3,045	656	2,389
3	5	—	5	△ 6	1	△ 7	3,044	657	2,387
4	29	—	29	△ 3	6	△ 9	3,070	663	2,407
5	5	—	5	—	1	△ 1	3,075	664	2,411
6	20	—	20	△ 1	—	△ 1	3,094	664	2,430
7	9	—	9	△ 1	1 △ 1	△ 1	3,102	664	2,438

(注) 消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、1の市とみなして計上している。

附属資料19 自主防災組織の

都道府県	区分 市区町村数	管内 世帯数 (A)	自主防 災組織 を有する 市区 町村数	組織され ている地 域の世帯 数 (B)	組織率 (B/A) (%)	自主防 災組織 数	平常時の任務と 活動項目別自主			
							防 訓	災 練	防 災 知識 の 啓 蒙	防 災 巡 視
北海道	212	2,254,002	108	409,690	18.2	826	309	386	176	
青森	67	506,198	47	103,579	20.5	225	104	148	65	
岩手	59	453,404	59	221,693	48.9	423	368	358	334	
宮城	71	758,450	68	539,056	71.1	2,565	2,151	2,337	1,707	
秋田	69	383,269	69	198,710	51.8	2,506	1,552	1,613	1,304	
山形	44	358,345	43	155,559	43.4	1,581	1,518	1,539	1,467	
福島	90	651,402	89	451,443	69.3	1,497	1,207	1,378	1,003	
茨城	86	920,950	58	174,259	18.9	871	725	604	548	
栃木	49	620,632	28	98,822	15.9	448	290	275	240	
群馬	70	639,263	27	103,043	16.1	321	134	62	82	
埼玉	92	2,278,491	47	790,393	34.7	1,413	1,236	1,123	847	
千葉	80	2,024,987	47	713,142	35.2	2,351	2,082	2,099	1,510	
東京都	64	5,040,455	52	3,713,954	73.7	5,196	4,937	4,374	2,129	
神奈川県	37	3,114,108	37	2,530,922	81.3	6,414	3,731	5,993	1,219	
新潟	112	739,365	43	219,503	29.7	1,458	182	172	59	
富山	35	331,948	31	73,046	22.0	365	305	171	253	
石川	41	374,483	40	101,269	27.0	1,093	738	391	400	
福井	35	239,699	32	86,657	36.2	1,066	870	509	470	
山梨	64	285,955	64	267,575	93.6	2,562	2,553	2,232	691	
長野	120	696,166	66	374,490	53.8	2,118	1,790	1,544	925	
岐阜	99	631,713	78	520,677	82.4	3,373	2,222	1,280	896	
静岡	74	1,199,141	74	1,179,991	98.4	5,049	5,020	4,870	3,033	
愛知	88	2,301,934	64	1,872,170	81.3	8,215	8,020	7,129	1,151	
三重	69	599,200	57	255,655	42.7	1,259	712	586	605	
滋賀	50	385,634	48	191,588	49.7	1,487	1,074	960	913	
京都	44	943,559	30	530,190	56.2	754	476	342	251	
大阪	44	3,262,236	21	333,348	10.2	864	742	128	112	
兵庫	91	1,930,026	55	529,345	27.4	1,394	807	843	676	
奈良	47	467,031	20	105,635	22.6	370	145	116	176	
和歌山	50	378,799	19	38,227	10.1	232	66	82	16	
鳥取	39	196,415	39	69,400	35.3	1,144	812	544	483	
島根	59	249,463	36	69,048	27.7	782	158	336	201	
岡山	78	664,382	59	177,461	26.7	1,108	525	590	203	
広島	86	1,063,797	28	532,737	50.1	1,895	1,866	1,862	1,857	
山口	56	576,683	32	47,044	8.2	353	204	79	160	
徳島	50	279,606	26	52,344	18.7	171	63	63	35	
香川	43	353,868	27	63,633	18.0	316	89	81	70	
愛媛	70	555,457	25	97,799	17.6	292	110	96	76	
高知	53	317,639	25	33,176	10.4	274	119	133	109	
福岡	97	1,776,105	44	625,598	35.2	624	439	398	334	
佐賀	49	269,635	11	22,422	8.3	126	12	114	3	
長崎	79	549,549	40	133,867	24.4	1,077	778	843	450	
熊本	94	625,441	31	46,037	7.4	224	65	23	52	
大分	58	439,585	45	159,279	36.2	1,205	912	1,060	841	
宮崎	44	430,242	44	212,460	49.4	1,929	465	398	395	
鹿児島	96	701,603	67	130,504	18.6	657	315	307	263	
沖縄	53	415,420	6	20,553	4.9	166	1	1	—	
全 国	3,257	44,235,735	2,106	19,376,993	43.8	70,639	52,999	50,572	28,790	

(注)組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成6. 4. 1現在)

されている 防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	三角バケツ 消火器等の 頒布又は共 同購入	その他	災害危険 箇所等 の巡視	災害危険 箇所等 以外の情 報収集・ 伝達	初 消 火	期 火	負傷者 救出・ 救護	住民の 避難誘 導	給 食 水	その他
46	98	189	299	186	79	185	105	57		
15	27	22	37	82	54	48	79	14		
186	140	27	75	232	113	103	286	—		
1,366	1,181	1,040	1,176	1,735	1,397	1,300	2,019	356		
607	213	1,023	1,065	1,338	664	996	947	—		
512	—	1,256	1,512	1,475	1,494	1,512	1,443	—		
161	27	838	1,242	1,276	1,079	1,188	1,211	—		
364	128	484	619	773	628	610	610	55		
219	1	189	248	285	246	249	220	163		
5	2	53	113	87	72	63	55	3		
447	90	414	1,059	1,258	1,040	1,001	991	8		
1,297	54	1,606	2,063	2,109	2,060	2,099	1,926	26		
1,321	631	3,146	4,600	4,588	4,595	4,584	4,509	966		
1,167	405	2,847	3,465	3,503	3,503	3,503	3,450	859		
31	2	38	21	149	91	29	103	1		
97	19	32	47	260	50	123	47	24		
61	201	91	33	528	54	83	58	12		
—	297	131	152	823	175	141	—	—		
449	298	1,765	2,358	2,395	2,242	2,387	2,121	328		
675	157	903	1,389	1,466	1,354	1,423	1,173	42		
374	46	724	1,355	1,446	1,308	1,433	1,382	18		
1,879	469	2,996	4,296	4,274	4,261	4,254	4,119	432		
902	4,692	1,538	6,973	7,515	7,006	7,462	6,882	5,289		
21	22	557	591	698	595	615	543	10		
245	320	468	323	1,104	543	516	261	183		
344	25	287	277	485	231	240	264	214		
26	35	—	76	128	80	85	75	11		
95	86	420	530	795	617	557	420	99		
102	—	35	94	211	110	138	5	2		
50	6	2	2	43	40	2	42	—		
62	88	290	383	911	288	439	237	—		
92	27	95	236	242	143	275	198	1		
114	41	140	157	682	102	90	198	—		
22	1,825	45	1,821	1,855	66	71	1,838	1,823		
14	52	19	36	218	81	92	42	9		
7	8	21	17	142	18	21	43	10		
19	44	48	46	103	52	46	60	41		
50	4	19	29	90	63	75	72	30		
10	3	75	78	121	67	157	7	3		
1	5	317	306	436	305	323	336	—		
—	7	84	108	116	85	85	111	—		
592	74	444	746	775	668	694	454	36		
10	1	44	47	43	11	14	11	19		
558	7	865	894	945	761	924	863	1		
164	38	326	375	370	437	480	231	25		
179	13	216	274	286	215	264	236	14		
—	—	—	1	1	1	1	—	—		
14,958	11,909	26,169	41,644	48,583	39,144	40,980	40,283	11,184		

附属資料20 事業所の自

区分	消防法施行規則第3条第1項に基づく自衛消防の組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力を定めている組織数		その他の法に基づく自衛消防の組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	
		左の内、消防活動する組織数	左の内、消防活動する組織数		左の内、消防活動する組織数	左の内、消防活動する組織数
北海道	34,413	232	69	218	7	4
青森	8,701	8	—	34	—	—
岩手	8,842	8	3	—	—	—
宮城	14,253	152	68	45	5	—
秋田	6,071	48	1	36	—	—
山形	6,176	20	17	6	—	—
福島	12,002	150	2	22	—	—
茨城	11,649	6	2	184	—	—
栃木	8,800	59	3	—	—	—
群馬	9,434	8	2	135	11	—
埼玉	20,400	8	5	254	—	—
千葉	16,788	—	—	79	42	39
東京都	80,261	636	44	2	2	2
神奈川県	44,838	137	—	106	44	20
新潟	15,416	6	6	125	1	1
富山	5,362	9	7	232	—	—
石川	7,611	51	43	19	—	—
福井	5,782	80	32	5	—	—
山梨	6,741	323	13	—	—	—
長野	12,541	54	39	26	—	—
岐阜	8,013	66	9	21	—	—
静岡	19,800	35	27	137	—	—
愛知	34,745	11	11	139	—	—
三重	6,443	—	—	41	—	—
滋賀	5,288	50	20	—	—	—
京都	12,395	31	9	16	—	—
大阪	41,739	2	2	56	8	1
兵庫	27,831	13	4	55	32	31
奈良	4,257	64	2	—	—	—
和歌山	5,100	156	137	10	2	2
鳥取	2,580	87	18	—	—	—
島根	2,356	22	11	71	—	—
岡山	7,524	—	—	30	—	—
広島	15,310	44	27	18	—	—
山口	8,281	2	—	234	—	—
徳島	3,400	—	—	25	—	—
香川	5,043	6	3	287	1	1
愛媛	7,761	2	2	15	—	—
高知	3,221	156	—	—	—	—
福岡	24,479	185	185	62	36	36
佐賀	5,024	4	4	10	—	—
長崎	9,641	19	2	11	1	1
熊本	10,259	—	—	7	—	—
大分	6,201	10	2	290	—	—
宮崎	6,451	—	—	—	—	—
鹿児島	8,413	30	12	4	—	—
沖縄	2,298	4	—	6	—	—
合計	629,934	2,994	843	3,073	192	138

主防災組織の状況

(平成6. 4. 1現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、消防活動する組織数	事業所において任意に設置している自衛消防(防災)組織数	左の内、地域の自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	
				左の内、消防活動する組織数	左の内、消防活動する組織数
—	—	—	28	6	6
—	—	—	15	—	—
—	—	—	72	—	—
1	—	—	11	9	9
—	—	—	35	—	—
—	—	—	10	5	5
—	—	—	1	—	—
—	—	—	10	1	1
—	—	—	4	—	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	36	—	—
5	1	1	33	1	1
919	1	—	—	—	—
93	—	—	171	—	—
2	—	—	87	—	—
—	—	—	17	2	2
—	—	—	3	—	—
—	—	—	28	—	—
—	—	—	58	20	1
—	—	—	87	5	4
—	—	—	132	13	13
—	—	—	915	35	35
27	—	—	93	—	—
—	—	—	46	18	3
—	—	—	16	—	—
134	—	—	121	—	—
—	—	—	825	—	—
—	—	—	2	—	—
1	—	—	12	—	—
—	—	—	31	—	—
5	—	—	4	3	3
—	—	—	13	4	4
—	—	—	2	—	—
—	—	—	16	—	—
1	1	1	72	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	26	—	—
—	—	—	302	—	—
—	—	—	8	5	5
75	—	—	11	9	9
—	—	—	2	—	—
—	—	—	5	—	—
1	1	1	—	—	—
—	—	—	6	—	—
—	—	—	77	—	—
1	1	1	4	1	1
—	—	—	—	—	—
1,265	5	4	3,451	139	104

附属資料21 危険物施設

年	施設 合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484
42	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891
43	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243
44	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142
45	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852
46	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880
47	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132
48	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913
49	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423
50	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642
51	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906
52	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874
53	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734
54	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823
55	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193
56	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755
57	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398
58	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724
59	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715
60	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749
61	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254
62	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509
63	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374
2	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630
3	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874
4	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599
5	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706
6	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543
7	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設数の推移

(各年3月31日現在)

所			取扱所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702	—	—	7,742
4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059	—	—	25,270
4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478	—	—	34,628
4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907	—	—	43,586
4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274	—	—	51,800
4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553	—	—	62,244
4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	—	70,911
4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	—	79,948
4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258	—	89,974
4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798

附属資料22 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所	
			1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1,000以上の屋外タンク貯蔵所
北海道		3,693	3,020	673
青森		900	714	186
岩手		721	688	33
宮城		1,095	911	184
秋田		810	725	85
山形		767	738	29
福島		1,654	1,518	136
茨城		3,290	3,030	260
栃木		1,537	1,514	23
群馬		2,185	2,166	19
埼玉		1,928	1,895	33
千葉		5,665	4,665	1,000
東京都		1,025	947	78
神奈川県		4,781	3,578	1,203
新潟		2,390	2,134	256
富山		1,284	1,195	89
石川		911	844	67
福井		790	711	79
山梨		467	458	9
長野		1,802	1,779	23
岐阜		1,986	1,983	3
静岡県		3,583	3,388	195
愛知県		5,467	4,916	551
滋賀		3,635	3,228	407
京都		1,189	1,182	7
大阪		465	439	26
兵庫県		3,243	2,726	517
奈良		4,051	3,575	476
和歌山		303	303	0
鳥取		1,460	1,175	285
島根		291	262	29
岡山		641	633	8
広島		2,865	2,326	539
山口		1,887	1,730	157
徳島		2,929	2,299	630
香川		623	595	28
愛媛		744	628	116
高知		1,541	1,240	301
福岡		553	522	31
佐賀		2,781	2,511	270
長門		591	579	12
熊本		1,009	927	82
大分		1,055	1,013	42
宮崎		1,322	1,129	193
鹿児島		800	747	53
沖縄		1,746	1,579	167
計		643	448	195
構成比 (%)		85,098	75,313	9,785
		100.0	88.5	11.5

屋外タンク貯蔵所の施設数 (完成検査済証交付施設)

(平7. 3. 31現在)

左	の内				訳
	1,000kl~ 5,000kl	5,000kl~ 1万kl	1万kl~ 5万kl	5万kl~ 10万kl	
323	139	103	18	90	
104	20	11	0	51	
22	8	0	0	3	
99	22	46	17	0	
46	10	15	0	14	
19	6	4	0	0	
78	14	20	20	4	
114	42	69	19	16	
23	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	
31	2	0	0	0	
443	267	164	106	20	
74	0	4	0	0	
583	287	259	71	3	
142	49	46	13	6	
45	11	26	7	0	
51	16	0	0	0	
45	0	0	4	30	
9	0	0	0	0	
23	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	
160	26	4	5	0	
243	142	112	40	14	
223	58	88	26	12	
7	0	0	0	0	
21	1	4	0	0	
201	140	141	30	5	
236	124	100	16	0	
0	0	0	0	0	
108	57	81	24	15	
26	3	0	0	0	
8	0	0	0	0	
282	111	114	17	15	
110	19	15	13	0	
300	124	154	38	14	
16	0	12	0	0	
32	48	29	0	7	
151	92	45	7	6	
31	0	0	0	0	
214	41	15	0	0	
9	0	0	3	0	
51	20	6	0	5	
39	2	1	0	0	
73	55	51	10	4	
49	4	0	0	0	
55	5	5	2	100	
46	32	40	25	52	
4,987	1,997	1,784	531	486	
5.9	2.3	2.1	0.6	0.6	

附属資料23 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	特別防災区域	区域 面積 (万㎡)	第1種 事業所	第2種 事業所	石油の 貯蔵・ 取扱量 (万kl)	高压ガス の処理量 (万Nm ³)
青森	4-2 むつ小川 5 青森 6 八戸	249 12 160	2(0) 4(0) 9(2)	0 0 7	621 15 51	0 0 472
岩手	6-2 久慈 7 塩釜 8 仙台	132 30 460	1(0) 8(5) 3(1)	0 3 6	185 31 282	0 684 4,595
秋田	9 男鹿 10 秋田	161 171	2(1) 5(0)	0 6	425 57	0 193
山形	11 酒田	335	4(0)	2	24	51
福島	11-2 広野 12 いわき	131 746	1(0) 11(2)	0 10	46 212	0 1,069
茨城	13 鹿嶋臨海	2,410	14(12)	10	752	51,485
千葉	14 京葉臨海北部 15 京葉臨海中部 16 京葉臨海南部	259 4,504 1,251	9(1) 37(26) 3(2)	5 28 0	51 2,144 14	805 219,415 1,587
東京	18 品川・大井	29	2(0)	0	10	0
神奈川	19 京浜臨海 20 根岸臨海 21 久里浜	3,500 634 71	49(27) 4(1) 1(0)	47 5 0	1,293 507 59	111,989 33,136 0
新潟	22 新潟東西 23 新潟津 24 直江津	469 713 303	12(4) 5(3) 3(0)	2 7 2	238 163 9	13,192 8,314 69
富山	25 富山山湊 26 新伏木 27 伏木 28 婦中	75 45 17 57	2(1) 1(0) 2(0) 1(1)	3 0 1 0	125 25 9 1	3,398 0 89 4,510
石川	29 金沢港北	34	6(0)	4	30	481
福井	30 福井臨海	263	6(0)	1	408	0
静岡	31 清水	114	3(1)	11	71	459
愛知	32 渥美 32-2 田原 33 蒲郡 34 衣浦 35 名古屋港臨海	108 114 17 1,027 2,641	1(0) 0(0) 2(0) 5(2) 33(9)	0 0 2 6 20	98 0 15 37 943	0 0 199 1,750 50,898
三重	36 四日市臨海 37 尾鷲	1,102 80	17(15) 2(1)	21 1	741 78	81,457 36
大阪	38 大阪北港 39 堺泉北臨海 39-2 関西国際空港 40 岬	447 1,732 511 56	7(0) 21(10) 1(0) 2(1)	16 24 0 0	57 686 19 29	318 100,732 0 3

域の現況と防災資機材等の整備状況

(平成7年4月1日現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化 学高所 放水車 (台)	その他 の消防車 (台)	泡消 化薬 剤3 %換 算 (kl)	オイ ルフ ェン ス (m)	オイ ルフ ェン ス 展 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)
1	1	0	0	2	95	6,600	2	0
6	1	4	4	2	173	10,900	2	2
2	2	2	0	7	207	3,700	2	1
2	2	2	0	2	58	2,240	4	0
2	2	2	0	3	156	2,400	1	1
1	1	1	0	0	44	2,700	4	0
1	1	1	0	0	165	7,420	1	0
0	0	0	0	1	8	2,300	4	1
0	0	0	0	2	97	5,820	13	0
2	2	2	0	3	97	6,680	4	1
2	2	2	0	1	108	4,320	2	1
1	1	1	0	2	81	6,850	3	0
1	1	1	0	0	41	3,300	1	0
1	1	1	0	0	69	2,200	1	1
2	2	2	0	7	199	7,720	1	1
5	4	3	0	16	216	12,240	3	1
2	2	1	0	1	97	6,390	1	0
23	10	15	6	29	825	35,195	6	1
1	1	1	0	2	37	2,520	1	0
1	1	1	0	0	26	1,620	1	0
18	10	10	1	25	727	36,960	9	1
6	5	5	0	5	280	18,780	5	1
1	1	1	0	0	11	1,620	1	0
2	2	2	0	1	166	9,460	1	1
3	2	2	0	2	140	4,820	3	0
0	0	0	0	6	41	1,920	1	0
1	1	1	0	2	76	2,840	1	2
1	1	1	0	0	19	1,620	1	0
0	0	0	0	2	47	2,060	2	0
0	0	0	0	2	7	0	0	0
1	1	1	0	2	64	4,140	1	0
3	3	3	1	6	247	13,900	7	7
2	1	1	0	2	100	4,360	2	0
1	1	1	0	0	49	2,160	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	40	2,740	2	0
1	1	1	0	7	42	6,540	6	0
10	8	8	2	18	385	29,830	11	2
5	4	4	0	15	985	17,525	2	3
1	1	1	0	3	119	6,960	2	0
1	1	1	0	8	97	6,580	1	0
12	8	8	0	19	338	25,940	3	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	67	2,300	1	0

附属資料23 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	区域 面積 (万㎡)	第1種 事業所	第2種 事業所	石油の 貯蔵・ 取扱量 (万kl)	高压ガス の処理量 (万Nm ³)	
兵 庫	41 尼 崎	433	6(3)	11	46	531	
	42 神 戸	287	9(2)	5	95	2,451	
	43 東 播	1,098	6(4)	10	44	6,673	
	44 姫 路 臨 海	1,920	10(8)	12	390	17,416	
	44-2赤 穂	53	1(1)	0	24	4	
和 歌 山	45 和歌山北部臨海北部	617	3(2)	0	13	1,646	
	46 和歌山北部臨海中部	148	3(3)	0	93	568	
	47 和歌山北部臨海南部	308	3(1)	0	571	12,903	
	47-2御 坊	34	1(1)	0	34	4	
岡 山	48 水 島 臨 海	2,558	15(13)	10	1,025	109,679	
広島・岡山	49 福 島 ・ 笠 岡	1,128	4(2)	2	24	198	
広 島	50 江 田 島	19	1(0)	1	27	0	
	51 能 美	39	1(0)	0	88	0	
山口・広島	52 岩 国 ・ 大 竹	541	6(5)	8	269	22,252	
	53 下 松	273	2(1)	3	122	137	
	54 徳 島 ・ 新 南 陽	810	11(11)	9	434	80,687	
	55 宇 部 ・ 小 野	928	5(5)	10	469	23,386	
	57 六 連 島	5	1(0)	0	25	0	
徳 島	58 阿 南	80	1(0)	1	25	16	
香 川	59 番 の 州	436	3(2)	2	340	1,544	
	愛 媛	60 新 居 浜	433	5(3)	4	21	4,248
		61 波 方	30	1(1)	0	20	5,156
		62 菊 間 山	80	2(1)	0	304	8,620
63 松	250	4(3)	1	121	9,764		
福 岡	64 豊 前	47	1(1)	0	18	1	
	65 北 九 州	2,314	16(9)	14	88	19,457	
	66 福 岡	46	9(1)	14	33	690	
佐 賀	67 唐 津	33	3(1)	1	20	857	
	長 崎	68 相 浦	22	1(1)	0	18	1
		69 長 浦	12	4(0)	4	12	91
		69-2上 五 島	26	1(0)	0	26	0
熊 本	70 八 代	16	5(0)	1	14	49	
	71 大 分	1,122	11(10)	5	328	53,838	
鹿 児 島	71-2川 内	44	2(2)	1	13	476	
	71-3串 木 野	5	1(0)	0	169	0	
	71-4鹿 児 島	10	3(0)	0	15	0	
	72 喜 入	193	1(0)	0	884	0	
	72-2志 布 志	196	1(0)	0	538	0	
沖 縄	73 平 座	419	3(1)	0	786	6,715	
	74 安 泊	19	1(1)	0	35	504	
	75 小 覇	86	1(1)	0	206	1,412	
合 計		44,745	492(236)	392	20,054	1,119,776	

域の現況と防災資機材等の整備状況 (つづき)

(平成7年4月1日現在)

大 型 化学 消防車 (台)	大 型 高 放 水 車 (台)	泡 原 液 搬 送 車 (台)	大 型 化 学 高 所 放 水 車 (台)	そ の 他 の 消 防 車 (台)	泡 消 化 薬 剤 3 % 換 算 (kl)	オ イ ル フ ェ ン ス (m)	オ イ ル フ ェ ン ス 展 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)
1	1	1	0	4	71	6,010	8	0
2	2	2	0	5	103	8,920	5	0
1	2	1	0	17	78	9,940	9	1
4	5	4	4	17	158	16,110	10	1
1	1	1	0	0	17	1,620	1	0
1	2	0	0	6	57	4,980	4	0
3	2	2	0	2	92	6,200	4	0
4	5	4	0	4	242	6,900	4	1
1	1	1	0	0	0	1,800	2	0
4	5	9	0	28	273	24,630	12	2
0	0	1	0	5	76	4,360	6	0
1	1	1	0	0	32	4,310	2	0
1	1	1	0	0	22	4,420	3	0
3	1	3	2	14	186	10,060	4	1
1	1	1	0	1	77	3,860	2	0
5	2	2	2	15	176	10,687	8	1
3	2	2	0	9	144	7,100	3	1
0	0	0	0	0	29	1,620	1	0
1	1	1	0	0	19	2,380	2	0
3	3	3	0	5	107	12,700	4	2
2	1	1	0	3	100	3,800	1	0
1	1	1	0	0	30	3,720	2	0
2	2	2	0	1	38	4,700	3	1
2	1	1	0	5	73	5,940	5	1
1	1	1	0	0	12	1,740	1	0
4	4	3	0	9	177	13,320	9	0
2	0	2	0	2	105	8,240	7	0
1	1	1	0	3	20	3,860	2	0
1	1	1	0	0	16	1,620	1	0
0	0	0	0	1	67	3,301	5	0
0	0	0	0	1	130	4,240	2	1
1	1	1	0	0	63	3,240	1	0
4	4	4	0	10	247	8,240	5	1
1	1	1	0	0	20	1,620	1	0
0	0	0	0	1	41	2,300	7	1
0	0	0	0	2	79	2,700	6	0
1	2	2	0	2	157	8,340	4	2
1	1	1	0	2	1	2,900	1	1
2	2	3	0	6	68	5,610	4	1
1	1	1	0	0	32	2,020	1	1
2	2	2	0	1	104	2,420	1	1
196	154	163	22	386	10,385	578,648	283	51

附属資料24 都道府県別救急

都道府県	区分	市町村数	救急業務実施市町村数、A			
			人口 〔平成2年 国勢調査〕	人口 〔平成2年 国勢調査〕		
北海道	北	212	5,643,647	212	5,643,647	
	青森	67	1,482,873	67	1,482,873	
	岩手	59	1,416,928	59	1,416,928	
	宮城	71	2,248,558	71	2,248,558	
	秋田	69	1,227,478	69	1,227,478	
	山形	44	1,258,390	44	1,258,390	
	福島	90	2,104,058	90	2,104,058	
	茨城県	茨城	86	2,845,382	85	2,842,671
		栃木	49	1,935,168	49	1,935,168
		群馬	70	1,966,265	70	1,966,265
埼玉		92	6,405,319	90	6,398,906	
千葉		80	5,555,429	80	5,555,429	
神奈川県		神奈川	42	11,855,563	36	11,846,489
		神奈川	37	7,980,391	36	7,979,205
		新潟	112	2,474,583	109	2,433,831
富山県		富山	35	1,120,161	32	1,115,107
		石川	41	1,164,628	41	1,164,628
	福井	35	823,585	35	823,585	
	山梨県	山梨	64	852,966	64	852,966
長野		120	2,156,627	119	2,153,574	
岐阜		99	2,066,569	93	2,043,270	
静岡		74	3,670,840	67	3,634,271	
愛知		88	6,690,603	77	6,624,446	
三重		69	1,792,514	58	1,724,724	
滋賀県	滋賀	50	1,222,411	50	1,222,411	
	京都	44	2,602,460	44	2,602,460	
	大阪	44	8,734,516	41	8,692,148	
	兵庫	91	5,405,040	90	5,397,210	
	奈良県	奈良	47	1,375,481	41	1,361,155
		和歌山	50	1,074,325	43	1,044,600
鳥取県	鳥取	39	615,722	39	615,722	
	島根	59	781,021	59	781,021	
	岡山	78	1,925,877	76	1,911,898	
	広島	86	2,849,847	77	2,814,181	
	山口	56	1,572,616	55	1,553,729	
徳島県	徳島	50	831,598	44	812,429	
	香川	43	1,023,412	42	1,018,741	
	愛媛	70	1,515,025	69	1,506,911	
	高知	53	825,034	53	825,034	
福岡県	福岡	97	4,811,050	97	4,811,050	
	佐賀	49	877,851	49	877,851	
	長門	79	1,562,959	78	1,560,812	
	熊本	94	1,840,326	94	1,840,326	
	大分県	大分	58	1,236,942	58	1,236,942
		宮崎	44	1,168,907	32	1,104,325
鹿児島県	鹿児島	96	1,797,824	93	1,791,294	
	沖縄	53	1,222,398	41	1,202,198	
計		3,235	123,611,167	3,118	123,060,915	

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年 増減率 C-B B (%)	A内における 人口1万人 当たりの 救急出場件 数(件)
市町村数 (%)	人口 (%)	5年中 B (件)	6年中 C (件)		
100.0	100.0	129,253	134,372	4.0	238
100.0	100.0	26,897	27,479	2.2	185
100.0	100.0	24,756	25,814	4.3	182
100.0	100.0	40,537	43,254	6.7	192
100.0	100.0	19,098	20,901	9.4	170
100.0	100.0	21,398	23,383	9.3	186
100.0	100.0	41,205	43,475	5.5	207
98.8	99.9	54,977	57,520	4.6	202
100.0	100.0	37,492	39,025	4.1	202
100.0	100.0	41,011	42,416	3.4	216
97.8	99.9	142,063	150,002	5.6	234
100.0	100.0	137,911	144,982	5.1	261
85.7	99.9	415,776	428,777	3.1	362
97.3	100.0	221,846	231,392	4.3	290
97.3	98.4	47,262	50,010	5.8	205
91.4	99.5	18,110	19,044	5.2	171
100.0	100.0	19,671	20,330	3.4	175
100.0	100.0	13,728	14,350	4.5	174
100.0	100.0	20,544	21,048	2.5	247
99.2	99.9	42,432	44,900	5.8	208
93.9	98.9	39,915	41,831	4.8	205
90.5	99.0	75,330	78,178	3.8	215
87.5	99.0	139,848	147,226	5.3	222
84.1	96.2	35,076	37,413	6.7	217
100.0	100.0	27,465	28,263	2.9	231
100.0	100.0	66,579	68,620	3.1	264
93.2	99.5	276,319	286,824	3.8	330
98.9	99.9	128,040	133,480	4.2	247
87.2	99.0	33,033	33,853	2.5	249
86.0	97.2	26,075	27,008	3.6	259
100.0	100.0	12,308	12,892	4.7	209
100.0	100.0	13,740	14,585	6.1	187
97.4	99.3	38,903	40,209	3.4	210
89.5	98.7	62,083	64,418	3.8	229
98.2	98.8	36,523	37,585	2.9	242
88.0	97.7	16,497	17,248	4.6	212
97.7	99.5	24,485	25,349	3.5	249
98.6	99.5	35,059	35,620	1.6	236
100.0	100.0	21,092	22,020	4.4	267
100.0	100.0	111,670	114,700	2.7	238
100.0	100.0	16,736	17,486	4.5	199
98.7	99.9	29,380	29,806	1.4	191
100.0	100.0	36,217	37,656	4.0	205
100.0	100.0	25,156	25,533	1.5	206
72.7	94.5	21,593	21,744	0.7	197
96.9	99.6	37,536	38,216	1.8	213
77.4	98.3	29,038	28,763	△0.9	239
96.4	99.6	2,931,663	3,049,000	4.0	248

附属資料25 都道府県別事故

都道府県	区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	
北海道	道	964	18	185	19,673	2,204	1,310	15,302	
	青森	183	20	73	4,885	323	208	2,827	
	岩手	179	3	35	4,593	378	304	2,859	
	宮城	398	5	71	8,394	521	291	3,875	
	秋田	68	0	25	3,504	352	203	2,233	
	山形	112	1	30	4,209	399	183	2,558	
茨城県	福島	68	5	54	8,520	658	419	4,850	
	茨城	341	4	122	15,941	892	496	5,308	
	栃木	259	2	25	10,622	638	295	3,455	
	群馬	81	1	24	10,512	746	346	4,450	
	埼玉	1,046	13	58	34,336	2,459	1,441	15,651	
	千葉	946	7	169	31,027	1,962	1,018	16,253	
東京都	東京	4,035	10	289	73,666	4,251	3,550	56,415	
	神奈川	1,595	11	231	43,748	2,808	1,901	28,292	
	新潟県	新潟	108	2	112	10,832	1,028	443	6,210
		富山	29	13	42	4,421	401	210	2,292
		石川	32	3	28	4,806	397	208	2,516
		福井	29	2	48	3,694	295	168	1,752
山梨県		山梨	150	1	16	4,885	368	293	2,394
		長野	213	1	46	8,851	763	468	5,838
	岐阜	143	0	30	11,061	932	434	4,499	
	静岡	446	5	191	18,143	1,516	687	8,446	
	愛知	1,184	7	101	34,082	2,473	1,082	15,224	
	三重	51	5	53	9,477	801	302	4,241	
滋賀県	滋賀	175	2	30	7,593	660	333	3,261	
	京都	295	1	52	18,470	853	589	7,534	
	大阪	2,939	4	103	51,743	3,746	1,627	33,566	
	兵庫	654	7	117	27,789	1,851	974	16,249	
	奈良	152	0	24	7,800	558	273	4,127	
	和歌山	48	1	49	6,331	460	174	3,255	
鳥取県	鳥取	103	3	44	2,634	190	109	1,542	
	島根	31	0	41	2,823	304	215	1,944	
	岡山	95	3	55	10,722	707	288	4,578	
	広島	202	1	74	14,253	1,032	568	7,547	
	山口	171	0	55	7,213	535	281	4,522	
	徳島県	徳島	43	0	40	4,424	308	155	1,869
香川		191	0	25	6,559	409	267	2,900	
愛媛		189	0	40	8,485	596	275	4,296	
高知		123	0	43	4,694	382	198	2,972	
福岡県		福岡	769	1	145	22,627	1,416	825	12,107
		佐賀	30	0	37	4,027	253	201	1,825
	長崎	43	4	44	4,696	348	263	3,447	
	熊本	107	2	51	8,106	555	467	3,994	
	大分	49	0	33	4,786	424	224	2,884	
	宮崎	185	0	35	4,576	342	214	2,083	
鹿児島県	鹿児島	187	7	83	6,720	624	350	4,076	
	沖縄	123	1	89	5,651	278	300	3,362	
	計	19,564	176	3,367	626,604	44,396	25,430	351,680	

種別救急出場件数

(平成6年中 単位：件)

加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資搬器材等送	その他	計
1,240	1,677	69,873	19,182	80	36	2,628	134,372
231	289	14,713	3,357	89	25	256	27,479
174	249	13,818	2,863	14	2	343	25,814
516	512	21,327	6,289	160	21	874	43,254
132	237	12,121	1,792	9	0	225	20,901
136	239	12,981	2,267	46	1	221	23,383
377	424	23,982	3,629	53	117	319	43,475
674	572	27,678	4,544	205	29	714	57,520
401	407	18,841	3,632	34	5	409	39,025
415	466	21,266	3,583	108	2	416	42,416
2,388	1,648	78,296	9,308	428	159	2,771	150,002
2,355	1,405	74,988	12,151	67	87	2,547	144,982
9,351	3,668	241,476	25,734	244	870	5,218	428,777
4,133	2,219	129,213	14,359	342	228	2,312	231,392
436	612	24,875	4,852	93	1	406	50,010
147	197	9,566	1,374	25	13	314	19,044
176	206	10,235	1,472	8	0	243	20,330
99	135	6,679	1,298	12	2	137	14,350
169	223	10,370	1,752	74	103	250	21,048
368	363	23,338	4,034	319	11	287	44,900
309	391	20,771	2,855	41	83	282	41,831
770	790	39,640	6,476	205	0	863	78,178
1,930	1,482	76,362	10,670	718	416	1,495	147,226
305	317	18,899	2,373	71	174	344	37,413
214	215	14,183	1,384	24	7	182	28,263
939	647	35,641	3,201	4	0	394	68,620
7,832	2,978	165,571	13,949	21	27	2,718	286,824
2,136	1,424	69,747	9,441	166	25	2,900	133,480
365	325	17,075	2,904	22	7	221	33,853
293	274	13,473	2,336	35	19	260	27,008
93	108	6,647	1,302	19	5	93	12,892
77	114	7,519	1,427	12	2	76	14,585
385	379	19,055	3,664	32	10	236	40,209
640	594	31,904	6,639	195	15	754	64,418
300	331	19,172	4,376	82	19	528	37,585
153	140	8,231	1,667	40	12	166	17,248
214	203	11,752	2,532	85	12	200	25,349
345	306	16,964	3,663	45	5	411	35,620
263	210	10,833	2,070	34	2	196	22,020
1,376	1,313	58,653	12,748	265	7	2,448	114,700
157	179	7,856	2,558	107	6	250	17,486
231	291	15,002	4,705	56	31	645	29,806
317	417	18,623	4,549	85	3	380	37,656
192	229	12,088	4,197	108	34	285	25,533
217	255	10,279	3,212	50	26	270	21,744
344	401	18,956	5,496	50	4	918	38,216
534	403	14,663	2,752	1	2	604	28,763
44,849	30,464	1,605,195	250,618	4,983	2,665	39,009	3,049,000

附屬資料26 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	246	20	110	24,285	2,190	1,333
青森	53	27	54	5,764	322	215
岩手	52	3	33	5,325	380	315
宮城	84	2	51	9,474	517	300
秋田	29	0	18	4,149	335	207
山形	53	2	26	5,075	394	190
福島	69	5	48	10,275	657	443
茨城	102	5	72	19,563	884	525
栃木	73	4	20	12,836	632	313
群馬	75	1	13	12,760	738	365
埼玉	266	74	35	39,157	2,424	1,501
千葉	241	8	116	36,448	1,929	1,070
東京都	903	7	202	78,050	4,193	3,657
神奈川県	276	9	159	48,206	2,757	1,985
新潟	74	1	86	12,439	1,011	460
富山	31	11	35	5,257	388	217
石川	27	2	26	5,586	384	211
福井	22	2	40	4,478	289	170
山梨	35	1	12	5,761	362	302
長野	86	1	30	10,635	753	480
岐阜	87	0	26	13,586	929	470
静岡県	135	3	147	20,904	1,494	719
愛知県	324	9	66	39,629	2,432	1,139
三重	45	5	38	11,559	768	304
滋賀	49	2	30	9,154	645	342
京都	141	1	34	20,426	834	613
大阪	517	3	73	56,206	3,660	1,664
兵庫県	233	4	83	31,249	1,823	1,018
奈良	67	0	19	9,018	550	281
和歌山	27	1	38	7,119	452	187
鳥取	35	1	33	3,099	193	113
島根	24	0	38	3,366	300	224
岡山	91	1	40	12,109	696	300
広島	129	1	43	15,729	998	598
山口	47	0	48	7,946	524	286
徳島	26	0	31	5,044	298	163
香川	55	0	20	7,495	407	291
愛媛	77	0	35	9,281	576	283
高知	35	0	29	5,091	375	204
福岡	201	1	101	24,778	1,387	859
佐賀	27	0	28	4,575	242	214
長崎	42	3	32	5,142	342	277
熊本	59	2	37	9,090	539	476
大分	42	0	27	5,357	408	240
宮崎	32	0	28	4,982	335	217
鹿児島	89	9	63	7,326	609	354
沖縄	34	1	72	5,909	277	311
計	5,467	232	2,445	710,692	43,632	26,406

種別救急搬送人員

(平成6年中 単位：人)

一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
14,591	1,160	1,272	66,451	20,022	131,680
2,702	227	211	13,942	3,407	26,924
2,729	161	192	13,211	2,920	25,321
3,651	524	382	20,174	6,386	41,545
2,103	121	181	11,474	1,852	20,469
2,442	135	171	12,453	2,330	23,271
4,686	381	348	22,980	3,693	43,585
5,104	674	443	26,246	4,674	58,292
3,293	377	315	17,684	3,711	39,258
4,322	428	362	20,329	3,690	43,083
14,882	2,360	1,180	73,769	9,599	145,247
15,466	2,346	1,029	71,182	12,695	142,530
52,327	8,874	2,860	220,705	25,596	397,374
26,601	4,008	1,693	119,605	14,749	220,048
5,910	420	448	23,527	4,959	49,335
2,223	163	155	9,197	1,414	19,091
2,406	175	159	9,709	1,501	20,186
1,686	90	104	6,342	1,318	14,541
2,288	167	182	9,725	1,830	20,665
5,646	368	271	21,829	4,102	44,201
4,351	310	296	19,794	2,974	42,823
8,130	772	633	37,671	6,711	77,319
14,367	1,907	1,127	70,351	10,932	142,283
4,087	310	256	17,951	2,419	37,742
3,153	224	171	13,534	1,447	28,751
7,103	927	528	33,200	3,254	67,061
30,763	7,772	2,310	154,065	14,321	271,354
15,317	2,147	1,140	65,761	9,741	128,516
4,004	355	257	16,191	3,013	33,755
3,107	299	235	12,832	2,386	26,683
1,485	98	82	6,283	1,310	12,732
1,880	73	93	7,195	1,448	14,641
4,401	397	310	18,105	3,714	40,164
7,169	617	463	29,798	6,641	62,186
4,344	299	269	18,307	4,478	36,548
1,764	151	97	7,751	1,728	17,053
2,782	208	164	11,230	2,556	25,208
4,121	349	258	16,140	3,792	34,912
2,800	247	163	10,255	2,151	21,350
11,303	1,274	991	54,547	13,199	108,641
1,749	145	136	7,363	2,605	17,084
3,283	210	238	14,142	5,036	28,747
3,818	299	321	17,517	4,558	36,716
2,772	193	174	11,355	4,243	24,811
1,896	182	208	9,529	3,295	20,704
3,828	336	304	17,767	6,075	36,760
3,138	497	333	13,886	2,982	27,440
331,973	43,757	23,515	1,503,054	257,457	2,948,630

附属資料27 都道府県別経営主体別救急病院

都道府県	区分	病 院	診 療 所	計	国 及	
					病	
					国	国に準ず るもの
北海道	青森	265	72	337	8	2
	岩手	55	21	76	2	
	宮城	63	3	66		
	秋田	55	8	63	2	
	山形	33	1	34	1	1
茨城県	福島	35	0	35	1	
	茨城	54	0	54	1	1
	栃木	115	7	122	3	
	群馬	76	47	123	2	
	埼玉県	86	38	124	4	
東京都	千葉県	218	36	254	3	
	東京都	147	20	167	4	1
	神奈川県	384	50	434	8	1
	神奈川県	182	33	215	4	
	新潟県	67	14	81	3	
石川県	福井県	50	42	92	2	
	石川県	62	36	98	3	
	福井県	58	33	91	3	
	山梨県	35	15	50	2	
	岐阜県	98	24	122	4	
静岡県	静岡県	78	16	94	2	
	静岡県	100	95	195	9	1
	静岡県	232	114	346	4	2
	静岡県	67	32	99	4	
	滋賀県	28	1	29	2	
大阪府	大阪府	97	1	98	3	
	兵庫県	245	5	250	4	
	兵庫県	168	20	188	6	
	兵庫県	34	1	35	1	
	兵庫県	61	19	80	1	1
鳥取県	鳥取県	20	4	24	2	1
	岡山県	24	2	26	3	
	岡山県	95	8	103	3	1
	岡山県	132	75	207	5	1
	岡山県	74	15	89	5	1
徳島県	徳島県	38	4	42	1	
	徳島県	65	42	107	2	1
	徳島県	57	3	60	1	1
	徳島県	40	6	46	2	
	福岡県	123	17	140	4	
佐賀県	佐賀県	51	18	69	4	
	佐賀県	61	0	61	5	
	佐賀県	85	19	104	3	1
	佐賀県	50	6	56	4	
	佐賀県	56	3	59	2	
熊本県	熊本県	88	21	109	3	
	熊本県	21	0	21	1	
	鹿児島県	21	0	21	1	
	鹿児島県	88	21	109	3	
	鹿児島県	21	0	21	1	
計		4,328	1,047	5,375	146	17

及び救急診療所告示状況一覧

(平成7年4月1日現在)

公 的 等		私 的				
地 方 公 共 団 体	公 的 等	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
23	7		32	23	21	44
38	3		41	22	3	25
16	7	1	26	30	7	37
9	12		23	10	1	11
20	1		22	13	0	13
7	5		14	40	0	40
6	9		18	97	7	104
1	11		14	62	47	109
9	4		17	69	38	107
11	9		23	195	36	231
25	3		33	114	20	134
20	14		43	341	50	391
13	17		34	148	33	181
20	12	1	36	32	13	45
11	8		21	29	42	71
10	9		22	40	36	76
3	6		12	46	33	79
14	3		19	16	15	31
23	16	1	44	55	23	78
17	9		28	50	16	66
20	13		43	57	95	152
31	15		52	180	114	294
15	9		28	39	32	71
10	4		16	12	1	13
15	6		24	73	1	74
11	8		23	222	5	227
26	7		39	129	20	149
10	3		14	20	1	21
12	3		17	44	19	63
7	3		13	7	4	11
7	6		16	8	2	10
17	2		23	72	8	80
18	9	1	34	99	74	173
13	10		29	45	15	60
6	5		12	26	4	30
11	5		19	46	42	88
9	5		16	41	3	44
9	3		14	26	6	32
13	7		24	99	17	116
8	4		16	35	18	53
17	2		24	37	0	37
12	4		20	65	19	84
5	3		12	38	6	44
19	2		23	33	3	36
10	2		15	73	21	94
6	1		8	13	0	13
712	335	4	1,214	3,118	1,043	4,161

附属資料28 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	184	85	709	907	74	61	14	18	31	37
青森	31	6	154	197	29	20	10	15	9	10
岩手	62	5	118	138	9	9	—	—	6	6
宮城	130	9	272	325	25	14	20	114	5	5
秋田	33	6	144	166	8	8	—	—	4	13
山形	17	5	156	191	5	4	—	—	6	19
福島	69	7	284	353	14	15	1	6	14	14
茨城	45	18	453	550	52	44	3	7	9	9
栃木	58	3	328	379	13	10	—	—	12	14
群馬	58	2	180	243	11	12	—	—	9	9
埼玉	137	19	651	765	39	24	1	1	37	41
千葉	368	42	664	814	46	42	1	6	34	40
東京都	897	164	3,626	6,524	80	74	1	1	80	132
神奈川県	469	60	497	567	82	68	5	17	36	50
新潟	43	13	281	334	33	21	1	1	15	17
富山	16	6	124	149	9	7	1	—	9	13
石川	45	3	129	152	4	3	—	—	9	11
福井	32	5	106	125	8	7	—	—	8	8
山梨	47	3	134	154	2	2	—	—	5	5
長野	19	4	277	334	12	10	2	3	22	26
岐阜	30	31	230	291	13	11	—	—	9	9
静岡県	97	12	398	505	28	28	4	8	22	22
愛知県	403	318	607	707	51	42	1	—	50	79
三重	16	2	250	277	12	11	3	3	8	9
滋賀	76	1	186	230	5	5	1	3	9	9
京都	93	27	216	242	20	15	1	3	14	18
大阪	898	75	531	622	50	45	6	7	62	87
兵庫県	279	39	587	705	57	44	6	9	37	48
奈良	43	12	153	183	11	12	—	—	7	9
和歌山	28	11	171	202	27	30	—	—	6	6
鳥取	8	7	92	106	8	4	—	—	4	3
島根	16	7	111	157	3	3	—	—	6	6
岡山	24	13	229	279	15	13	1	3	8	8
広島	102	6	360	429	25	26	—	—	7	10
山口	72	13	204	241	14	12	—	—	9	9
徳島	21	5	100	129	12	17	—	—	3	3
香川	37	21	131	191	8	6	—	—	12	11
愛媛	80	13	153	216	13	12	—	—	13	13
高知	1	1	90	110	8	6	—	—	5	5
福岡	390	37	417	500	63	56	1	1	32	33
佐賀	3	—	103	116	7	6	—	—	1	1
長門	11	8	162	201	7	8	—	—	11	13
熊本	164	21	196	240	17	16	1	1	10	10
大分	39	15	136	174	11	9	—	—	11	15
宮崎	42	5	99	121	10	17	1	1	11	12
鹿児島	11	6	177	216	22	27	1	2	10	14
沖縄	25	13	96	121	38	31	3	4	4	3
合計	5,769	1,184	15,472	20,878	1,110	967	90	234	741	944

動件数及び救助人員

(平成6年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
42	47	16	13	—	—	196	179	1,266	1,347
2	2	—	—	—	—	27	23	262	273
—	—	1	2	—	—	19	24	215	184
11	18	12	9	—	—	63	86	538	580
5	6	—	—	—	—	31	27	225	226
2	2	1	1	—	—	25	24	212	246
8	8	2	3	—	—	40	43	432	449
8	10	1	2	—	—	44	34	615	674
3	3	1	1	—	—	38	37	453	447
12	12	1	4	—	—	24	23	295	306
74	77	1	—	—	—	128	136	1,068	1,068
56	59	2	3	—	—	98	99	1,269	1,099
1,536	1,598	11	12	—	—	463	483	6,694	8,988
85	84	2	3	1	—	163	166	1,340	1,015
5	5	1	1	1	1	89	79	469	472
5	5	—	—	—	—	17	19	181	199
2	3	—	—	—	—	15	15	204	187
2	2	—	—	—	—	21	20	177	167
1	1	2	4	—	—	37	38	228	207
6	7	1	37	—	—	42	36	381	457
3	3	—	—	—	—	29	30	314	375
10	11	2	7	1	—	89	86	651	679
49	49	2	3	—	—	100	96	1,263	1,294
8	8	1	2	—	—	27	28	325	340
2	2	1	1	—	—	26	27	306	278
11	12	1	1	—	—	54	53	410	371
187	191	8	4	1	1	226	183	1,969	1,215
94	95	3	3	—	—	209	229	1,272	1,172
14	15	—	—	—	—	30	28	258	259
3	3	2	4	—	—	23	22	260	278
4	4	—	—	—	—	17	16	133	140
1	1	1	1	—	—	12	11	150	186
5	5	1	1	—	—	18	18	301	340
9	10	5	5	—	—	58	57	566	543
5	5	2	2	—	—	35	28	341	310
2	2	—	—	—	—	15	15	153	171
6	6	—	—	—	—	18	16	212	251
8	9	1	—	1	1	48	46	317	310
4	4	—	—	—	—	15	16	123	142
46	49	8	3	—	—	119	106	1,076	785
2	2	—	—	—	—	12	13	128	138
8	9	2	2	1	1	37	38	239	280
2	2	2	7	—	—	39	36	431	333
7	7	—	—	—	—	45	40	249	260
4	4	—	—	—	—	30	29	197	189
3	3	3	5	—	—	80	85	307	358
9	9	—	—	—	—	36	44	211	225
2,371	2,469	100	146	6	4	3,027	2,987	28,686	29,813

附属資料29 国庫補助金による年

区 分		平成4年度	
		数 量	補 助 金
一 般 施 設	防 火 水 槽	1,986	2,910,476
	訓 練 塔	7	35,609
	耐 震 性 貯 水 槽	235	1,012,508
	備 蓄 倉 庫	0	0
	自然水利利用施設	1	1,103
	空中消火等補給基地	0	0
	救急用ヘリコプター離着陸場	4	62,746
	体 力 錬 成 施 設	6	79,712
	ヘリコプター離着陸用広場	1	12,000
	消防団拠点施設等整備事業	—	—
小 計		/	4,114,154
科 学 施 設	消 防 艇	2	109,362
	消防用ヘリコプター附帯施設	2	94,455
	消防用高所監視施設	—	—
	小 計	/	203,817
合 計		/	4,317,971

度別消防防災施設整備状況

(単位：千円)

平成5年度		平成6年度		昭和28年度～平成6年度	
数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
1,975	2,947,751	1,856	3,201,885	107,322	91,016,871
9	45,783	5	25,435	117	590,109
246	1,055,453	184	1,057,380	5,455	20,227,353
1	4,057	4	29,494	35	489,631
2	2,206	1	1,103	20	20,674
0	0	0	0	9	116,226
2	43,773	4	79,104	10	185,623
8	97,446	4	33,221	18	210,379
0	0	0	0	1	12,000
131	527,560	116	492,149	247	1,019,709
/	4,724,029	/	4,919,771	/	113,888,575
9	112,304	4	97,304	70	2,235,669
1	70,000	0	0	4	214,455
—	—	2	32,719	2	32,719
/	182,304	/	130,023	/	2,482,843
/	4,906,333	/	5,049,794	/	116,371,418

附属資料30 国庫補助金による

区 分	平成4年度	
	数 量	補 助 金
一 般 設 備	消防ポンプ自動車	796 2,727,153
	小型動力ポンプ	218 112,446
	消防専用無線装置	128 27,564
	小型動力ポンプ付積載車	271 353,950
	小型動力ポンプ付水槽車	18 107,826
	消防団活性化総合整備事業	74 451,419
	防 災 無 線	62 1,093,240
	受 令 機	4 1,260
	林野火災工作車	11 12,522
	チェンソー	12 8,550
	可搬式消火機材	16 8,807
	可搬式小型動力ポンプ	113 53,495
	電 源 車	1 3,656
	起 震 車	3 9,687
	防 災 指 導 車	0 0
	多重情報処理車	0 0
	震災工作車	0 0
	火山噴火災害特殊避難車	2 9,961
	耐熱装甲型救助活動車	1 32,600
救護所用資機材	— —	
そ の 他	— —	
小 計	／ 5,014,136	
科 学 設 備	化学消防ポンプ自動車	54 380,403
	はしご付消防ポンプ自動車	74 1,844,478
	高 発 泡 車	1 4,876
	屈折放水塔車	1 12,537
	ヘリコプター	5 565,470
	ヘリコプターテレビ電送システム	1 72,100
	消防緊急通信指令施設	66 1,071,896
	救助資機材等総合整備事業	121 421,378
	救急高度化推進整備事業	34 413,893
	大型化学消防ポンプ自動車	2 28,350
	大型高所放水車	2 46,237
	泡原液搬送車	1 5,215
	救急業務高度化資機材緊急整備事業	— —
	そ の 他	— —
小 計	／ 4,866,833	
計	／ 9,880,969	
救急指令装置その他	— —	
合 計	／ 9,880,969	

年度別消防防災設備整備状況

(単位：千円)

	平成5年度		平成6年度		昭和28年度～平成6年度	
	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
	922	3,157,306	797	2,938,463	33,235	65,371,298
	260	128,420	239	119,124	46,845	10,353,317
	201	43,915	147	30,161	23,253	3,785,825
	357	472,559	313	398,283	15,598	13,839,719
	23	148,590	19	98,631	407	2,454,377
	40	182,285	49	191,268	521	2,522,887
	66	1,051,919	72	1,322,281	1,285	31,460,400
	1	315	2	630	63	15,154
	6	6,028	9	15,399	103	267,952
	2	1,090	1	340	23	13,615
	29	15,285	14	7,410	644	420,852
	115	55,060	29	14,999	5,853	2,331,933
	3	10,968	7	39,636	83	579,587
	1	3,229	3	9,687	79	234,305
	1	7,684	0	0	21	148,040
	1	9,636	0	0	3	28,908
	0	0	1	12,700	2	23,858
	0	0	0	0	2	9,961
	1	32,600	0	0	2	65,200
	3	16,169	1	5,587	4	21,756
	—	—	—	—	2,925	1,143,240
	／	5,343,058	／	5,204,599	／	135,092,184
	45	313,826	46	310,846	1,302	6,350,027
	59	1,581,274	66	1,775,435	1,712	27,968,691
	0	0	0	0	58	195,104
	1	12,537	0	0	26	238,154
	5	565,470	5	565,470	45	3,945,277
	2	144,200	1	72,100	8	570,156
	56	864,173	54	987,237	481	6,238,124
	106	401,588	106	455,293	932	4,035,944
	—	—	—	—	61	795,456
	1	11,340	1	11,340	83	1,084,431
	1	18,495	2	36,990	86	1,777,259
	4	13,908	2	6,954	79	311,292
	86	737,364	118	976,833	204	1,714,197
	—	—	—	—	1,024	2,289,749
	／	4,664,175	／	5,198,498	／	57,513,861
	／	10,007,233	／	10,403,097	／	192,606,045
	—	—	—	—	2,329	2,478,383
	／	10,007,233	／	10,403,097	／	195,084,428